

京都府宇治茶に関する古文書調査 ②

『永谷伊八郎家文書』分析調査報告書

目次

永谷伊八郎家文書	目録凡例・全目録	石堂詩乃
永谷伊八郎家文書	主要文書解読文	加島美和
永谷伊八郎家文書	主要文書現代語訳	加島美和
永谷伊八郎家文書	主要文書史料解説	加島美和
永谷伊八郎家文書	「禁裏御所御茶献上日記 全」解読文	植村明子
永谷伊八郎家文書	「禁裏御所御茶献上日記 全」現代語訳・校注	植村明子
永谷伊八郎家文書	「茶製論草稿」解読文	植村明子

京都府

はじめに

宇治茶は京都の特産物であり、現在は海外にまで広まりつつある日本茶のルーツである。本調査は、宇治茶が江戸時代に青製煎茶製法（緑茶製法）という新しい製法を得て、日本独特の喫茶文化をはぐくんできた歴史過程を明らかにすることを目的とする事業であり、調査の対象は、主として民間に残された古文書史料である。

調査は、京都府の委託によって、調査責任者島津良子と、歴史学を学んだ大学生、大学院生を中心とした調査員が、2015年～2019年度の5か年度にわたって実施し、デジタル写真、文書目録（史料リスト）などを作成した。

本調査の対象は、これまで古文書調査と言えば、宇治市内の茶師の家文書調査が多かったことを受けて、宇治茶の主産地である南山城地域の茶商の家文書を対象とした。中でも、江戸時代に青製煎茶製法（緑茶製法）を発明し、新製法の宇治茶を大消費地江戸に積み出すことで喫茶の習慣を日常のレベルにまで拡大した、永谷宗圓の子孫二家（三之丞家と伊八郎家）の茶関係史料の悉皆調査をまずは目標とした。永谷二家に古文書が残されていることはこれまでからも広く知られていたが、文書目録もなく、どんな文書がどれだけあるのか、という全体像は不明のままだったからである。今回の悉皆調査で、永谷二家の古文書史料については、ほぼその全容が明らかになったといえよう。

永谷三之丞家については、本調査に先立って行われた「宇治田原町茶史調査」（調査責任者 島津良子）ですでに仮目録（茶関係史料のみに限定）が作成されており、主要な文書の写真版、解読文、史料解説は『宇治田原町茶史報告書』に掲載、公開しているので、本調査ではそれに次ぐ成果として、永谷伊八郎家の文書目録と主要な文書の解読文、現代語訳、史料解説を作成した。そのうえで、研究上欠かせないと思われる永谷二家の長文の重要文書史料について、全解読文、現代語訳、史料解説を公開することにした。史料の選定は島津が行い、執筆にはすでに卒業して史料調査の現場担当者となっている調査員があたった。

永谷三之丞家所蔵の「古今嘉木歴覧」は、永谷宗圓の事績を伝える代表的史料として、一部は解読されており、これまでたびたび展示はされていたものの、その内容を全文解読して史料批判の上で分析されたことはなく、今回の全文にわたる詳細な検討は、本調査の主要な成果となっている。また、永谷伊八郎家に残存している古文書は、書状形式のものが多く、永谷三之丞家の書状（『宇治田原町茶史報告書』に掲載）と並んで「古今嘉木歴覧」という後世（嘉永5年）の記録物の中で語られる逸話の内、どの出来事が実際にあったことであるかを裏付ける一次史料として、絶好の裏付け史料となった。

青製煎茶製法（緑茶製法）はその後広く伝播し、関東・東海各地でも緑茶製法の茶が生産され、江戸に近いこれらの産地からも新製法による茶が江戸に出荷されることになった。この時期、湯屋谷（永谷宗圓在住村）の茶業者たちは、京都の公家や御所に新製法の茶を献上することで、独占的地位を失いつつあった山城産の宇治茶の新たなブランド化を試みている。「禁裏御所御茶献上日記 全」は、その活動を伝える史料である。また、同家所蔵の「茶製論草稿」は、茶生産者がど

のような手法で茶を生産すべきかを模索していた記録として、現在の茶生産者にとっても参考となると思われる史料である。

郷之口区有文書の調査は、『宇治田原町茶史報告書』ですでに文書目録を公開した営業帳簿史料を持つ、郷之口の潮見久右衛門家以外の近代輸出茶に関する活動史料が残されていないかを確認する調査であった。残念ながら、潮見家以外の輸出茶のまとまった史料は発見されなかったが、逆に郷之口区（上町・下町村）が近世中期から「茶役」という茶税を課せられる規模の茶生産を有していたことが確認できた。

そのほか、本調査では、これまでからその活動を知られていた奥田熊次郎に関する関係文書を調査することができ、その主要文書を解読した。明治以降の輸出茶については、引き続き、潮見久右衛門家の営業帳簿史料と奥田熊次郎関係文書を組み合わせでの追求が可能であると思われ、これは今後の課題となっている。

本調査の各年度末には、主な史料について1年ごとの調査成果を報告し、順次京都府ホームページにおいてWEB公開してきた。今回、5年間の調査のまとめとして、新たに紙媒体の調査報告書を作成するにあたっては、より活用しやすいように、年度ごとよりも、文書群ごとに分けて報告書を作成して関係諸機関に配布し、参考図書として閲覧に供することにした。報告書内容は以下の通りである。

第1冊 『永谷三之丞家文書』分析調査報告書

永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」解読文・校注・参考文献、現代語訳、史料解説

第2冊 『永谷伊八郎家文書』分析調査報告書

永谷伊八郎家文書 目録凡例・全目録、主要文書解読文、主要文書現代語訳、主要文書史料解説

永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」解読文、現代語訳・校注

永谷伊八郎家文書 「茶製論草稿」解読文

第3冊 『郷之口区有文書』・『奥田熊次郎関係文書』分析調査報告書

郷之口区有文書 主要文書目録・主要文書解読文、主要文書現代語訳、主要文書史料解説

奥田熊次郎関係文書 主要文書解読文、主要文書史料解説

最後に、毎回の調査にあたっては、所蔵者、資料管理者の方々に度重なるご厚意を頂戴しました。調査参加者一同にとって、とても楽しい調査となったことを改めて感謝します。WEB公開だけでなく、冊子としての報告書が関係諸機関にも置かれることによって、宇治茶に関する基礎史料の存在がより多くの人たちに知られて研究が進展すれば、これに勝る幸いはありません。史料の公開をご承諾いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。ご協力ありがとうございました。

2021年3月

調査者を代表して 島津良子

永谷伊八郎家文書

目録凡例・全目録

永谷伊八郎家文書目録凡例

石堂 詩乃

- ・本目録の項目には「箱番号」「内箱番号」「文書番号」「年月日」「西暦」「文書名」「差出人・作成者」「宛先」「形態」「備考」を設けた。
- ・「年月日」は、月日の異称（正月・極月など）は数字に改め、晦日はそのままに表記した。年・月・日が未詳であったり、吉日など特定できないものは「―」で表した。年欠でも干支があれば、年代推定のために干支を明記した。
- ・「文書名」は、原則として原題を表記することとし、表題がない場合は〔 〕内に適宜文書名を付した。また、内容については（ ）で補った。その際、基本的には「～に付」と表記したが、仮名文の書状については原文の表現を尊重した。
- ・「差出人・作成者」が実際に押印している場合や、花押を書いている場合は、(印)・(花押)と表現した。印文が判読できるものは、(印)の後に「 」内に記録した。
- ・「差出人・作成者」「宛先」が複数ある場合は、二名までを記し、合計の人数を「計〇名」として省略した。宛先の敬称（殿・様）は省略したが、省略すると意味が分かり難いものはそのまま記載した。
- ・「形態」については、書状や口上書などの縦紙・継紙・切継紙などの一紙文書は全て「状」とした。覚書や和歌書上などの一紙文書は、その大小を問わず継ぎ目の有無で「切紙」「継紙」に分類した。冊子ものは、縦帳・横帳・横半帳など古文書の形態がわかるよう適宜表現し、簡易なものは「綴」とした。
- ・「備考」については、文書名で表現しきれなかった補足内容を記した。包紙上書・端裏書などは、「 」内に記した。
- ・原則として文書を一括する包紙や袋などには単独の番号を付さないが、調査参加者が多数で番号付方法を徹底できなかった。調査時の番号を尊重して番号の削除は行わなかったが、内容の識別を容易にするために一部新たに番号を付した。
- ・漢字は、固有名詞以外は原則として常用漢字を使用し、それ以外は正字を用いた。
- ・記号化された屋号については、〈 〉内にマークの形を平仮名で表記し文字を続けた。例えば「嘉」は〈やま嘉〉に、「三」は〈まる三〉とする。

永谷伊八郎家文書

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	1	1-1	享保21、2、一	1736	乍恐書付を以御訴訟申上候(宇治田原郷大道寺村・岩本村・長山村・湯谷村・宮村・栢村・川上村・茶屋村御定免に付)	大道寺村庄屋為右衛門(印)、年寄甚右衛門(印)、計24名	小堀仁右衛門	状	(端裏書)「八ヶヶ村訴訟書」
1	1	1-2	寛保2、8、12	1742	乍恐返答書言上仕候(宇治田原湯屋谷村・7ヶヶ村領分に付追訴書返言上)	惣代又兵衛、同勘左衛門、計4名	小堀十左衛門	状	(端裏書)「寛保二 嶽山七ヶヶ村之事」
1	1	1-3	寛保2、8、一	1742	乍恐返答書を奉言上候(宇治田原湯屋谷村・7ヶヶ村領分に付追訴書返言上)	惣代又兵衛、同勘左衛門、計4名	小堀十左衛門	状	下書、(端裏書)「七ヶヶ村之事」
1	1	1-4	寛政8、8、26	1796	差上申一札之事(大道寺村ほか2ヶヶ村より湯谷谷村へ附けたる新道3ヶヶ所取崩しに付請証文控)	城州綴喜郡宇治田原郷大道寺村庄屋甚左衛門印、相年寄甚兵衛印、計10名	小堀縫殿様御役所	状	(端裏書)「御裁許差上一札 大道寺村当村山論」、奥書は湯屋谷村庄屋久右衛門印、年寄三之丞印、計5名
1	1	1-5	文政11、8、一	1828	下書 乍恐御願申口上書(岩本村・長山村より櫛谷山松茸入札申懸けに付)	湯屋谷村庄屋		状	(端裏書)「櫛谷山論松茸入札一件」
1	1	1-6	文政13、8、28	1830	乍恐奉送上済状之事(櫛谷山松茸入札相止め付)	城州綴喜郡宇治田原郷湯屋谷村庄屋新右衛門判、年寄半右衛門同、計7名	小堀口税様御役所	状	(端裏書)「三ヶヶ村立会 櫛谷山論済状写」
1	1	1-7	天保14、6、20	1843	乍恐返答書(大道寺村為右衛門より私共相手取り貸金出入願出に付)	城州綴喜郡湯屋谷村伊八郎、藤右衛門、計5名	小堀勝太郎様御役所	状	(端裏書)「返答書 城州綴喜郡湯屋谷村伊八郎外式人」
1	1	1-8	弘化3、8、一	1846	乍恐奉願口上書(湯屋谷村当年番庄屋役・年寄役仰付願に付)	湯屋谷村先庄屋平右衛門、同年寄忠左衛門、計7名	小堀勝太郎様御役所	状	(端書)「下書」
1	1	1-9	弘化4、2、一	1847	讀渡申茶壺之事(古代大壺50本に付)	城州綴喜郡湯屋谷村茶壺主永谷伊八郎、証人永谷三之丞、計5名	日本橋通二丁目山本嘉兵衛	状	(端裏書)「下書」 茶壺は伊八郎方に預かり置く旨の奥書有
1	1	2-1	文化3、6、一	1806	為取替申証文之事(御地手製の茶我筈両店限り積送り当地売捌方世話に付)	江戸日本橋通式丁目山本嘉兵衛(印)、江戸南伝馬町式丁目堺屋友治郎(印)	西野藤右衛門、永谷武右衛門、計6名	状	
1	1	2-2	文化3、6、一	1806	一札之事(湯谷連中の茶荷物は御地御両家の外へは一切積送らざるに付)	城州宇治田原湯屋谷連中永谷三之丞、藤田弥吉、計6名	江戸堺屋友治郎、山本嘉兵衛	状	
1	1	2-3	天保12、2、4	1841	証文一札之事(高弟5人へ荒木流典義死活御相伝に付)	本名久保谷吉之進(印)藤田義治、改名萩野周右衛門(印)藤原義治(花押)	城州宇治田原湯屋谷村櫛谷古所	状	包紙有、(包紙上書)「裏筑地殿御免許」
1	1	2-4	天保12、2、一	1841	席(荒木流死活相伝に付免許)	本名久保谷吉之進(印)藤田義治、改名萩野周右衛門(印)藤原義治(花押)	永谷専二藤原福重	状	(端裏書)「永谷氏」
1	1	2-5	天保14、9、13	1843	茶仕切刃金訴訟右返答書(江戸種茶葉代銀支私訴訟書・「内証書」・「返答書」に付)		小堀勝太郎様御役所	堅帳	雛形、宛先は「返答書」より
1	1	2-6	嘉永7年5月	1854	嘉永七年寅五月三仲間規定書(江戸表積入銘茶に付当仲間取願)	住栄組間屋栗生喜三郎(印)、篤本徳次郎(印)、計7名	永谷武右衛門、永谷太郎兵衛、計5名	堅帳	内題「為取替一札之事」
1	2	1-1	一	一	[天神宮棟札写]			切紙	1-2-1-1~4封筒一括、(封筒裏書)「古書」
1	2	1-2	一	一	天神棟札之写			切紙	
1	2	1-3	一、1、2	一	[書状](年始の御祝詞に付)		永谷伊八郎	折紙	
1	2	1-4	一	一	[天神宮棟札写]			切紙	
1	2	2-1	天保4、9、一	1833	寛(金50両請取に付)	京都芝田屋長兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-2	天保8、4、9	1837	寛(金100両受取に付)	木村源 [] (印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-3	天保8、9、3	1837	寛(金100両請取に付)	京都芝田屋長兵衛	永谷伊八郎	状	
1	2	2-4	天保10、2、28	1839	寛(金50両受取に付)	大坂屋伊兵衛(印)	永谷伊八	状	
1	2	2-5	弘化3、10、25	1846	寛(山代銀未2月10日切に渡すに付)	栢村武右衛門(印)	湯屋谷村伊八郎	状	
1	2	2-6	子、12、4	一	寛(銀子勘定書)			状	
1	2	2-7	子、4、22	一	寛(子2月入茶仕切分受取に付)		永谷伊八郎	状	
1	2	2-8	子、5、27	一	杉売付寛(杉立木代御渡し願)	山田(印)	湯屋谷村伊八郎、せへ八藤吉	状	(印)「城州(まる山) 宇治田原奥山田村 宇左衛門」
1	2	2-9	子、10、4	一	寛(金30両受取に付)	門口又右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「田原間又」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	2	2-10	子、12、5		覚(金974両預かりに付)	近□□	永谷嘉兵衛	状	
1	2	2-11	子、12、[]		覚(銀子勘定書)	夫(まるカ)、(まる正)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-12	子、12、19		おぼへ(封金等受取に付)	宇左衛門屋二面山田金五郎	砂谷嘉兵衛	状	
1	2	2-13	子、12、晦		覚(金8両請取に付)	公為	丸伊	状	
1	2	2-14	うし、2、9		おほへ(金2分受取に付)	うじみの屋(印)	砂谷伊八	状	
1	2	2-15	丑、3、20		覚(金50両受取に付)	ハヤシ三右衛門(印)	永谷嘉兵衛	状	(印)「林三」
1	2	2-16	丑、3、24		覚(金50両受取に付)	木屋藤三衛門	永谷伊八郎	状	
1	2	2-17	丑、12、9		覚(金50両受取に付)	辰巳屋喜右衛門、同利助	永谷伊八	状	
1	2	2-18	丑、12、25		覚(六左衛門行金100両受取に付)	ハヤシ三右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「林三」、包紙糊付、(包紙上書)「下司 六印請取書入 丑十二月廿五日」
1	2	2-19	丑、12、28		覚(金100両元利受取に付)	下司六左衛門	永谷嘉兵衛御取次林三右衛門	状	1-2-2-18閑連
1	2	2-20	とら、3、16		覚(本代差引にて利足領受取に付)	鍵屋五郎兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-21	寅、3、24/寅、3、25		覚(名村久右衛門殿から金25両等受取に付/金4両[]受取に付)	おくだ弥太郎(印)	山本民蔵、永谷伊八郎	状	覚2通、(印)「宇治原原郷之口奥田弥太郎」
1	2	2-22	とら、4、1		覚(利足分・運賃分受取に付)	木津源三郎(印)	(まるイ)	状	
1	2	2-23	寅、6、16		覚(元金50両利足勘定書)	辰巳屋喜右衛門	永谷伊八郎	状	
1	2	2-24	寅、7、2		覚(50両請取に付)	藤右衛門(印)	(まるイ)、口林蔵	状	
1	2	2-25	卯、3改		覚(元金100両残金勘定書)	西野藤右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「本家 (まるト) 城州宇治田原湯谷 諸国仕入銘茶製所」
1	2	2-26	う、4、3		覚(米代等勘定書)	永伊	西藤	状	
1	2	2-27	う、12前		覚[断簡] (辰代・紀州講膳料等御勘定願)	永谷伊八郎	西野藤右衛門	断簡	前欠
1	2	2-28	ミ、12、5		覚(反物代受取に付)	(印)「京都(やまつ) 高瀬川 筋松原上ル西側津國屋弥兵衛」	ゆ屋之谷伊八郎	状	
1	2	2-29	ミ、12、5		覚(茶代受取に付)	米吉右衛門	伊八郎	状	
1	2	2-30	一		覚(ふとん、かや代等勘定書)	伊八郎	半右衛門	状	(端裏書)「半右衛門」
1	2	2-31	午、12、6		覚(金50両請取に付)	辰巳屋喜右衛門(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-32	午、12、6		覚(金50両請取に付)	津國屋弥兵衛(印)	永谷伊八郎	状	(印)「京都(やまつ) 高瀬川筋松原上ル 西側津國屋弥兵衛」
1	2	2-33	午、12、24		覚(金50両受取に付)	(印)「山為」	丸イ	状	
1	2	2-34	午、12、27		請取(杉代金に付)	[] 藤兵衛(印)	(まるイ)	状	(印)「本家 (まるト) 城州宇治田原湯谷 諸国仕入銘茶製所」
1	2	2-35	未、4、2		覚(貸銀等勘定書)	菅東三郎兵衛	永谷伊八郎	状	
1	2	2-36	未、7、6		覚(金5両受取に付)	小田原村基右衛門(印)	湯谷村伊八郎	状	
1	2	2-37	未、10、23		覚(金100両朱請取に付)	伏見笠置屋治右衛門(印)	宇治田原湯谷永谷伊八郎	状	
1	2	2-38	未、10、晦		覚(金50両受取に付)	酒屋政右衛門(印)	湯谷村伊八郎	状	
1	2	2-39	申、2、3		覚(金子受取に付)	笠置屋治右衛門(印)	宇治田原湯谷伊八郎	状	
1	2	2-40	申、2、3		覚(金100両請取に付)	大西政右衛門	永谷伊八郎	状	
1	2	2-41	申、4、7		おぼへ(茶代内金受取に付)	(印)「宇治田原新口」	(まるイ)	状	
1	2	2-42	酉、6、11		覚(金50両請取に付)	鍵屋五郎兵衛、大坂屋伊兵衛	永谷伊八	状	
1	2	2-43	酉、10、10		覚(金50両受取に付)	筋松原上ル西側津國屋弥兵衛	ゆ屋之谷伊八郎	状	
1	2	2-44	戌、7、27		覚(不足銀等勘定書)	[]	伊八郎、嘉兵衛	状	
1	2	2-45	戌、8、4		覚(金30両渡すに付)	灰や丈右衛門	湯谷永谷伊八郎	状	
1	2	2-46	戌、9、28		覚(利息等勘定書)	奥田治兵衛(印)	永谷伊八	状	
1	2	2-47	戌、11、19		覚(金3兩2分借用に付)	江州神崎郡小幡べつこうや藤吉(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-48	戌、12、14		覚(金30両受取に付)	灰や丈右衛門(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-49	戌、12、25		覚(金子・証文受取に付)	口口太佐右衛門(印)	伊八、嘉兵衛	状	
1	2	2-50	亥、2、4		覚(貸金等勘定書)	菅東三郎兵衛	永谷伊八郎	状	
1	2	2-51	亥、4、12		覚(金50両請取に付)	口水助[](印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-52	亥、5、8		覚(金10両2分2朱請取に付)	雑岐屋市左衛門(印)	永谷民蔵	状	
1	2	2-53	亥、5、25		覚[書状] (高岡棚田屋行荷物等庄兵衛様より御店へ送りかえになり仕切銀子(まるト)庄兵衛方へ御渡しの由同人へ申入のところ渡らざるに付替切手下拙方へ御送り願)	永谷	金沢岩脇	状	(裏書)「北国」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	2	2-54	亥、10、17		覚(下町伝兵衛書付入金請取に付)	門口又右衛門(印)	湯屋之谷伊八郎	状	(印)「田原問文」
1	2	2-55	亥、11、26		覚(登り尾山落札代銀勘定書)	(印)「山田川上金五郎」	永谷伊八郎	状	
1	2	2-56	亥、12、2		覚(金50両永谷嘉兵衛様より落手に付)	灰屋丈右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「宇治田原山田川上灰屋丈右衛門」
1	2	2-57	丑、12、28		請取事(金4両・手形通に付)	大文字屋三右衛門(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-58	亥、12、晦		おぼへ(山手銀受取に付)	山田金五郎(印)	ゆ谷伊八郎御使い	状	(印)「山田川上金五郎」
1	2	2-59	一、2、7		覚(番付板木代請取に付)	万屋嘉兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-60	一、2、7		覚(金2両請取に付)	越店(印)	山本民藏	状	
1	2	2-61	一、2、12		覚(金2両2分受取に付)	若州岡本伊右衛門	山本御氏	状	
1	2	2-62	一、2、14		覚(金子受取に付)	紅葉や清兵衛	山本民造	状	
1	2	2-63	一、2、16		覚(宇兵衛山分金子受取に付)	山田武右衛門	伊八郎	状	
1	2	2-64	一、3、8		覚(表代受取に付)	あら物屋金兵衛(印)	ゆやの谷伊八郎	状	(印)「京都(やまツ) 高瀬川筋松原上ル 西側津國屋弥兵衛」
1	2	2-65	一、3、14		覚(受取・兵等金子勘定書)	津国屋弥兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
1	2	2-66	一、3、24		覚(金2両受取に付)	奥田(印)	伊八郎	状	
1	2	2-67	一、3、一		覚(書状)(かこや長藏傳大工吉五郎へ材木・板等御送り願)	なた徳兵衛(印)、口大工吉五郎	ゆ谷伊八郎	状	(裏書)「諸請取 改」
1	2	2-68	一、3、節句前		覚(91両8分受取に付)	美濃屋市兵衛(印)	山本民藏	状	(印)「宇治みのや」
1	2	2-69	一、4、5		覚(金100両受取に付)	木屋藤兵衛	(まるイ)	状	
1	2	2-70	一、4、10		覚(金3両1分2朱受取に付)	牛窓屋店新助(印)	伊八郎	状	(印)「牛窓屋」
1	2	2-71	一、6、3		覚(金5両受取に付)	[](印)	伊八郎	状	
1	2	2-72	一、6、7		[覚](米金20両受取に付)	平太	伊八郎	状	
1	2	2-73	一、7、6		覚(借4両3分3朱受取に付)	清左衛門	伊八郎	状	
1	2	2-74	一、7、15		覚(借金無利へ切替に付御承引願)	口藤右衛門(印)	(まるイ)、御主人	状	
1	2	2-75	一、10、4		覚(金53両受取に付)	木藤(印)	(まるイ)	状	
1	2	2-76	一、10、29		[断簡](金8両請取に付)	朝宮組文藏、浅藏		断簡	前欠
1	2	2-77	一、11、5		おほへ(金1両受取に付)	かみ口(政カ)	民	状	
1	2	2-78	一、12、15		覚(金2両受取に付)	いお本庄屋弥右衛門(印)	伊八郎	状	
1	2	2-79	一、12、19		[覚](金25両受取に付)	東村甚治郎	永谷伊八郎	状	
1	2	2-80	一、12、27		請取覚(金2両1分3朱に付)	宇兵衛(印)	伊八郎	状	
1	2	2-81	一、[]、[]		丑年御年貢(金4両受取に付)	庄屋彦治郎(印)	伊八郎	状	
1	2	2-82	一		覚(紀州割り・加州宿料帳合に入れらるに付)			状	
1	2	2-83	一		[尚々書](斤数等に付急々御返事願)			状	
1	2	2-84	一		「諸家しらべ書岩善講奥田方茂兵衛より切手書」			切紙	
1	2	2-85	一		[金子差引間違いに付]			切紙	
1	2	3-1	嘉永3、5、一	1850	しらべ書(諸代銀勘定書)	永谷(印)	田丸久	横半帳	(表紙年代)「天保三辰同十四卯メ二年 弘化元辰同四未メ四年 嘉永元申同二酉メ二年 同三戌正月メ五月迄メ五ヶ月」
1	2	3-2	嘉永5、6、一	1852	金銀調書	丸イ	まる三	横帳	
1	2	3-3-1	未、8、13		戌冬 第巻諸勘定改書	丸イ	平治郎	横半帳	
1	2	3-3-2	戌、12、一		戌冬 第式諸勘定改書	丸イ	平治郎	横半帳	
1	2	3-4	一		[断簡](借金証文写カ)			断簡	前後欠、2点、こよりとして使用カ
1	2	4-1	嘉永5、立春		家相伝調ノ図	太口佐原豊治良	永谷御氏	絵図	紙製の方位盤有 裏面に月と方位の書込有、(裏面付箋)「入用之書付式通紛失ニ付御考被下度御依頼申上候 廿二年四月十三日」
1	2	4-2-1	天保、一		十字秘術	権大僧都堅者如意金剛光土山自性院 三瀧密寺阿闍梨法印頼遵大和尚(印)		折紙	1-2-4-2-1~3封筒一括、(封筒表書)「九じ 十じ 五しん法 秘箋」 包紙有、(包紙上書)「十字法大事 光土山法 印頼遵」

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	2	4-2-2	—	九字法大事	権大僧都如意金剛法印頼遵大和尚 (印)		折紙	包紙有、(包紙上書)「九字法大事 光土山自 性院」
1	2	4-2-3	—	護身法	木藤 伊八郎	(まるイ)	折紙	包紙有、(包紙上書)「護身法 光土山三瀧 寺」
1	2	4-3	子、4、7	寛(金50両受取に付)	木藤 伊八郎	(まるイ)	状	「写」印有 袖に巳7月改の寛(金子勘定書)貼付
1	2	4-4	子、12、29	寛(金子勘定書)	伊八郎	西藤忠左衛門	状	
1	2	4-5	丑、3、—	寛(金50両受取に付)	木屋藤兵衛	永谷伊八郎	状	
1	2	4-6	丑、6、1	寛(金70両受取に付)	木屋藤兵衛	(まるイ)	状	
1	2	4-7	丑、10、7	寛(金5両3分3朱・銭152文受取に 付)	油弥 (印)	いやん谷口(伊カ)八郎	状	
1	2	4-8	丑、11、—	寛(金100両渡すに付)	紀州御屋敷口入方 (印)	永谷伊八	状	
1	2	4-9	とら、12、6	寛(金50両手形の内10両受取に付)	山田武右衛門	伊八郎	状	
1	2	4-10	—	寛(長福寺講・茶仲間等勘定書)			断簡	後欠 (端裏書)「信楽米弥殿」
1	2	4-11	う、4、—	寛(米・たばこ代等勘定書)	湯伊八郎	柞原弥助	状	
1	2	4-12	午、2、9	寛(金1両受取に付)	万屋佐兵衛	永谷伊八郎	状	
1	2	4-13	午、5、—	寛(講銀御持参願)	申講御世話口中 (印)	永谷伊八郎	状	
1	2	4-14	—	[銀子勘定書]			切紙	
1	2	4-15-1	申、5、—	[寛] (針金・網代等勘定書)		鉄之助	状	1-2-4-15-1~6包紙一括、(包紙上書)「城州伏 見馬借前高井武右衛門様迄 城州宇治田原湯谷 永谷伊八郎様方 高瀬助太郎様行・・・」 (端裏書)「金鉄殿」
1	2	4-15-2	—、5、14	[書状] (先年より取替の金子・茶 代銀・勘定不足銀に付早々皆済願)	永谷伊八郎	下京金物屋鉄之助	状	
1	2	4-15-3	—、5、14	[包紙断簡]		宇治湯谷口(永) 谷伊八口(郎)	包紙 断簡	
1	2	4-15-4	—、1、晦	[書状] (当年新茶御取引くださる か御返事願)	高岡屋五郎兵衛 (印)	永谷伊八郎、高瀬助太郎	状	(印)「金沢安江町御茶所高岡屋五郎兵衛」
1	2	4-15-5	—	[書状] (高岡道甚様上茶注文に付 新茶にて見本持ち御当家様御下り 願、金沢注文に付持参にて御下り 願)	(印)「金沢安江町御茶所高岡屋五 郎兵衛」		折紙	
1	2	4-15-6	—	注文書(正喜撰等放生津奈吳町柳茶 屋へ御送り願)			折紙	後欠
1	2	4-16	—	[寛] (銀子勘定書)			断簡	後欠
1	2	4-17	—	[書状断簡] (放生津上茶流行に付 茶御送り願)			断簡	(端裏書)「上」、後欠
1	2	4-18	戌、7、23	寛(金100両に付受取願)	灰屋丈右衛門 (印)	永谷伊八郎	状	(印)「宇治田原山田川上 灰屋丈右衛門」
1	2	4-19	戌、11、7	寛(金62両2朱5分6厘渡すに付)	荒道具改所御口入方 (印)	伊八郎、其外連中衆中	状	
1	2	4-20	戌、11、8	請取(金50両に付)	宇治神明忠右衛門 (印)	永谷伊八郎	状	
1	2	4-21	戌、11、—	[寛] (田丸や出キ印講仲間預に付 金銀勘定書)	永三		状	寛等3点貼付
1	2	4-22	戌、11、—	かし方之所へ入分出入(銀子勘定 書)	丸イ	(タまる)	状	
1	2	4-23	戌、12、10	[書状] (乾茶取次赤弘め当村赤切 れに付、注文書の通り当年中に教賀 表山下五右衛門殿方へ御送り願)	鯖古古町本庄屋宗右衛門	宇治田原湯谷永谷伊八郎	断簡	包紙有、(包紙上書)「城州宇治田原湯谷永谷 伊八郎様 越前鯖江古町本庄屋惣右衛門 大急 之用書 戌極月十日出、前欠
1	2	4-24	亥、1、3	寛(茶代・売口銭等勘定書)	角庄右衛門 (印)	永谷伊八郎、庄助	状	(端裏書)「角庄口 ひしや分」
1	2	4-25	亥、1、25	寛(金6両預りに付)	門口又右衛門、髭小六郎 (印)	湯谷伊八郎	状	(印)「田原岡又」
1	2	4-26	い、1、25	[書状] (御地御引合の件別紙書付 の通りに付、金沢岩脇の件(まる ト)庄兵衛方へ申渡すに付、高岡 道甚殿等御仕切御送りくださるなら ば御注文早送出すと御申入れ願)		高口	状	前半部分糊外れ後裏向きに貼付カ
1	2	4-27	—、1、26	口上(にし谷より御仲間へ預金出入 勘定と書付差越すよう伝言ゆえ別紙 の通り申上に付)	丸三	田久	状	
1	2	4-28	—、2、16	寛(金1両2朱受取に付)	万屋佐兵衛	永谷伊八郎	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	2	4-29	—、5、19		寛(上茶代請取に付)	大森文右衛門(印)	湯谷村山本伊八	状	
1	2	4-30	—、12、28		〔書状〕(先年御送りの茶代銀の件御下向の際御面談の上御口行願)	道具屋甚兵衛(印)	永谷伊八良	状	
1	2	4-31	未、7、—		寛(ふとん・かや代等勸定書)	半右衛門		状	1-2-4-31~35こより一括
1	2	4-32	戌、12、—		寛(妻より預け・田地うは金預け等勸定書)			状	(端裏書)「(やま平)」、1-2-4-33と同内容
1	2	4-33	戌、12、—		寛(妻より預け・田地うは金預け等勸定書)			状	(端裏書)「(やま平)」、1-2-4-32と同内容
1	2	4-34	—、6、19		寛(ふとん・かや代等勸定書)	半右衛門	伊八郎	状	
1	2	4-35	—		おほへ(小丸・大形等20両渡すに付)			状	
1	2	4-36	—		〔断簡〕(預け金等勸定書カ)			断簡	1-2-4-31~35を束ねるこよりとして使用
1	2	4-37	—		〔書状〕(この分の茶ひしや様にて古茶になる由金沢寺々々~4月4日進上の分ひしや様3月下旬中に上京の際御当家様へ参り御話と申すに付)	□		状	
1	2	4-38	—		寛(金50両受取に付、本証文は後より差上に付)	藤 [] (兵衛カ) (印)	ゆ屋谷口永谷伊八郎	状	(印)「田原木屋藤兵衛」
1	2	4-39	—		〔書状〕(引合の件道具屋様新茶御送りの際の上茶向御弘に付、留田屋様・棚田屋様茶金沢岩服様より御仕切口事御状を御送りに付御料簡願角庄様茶仕切油喜様へ御出しに付油喜様にて御引合願、拙者早東上京致すところ放生津町御役人中様より惣社御普請の件等承るにゆえ出来上がり早々上京に付)		状		
1	2	4-40	—		〔真言等書上〕			切紙	
1	2	4-41	—		〔断簡〕(茶注文書カ)	(印)「宇治銘茶取次所 鋪江古町本庄屋」		状	後欠、「雪の梅」「花桶」等の銘柄印の下に筆で数量の書込有
1	2	4-42	—		寛(元利引渡し銀等勸定書)	取次浦屋弥重郎(印)	湯谷伊八郎	状	
1	2	4-43	—		〔護身真言等書上〕			折紙	
1	2	4-44	—		〔漢詩〕「寛政至安政馬齡近七旬本来無一物只迎太平春」	六十九翁亮茶東牛		切紙	
1	3	1	享保7、—	1722	米大豆本帳写(安右衛門に付)	庄屋五右衛門		状	棚外れ
1	3	2	享保11、8、10	1726	寄附正月牌料之事(月牌仏供として長福寺へ永代付置に付)	塩谷惣七郎(印)	長福寺寿口和尚	状	(端裏書)「月印」
1	3	3	享保11、10、—	1726	〔断簡〕(惣百姓相続に付)	庄屋久左衛門(印)、年寄又兵衛(印)、計6名	玉出左兵衛	断簡	前欠
1	3	4	安永6、9、—	1777	御公儀様より御触書之写(強訴・徒党・逃散取締りに付)	湯屋谷村		状	
1	3	5	天明6、閏10、—	1786	入札以譲り申茶畑之事	譲り主利兵衛(印)、加判人庄や吉右衛門(印)	三之丞	状	(端裏書)「永通り畑 江戸山本分 利兵衛茶畑証文 二」
1	3	6	文政10、3、—	1827	譲り証文事(屋敷・田等13ヶ所に付)	永谷伊八郎(印)	鶴女、嘉兵衛	状	
1	3	7	天保3、2、2□(4カ)/辰、2、—	1832/—	〔書状〕(田安様より挽茶・煎茶字の治製人御尋ねに付別紙の通り返答の件)/別紙返口(答カ)之写	山本嘉兵衛(印)/日本橋通二丁目御口(茶カ) 師山本嘉兵衛印	永谷御氏/田安様 [] 御附所	状	奥に文政10年3月吉日付で金子100両と杉山村1ヶ所を譲る旨の証文有、(差出人)「永谷伊八郎(印)」、(宛先)「同鶴女」
1	3	8	弘化3、10、—	1846	乍恐抜役奉願上候(湯屋谷村新右衛門年貢銀手詰に付)	湯屋谷村庄屋久 [] (左衛門カ)	京土砂口御奉行	状	〔別紙返口(答カ)之写〕には「城州宇治田原郷湯谷村 前茶元祖永谷三之丞、永谷伊八郎等計7名の名前有裏に書込有
1	3	9	安政4、12、—	1857	請書(氏神神事・祝儀・不祝儀帯刀に付)	禪定寺村下司六左衛門印、同幸右衛門印、計5名	御奉行	状	(端裏書)「抜伐願」
1	3	10	慶応3、1、27	1867	大行天皇様御葬送供奉之御方々			折紙	
1	3	11	丑、2、3		寛(樽埋石灯籠代請取に付)	奥田(印)	永谷伊八郎	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	3	12	丑、8、8		【書状】(当春より茶荷物不景気の 上御武家方質素節儉の御触により新 茶・古茶も捌残りに付、御仕入目安 に付)	永谷武右衛門、永谷太市郎、計5名、 外御荷主衆中	永谷武右衛門、永谷太市郎、計5名、 外御荷主衆中	状	糊外れ、(端裏書)「城州宇治湯谷永谷武右衛 門様 式番組行事」、(印)「二番組月番行事 茶間屋」
1	3	13	卯、11、一		口上(徳用金高60両の内40両請取に 付札状)	会元安兵衛(印)	永谷伊八郎	状	包紙有(包紙上書)「十一月 相統礼口上 西谷安兵衛」
1	3	14	辰、2、一		村中定之事(蘇山立入に付)	三谷口中		状	虫損甚大、(端裏書)「村山定書」
1	3	15	巳、2、24		【寛】(御金200疋頂戴に付)	城州宇治茶師永谷三之丞(印)、永 谷武右衛門(印)、計3名	紀伊様御用部屋御役人中	状	
1	3	16	午、8、一		【包紙】「午八月日 淀土砂方願書 巻通」			包紙	
1	3	17	午、9、29		【寛断簡】(借銀勘定書)	永伊		断簡	前欠
1	3	18	未、12、28		寛(長福寺本堂寄進銀受取に付)	永谷武右衛門(印)		状	
1	3	19	一、2、13		寛(石灯籠代莖着に付)	奥田(印)		状	
1	3	20	一、7、28		被仰渡候略文(米直段なるたけ人氣 和し平準の相場立て駆引すべきに 付)			状	
1	3	21	一		売渡証文之事(古信楽焼茶罌大壺売 渡に付)	売主永谷伊八郎、証人同三之丞、計4 名/売主永谷武右衛門、証人同三之 丞、計4名	永谷武右衛門/江戸通式丁め山本嘉兵 衛	状	大壺売渡証文2通、写カ
1	3	22	一		【御濃茶・御濃茶・御煎茶直段表】	茶師香雪園永谷		引札	
1	3	23	一		【断簡】(茶銘書上)			断簡	前欠、木版印刷カ
1	3	24	一		寛(借金・講金勘定書)			状	後欠カ
1	3	25	一		【手製煎茶差上に付銀七枚下付、差 上の茶引纏め籠越に付金200疋下付】		城州宇治茶師七人/茶師惣代三浦嘉兵 衛	状	
1	3	26	一		【包紙】「大福中立山論 請証文寄 土砂方届書二」		小堀勝太郎様御役所	包紙	
1	3	27	一		預り申一札之事(古信楽茶罌大壺に 付)	預り主山本民造、証人永谷武右衛 門、計3名	江戸通式丁め山本嘉兵衛	状	写カ
1	3	28	一		総州成田山陰図	画工幽谷齋図、成田仲町三橋堂板		絵図	木版印刷
1	3	29	一		【御座の間等部屋裝飾品書上】			状	
1	3	30-1	一		【生花図書上】			切紙	1-3-30-1~5巻込一括
1	3	30-2	一		【生花図書上】			切紙	
1	3	30-3	一		【生花図書上】			切紙	
1	3	30-4	一		【生花図書上】			切紙	
1	3	30-5	一		【生花図書上】			切紙	
1	4	1-1	天明7、10、16	1787	村中入札を以て売渡し申屋敷事	屋敷譲り主善六(印)、証人長右衛 門(印)	三之丞	状	1-4-1-1~20こより一括 (端裏書)「此屋敷証文 巻」
1	4	1-2-1	寛政7、11、一	1795	相對以譲り申畑山之事	譲り主重兵衛(印)、悴藤吉 (印)、計3名	伊八	状	1-4-1-2-1~11はこより一括 (端裏書)「五...山林内 畑(まる三) 石詰 重兵衛中畑証文」
1	4	1-2-2	文化6、6、一	1809	譲り替申田地之事	譲り主弥惣一治郎(印)、証人弥吉 (印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「丸 大平岡田地(まるフ) 譲 り主弥惣二」
1	4	1-2-3	文政7、11、一	1824	譲り渡申田地之事	湯屋谷譲り主弥吉(印)、同村証人 新五郎(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「廿七(まるフ) 水元弥吉田」
1	4	1-2-4	文政12、3、一	1829	譲り渡申田地之事	譲り主清兵衛門(印)、証人忠左衛 門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「卅番 小田和(まるフ) かり 中谷清左衛門田地[]」
1	4	1-2-5	天保3、11、一	1832	相對を以て譲り渡シ申田地之事	譲り主長山村太右衛門(印)、世話 人兵助(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「北丸山田 辰十一月 廿六番 太 右衛門...」
1	4	1-2-6	天保6、12、一	1835	譲り渡申田地之事	長山村譲り主卯兵衛(印)、証人久 右衛門(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「四十六 未十二月 長山道下田地 三十疋(まるフ) 当テ下作九斗定 長山卯兵 衛下地」
1	4	1-2-7	天保7、1、一	1836	相對を以て譲渡申地面之事	地面譲り主湯屋谷村弥吉(印)、証人 弥助(印)、計4名	伊八郎	状	(端裏書)「四十七 申正月 堂ノ谷田畑 (まるフ) 中弥吉」
1	4	1-2-8	天保7、12、一	1836	譲り渡し申山林之事	山林譲り主岩本岩松口(印)、証人 吉右衛門(印)、計4名	湯屋谷伊八郎	状	(端裏書)「四十九 申十二月 道ノ上荒田也 (まるフ) 辻堂」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	4	1-2-9	天保7、12、一	1836	譲り渡し申山林之事	譲り主岩本村弥三郎(印)、庄屋重郎兵衛(印)、計4名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「五十申十二月 奥の山辻堂谷松山 いわ本弥三郎」
1	4	1-2-10	天保8、4、一	1837	譲り渡申山林荒畑之事	譲り主岩本村幸右衛門(印)、長山村庄屋両右衛門(印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「五十四 西四月 入口西の山也(まるフ) 辻堂 幸右衛門山」
1	4	1-2-11	天保8、6、一	1837	譲り渡し申山林之事	山林譲り主岩本村甚兵衛(印)、庄や重兵衛(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「西六月 東山辻堂山 (まるフ) 岩甚」
1	4	1-2-12	天保15、6、一	1844	[断簡]			断簡	1-4-1-2-1~11を束ねるこより
1	4	1-3	寛政12、一	1800	相対お譲り渡申茶園畑井山林之事	譲り主作右衛門(印)、庄屋吉右衛門(印)	伊八	状	(端裏書)「大福畑山 七 (やま平) ち(まる太) 作右衛門」
1	4	1-4	文化2、1、一	1805	以相對譲り渡し畑之事	譲り主小治郎(印)、証人彦治郎(印)、計3名	伊八	状	(端裏書)「上中畑 八 小二郎」
1	4	1-5	文化8、12、一	1811	譲り渡し申畑之事	譲り主吉右衛門(印)、証人五兵衛(印)、計4名	伊八	状	(端裏書)「十一 吉右衛門屋敷皆式田畑上中畑共 (まるカ)」
1	4	1-6	文化11、5、晦	1814	入札ヲ以譲り渡申畑之事	譲り主弥吉(印)、証人新五郎(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「十二 弥吉 小瀬山林 (まるフ)」
1	4	1-7	文政1、11、一	1818	相對ヲ以譲り渡申畑之事	譲り主吉右衛門(印)、証人清五郎(印)、計3名	伊八	状	(端裏書)「十七 中吉藏証文 譲り主吉右衛門」
1	4	1-8	文政4、11、一	1821	譲り替申田地之事	譲り主長山村右衛門代善五郎(印)、庄屋嘉兵衛(印)、計3名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「十九 辛巳冬買入 (まるフ) 大平岡 長山市右衛門」
1	4	1-9	文政7、1、一	1824	相對を以譲り渡申一礼之事	譲り主吉右衛門(印)、証人喜重郎(印)、計4名	伊八郎	状	(端裏書)「廿四 甲申正月 (まるカ) へ(まるフ) 入 中谷吉右衛門下地 吉」
1	4	1-10	文政7、9、一	1824	以相對譲り渡申畑之事	畑譲り主新兵衛(印)、証人新右衛門(印)、計4名	伊八郎	状	(端裏書)「廿六 内 (まるカ) 中 新兵衛」
1	4	1-11	文政7、11、一	1824	譲り渡申田地之事	湯屋谷譲り主弥吉(印)、同村証人新五郎(印)、計3名	湯屋谷村伊八良	状	(端裏書)「廿八 (まるフ) 水元 弥吉田」
1	4	1-12	文政12、8、一	1829	譲り渡申田地之事	譲り主与兵衛(印)、証人忠左衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「卅老 弥一郎願 西谷与兵衛田地、譲り主与兵衛の奥書に10年以内にて元銀子皆済ならば田地を戻してもらう旨の記載有
1	4	1-13	文政13、11、一	1830	以相對譲り申田地山林之事	譲り主茂兵衛(印)、証人茂左衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「卅二 四 五 十一月 西谷田地大瀬杉山二ヶ所 添ケ山 譲り主茂兵衛」
1	4	1-14	天保4、12、一	1833	相對を以譲り渡申田地証文之事	田地譲り主茂兵衛(印)、証人茂左衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「四十一 巳十二月 松之本田地 半右衛門へ預 (まるも)」
1	4	1-15	天保8、12、一	1837	譲り渡申田地之事	長山村田地譲り主重兵衛(印)、同庄屋多右衛門(印)、計3名	湯谷村伊八郎	状	(端裏書)「五十五 西十二月 走り尾田地 (まるフ) 長山重兵衛下地」
1	4	1-16	天保10、3、一	1839	譲り渡申田地証文之事	田地譲り主茂兵衛(印)、証人茂左衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「六十三 亥三月 西谷田地(やませ) 茂兵衛、庄屋平右衛門・年寄治右衛門の奥印有
1	4	1-17	弘化4、11、一	1847	以相對譲り渡し申茶畑之事	畑譲り主半右衛門(印)、証人兵左衛門(印)、計5名	民藏	状	(端裏書)「弘化四未三月 小丸畑証文 役印十一月二取之」
1	4	1-18	嘉永3、1、一	1850	相對を以譲り渡候田地之事	田地譲り主弥市郎(印)、庄屋彦次郎(印)	伊八郎	状	(端裏書)「落合田地証文 (やませ)」
1	4	1-19	一、5、1		[断簡]			断簡	後欠カ、1-4-1-20と関連有カ、紙を貼り重ねたもの
1	4	1-20	一		[断簡]			断簡	1-4-1-19と関連有カ、紙を貼り重ねたもの
1	4	1-21	一		[俳句1句]			切紙	1-4-1-1~20を束ねるこより
1	4	2-1	寛政1、閏6、一	1789	相對を以譲り渡茶畑之事	畑譲り主儀右衛門(印)、証人新右衛門(印)、計3名	三之丞	状	1-4-2-1~50こより一括 (端裏書)「儀右衛門茶畑証文 三 (まるカ) 右詰 儀右衛門」
1	4	2-2-1	寛政4、一	1792	相對を以譲り渡申山林之事	吉右衛門(印)	三之丞	状	1-4-2-2-1~2泰込み一括
1	4	2-2-2	天保7、9、一	1836	相對を以譲り渡申山林之事	譲り主浅太郎、庄屋彦二郎、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「甲九月 宇大福間谷 杉山 長右衛門入 浅太郎」
1	4	2-3	寛政9、3、一	1797	相對之上譲り申茶畑之事	畑譲り主宮村喜代口(印)、庄や権左衛門(印)、計4名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「六 大杉 畑二ヶ所 中 半右衛門人 巳とし 下大杉書代助茶畑証文」
1	4	2-4	文化6、12、一	1809	譲り渡し申畑之事	譲り主九郎兵衛(印)、証人弥右衛門(印)、計3名	伊八	状	(端裏書)「十 面畑 九郎兵衛 中久入」
1	4	2-5	文化15、3、一	1818	相對ヲ以譲り渡申山林之事	山林譲り主与兵衛(印)、証人忠左衛門(印)、計3名	伊八	状	(端裏書)「十四 大瀬山林甚ヶ所 石も入 西 与兵衛」

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	4	2-6	文化15、3、一	相對ヲ以譲リ替申山林之事	譲り主長山村利平治(印)、請人湯屋谷村弥左衛門(印)、計4名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「十五 長山松山老ヶ所 石新入利平治」
1	4	2-7	文政1、11、一	相對ヲ以譲リ渡申畑之事	畑譲り主吉右衛門(印)、証人清五郎(印)、計3名	伊八	状	(端裏書)「十六 西ばた 上中畑ニヶ処 石市入 譲り主吉右衛門」
1	4	2-8	文政2、12、一	以相對ヲ譲リ替申荒山林之事	長山村譲り主善五郎(印)、同村世話人久右衛門(印)、計4名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「二十五 山林ニヶ所 長孫入 善五郎」
1	4	2-9	文政3、2、一	相対ヲ以譲リ渡し田地之事	田地譲り主上町村庄兵衛(印)、証人豊田村伊兵衛(印)、計3名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「十八番 石市入 木庄」
1	4	2-10	文政5、12、一	以相對譲リ渡ス田地之事	譲り主新五郎(印)、庄屋弥三郎(印)	伊八郎	状	(端裏書)「武治番 壬午冬 大平岡田地老ヶ所 西忠入 譲り主新五郎」
1	4	2-11	文政6、6、一	譲り替申田地之事	譲り主長山村重治郎(印)、庄屋常右衛門(印)、計3名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「廿二 奥書有之 畠地一 山林一新開とも (まるカ) 長山重二郎」
1	4	2-12	文政6、6、一	譲り替申田畑山林之事	譲り主長山村重治郎(印)、庄屋常右衛門(印)、計3名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「廿三 岩本帳面 藪下田地 (まるカ) 長山重治郎」
1	4	2-13	文政6、8、一	譲り替申田地之事	譲り主長山村重治郎(印)、岩本村小屋亮主新兵衛(印)、計3名	湯屋谷村伊八	状	(端裏書)「廿九 已十一月 曾落田地 岩甚入 木三」
1	4	2-14	文政7、9、一	取遣一札之事(我等居屋敷小屋売渡に付)	小屋亮主新兵衛(印)、証人新右衛門(印)	伊八郎	状	(端裏書)「中新」
1	4	2-15	文政9、3、一	以相對為取替申一札之事(茶畑と伊八田地の境に木・柴生やすまじきに付)	茶畑主武右衛門(印)、証人安兵衛(印)、計4名	伊八	状	(端裏書)「(まる武)」
1	4	2-16	文政12、2、一	以相對譲リ渡ス山林之事	譲り主清五郎(印)、証人吉右衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「十三 孫そヶ谷 平右衛門入 中清五郎」
1	4	2-17	天保3、12、一	以相對譲リ替申山林之事	長山村譲り主太右衛門(印)、請人兵助(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「廿七 辰十二月 登り尾 長孫入 太右衛門」
1	4	2-18	天保3、12、一	借り用申山林之事	譲り主安治郎(印)、庄屋常右衛門(印)、計4名	湯屋谷伊八郎	状	(端裏書)「廿八 辰十二月 殿手川 ろんじ 尾 長孫入 長山 忠右衛門」
1	4	2-19	天保4、11、一	譲り渡し申田地之事	田地譲り主上町村庄兵衛(印)、長山村庄屋常右衛門(印)、計4名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「廿九 已十一月 曾落田地 岩甚入 木三」
1	4	2-20	天保4、12、一	相對を以譲リ渡申山林証文之事	山林譲り主茂兵衛(印)、証人茂左衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「四十番 已十二月 釜ヶ谷山林 茂右衛門入 (まるも)」
1	4	2-21	天保4、12、一	以入札譲リ渡シ申畑鋪地之事	地面譲り主弥吉(印)、証人新五郎(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「午十二月 畑屋鋪地証文 弥吉久右衛門入 中谷 弥吉久」
1	4	2-22	天保5、2、一	譲り渡申古畑山林之事	岩本村亮主幸右衛門(印)、長山村請人安左衛門(印)、計3名	湯谷村伊八郎、磯二郎	状	(端裏書)「戸ヶ谷畑山林 午六月 (まるカ) 分 半兵衛」
1	4	2-23	天保5、6、一	相對を以譲リ渡申地面一札之事	譲り主半兵衛(印)、証人新兵衛(印)、計3名	嘉兵衛	状	(端裏書)「四十二 午八月 欠谷山林証文 西 又右衛門入 或右衛門」
1	4	2-24	天保5、8、一	相對を以譲渡申山林之事	譲り主長右衛門(印)、証人六左衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「四十三 午十二月 北畠荒畑山林 孫兵衛入 長山藤二郎」
1	4	2-25	天保5、12、一	譲り渡し申一札之事	譲り主長山村藤次郎(印)、同村庄や孫兵衛(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「四十四 未七月 衆ヶ畑山林 石も入 惣兵衛」
1	4	2-26	天保6、閏7、一	相對を以譲リ渡申山林之事	譲り主惣兵衛(印)、同宗三良(印)、計4名	伊八郎	状	(端裏書)「五十二 西七月 松山林証文 石新入 長山常右衛門、長山村庄屋多右衛門の奥印有」
1	4	2-27	天保8、7、一	相對を以譲渡申山林証文之事	長山村譲り主常右衛門(印)、湯屋谷村証人平藏(印)	伊八郎	状	(端裏書)「五十三 長 十兵衛入 西 藪長十」、天保8年12月付の長山村譲り主重兵衛・庄屋太右衛門の奥書に永代起返らざる旨の記載有
1	4	2-28	天保8、11、一	譲り渡し申一札之事(藪に付)	長山村譲り主重兵衛(印)、庄屋太右衛門(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「五十六 戌二月 藪地 十兵衛入 長山文」
1	4	2-29	天保9、2、一	譲り渡藪地面之事	長山村譲り主文蔵(印)、庄屋太右衛門(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「五十七 戌六月 宇芝ノ谷松山林 石新入 長山常右衛門」
1	4	2-30	天保9、6、一	譲り渡申山林之事	山林譲り主長山村常右衛門(印)、証人久右衛門(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「五十九 戌七月 森ヶ谷茶畑山林 石も山 木庄島 清左衛門」
1	4	2-31	天保9、7、一	譲渡申山林茶畑之事	茶畑山林譲り主清左衛門(印)、証人忠左衛門(印)、他4名	伊八郎	状	(端裏書)「五十九 戌七月 森ヶ谷茶畑山林 石も山 木庄島 清左衛門」

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	4	1838	天保9、11、—	譲り渡し申田地之事	譲り主平岡村儀右衛門(印)、世話人岩本吉右衛門(印)、計3名	ゆ谷伊八郎	状	(端裏書)「六十 戌十二月 田地 栲庄入平儀」、儀右衛門の奥書に亥3月3日切に米代・利息・元利とも上げたならば田地を戻してもらおう旨の記載有
1	4	1838	天保9、12、—	譲り渡し申一札之事(藪・畑に付)	長山村譲り主右衛門(印)、証人喜三郎(印)、計4名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「六十一 戌十二月 十兵衛入 卯右衛門 長山藏畑」
1	4	1839	天保10、1、—	譲り渡し申田地之事	岩本譲り主善兵衛(印)、長山村庄や孫兵衛(印)、計4名	湯や谷村伊八良	状	(端裏書)「六十三 い二月 △ いわ本善兵衛入」
1	4	1839	天保10、2、—	譲り渡し申一札之事(畑に付)	長山村譲り主彦右衛門(印)、請人重兵衛(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「六十四 長山十兵衛入 亥二月 長文」
1	4	1839	天保10、3、—	譲り渡し申田地之事	田地譲り主平岡儀右衛門(印)、世話人岩本村吉右衛門(印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「六十番内二通 い三月 改 岩甚入 平儀」、平岡村庄屋新兵衛の奥印有
1	4	1839	天保10、8、—	譲り渡し申田地之事	庄屋平右衛門(印)、請人五兵衛(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「六十五 い八月 弥兵衛入 西文右衛門」
1	4	1839	天保10、11、—	譲り渡し申田地之事	岩本村譲り主孫右衛門(印)、せわ人同村吉右衛門(印)、計4名	湯屋谷伊八郎	状	(端裏書)「六十六 犬みぞ田 い十一月 下藤入 岩 孫右衛門」
1	4	1840	天保11、3、—	以相對譲り渡候田地之事	湯屋谷村譲り主治三郎(印)、岩本村庄屋徳右衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「六十七 子三月 北丸山田地 岩甚入△ 中谷治三郎」
1	4	1843	天保14、5、—	譲り請田地茶園畑年限申中帰り証文	糖(糠の誤記カ)塚村田地茶園畑持主(治郎)兵衛(印)、同証人五兵衛(印)	湯谷村伊八良	状	(端裏書)「元 田地畑 谷治帰証」
1	4	1844	天保15、12、—	差入申一札之事(申12月までに元銀子・利息揃わば畑・藪・山林差戻に付)	買主平次郎(印)、証人三之丞(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「中谷 (やませ)」
1	4	1844	天保15、12、—	差入申一札之事(申12月までに元銀子・利息揃わば田地差戻に付)	買主弥市良(印)、証人三之丞(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「(やませ)」
1	4	1844	天保15、12、—	差入申一札之事(申12月までに元銀子・利息揃わば田地差戻に付)	買主三之丞(印)、証人武右衛門(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「(まる三) 小田わ」
1	4	1845	弘化2、2、—	差入申一札之事(成年までに元金に付)	買主半右衛門(印)、証人平次郎(印)	伊八郎	状	(端裏書)「小丸 孫ぞ」
1	4	1845	弘化2、2、—	差入申一札之事(成年までに元金子・利息揃わば茶園・畑元の如く其許支配に付)	買主平次郎(印)、証人半右衛門(印)	伊八郎	状	(端裏書)「大福」
1	4	1845	弘化2、2、—	差入申一札之事(成年までに元金子・利息揃わば杉林・山林・畑元の如く其許支配に付)	買主三之丞(印)、証人武右衛門(印)	伊八郎	状	(端裏書)「大滝口 添り山 (まる三)」
1	4	1845	弘化2、2、—	差入申一札之事(成年までに元金子・利息揃わば田地元の如く其許支配に付)	買主弥市郎(印)、証人武右衛門(印)	伊八郎	状	(端裏書)「落合田 二 (やませ)」
1	4	1851	嘉永4、8、—	以相對譲り渡し申茶畑之事	譲り主武右衛門(印)、庄屋庄兵衛(印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書)「嘉永亥八月 改中谷畑証文」
1	4	2-49	—	借用申金子之事(金200両に付)		御地頭御役所	状	雛形
1	4	2-50	—	作悉済状(借金訴訟示談に付)			状	(端裏書)「分家譲り状(印)」、(端裏書印)「茶師(まるイ) 本家御茶所城州宇治湯谷永谷伊八郎(印) 差出・惣領娘つる宛の奥書に金50両を譲る旨の記載有、嘉兵衛宛・つる宛共に天保2年1月改で専治の署名・押印有
1	4	3-1	文政13、11、—	譲り証文之事(田地・山林等に付)	親伊八郎(印)	中谷嘉兵衛	状	
1	4	3-2	弘化3、2、10	[当殿譲入の件開届に付]	栗田尊勝院殿役所	宇治田原湯谷永谷専治	状	
1	4	3-3	午、9、28	寛(借金・講金等皆済に付)	永伊	紀御世話方近権	状	
1	4	3-4	—、7、—	[屋敷御用仰付に付]		城州宇治田原湯屋谷村永谷伊八郎	状	
1	4	3-5	—、7、—	[屋敷御用仰付に付]		城州宇治田原湯屋谷村山本善兵衛	状	
1	4	3-6	—、8、25	[出府の面々西浜御殿御庭拜見仰付に付]	官崎藤五郎	永谷三之丞、同伊八郎、計3名	状	
1	4	3-7	—	[差上物に付金200疋下付]		城州宇治湯谷茶師永谷三之丞初八人	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	4	3-8	—		(包紙)「掃り証文本紙 茶壺証文下書」			包紙	
1	4	3-9	—		乍恐書付ヲ以御訴訟奉申上候(立毛の件)日損に付皆無帳御取上願、御見取畑荒地となり因窮に付、皆無帳召上の上御高免願)	御下宇治田原郷湯屋谷村惣百姓中		断簡	後欠、(端裏書)「二」
1	5	1-1	文政8、4、—	1825	請取一札之事(茶代引負高の内金60両請取に付)	上町村忠兵衛(印)	湯屋谷村三之丞、同村御取次伊八郎	状	1-5-1-1~20袋一括、(封筒表書)「金銀受取書」
1	5	1-2	天保7、12、—	1836	為念差入申一札之事(益前金手形紛失に付)	江州小田原村源兵衛(印)、同甚右衛門(印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書)「申七月 百金の証文就紛失三小田原村源兵衛 同甚右衛門」
1	5	1-3	天保9、4、17	1838	寛(茶代先金受取に付)	門口又右衛門	湯谷伊八郎	状	(端裏書)「門又」
1	5	1-4	嘉永2、11、—	1849	一札(伊八郎借在借金踰残りは亥年6月20日までに武右衛門・三之丞皆済に付)	田原郷湯屋谷村弥市郎、平次郎	木津屋源三郎	状	(端裏書)「木づ源殿 戌十一月廿三日夜儀定」
1	5	1-5	嘉永4、5、10	1851	寛(山本茶仕入金受取借用に付)	借り主又兵衛(印)	山本民藏	状	
1	5	1-6	嘉永7、9、—	1854	一札(其許殿御息女おおりう殿を伴文藏の嫁に申請に付)	湯屋谷村文藏父太良兵衛(印)、親類惣代民右衛門(印)、計3名	同村伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「寅九月 為取替一札(まる太)」, 同村庄屋茂左衛門・年寄善右衛門の奥印有
1	5	1-7-1	嘉永7、11、—	1854	寛(東川原村甚治郎方其元殿取引の茶の金請取相済に付)	甚治郎代戸津村彦五衛門、京都証人遠藤主馬	湯屋谷伊八郎	状	1-5-7-2~4は1-5-7-1に巻込み一括(端裏書)「東甚」
1	5	1-7-2	—		「遠藤安右衛門」			切紙	
1	5	1-7-3	—		「藤波殿内遠藤主馬」			切紙	
1	5	1-7-4	—		「千葉直右衛門」			切紙	
1	5	1-8	卯、11、—		寛(金子・銀子勘定書)	イ	庄兵衛/三郎助/清右衛門/宗七	状	寛4通
1	5	1-9	安政5、5、晦	1858	寛(先年茶仕切に金・木綿請取に付)	久左衛門(印)	伊八郎	状	
1	5	1-10	子、3、18		口上(金5両借用願)	口谷弥兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
1	5	1-11	丑、6、16		寛(金銀借用に付、より上茶等持参に付)	あさみや村定右衛門	伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「丑とし 朝宮定右衛門書付」
1	5	1-12	寅、8、20		寛(書状請取明日届に付)	伏見高井武右衛門(印)	田原湯谷永谷伊八郎	状	
1	5	1-13-1	—		[書状](茶代残銀は盡にて皆済の儀定ながらいまだ証札御戻しなきに付)	イ	松島御氏	状	
1	5	1-13-2	寅、11、22		[書状](已年より3年間に年分にし、たところ延引に付残金・利息私親類の者へ御渡し願)	東村甚治郎	永谷伊八郎、新(親)類同弥市郎、計3名	状	
1	5	1-14	卯、12、27		寛(金150両証札預りに付)	木津屋源三郎	永谷伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「証文引替 木津源殿」
1	5	1-15	申、2、20		請取手形之事(山本嘉兵衛出金100両に付)	高井武右衛門(印)	永谷伊八郎	状	
1	5	1-16	酉、10、7		寛(茶代金送るに付)	大塚屋宗右衛門(印)	永谷伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「江戸大塚屋手形 酉十月月」、(印)「日本橋呉服町老目 大塚屋」
1	5	1-17	—、1、17		[書状](病氣悪しきゆえ京都へ参るに付金1両御貸し願)	奥田店治介	永谷伊八郎	状	(端裏書)「湯谷永谷伊八郎様貴下 奥田店治介 正月十七日...」
1	5	1-18	—、6、18		寛(金15両受取に付)	山田武右衛門	伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「う六月十八日 桂谷山代金受取書 山田武右衛門」
1	5	1-19	—		[包紙]「受取証札 一通」			包紙	
1	5	1-20	—		[書状](やぶれ証文に付)	坂井重親(花押)	永谷重弘	状	後半に肺等の臓器や人体図有
1	5	2-1	天明3、2、—	1783	密伝			状	(端裏書)「此証文 伊八郎より貸方分出入書 貴式百六拾老老一厘 酉二月迄二不成 候故相済迄預分置候 木屋庄兵衛 譲り一札」, 上町村庄屋又右衛門の奥印有
1	5	2-2	文政13、3、—	1830	以相對譲り渡申証文之事(居屋鋪地面・建物・造酒株・酒道具に付)	上町村譲り主庄兵衛(印)、証人三郎助(印)、計3名	湯屋谷村伊八郎、武右衛門、計3名	状	
1	5	2-3	文政13、11、—	1830	借用申金子之事(金15両に付)	岩本村借り主善三郎(印)	伊八郎	状	(端裏書)「とら十一月 田谷(善カ)」
1	5	2-4	文化4、2、25	1807	借用申金子之事(金1両2分に付)	上町村本綿屋正兵衛(印)	湯屋谷村永谷伊八郎	状	(印)「(かぎ正) 宇治田原 本綿正」
1	5	2-5	文化5、閏6、—	1808	借用申金子之事(金1両2分に付)	間屋勘右衛門(印)、下町村嘉六(印)	湯屋谷村伊八郎、武右衛門	状	(端裏書)「問や」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	5	2-6	文化8、12、一	1811	借用申金子之事 (金2両2分に付)	借用主平岩村儀兵衛 (印)、証人政右衛門 (印)	湯屋谷村伊八	状	(端裏書) 「平吉」
1	5	2-7	文化10、12、一	1813	以質物ヲ借用申銀子之事 (銀100目に付)	銀子借用主長山村久右衛門 (印)、庄屋善五郎 (印)	湯屋谷村伊八	状	(端裏書) 「長山 久右衛門」
1	5	2-8	文化12、5、一	1815	乍恐奉願上口上書 (宇治田原郷村々は煎茶売捌にて年貢相統のところ江戸兼にて差捌方利潤あるに付屋加郷に差上願、当春御触を守り宇治郷にて御茶詰済以前に売願わさるに付、同郷・同村の者にてても煎茶商い始めるとも差障り等申立ざるに付)	經喜郡宇治田原湯屋谷村頼人永谷屋三之丞、西野屋藤右衛門、計10名	小堀中務様御役所	状	宇治田原郷組頭高平兵衛の奥印有
1	5	2-9	文政8、9、一	1825	預り申金子之事 (金30両に付)	預り主藤屋彦四郎 (印)、証人木津屋源三郎 (印)	永谷伊八郎	状	(端裏書) 「伏 葉彦」
1	5	2-10	文政8、12、14	1825	覚 (鑑札・茶朱札等受取に付)	山徳組米ル行事木屋茂兵衛 (印)	山徳組先行事永谷伊八郎	状	
1	5	2-11	文政8、12、一	1825	借用申銀子之事 (金400両に付)	中之谷借り主吉右衛門 (印)、同伴林之助 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「中 吉右衛門」、借り主吉右衛門の奥書に亥年11月限りに返済する旨記載有
1	5	2-12	文政10、12、一	1827	借用申銀子之事 (金20両に付)	岩本村銀子借用主善三郎 (印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書) 「いわ本 善三郎」
1	5	2-13	文政11、6、一	1828	借用申金子之事 (金300両に付)	上町村借用主木屋庄兵衛 (印)、岩本同断口屋善三郎 (印)、計3名	湯谷永谷武右衛門、西野藤右衛門、計3名	状	(端裏書) 「仲間中 いわ善 木三 木庄」
1	5	2-14	文政11、12、一	1828	借用申金子之事 (金1両に付)	長山村借り主利平治 (印)、湯屋谷証人弥左衛門	伊八郎	状	(端裏書) 「六月切 長山利平次」
1	5	2-15	文政12、10、一	1829	借用証文之事 (金50両に付)	西野藤右衛門 (印)、請人武右衛門 (印)	西谷伊八郎	状	(端裏書) 「(まるト) 証文」
1	5	2-16	文政12、11、一	1829	借用申金子之事 (金35両に付)	岩本村借り主善三郎 (印)、同証人善五郎 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「丑 いわ善」
1	5	2-17	天保2、12、一	1831	借用申金子之事 (金13両に付)	中ノ谷借り主弥吉 (印)、証人 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「中弥吉」
1	5	2-18	天保3、3、一	1832	預り申銀子之事 (金4両・銀330目に付)	借用主上町村庄屋三郎助 (印)、証人又右衛門 (印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書) 「辰 木三」
1	5	2-19	天保3、7、一	1832	借用申金子之事 (金2両に付)	江州栗田郡納所村伊左衛門 (印)、同国同所小左衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「辰 納所」
1	5	2-20	天保3、8、一	1832	借用申金子之事 (金10両に付)	上町村忠兵衛 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「十月切 イト」
1	5	2-21	天保3、9、一	1832	一札 (江戸種茶御荷籠破舟に成りその後御差配仰付られざるところこの度仰付に付札)	大坂長堀板屋橋炭屋五郎右衛門		状	(端書) 「侘」
1	5	2-22	天保3、9、一	1832	借用申金子之事 (金10両に付)	中ノ谷借り主弥吉 (印)、証人 (印)	伊八郎殿取次	状	(端裏書) 「辰 中 弥吉」
1	5	2-23	天保3、12、一	1832	借用申金子之事 (金4両2分に付)	長山村借用主兵助 (印)、同伊三郎 (印)、計3名	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書) 「辰長山三人」
1	5	2-24	天保3、12、一	1832	借用申金子之事 (金2両に付)	切林村半兵衛 (印)、(印)	伊八郎	状	(端裏書) 「天保三 辰 切半」
1	5	2-25	天保3、12、一	1832	借用申金子之事 (金6両に付)	和東郷原山村借り主善次郎 (印)、証人林蔵	伊八郎	状	(端裏書) 「辰 原善二郎」
1	5	2-26	天保4、1、一	1833	乍懼口上書 (江戸廻御荷物御茶壺私浜先を積登り・積下りに付御荷物私方に連送願)	淀連送問屋炭屋善兵衛 (印)	湯谷御茶司中	状	郷之口魚屋忠兵衛・大坂炭屋五郎兵衛・山本嘉兵衛大坂出張店を経由の上願出
1	5	2-27	天保4、2、一	1833	借用申金子之事 (金20両に付)	借用人大口岡むら伊勢要人 (印)	永谷伊八郎	状	包紙有、(包紙上書) 「天保四己二月 手形巻通 伊勢要人」
1	5	2-28	天保4、8、一	1833	借用申銀子之事 (銀207両5分に付)	中谷借り主新五郎 (印)	西谷中谷講中世話方	状	(端裏書) 「たのもし 中新五郎」
1	5	2-29	天保4、12、23	1833	借用申銀子之事 (金6両に付)	宮村十口郎 (印)	永谷伊八郎	状	
1	5	2-30	天保4、12、一	1833	借用申銀子之事 (金3両1分に付)	西谷借り主長右衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「西 長」
1	5	2-31	天保4、12、一	1833	借用申銀子之事 (金20両に付)	大道寺村借り主久五郎 (印)、庄屋勘左衛門 (印)	湯屋之谷伊八郎	状	(端裏書) 「大久」
1	5	2-32	天保4、12、一	1833	借用申金子之事 (金10両に付)	和東郷原山村借り主利左衛門 (印)、佐兵衛 (印)、計3名	伊八郎	状	(端裏書) 「巳 原山三人」
1	5	2-33	天保5、12、一	1834	借用申銀子之事 (金15両に付)	借り主惣兵衛 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「惣兵衛」
1	5	2-34	天保5、12、一	1834	借用申銀子之事 (金20両に付)	借り主三之丞 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「廿 (まる三)」
1	5	2-35	天保6、2、一	1835	借用申銀子之事 (金1両に付)	寶田村借り主房八 (印)、証人切林村清右衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「房八」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	5	2-36	天保6、7、—	1835	借用申一札之事 (金8両に付)	山本書兵衛 (印)	山徳組御仲間衆中	状	
1	5	2-37	天保6、7、—	1835	借用申金子之事 (金25両に付)	湯屋谷村金借主兵衛 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「十月切 木も」
1	5	2-38	天保6、7、—	1835	対談一札之事 (茶荷物種別旧冬以来片巻積のため難渋のところ1個に1匁づつ御出銀に付)	菱垣廻船問屋仲間印 (印写)	大文字屋三右衛門	状	(端裏書) 「未年 湯谷残シ置写書」、(印写) 「菱垣船問屋九軒」
1	5	2-39	天保6、7、—	1835	借用申金子之事 (金8両に付)	金子借用主輝定寺村三右衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「綿三」
1	5	2-40	天保7、3、—	1836	借用申金子証文之事 (金20両に付)	長山村借用主久右衛門 (印)、同村借用主卯兵衛 (印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書) 「長卯」
1	5	2-41	天保7、3、—	1836	借用申金子之事 (金7両に付)	借用主下町村義兵衛 (印)、証人同村又右衛門 (印)	湯屋之谷村伊八郎	状	(端裏書) 「下儀 同又」
1	5	2-42	天保7、12、—	1836	借用申金子之事 (金1両に付)	金子借用主上町村忠兵衛 (印)	湯屋谷村永谷伊八郎	状	(端裏書) 「金岩両 普忠」
1	5	2-43	天保8、5、—	1837	借用申金子之事 (金1両に付)	長山村又右衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「長久」
1	5	2-44	天保8、12、—	1837	借用申金子之事 (金4両1分1朱に付)	寶田村借主房八 (印)、同請人善右衛門 (印)	湯屋谷村伊八郎	状	包紙有、(包紙上書) 「天保八酉年 借用金一札入 湯屋谷村伊八郎様 寶田村房八」
1	5	2-45	天保9、4、11	1838	手形之事 (和州十津川上茶仕入元銀借用に付)	切林村又三郎、同村金五郎	湯谷村永谷伊八郎	状	(端裏書) 「切又」
1	5	2-46	天保9、8、—	1838	借用申金子之事 (金12両2分に付)	大道寺村借り主久五郎 (印)、同村証人太四郎 (印)	湯屋谷村永谷伊八郎	状	(端裏書) 「大久殿」
1	5	2-47	天保9、12、—	1838	借用申金子之事 (金10両に付)	上町村借り主庄兵衛 (印)、証人三郎助 (印)	湯屋谷村武右衛門、藤右衛門、計3名	状	(端裏書) 「天保九戌 元十 三人 木正」
1	5	2-48	天保10、3、—	1839	借用申金子之事 (金10両に付)	大道寺村借用主久五郎 (印)、庄屋勸治郎 (印)、計3名	湯屋谷村永谷伊八郎	状	(端裏書) 「天保十子 十両元 大久」
1	5	2-49	天保10、3、—	1839	借用申銀子之事 (銀864匁に付)	銀子借用主大道寺村久五郎 (印)、証人太四郎 (印)	湯屋谷村伊八郎	状	(端裏書) 「い五月切 大久」
1	5	2-50	天保10、4、—	1839	借用申金子之事 (金4両3分に付)	和東郷湯舟村借り主利兵衛 (印)、同所同村証人源三郎 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「い四月四両三部元 △ 湯舟利兵衛 畑」
1	5	2-51	天保10、11、—	1839	借用申銀子之事 (銀1貫375匁・1貫5匁に付)	上町村借り主木屋庄兵衛 (印)	伊八郎、武右衛門	状	(端裏書) 「ブイ二人分 い十一月元 丑十二月切 木庄」
1	5	2-52	天保10、12、—	1839	借用申金子之事 (金8両に付)	下町村借り主儀兵衛 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「い十二月 金八両口 (元カ) 下町儀兵衛」
1	5	2-53	天保10、12、—	1839	借用申金子之事 (金2両に付)	切林村九兵衛 (印)、同半兵衛	伊八郎	状	(端裏書) 「切九」
1	5	2-54	天保10、12、—	1839	[証文] (金1両・同2両2分借用に付)	湯舟村借り主利兵衛 (印)、平兵衛 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「ユリ」
1	5	2-55	天保11、6、—	1840	借用申金子之事 (金3両に付)	大道寺村借り主清次郎 (印)、切林村証人浅次郎 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「子六月 大清」
1	5	2-56	天保11、10、—	1840	借用申金子之事 (金4両に付)	和東原山村借り主清左衛門 (印)、大道寺村請人林蔵	伊八郎取次	状	(端裏書) 「子 原せ」
1	5	2-57	天保11、11、—	1840	借用申金子之事 (金1両に付)	信楽朝宮借主利三郎 (印)、請人定右衛門 (印)	湯屋谷伊八	状	(端裏書) 「朝利」
1	5	2-58	天保11、12、—	1840	質入借用申金子之事 (金3両に付)	信楽上朝宮借主三郎右衛門 (印)、請人定右衛門 (印)	湯屋谷伊八良	状	(端裏書) 「朝三」
1	5	2-59	天保12、9、—	1841	口上 (不仕合の上米高直にて家名相続出来がたきゆえ相続譲出のところに御取結に付)	願主本人安兵衛 (印)、菅富三郎、計4名	永谷武右衛門、西野藤右衛門、計4名	状	
1	5	2-60	天保12、12、14	1841	申渡 (冥加金上納に及ばざるに付、仲間株札・問屋仲間・組合等相成らざるに付、直売買勝手次第たるべきに付、問屋に拘わらず引請売捌勝手次第のことに付)	菱垣廻船積仲間十組問屋共		状	写、(端裏書) 「十四日ニ被仰渡候」、12月16日付奥書に北奉行所へ組の行事を呼び出し仰せ渡された旨・これまで通り御荷物を積んでくれるようお願い旨記載有
1	5	2-61	天保12、12、—	1841	借用申金子之事 (金3両2分に付)	和東郷湯舟借主利兵衛 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「丑十二月三両二部元 ユリ兵衛」
1	5	2-62	天保13、—	1842	御年貢借用申事 (米1石4斗に付)	□(平カ) 岡村借用主儀兵衛 (印)、請人喜三郎 (印)	伊八良	状	(端裏書) 「平ギ」
1	5	2-63	天保14、5、—	1843	借用申銀子之事 (銀95匁に付)	切林村借り主浅次郎 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「う五月元 十一月切 切林 浅次郎」
1	5	2-64	天保14、11、—	1843	御上納米借用証文之事 (米1石2斗9升6合に付)	平岡村借り主儀兵衛 (印)、いわ本村証人吉右衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「天保十四う十一月 平儀」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	5	2-65	弘化3、8、—	1846	乍恐抜伐奉願上候 (松木402本に付)	湯屋谷村庄屋久右衛門、年寄彦右衛門	淀土砂方御奉行	状	(端書) 「差上之写」
1	5	2-66	弘化3、10、28	1846	覚 (御貸付金10両に付)	紀州御用所 (印)	湯谷村住人□□□	状	
1	5	2-67-1	嘉永2、7、—	1849	別紙引宛一札之事 (古家1軒に付)	上町村古家持主重兵衛 (印)、同村請人嘉兵衛 (印) 計3名	忠左衛門	状	(端裏書) 「上町十兵衛」、1-5-2-67-2の借金の引宛
1	5	2-67-2	嘉永2、7、—	1849	借用申金之事 (金5両に付)	上町村借り主重兵衛 (印)、同村請人嘉兵衛 (印)、計3名	忠左衛門	状	(端裏書) 「六月廿九日元 上町十兵衛」
1	5	2-68	嘉永5、12、—	1852	質物を以て借用申金之事 (金1両1分に付)	借り主新五郎 (印)、証文加印人吉右衛門 (印)	伊八郎	状	(端裏書) 「丑五月切 中 新五郎」
1	5	2-69	嘉永6、4、—	1853	借用申金之事 (金5両に付)	あさみや村藤左衛門 (印)	江戸仕入□山本民藏	状	
1	5	2-70	安政4、8、—	1857	借用申金之事 (金4両に付)	京三条広通 (道カ) 上ル本人伊勢上総 (印)、同三条通り夷町請人茶屋源兵衛 (印)	城州宇治田原湯谷永谷伊八郎	状	
1	5	2-71	安政4、8、—	1857	借用申金之事 (金4両に付)	本人伊勢上総 (花押)、請人茶屋源兵衛 (押印)	宇治田原湯谷永谷伊八郎	状	
1	5	2-72	安政5、4、—	1858	借用申金之事 (金25両に付)	宇治郷五ヶ庄岡本村借り主庄兵衛 (印)、請人徳兵衛 (印)	宇治田原郷湯谷村伊八郎	状	
1	5	2-73	貞、12、28		覚 (金4両・金1両借用に付)	南都二而糖 (糖カ) 塚村久左衛門 (印) 代作兵衛 (印)	伊八郎	状	
1	5	2-74	未、11、—		借用申金之事 (金50両に付)	上町村借用主重郎兵衛 (印)	湯屋谷村永谷伊八御取次	状	(端裏書) 「上町万十」
1	5	2-75	申、8、—		口上覚 (江戸表茶問屋衆中より運賃引下げ仰下しのところ当地御行事様茶仲間衆中へ承札掛合に及ぶよう申遣わすに付貴家様より江戸茶問屋様へ宜しく仰せ願)	菱垣船問屋九軒印	大文字屋三右衛門	状	
1	5	2-76	卯、3、16		【触書】 (関東御用の御茶字治にて話上げ以前他国新茶売出成り難きところ近來御用以前に新茶他国まで売広めるゆえ向後御用済まざる前に挽茶・煎茶他国へ売出すまじき旨戊辰12月に触置くところ守らざる者あるに付なおまた触出)	伊勢印、肥後印	状	写、奥に3月17日付松尾佐兵衛の添状を継ぐ、添状には南奉行所印のある触書を渡されたので、村々へ廻らさず伝えるべき旨・請印帳へ庄屋・年寄の印形を押すべき旨記載有	
1	5	2-77	—、4、29		【書状】 (延引の金子に付御用捨願)	方朝宮武右衛門 (印)	湯谷伊八郎	状	
1	5	2-78	—、7、25		覚 (金2両2分預かりに付)	椿井□□内方	永谷伊八郎	状	(端裏書) 「つば井」
1	5	2-79	□ (丑カ)、12、27		【書状】 (同屋組合等停止により菱垣樽舟積荷物は荷主・船主相対次第弁理の方へ積込差支なきに付、紀伊殿より貸渡の船印返上に付)	元十組極印元行事、内十組大行事、惣行事		状	
1	5	2-80	—		【三条実美死去に付腰折歌2首】	藤原重賢		状	
1	6	1	天保14、12、—	1843	諸積甲術	西岡安國門人等永谷重國		状	
1	6	2	弘化2、9、—	1845	生花早学	摂港鶏鳴舎曉鐘成編輯		状	表紙に「天保拾四癸う極月改 再筆弘化二乙巳十一月改」と有、また「開流算学所」と朱書有
1	6	3	弘化3、6、—	1846	大福中立両山 湯屋谷村 山田四ヶ村 山論日記			状	木版印刷本
1	6	4	嘉永1、春	1848	【俳句書上】	□左		状	(裏表紙貼紙) 「香□ (雪カ) 園所□ (持カ)」
1	6	5	—		禁裏御所 御茶献上日記 全			状	彩色画有
1	6	6-1	明治16、8、—	1883	申告書 (輸出向宇治製煎茶出品に付)	京都府下山城国級喜郡湯屋谷村…永谷伊八郎		状	(内題) 「禁裏御所献上御茶壺日記 山徳組七軒之内 香雪園永谷所蔵 他見不詳」 1-6-6-2~3は1-6-6-1に採み込み一括 「業務沿革出品者履歴」の記載有
1	6	6-2	—		【付箋】 (製茶手引の著述に付)			状	
1	6	6-3	—		【製茶出品説明書】	京都府下山城国湯屋谷村出品主西村清兵衛		状	雛形カ
1	6	7	明治28、7、31	1895	京都府級喜郡宇治田原村明治式治七年度歳入出決算書	宇治田原村会議員清水徳右衛門印、議員利田金五郎印、計6名		状	印刷物、明治28年6月20日級喜郡宇治田原村収入役山中為右衛門から同村長永谷太郎兵衛へ提出、同年7月31日認定

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
1	6	8-1	[]、10、5		[宇治田原町社会科教材]			冊子	1-6-8-2は1-6-8-1に採み込み一括表紙から数ページ欠、年月日は序文より採取、裏表紙に「浅田二三男蔵 No.155」と書き込み有
1	6	8-2	—		[新聞切り抜き] (重文禪定寺文書に付)			新聞	
1	6	9	—		享和八年以来庄屋戸長総代沿革表			罫紙綴	明治21年3月まで記載
1	6	10	—		「左少将愛宕朝臣正三位通祐卿御揮毫扁額に付」			切紙	
1	6	11	—		「俳句」「茶のあわのよそ見へけり月と花」	鷺成		切紙	
2	1	1	一、1、20		〔書状〕(植村娘は大導寺村山中為右衛門おじゆえ万事この方に御聞合わせたくされはわかるに付、家は借家ゆえ借り懸え勝手次第に付、三井御殿普代家来御膳番にてこの上は貴家の出店と口縁組になれば大幸の件)	永谷専二・おも代・計4名		状	2-1-1~54こより一括
2	1	2	一、3、6		申積入書	山本民造(印)	木津源・いつ太	状	
2	1	3	丑、3、10		〔書状〕(仰付の鞍馬石の件大坂大三付にて積久に付、面白灯籠あれば御世話するよう仰付ゆえ鞍馬石にて宜しき品送るに付)	山本民造	御本店御主人	状	
2	1	4	一、3、17		おほへ(金1両受取に付)	□□□	たみ	状	
2	1	5	一、閏3、17		〔書状〕(御割合として金1両受取に付)	旅籠町榎本嘉右衛門	山本民造	状	
2	1	6	閏3、14/一、閏3、21		寛(金3両1朱・書附を林屋おとく殿方へ御渡し願)/寛(金5両1朱受取に付)	山本民造/林屋とく(印)	いつみやや清八/和泉屋	状	寛2通
2	1	7	一、3、27		〔書状〕(今日御下坂の由に付難波北せんという宿屋へ御越し願)	宇治や	(まるイ) 御主君	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「宇治亀」、(袖裏宛先)「岩田屋様御店永谷伊人郎」
2	1	8	一、3、27		寛(御酒・奉し代等受取に付)	やまとや(印)	上	状	
2	1	9	一、3前		寛(御酒・奉し代等勸定書)	いく房	民	状	
2	1	10	う、4、1		寛(番茶代等勸定書)	廣文(印)	山本民蔵	状	
2	1	11	一、4、13		寛(御酒等代受取に付)	吉川	山本	状	
2	1	12	一、4、28		〔書状〕(愚詠に即刻御返歌に付礼、御招きのところ昨夜は混雑のため御礼も申上げざるに付託)	一葉	槇の舎雅	状	
2	1	13	一、5、1		花鳥風月題	宇治榎の倉秀芳	御清書雅	状	
2	1	14	一、5、6		〔書状〕(伊介と面会話合いのところに病氣ゆえ信州へも参らず貴家様へも沙汰せざるに付、下拙盆前には信州へも下りたききに付、当年御地茶相場御聞かせ願)	玉屋久七	山本民造	状	(端裏書)「(まるイ)様」
2	1	15	子、5、9		寛(自方・親子勸定書)		大嶋□右衛門	状	
2	1	16	一、5、17		横はま書状写(上方風聞宜しからざるに付、一両年は気替りもなしとは思えども手帳の仕入も出来ざるに付、茶相場引下げのところ下げ留なさに付)	古木屋甚六	松山左平次	状	
2	1	17	一、□、19		〔書状〕(湯舟印茶出来の由にて○印御申越の件江戸表天不印ゆえ今日差上げざるに付、申上げたきことあるゆえ御帰宅願、西ノ京という所へ御手廻しの由断り御申遣わし願)	太郎兵衛(印)	山本民蔵	状	
2	1	18	一、閏5、22		寛(花代勸定書)	かわちや楳吉	民	状	

箱番号	内箱番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	1	一、四5、25		寛(花代請取に付)	河内屋捨吉	山本民藏	状	
2	1	一、四5、28		寛(花代勘定書)	河内屋捨吉	山本民	状	
2	1	子、5、晦		上茶買附覚	大しま泉屋重兵衛、世話人太三郎	宇治永谷山本民藏	状	
2	1	一、7、28		古代(私共御案内の通り湯谷丸武様へ禅定寺村伊介殿売附に参る後貴店様茶の件御咄になるよう承るところ書面をもって御断申上に付私御任せ御聞濟願)	平川勘三郎	湯谷民藏	状	
2	1	一、7、一		寛(御酒代等勘定書)	鞆屋口右衛門	山本御旦那	状	
2	1	一、8、15		客中良夜(漢詩)	時口口	松講大人	状	
2	1	一、8、22		〔書状〕(龍門村弥惣右衛門様・庄左衛門様より立本欄意書へ宝徳御建立の寄附の件御申越に付金2朱差上げゆるゆえ先達て差上の2朱と合わせ龍門村へ御差上願)	湯舟周治郎	湯谷伊八	状	
2	1	一、9、2		口上(宇治人形御取調くださるならば早刻御願、(やま葛)御店様へ席あるに付御玄関へ御差出願、御礼いかほどか御向に付)	泉屋清八	山本民造	状	
2	1	丑、9、3		寛(金銀勘定書)	角口	民藏	状	
2	1	一、9、19		寛(みずや針代等勘定書)	角口	山本民藏	状	
2	1	一、10、10		寛(鯛塩焼き代等受取に付)	丹口五	上	状	
2	1	一、10、29		下書(尊公様御出府を待ち帰宅し茶商売始めるに付御引立願)	山本店ニ而永谷民藏	永谷武右衛門、永谷三之丞	状	(端裏書)「番頭様を帰宅之由申付られ候則出立之節(まる三)(まる武)へ之願書」
2	1	一、11、4		寛(かしわめし代等受取に付)	小道具屋弥口	上	状	
2	1	寅、11、11		寛(茶代等勘定書)	山本民造	京ほしひのや	状	
2	1	一、11、17		おぼへ(御酒・素類代等勘定書)	まさ	永谷	状	
2	1	酉、11、22		寛(ノ高不足等勘定書)	紙や		状	
2	1	一、11、25		〔書状〕(大地震により5日夜津波にて死人も沢山ながら拙宅別状なきに付)	大坂店山本喜兵衛、同亀兵衛	山本民藏	状	嘉永7年(1854)カ
2	1	一、11、25		〔書状〕(11月4・5日大地震により5日夕過ぎ沖より逆流押来たれども上流にて逃れたるに付)	大文字屋三右衛門	山本民藏	状	嘉永7年(1854)カ
2	1	一、11、26		〔書状〕(中村口等見合わせに付、他の口高値代品物ゆえ少しも入用なきに付)	角や清右衛門	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「上坂清右衛門」
2	1	一		「」			切紙	
2	1	一、11、29		寛(御酒代等勘定書)	米口	民	状	同日付で受取の記載有
2	1	一、11、30		おぼへ(御酒代等勘定書)	かみ政	民藏	状	
2	1	一、12、5		おぼへ(御酒代等勘定書)	かみ政	丸口(栄カ)、民藏	状	
2	1	一、12、5		おぼへ(御酒代等勘定書)	かみ政	徳右衛門、民藏	状	
2	1	一、12、14		おぼへ(花代勘定書)	口りうの	しば内御れん中	状	
2	1	丑、12前		寛(上口等米代勘定書)	山民	(宍まや)	状	
2	1	丑、12、24		寛(黒ビロネり代等勘定書)	永谷伊八郎(印)	中村武兵衛	状	
2	1	一、12、[]		寛(ノ高・徳印分等勘定書)	かみ政	山本	状	
2	1	一、四、5		寛(花代勘定書)	河内屋捨吉	民藏	状	
2	1	一、一、19		〔書状〕(200箱の件今日中に直段引合願)	角や清右衛門	山本民藏	状	
2	1	一、一、22		寛(芸子・芸者代等書上)	い勢屋	岩田屋、御客	状	
2	1	一		〔書状〕(近年米元方高直にて民造困り入りに付300両借願口添)	武右衛門、太郎兵衛	嘉兵衛	状	下書
2	1	一		寛(御酒代等勘定書)	吉川	たみ、徳	状	
2	1	一		鞍馬石山出之人数寛(諸勘定書は大坂着の上御帳に入れに付)			状	後欠カ
2	1	一		寛(御酒・御膳代等勘定書)			状	後欠カ

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	1	53	—		【書状】(植村様に書付言付けたれど少し間違いたるゆえこの書付認め間違いあれば御申しくだされまし、申上げたときにもあるゆえ御入らせ待入り御念じ上げ) おぼへ(伊丹御酒代等勘定書)	ふでやばつ	山本御旦那	状	
2	1	54	—		覚(茶荷物内金送るに付)	大こま	上	状	2-2-1~2-2-63こより一括 (印)「(やま嘉) 江戸日本橋通武町日諸国 茶問屋山本亮場」
2	2	1	嘉永7、2、29	1854	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	
2	2	2	嘉永7、2、9	1854	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉) 江戸日本橋通武町日諸国 茶問屋山本亮場」
2	2	3	子、10、—		入津寛(〈やま民〉荷物に付)	山本(印)	山本民蔵	横帳	印より差出人は山本嘉兵衛カ
2	2	4	丑、6、29		【書状】(頭物不景気ゆえ当年は昨年より頭物半減の積入にて山嘉園などの品沢山積送りの方宜しきに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見京橋高井武右衛門様迄 同宇治湯谷山本民蔵様行 要用方江戸」(封筒裏書)「丑六月廿九日 日本橋山本嘉兵衛(印)」、(端裏書)「〈やま民〉様行〈やま嘉〉」
2	2	5	丑、7、26		【書状】(山嘉園・露の花余分仕入の件承知に付、質素俵約仰上により頭物100個仕入は30個仕入の見積りに付、露の花以下は成丈余分尊一に付)	山本嘉兵衛	民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「宇治湯谷山本民蔵殿 要用方江戸」(封筒裏書)「丑七月廿六日 日本橋山本嘉兵衛(印)」
2	2	6	丑、7前		【覚】(書状送り代勘定書)	高井武右衛門	山本民蔵	状	
2	2	7	丑、8、12		【書状】(茶荷物不景気ゆえ上中下とも沢山仕入は無用に付、御当地不人気にて引立たざるに付寄敷成丈減じ願)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見京橋高井武右衛門様迄 同宇治山本民蔵殿行 要用方江戸」(封筒裏書)「丑八月十二日 日本橋山本嘉兵衛(印)」
2	2	8	丑、9、7		送り状(玉の井大樽2挺に付)	玉水酒屋政左衛門(印)	湯谷山本民蔵	状	
2	2	9	とら、2、11		【書状】(大道寺太次郎より書店預かり番茶送り状参れども出し切手参らざるに付、極月分勘定送り願)	といや八郎右衛門	山本民蔵	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
2	2	10	寅、3、12		【封筒】	日本橋本店二面山本民造	同(城州) 宇治湯谷永谷伊八郎	封筒	高井武右衛門經由
2	2	11	一、4、1		【書状】(酒代銀御払くだされたるゆえ受取差上に付、値段厳しきに付開取願)	奥田次兵衛	山本民蔵	状	とら3月付おくだの奥書に酒代受取の旨記載有
2	2	12	寅、4、8		覚(酒代勘定書)	木屋東治郎(印)	ゆ谷村永谷民蔵	状	
2	2	13	一、1、2		【書状】(年頭の御祝詞に付)	山本嘉兵衛	永谷伊八郎	折紙	包紙有、(包紙上書)「城州宇治湯谷永谷伊八郎様 参人々御中 方口(江カ) 戸 正月二日 江戸日本橋通武町目茶問屋山本嘉兵衛」
2	2	14-1-1	一、1、2		二啓(御送り金は押切印形・添切手ばかり着にて金子は年内着せざるに付、庄屋より御上納の内拝借に付御送り金3、400両程御願込み願、〈やま嘉〉印当年は30壺差向の件御願願)	永谷城太郎	山本民蔵	状	14-1~14-3巻き込み一括、14-1-1~14-1-2巻き込み一括
2	2	14-1-2	一、1、2		追而申入候(内々金300両のところ御送りの前に御席宅なされては甚だ難しきに付)	城太郎	民蔵	状	
2	2	14-2	一、12、24		【書状】(御送り金比日到着と待てども手取らざれども万事御有免に預かるゆえ御送り金早春にても宜しきに付)	永谷城太郎	山本民蔵	状	
2	2	14-3	一、一、26		追而(送り金来月未より3月にならねば難しきに付半印より(まる武)様へ御願込み願)	民造	御尊父	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	2	15	一、1、6		[書状] (先月16日100両送り後金当月中は200両ばかりに付、当地異国船の噂にて人気が悪しく後品不捌にて値段大下落に付、瀧の件女子安産大慶に付) [書状] (金子の件不景気・アメリカ船渡来ゆえ難しきに付、当月(主たる武)様子年皆済仕切送るゆえ御揃合くださったらば有難きに付、下拙荷物値段安きため後金300両は3月までの内となるに付)	本店内山本民造	永谷伊八郎	状	
2	2	16-1	一、1、6		[書状] (城太郎出書状主人へ渡したるに付、荷物6番着に付) [書状] (金子の件不景気・アメリカ船渡来ゆえ難しきに付、当月(主たる武)様子年皆済仕切送るゆえ御揃合くださったらば有難きに付、下拙荷物値段安きため後金300両は3月までの内となるに付)	(やま民)	(まるイ)	状	2-2-16-1~2-2-16-8巻き込み一括
2	2	16-2	一、1、17		[書状] (茶屋村伯父太右衛門・子息卯之助病死の由披見に付) [書状] (正月16日出にて金100両送るに付、当月14日又々異国船渡来に付、銭相場・茶相場・米相場、金子御地着ならば銀主方へ御見計らい御返済願)	本店ニ而山本民造	御親父	状	
2	2	16-3	一、1、17		[書状] (正月16日出にて金100両送るに付、当月14日又々異国船渡来に付、銭相場・茶相場・米相場、金子御地着ならば銀主方へ御見計らい御返済願)	山本民造	御尊親	状	2-2-51に対する返信
2	2	16-4	一、1、17		[書状] (北アメリカ船神奈川表に9艘・浦賀辺に2艘逗留に付、フランス国・イギリス国よりも軍船数艘の様子に付、御当地不景気になり商売向半休にて金子の件も追々延引に付)	本店ニ而山本民造	御親父	状	
2	2	16-5	[一、1、26]		[尚々書] (この書状それぞれへ御達し願、金子の件早急には参りかねるに付)			状	
2	2	16-6	一、1、一		[書状] (北アメリカ船神奈川表に9艘・浦賀辺に2艘逗留に付、フランス国・イギリス国よりも軍船数艘の様子に付、御当地不景気になり商売向半休にて金子の件も追々延引に付)			状	
2	2	16-7	一、2、22		[書状] (北アメリカ船神奈川表に9艘・浦賀辺に2艘逗留に付、フランス国・イギリス国よりも軍船数艘の様子に付、御当地不景気になり商売向半休にて金子の件も追々延引に付)			状	
2	2	16-8	一		[和歌1首]			状	
2	2	17	一、一、9		[書状] (御話申上げたきに付拙店まで御光来願)	箱崎青山廣蔵	山民	状	袖裏にも差出・宛先有、(袖裏差出)「服部」
2	2	18	一、1、17		[封筒]	日本橋店ニ而山本民造	同(城州)宇治湯谷村永谷伊八郎	封筒	高井武右衛門經由
2	2	19-1	一、1、17		口上(異国船渡来にて御上様方御物入ゆえ諸品値段・銭相場引下に付)入ゆえ諸品値段・銭相場引下に付)口上(異国船浦賀表まで着岸の由にて今晚井戸対馬守・町奉行御出張等風聞に付)	民造	御親父	状	2-2-19-1~2-2-19-6巻き込み一括
2	2	19-2	一、1、17		[書状] (9日出金子不着の件は当店都合にて12日出に付、今日金100両送るに付庄屋様方へ御返済願、アメリカ船提督ペルリは示談行届届船の様に付、(まるイ)茶品下値ならば御引受願、来月先金送るに付借財方等御取計願)	民造	御親父	状	
2	2	19-3	一、2、29		[書状] (9日出金子不着の件は当店都合にて12日出に付、今日金100両送るに付庄屋様方へ御返済願、アメリカ船提督ペルリは示談行届届船の様に付、(まるイ)茶品下値ならば御引受願、来月先金送るに付借財方等御取計願)	本店ニ而山本民造	御尊親	状	2-2-21-2-1に対する返信
2	2	19-4	一、3、19		[尚々書] (下り荷物は当店にては10月頃までは入津せざるも手支なさに付、他店にては古茶淡山にて捌けざるに付)			状	
2	2	19-5	一、3、19		[書状] (近年来不引合により当年仕入見合わせの由にて隠居様方へ御取りなし願うに付)	本店ニ而山本民造	御親父	状	
2	2	19-6	一、3、22		[書状] (当年御主人様御不興の時節ゆえ何事も差控に付)	本店ニ而山本民造	御尊親	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	2	20-1	一、1、18		【書状】(昨年ひでりにより大難渋のところ茶代は庄屋様方より山本民蔵名当にて借用に付、12月16日出金受取に付、当月200金送るとの由に付あと100金御送り願、当年山方凶作の風聞に付、新茶何程御用か御聞かせ願、(まる三)方借方納まるに付、金子送りの際押切手形前々に御送り願、御買送り願(5品に付)	永谷城太郎	山本民蔵	状	
2	2	20-2-1	一、2、10		【書状】(正月12日初送り金100両入手のとところ12日出添書押切の書付にある9日出押切手いまだ届かざるに付)而(当春新茶等値段に付、(まる三)二ノ谷神屋御異国船渡来の風聞にて商い出来ざるに付如何致すべきか向、郷ノ口左助の件等済に付)先達而(きせる等注文に付)	永谷伊八郎、同城太郎	山本民蔵	状	2-2-20-2-1~2-2-20-2-6巻き込み一括
2	2	20-2-2	一、2、10		【書状】(茶皆済御任切送り添状受取のところが元方高印ゆえ不引合の様取に付、上納金庄屋様より借用に付御送り金早々御送り願、9日出切手は書達いに気付かざるに付)	永谷伊八郎、城太郎	山本嘉兵衛様御店山本民蔵	状	2-2-20-3-1~2-2-20-3-5包紙一括、(包紙上書)「江戸日本橋通二丁目山本嘉兵衛御店 山本民蔵との... 二月十二日 八日限 城州湯谷永谷伊八郎 ...」
2	2	20-3-2	一、2、12		【尚々書】(3月上旬立立までに○印御送り願)	城太郎		状	
2	2	20-3-3	一、2、12		口上(当年も御引立願)	城太郎	民蔵	状	
2	2	20-3-4	一、2、12		二階御頼(上納金庄屋にて借用に付金子送り願)	永谷伊八郎、城太郎	山本様ニ而山本民蔵	状	
2	2	20-3-5	—		追而(浦賀へ渡來の異国船の風聞に付、ヲロシヤは7日帰帆の風聞に付)	城太郎	民蔵	状	
2	2	20-4	一、12、5		【書状】(16日出金長理印より到着に付、年内に500金程御送り願、御權那様の御機嫌御直し願)	城太郎		状	
2	2	20-5	—		【書状】(講所・亀山にて大筒御試しの風聞に付、異国船御面文面写等写本にしたき人あるに付御申越願、和歌3首)			状	
2	2	20-6	—		【書状断簡】(金子の件当地も大不景気ゆえ御主人様へ御願い差控に付、当年(かぎ文)壺見合わせに付、下物流行にて湯谷物は入用なけれども伊勢・宇治・駿河は当年も大損なきに付)			断簡	後欠、2-2-23の下書カ
2	2	21	一、1、26		【書状】(異国船浦賀表に滞留・ヲロシヤ船は出帆に付、一朱銀通用始まるに付、異国船渡來により金子送り方延引に付)	本店ニ而山本民蔵	永谷伊八郎	状	
2	2	22	一、1、—		覺(異国船渡來により公方様・諸侯の御用意に付、御府内町中御廻りに付、近々一朱銀出來るとの御願に付)	民蔵	御親父	状	
2	2	23	一、2、6		【書状】(金子の件当地も大不景気にて御主人様へ御願い差控に付、(かぎ文)壺の件当年は見合わせに付、下物流行にて湯谷物は入用なけれども伊勢・宇治・駿河は大損なきに付、昨日異国船見物に付)	山本民蔵	御尊親	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	2	24	一、〇(2カ)、 6		[封筒] [書状] (再び異国船入津・蝦夷地へイギリス船渡来に付、一朱銀送るに付茶代残金借財方へ御配当願、金子は急々に送れぬに付)	山本本店ニ而同苗民造	同(城州) 宇治湯谷永谷伊八郎	封筒	高井武右衛門經由
2	2	25	一、2、9		[書状] (先月より逗留の異国船近々引取の様子に付)	本店ニ而同山本民造	永谷伊八郎	状	
2	2	26	一、2、9		[書状] (アメリカ船入替のみにて逗留の上フランス国・イギリス国よりも軍船渡来に付、当地不景気ゆえに御出府なさり商体向御懸合が宜しきに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民藏	状	(端裏書) 「(やま民) 殿行 (やま嘉)」
2	2	27	一、2、16		[書状] (金子の件御主人様承引なさらぬに付、当月9日御主人様異国船見物に付)	山本民造	御親父	状	
2	2	28	一、2、19		[書状] (先月より逗留の異国船近々引取の様子に付)	本店ニ而同山本民造	御親父	状	
2	2	29	一、2、22		追々(26日には100金だけ送るとの市兵衛様よりの御話に付)			状	
2	2	30	一、2、23		[書状] (アメリカ船入替のみにて逗留の上フランス国・イギリス国よりも軍船渡来に付、当地不景気ゆえに御出府なさり商体向御懸合が宜しきに付)	山本民造	永谷武右衛門	状	
2	2	31	一、2、22		[封筒]	日本橋通式本店ニ而同山本民造(印)	同(城州) 宇治湯谷永谷伊八郎	封筒	高井武右衛門經由
2	2	32	一、2、24		[書状] (急々粉茶御送り願、申上げたき事あるに付御上京願)	御幸町丸太町下ル伊勢上総	宇治田原湯谷永谷伊八郎	状	
2	2	33	一、1、一		[書状] (新春の御祝詞に付)	茶間屋萬盛万藏	永谷伊八郎	折紙	
2	2	34	一、3、6		[書状] (異国船退帆せず神奈川沖に逗留ゆえ市中も不景気に付、金子は今少し延引に付)	本店ニ而同山本民造	御親父	状	
2	2	35	一、3、6		[封筒]	日本橋本店ニ而同山本民造	城州宇治田原湯谷西谷永谷伊八郎	封筒	
2	2	36	一、3、8		覚(永谷城太郎殿出書状受取に付)	長利(印)	山本	状	(印)「金銀不用 (やま吉) 大伝馬町巷丁目長井」
2	2	37	一、3、12		[書状] (下拙方のみ初送り金御見合わせの上当年は仕入休むようことの仰せに付)	本店ニ而同山本民造	御尊親	状	
2	2	38	一、3、12		追而(湯谷の荷物只今にては入用なき時節にて困りに付)	民藏	御尊親	状	
2	2	39	一、〇(3カ)、 19		[封筒]	日本橋本店ニ而同山本民造	同(城州) 宇治湯谷永谷伊八郎	封筒	高井武右衛門經由
2	2	40	一、3、22		口上(新茶の差向け御繁多のところ宜しく御手当願)	民造	御尊親	状	
2	2	41	一、3、23		追而(くまる三)茶難しき件承知に付、御主人様よりなにかと御尋ねゆえ別紙書附御覽に入れるに付書附通御答願、当店荷余りゆえ余分荷物仕入出来ぬに付)	民造	御親父	状	
2	2	42-1	一、3、28		[封筒]	玉水酒屋政左衛門	湯谷永谷伊八郎、同山本民藏	封筒	2-2-42-2の封筒
2	2	42-2	一、3、28		[書状] (金1両受取・上酒等渡すに付)	酒屋政左衛門(印)	永谷伊八郎、山本民藏	状	
2	2	43	一、3、一		[書状] (新茶成るべく余分御積立願)	山本嘉兵衛	山本民造	状	
2	2	44	一、4、28		覚(小口直し代等請取に付)	さめ清(印)	山本民藏	状	(印)「京都鮫清」
2	2	45	一、6、18		二白(荷物出し願)	大文字屋三右衛門	(やま嘉)	状	
2	2	46	一、6、17		[書状] (やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
2	2	47	一、7、10		覚(金1両受取に付)	越後屋庄助(印)	山本民藏	状	
2	2	48	一、7、12		覚(米代請取に付)	庄兵衛	伊八郎	状	
2	2	49	一、7、27		積附覚(やま吉) 荷物に付)	泉屋太兵衛(印)	永谷城太郎	状	(印)「大坂(しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	2	50	一、8、8		[書状] (〈やま吉〉荷物積残に付)	泉屋太兵衛 (印)	永谷城太郎	状	(端裏書)「反古」、(印)「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
2	2	51	一、12、晦		[書状] (茶屋村太右衛門・子息卯之吉病氣(病死の事カ)に付)	永谷伊八郎	山本民藏	状	
2	2	52	—		[尚々書] (〈まる三〉方御願の件に芳吉様御出府なされ御願が宜しきとの由に付)		山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	状	
2	2	53	—		覚(歎賞・かみ代等勸定書)			状	
2	2	54	—		[茶言伝カ]			状	下書
2	2	55	—		口上(当時流行中物仕入差送りに付200金ほど拜借願)	[]	城太郎	状	
2	2	56	—		[書状] (民藏様の事島徳蔵同道にて御着きに付案内)	山本嘉兵衛、市兵衛	永谷伊八郎	状	袖裏にも差出・宛先有
2	2	57	—		感詠(和歌5首)			状	
2	2	58	—		追而(時候不順ゆえ御厭願)			状	
2	2	59	—		「古語云徒善如登徒惡如崩 日夜可考矣」			切紙	
2	2	60	—		[俳句9句]			状	
2	2	61	—		[書状] (アメリカ船・御府内御固め等風聞に付)			状	
2	2	62	—		覚(淀土砂林・茶菓子代等勸定書)	庄や	〈まるイ〉	状	木版印刷物、異国船に対する警固場所・大名名カ
2	2	63	—		[場所・大名書上]			切紙	
2	3	1	卯、9、6		[書状] (荷入日記書受取に付、荷物仕舞により金30両送るに付、今年春種付の茶の実御持参願)	山本嘉兵衛	民藏	状	2-3-1~2-3-29こより一括(端裏書)「(やま民)殿行」
2	3	2	酉、3、6		[書状] (先日申入の御方貴地御出向に付名所旧跡御案内等願)	山本嘉兵衛、市兵衛	民藏	状	
2	3	3	亥、12、27		[書状] (約束の葉送るに付、2両借用願)	大住村伊勢要人	ゆ谷にし谷内永谷伊八郎、山本民造	状	
2	3	4	一、1、3		[書状] (西野様と元の通りになるように御取持ち願)	岩脇吉二	湯谷永谷伊八郎(まるイ)御印	状	
2	3	5	一、1、9		[書状] (旧冬御申越の奉納板の件は当春御下りの御話すに付、茶器財集摺立てにかかり来月中に出来るに付)	山本久住	秀芳先醒	状	
2	3	6	一、6、15		[書状] (藤四郎へ茶早々送り願)	せ市	〈まるい〉伊	状	袖裏にも差出・宛先有、(袖裏差出)「(まる上)せ市」、(袖裏宛先)「湯谷(まるい)山本民造」
2	3	7	一、4、24		[書状] (茶製村絵図差上に付、山本庄兵衛殿家名相統にあたり一札差上に付(まる三)方芳吉殿出府に付、当年手製近々出荷に付)		御主人、市兵衛、計6名	状	
2	3	8	一、5、14		[書状] (送り金延引のところ12日送るに付、主人・大西様への御進物早速披露に付)	山本内久兵衛	山本民造	状	袖裏にも差出・宛先有
2	3	9	一、5、16		[書状] (13日より本店様に参り茶製方勤めるに付)	本店二而芳之助	山本民造	状	(端裏書)「(やま本)サマ」
2	3	10	一、6、4		[書状] (料目の件25の方で50目切にて御取計願、小子明日より一寸帰宅に付)	瀬川市右衛門(印)	山本民造、又兵衛	状	袖裏にも差出・宛先有、(印)「宇治 信楽 (まる上) 江州鎌掛宿 諸国銘茶所瀬川市右衛門」
2	3	11	一、6、11		[書状] (紛茶急々御送り願、御上京待入りに付)	谷田地の屋	永谷おもへ	状	
2	3	12	一、6、12		[書状] (先日引合の茶明日にも御送り願)	〈まる上〉せ市	山本	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「朝宮辻弥二而(まる上)せ市」、(袖裏宛先)「湯谷山本民藏」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	3	13	一、6、16		〔書状〕(桶井物は値段引合にならぬにゆえ桶蓋五郎大上差上に付、後荷物の品々差上げるに付10両御都合願)	の徳	湯谷山本民藏	状	
2	3	14	一、7、5		〔書状〕(茶神像画出来たるに付礼金御送り願)	額屋嘉兵衛	永谷民造	状	
2	3	15	一、8、21		〔書状〕(昨年凶作ゆえ米相場思うようには下落せぬが追々には下落に付、当年は新米上製にて多分の利分あるに付)	青山慶藏(印)	山本民藏	状	
2	3	16	一、8、24		〔書状〕(集会の節御願書面添削に付札、酒差上の件延引に付)	大西政左衛門	山本民藏	状	袖裏にも差出・宛先有
2	3	17	一、10、7		〔書状〕(御地参上の節土産物茶願いたるところ今日到着に付)	本田栄藏	山本民藏	状	
2	3	18	一、10、8		〔書状〕(裏印の手拭御渡し願)	□の屋	山本	状	
2	3	19	一、10、14		〔書状〕(過日御願の茶見合わせに付、土粉御願の値段にて御送り願、油粕送るに付)	油屋平八郎	湯谷山本民藏	状	
2	3	20	一、10、18		〔書状〕(先日参上の節御覽心に付礼)	河内屋弥八郎、同矢吉郎	永谷良助	状	
2	3	21	一、10、20		〔書状〕(仰付の輩出来合なきに付)	慶藏	山本民藏	状	中ほど大きく破損
2	3	22	一、10、一		〔書状〕(中山様行茶の件かわり茶急々に送り願に付、味噌漬御送り願、御選幸は来月21日と承るに付)			状	
2	3	23	一、11、12		〔書状〕(民藏江府へ御下りの由悉なく御下着と推察に付)	大西政左衛門	永谷伊八郎	状	
2	3	24	一、11、16		〔書状〕(引合の板類材木の件渡世遠いゆえ見合わせに付、14日に買取の板類値附に付)	山本店幸兵衛	山本民藏	状	(端裏書)「(やま民)サマ」
2	3	25	一、11、22		〔書状〕(大地震見舞に付礼、拙店居宅・土藏損ずれど家内一統無事に付)	豊田甚右衛門、惣八	永谷伊八郎	状	(端裏書)「(まるイ)様」
2	3	26	一		〔書状断簡〕(御送りの金5両受取に付、羽鯉なるべく下値にて送るよう御申越の件当冬分はさして下落せぬゆえ来春まで見合わせに付、当冬分〇印積もりたるに付金子御送り願)		断簡	後欠	
2	3	27-1	一、〇、29		〔書状〕(燈炬部屋手始めゆえ金子送りくれるようとの事当方よりは別段送らぬに付、大の糧類入用に付御拵貯願、罎大壺武右衛門様より此方へ買求めに付)	山本嘉兵衛	民藏	状	2-3-27-2は2-3-27-1に挟み込み一括(端裏書)「山民サマ 閏月廿九日」
2	3	27-2	一、11、26		〔書状断簡〕(甲上の通に付)	本田栄藏	山本民藏	断簡	全欠
2	3	28	一、〇、17		〔書状〕(大宮社田村大貳志願の件に付御献金願)	向井宇右衛門、北沢六左衛門	永谷武右衛門、永谷伊八郎	状	
2	3	29	一		〔書状〕(尊公様への仕切目録伊勢屋平八へ渡すに付)	油屋平八郎	山本民藏	状	
2	4	1-1	安政2、5、一	1855	銘茶請取之通	山本	又兵衛	横帳	2-4-1-2は2-4-1-1に挟み込み一括年月日は表紙より
2	4	1-2	午、12前		仕切書(やま嘉)荷物等に付)	泉屋太兵衛(印)	永谷民藏	折紙	(印)「大坂(しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
2	4	2	一		〔書状〕(空壺50個の内38個悪しき由御申しの件1個口欠けにて38個無難に付なしま問清へ舟賃御渡し願)	(印)「運送問屋淀炭善」	永谷民藏	状	付箋有、「安政七申正月七日淀着」の記載有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	4	3	子、3、一		寛((やま嘉) 印荷物庭口銭等勘定書)	(印) 江戸積 大阪平野橋東詰南入大口諸荷物運送屋大文字屋三右衛門	永谷民藏	折紙	
2	4	4	丑、2、23		寛(半紙・茶代等勘定書)	山本	川栄	状	
2	4	5	丑、2、一		寛((やま嘉) 印荷物庭口銭等勘定書)	(印) 江戸積 大阪平野橋東詰南入大口諸荷物運送屋大文字屋三右衛門	永谷民藏	横紙	裏に「(やま嘉) サマ」と書込有
2	4	6	丑、3、14		寛(子ノ年差引残り銀受取に付)	河栄(印)	永谷民藏	状	
2	4	7	丑、3、14		寛(金2両3分請取に付)	大文字屋三右衛門(印)	永谷民造	状	
2	4	8	丑、4、4		寛(御願(影カ) 石代勘定書)	岡田屋五兵衛(印)	大文字屋	状	(印) 諸石売所 西横堀かいや町角岡田屋五兵衛
2	4	9	丑、7、18		寛(金1両受取に付)	万屋伝兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
2	4	10	—		[巳年・午年・未年番仕入高等に付]			継紙	
2	4	11	午、1、18		仕切寛(羽雛代勘定書)	和泉屋造兵衛(印)	河内屋栄藏	状	
2	4	12	午、4、5		寛(御入用勘定書)	長池まつや	なしまに二而山本民藏	状	
2	4	13	午、5、9		おほへ(赤つみ根付代等勘定書)	真木の嶋耕石庵	永谷伊八郎	状	
2	4	14	午、7、一		飛脚通	川上村喜三郎(印)	永谷伊八郎	横紙	(印) 「宇治田原山田川上村喜三郎」
2	4	15	午、8、一		寛(銀子勘定書)	間屋清右衛門(印)	山本民藏	状	
2	4	16	午、11、一		寛(上茶代等勘定書)	西忠	永谷伊八郎	状	
2	4	17	未、10改		寛(講銀等勘定書)	山口	半左衛門	状	
2	4	18	未、12、14		寛(午年仕送り鳥籠代請取に付)	山口堂村油屋喜八郎(印)	湯谷山本民造、取次中村茂右衛門	状	(印) 「山城口油喜」
2	4	19	戌、2、15		寛(玉子・鯛代等勘定書)	ふしみ魚卯	永谷伊八郎	状	
2	4	20	一、1、19		[書状] (旧暦年賦金子御差入願)	山口堂村油屋喜八郎	湯谷民造	状	
2	4	21	一、1、19		寛(貸金・木炭代等勘定書)	山本(印)	源治	状	
2	4	22	一、2、15		[書状] (残りの件銭不廻りゆえ御断りに付、番茶の件村喜右衛門殿方へ渡したる預かり手形戻るよう御引合願、極月勘定等御勘定願)	といや八郎右衛門(印)	山本民藏	状	(印) 「山城 (まる八) 多賀間屋八郎右衛門」
2	4	23	一、2、23		[書状] (御入来の際御話の件不廻りゆえ金4両のみ今日持参に付、残金新茶には勘定するに付)	そつか彦治郎	湯谷伊八	状	
2	4	24	一、3、25		寛(上層代等勘定書)	やまもと民造	岩田屋常太郎	状	
2	4	25	一、4、5		[書状] (御影岩江戸表御不用にて壳捌き方当惑に付御出金願)	大文字屋三右衛門	山本民藏	状	
2	4	26	一、4、28		寛(金3分1朱請取に付)	丹治店	永谷伊八、おもへ	状	
2	4	27	一、4、29		寛(金3分請取に付)	坂左近	永谷伊八	状	
2	4	28	一、5、7		寛(うるめ・かます代勘定書)	魚定	伊八	状	
2	4	29	一、5、25		[書状] (御影石伏見奉本津弥方へ積出の件承知に付、江戸表旦那様鞍馬石種送り売私仰付の件承知に付)	大文字屋三右衛門(印)	山本民藏	状	
2	4	30	一、5分		寛(生節代等勘定書)	魚乙	丸西谷伊八	状	
2	4	31	一、5分		寛(鯛代等勘定書)	トハ治郎兵衛	伊八	状	
2	4	32	一、7、5		寛(番茶代等勘定書)	山本(印)	喜左衛門	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋山本嘉兵衛 城州宇治山本民藏」
2	4	33	一、7、一		寛(うるめ代等勘定書)	魚定	湯伊八	状	
2	4	34	一、9、18		[書状] (御注文の板木出来たるに付代金御送り願)	京寺町四條南口屋嘉兵衛(印)	宇治田原湯谷山本民藏	状	(印) 「口寺町通四條下ル町口屋嘉兵衛」
2	4	35	一、10、4		[書状] (油粕積入の申越の件あまりに高直ゆえ御尋ねに付)	河内屋栄藏	山本民藏	状	
2	4	36	一、10、7		寛(かし金受取に付)	原山和藏		状	
2	4	37	一		[金子勘定書]			切紙	裏に「原嘉右衛門附」と有
2	4	38	未、12、10/一、12、10		寛(餅米代等勘定書) / 寛(米代等勘定書)	房治郎/中村喜左衛門	伊八	状	寛2通
2	4	39	一		寛(大形原代等勘定書)	(印) 「(かぎ元) 越後屋庄助」	[] 民藏	状	破損により日付の有無不明
2	4	40	一		寛((やま本) 番茶代等勘定書)	といや八郎右衛門	山本民造	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	5	1	天保10、10、8		寛(田丸屋預り金渡すに付)	ほ藤右(印)	積金行司(まるイ)	状	2-5-1~2-5-113幅広の紙で巻き一括 (印)「本家(まるト) 城州宇治田原湯谷 諸国仕入銘茶製所」
2	5	2	—		〔断簡〕(銀子勘定書)	山本	□□半右衛門	断簡	諸国仕入銘茶製所 後欠、天保11年11月24日分より書き始め
2	5	3	丑、3、6		寛(かし金・茶代等勘定書)	山本	山本民藏	状	
2	5	4	一、9、7		書出し(丑年(やま刀)荷物代受取 に付)	(印)「運送問屋淀炭善」	山本民藏	状	
2	5	5	うし、11、7		寛(番茶本数御引合願)	問清(印)	山本民造	状	(印)「口城 奈崎問屋清右エ門」
2	5	6	丑、11、8		寛(番茶本数御引合願)	といや八郎右衛門(印)	山本民藏	状	(印)「山城(まる八) 多賀問屋八郎右衛 門」
2	5	7	丑、11、12		仕切書(番茶代渡すに付)	問文右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「田原問文」
2	5	8	丑、12、16		〔書状断簡〕(後金追々御願)にても 当冬は難しきに付一同様へ借財願、 御公儀様より諸侯方・御大名方上意 あるに付、米・砂糖・綿等諸品値段 大下落に付、長り行書状受取に付)	山本民造	御親父	断簡	前欠
2	5	9	丑、12分		寛(ノ高等書上)	みの市	湯谷伊八	状	
2	5	10	寅、2、28		口上(運賃金子15両御渡し願)	木津屋弥三郎	永谷伊八郎、同民藏	状	
2	5	11	とら、7、12		寛(丹印上茶代等勘定書)	永谷(印)	山本	状	(印)「(まる太) 城州宇治田原湯谷永谷太 郎兵衛」
2	5	12	寅、7、21		古仕切(仕切渡すに付)	笹勝(印)	(まるイ)	状	
2	5	13-1	とら、7、一		寛(たばこ代等勘定書)	角九	西谷伊八郎	状	
2	5	13-2	一、12、19		〔書状〕(過日御申越の明き壺の件 委細は半兵衛殿に御聞取願、10番書 は12月6日に持参し12番は未着に付)	問や八郎右衛門	山本民藏	状	
2	5	14	寅、8、24		寛(金3分受取に付)	越後屋正兵衛(印)	山本民藏	状	
2	5	15	とら、11、3		寛(戸・屏風値段に付)	島徳	山本民藏	状	
2	5	16	とら、11、12		寛(江戸送り由葉粉代等勘定書)	島徳	山本民藏	状	
2	5	17	とら、11、一		寛(小倉村市左衛門殿茶代等勘定 書)	徳次郎	伊八郎	状	
2	5	18	寅、閏、1		寛(茶代等勘定書)	おくら弥太郎	おもよ	状	
2	5	19	卯、1、20		寛(ホイロ粉代等御入帳願)	笹谷勝次郎	永谷伊八郎、民造	状	
2	5	20	卯、2、6		寛(みかん代等勘定書)	おとらや郎	永谷伊八郎	状	(印)「宇治田原切林村越藤」
2	5	21	う、3、 ⁶		寛(極目書出しノ御勘定願)	といや八郎右衛門(印)	山本民藏	状	
2	5	22	甲、11、1		〔寛断簡〕(大上別代等勘定書)	大善(印)	山本民藏	断簡	前欠、(印)「江州 信楽野尻村大善」
2	5	23	酉、9、26		寛(田丸屋出仲間預り銀仲間帳へ 御印置願)	名藤右衛門(印)	行司永谷伊八郎	状	
2	5	24	い、3、27		寛(仲間の御帳合願、田丸氏かけ銀 合わせ御持参願)	湯谷藤右衛門(印)	御仲間帳預り永谷伊八郎	状	(印)「本家(まるト) 城州宇治田原湯谷 諸国仕入銘茶製所」
2	5	25	い、10、8		口上(田丸屋かけ銀の件別紙の通り 渡すに付、田丸屋預かりの件利息だ け御集めなさり田丸屋まで差出願)	西屋藤右衛門	積金行司(まるイ)	状	
2	5	26	一、1、21		〔書状〕(注文の件本山法事前で多 用ゆえ御断りに付)	[]		状	
2	5	27	一、6、5		〔書状〕(荷物江戸表へ着岸に付)	大文字屋	湯谷永谷伊八郎	状	
2	5	28	一、2、5		〔書状〕(やま嘉)荷物高ゆえ 積替に付)	大文字屋三右衛門	湯屋谷山本民藏	状	
2	5	29-1	一、2、5		積入寛(やま嘉)荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	永谷民藏	状	
2	5	29-2	一、11、29		〔書状〕(津松草膳に付乳、諸方 大地震・大津波の件御表別状なき由 承知に付、下店も皆々無難に付)	豊田甚右衛門、惣八	永谷伊八郎	状	(端裏書)「(まるイ)様」
2	5	29-3	—		〔書状断簡〕(御專家江府表御下り に付)			断簡	後欠
2	5	30	一、2、19		寛(露の花注文に付)	高屋	湯谷永谷伊八	状	
2	5	31	一、2、21		寛(御酒代等勘定書)	若松	山本	状	
2	5	32	一、2、25		〔書状〕(旧冬番茶売捌できざるが 御出荷一時早きが宜しきに付)	笹谷勝次郎	永谷伊八、民藏	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	5	33	一、2、晦		【書状】(御詠一統拝見し感心に付、異国船の件和談の由大慶に付)	代筆大西耕之助	永谷伊八郎	状	
2	5	34	一、2、晦		寛(白雪・並酒御請取願)	(まる大)	(まるイ)	状	
2	5	35	一、3、1		寛(さつま代等勘定書)	ふしみ右衛門	ゆ伊八郎	状	
2	5	36	一、3、2		【書状】(昨朔日小網町より出火のところで下店無難に付、豊田・山市両家廻焼に付)			状	
2	5	37	一、3、9		口上(籠酒差上げたきゆえ御入来願)	永(まる武)	山本御氏	状	
2	5	38	一、3、13		寛(茶代勘定書)	(印)「嘉木園 大阪京町橋西詰笹谷勝治郎(花押)」	(まるイ) 御店	状	
2	5	39	一、3、18		寛(番茶本数勘定書)	永谷伊八郎	問屋八郎右衛門	状	
2	5	40	一、5、2		【書状】(外方より注文により御尊家手製茶御分け願)	島徳(印)	山本民藏	状	
2	5	41	一、5、8		口上(四ツ持茶壺御貸願、御話の茶御送り願)	油屋(印)	湯谷山本民造	状	(印)「(やまキ)」
2	5	42	一、5、9		口上(茶見本御送り願、庄印入金にて御引合願)	(やまキ)	(やま民) 御店	状	
2	5	43	一、5、12		【書状】(山本嘉兵衛行荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
2	5	44	一、5、25		口上(庄2本受取に付、庄印・喜印等値段伺に付、丹印物等御覧に入れるに付御入来願)	(やまキ)	山本民藏	状	
2	5	45	一、5、25		【書状】(御書状にて御尋ねの件相場引立たぬゆえ積方御断りに付、島塩當時高印ながらいすれ下値になるゆえ急ぎ積入に付、茶の番附御送り願)	笹屋勝次郎	(まるイ) 御主人、民造	状	袖裏にも差出・宛先有。(袖裏印)「嘉木園 大阪京町橋西詰笹谷勝治郎(花押)」
2	5	46	一、5、29		【書状】(摺本差上に付、入料御送り願)	梅秀	製茶翁、積の屋	状	
2	5	47	一、5、30		送り状(茶買取・茶代金子御渡し願)	高弥五兵衛	山本伊八郎	状	
2	5	48	一、5、一		【書状】(荷物積入に付)	大文字屋三右衛門	山本民藏	状	
2	5	49	一、6、1		キ(御申越の件上物中多分値違いに付御夫人に上物中の4本御渡し願)	(やまキ)	山本民藏	状	
2	5	50	一、6、2		積入寛(やま嘉)荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本民藏	状	
2	5	51	一、6、3		寛(内久印荷物等預かりに付)	島徳(印)	湯谷山本	状	(印)「(まるやまと) 嶋徳」
2	5	52	一、6、10		【書状】(下拙身持ち悪く申訳なきに付)	芳吉	永谷民藏	状	
2	5	53	一、7、1		寛(色紙代等勘定書)	越後屋庄兵衛(印)	上	状	
2	5	54	一、7、11		口上(やま嘉)壺積合の船紀州周参見浦にて大風雨・高波のため破舟に付)	大文字屋三右衛門	湯の谷山本民藏	状	奥に「山民サマ」と有
2	5	55	一、7、21		仕切(上茶代渡すに付)	笹屋(印)	山本民藏	状	
2	5	56	一、7、21		仕切(大福代等残らず差引に付)	笹勝(印)	(まるイ) 山本民藏	状	
2	5	57	一、7、26		積入寛(やま嘉)荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本民藏	状	
2	5	58	一、7、一		寛(家・高・土砂小体入用勘定書)	茂左衛門	永谷伊八郎	状	
2	5	59	一、閏7、17		寛(上茶代預かりに付)	島徳(印)	山本民藏	状	(印)「(まるやまと) 嶋徳」
2	5	60	一、閏7、20		仕切(手製・屑代渡すに付)	俵屋金兵衛	山本民藏	状	
2	5	61	一、後7、21		【書状断簡】(人氣引立たず困入りに付)	笹谷勝次郎	永谷民造	断簡	前欠
2	5	62	一、閏7、23		【書状】(延引の仕切金差上に付)	俵屋金兵衛	湯谷山本民藏	状	
2	5	63	一、8、6		寛(銀子勘定書)	玉水酒政(印)	山本民藏	状	
2	5	64	一、8、11		寛(板馬御渡し願)	玉水大西政右衛門(印)	湯谷永谷伊八郎	状	
2	5	65	一、8、18		【書状】(やま嘉)荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
2	5	66	一、8、18		寛(手式・形代請取に付)	日の喜(印)	永谷民	状	(印)「南都(まるひ) 日野喜」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	5	67	一、8、18		覚(替代勘定書)	ならりの書	永谷民	状	
2	5	68	一、8、22		〔書状〕(〈やま嘉) 荷物積込に付)	北屋嘉助(印)	山本民蔵	状	
2	5	69	一、8、24		覚(金1両2分請取に付)	角屋他兵衛	永谷伊八上	状	
2	5	70	一、8、25		覚(茶代・箱代等受取に付)	かみ屋店		状	
2	5	71	一、9、3		〔書状〕(〈やま嘉) 荷物積込に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	5	72	一、9、11		〔書状〕(〈やま嘉) 荷物積込に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	5	73	一、9、11		積入覚(〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本	状	
2	5	74	一、9、20		〔書状〕(〈やま嘉) 荷物積込に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	5	75	一、9、20		〔書状〕(〈やま吉) 荷物積込に付)	大文字屋三右衛門	湯谷永谷城太郎	状	
2	5	76	一、9、20		入舟(〈やま嘉) 荷物江戸入津に付)	大三	山本	状	
2	5	77	一		覚(御支度・舟代等書上)			断簡	後欠
2	5	78	一、10、11		〔書状〕(約定の番茶の仲仰せの値段にはならぬに付大坂着6分3にて御積入願、佐田十・大三油粕送ると申すに付御注文御返事願)	俵屋金兵衛	永谷伊八郎、山本民蔵	状	(端書)「はり半付 大坂笹勝殿入」
2	5	79	一、10、22		〔書状断簡〕(先達て御下りの節...)	田中屋半四郎	日本橋御店様ニ而山本民蔵	断簡	後欠
2	5	80	一、10、26		積入覚(〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本民蔵	状	
2	5	81	一、10、27		入舟(〈やま嘉) 〈やま吉) 荷物江戸入津に付)	大三	山本	状	
2	5	82	一、11、2		〔書状〕(御参殿屋津のところ内々相談し取計らいたききに付御参殿願)	大田大和	永谷専次	状	
2	5	83	一		十一月四日東海道新大地震所々出火怪家人大損之場所			断簡	後欠
2	5	84	一、11、6		覚(番茶荷物御調へ願)	山本民蔵	問屋清右衛門、八郎右衛門	状	
2	5	85	一、11、10		〔書状〕(金10両受取に付、当月中御仕切願、残り茶の件少ししかなかく残念に付)	信楽ノシリ大善	湯谷山本民蔵	状	
2	5	86	一、11、12		〔書状〕(仕切金受取に付、当年式番茶貴地下値のところ当地も大いに下値に付)	糺屋隣吉	山本民造	状	
2	5	87	一、11、12		覚(薩摩節・醬油代等書上)	河栄	山本民蔵	状	
2	5	88	一、11、21		積入覚(〈やま嘉) 荷物過積に付)	大文字や三右衛門(印)	山本民蔵	状	
2	5	89	一、12、2		積入覚(〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本民蔵	状	
2	5	90	一、12、2		〔書状〕(道中悪なく箱国の由承知に付、地震残茶買入に付)	山本市兵衛	山本民造	状	
2	5	91	一、12、7		覚(茶直段付摺り手間代等受取に付)	(印)「唐流石印額彫諸印肉出来合印判品々、御印判板木小細工、京松原通麩屋町西へ入萬屋嘉兵衛」	永谷伊八郎	状	
2	5	92	一、12、10		〔書状〕(〈やま嘉) 荷物荷嵩にて積替に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	5	93	一、12、23		積入覚(〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本	状	
2	5	94	一、12、25		〔書状〕(御地へ掛取集に於参るに付5両だけなりとも御渡し願)	木津屋源三郎	山本民蔵、永谷伊八郎	状	
2	5	95	一、12、26		覚(上物代等勘定書)	島徳	山本民蔵	状	
2	5	96	一、12、26		〔書状〕(滞りなく御席着の由書状拝見に付)	山本店茂兵衛	永谷民造	状	
2	5	97	一		〔書状断簡〕(当地御発足後天氣続きにて御運もあるように...)			断簡	後欠
2	5	98	一		覚(ほいろ木代・辰代等勘定書)	中倉木下吉左衛門(印)	秦嶋村徳治郎	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	5	99	—		入津不足 (〈やま民〉 荷物不着に付積所御調願)	山本	(やま民) 御店	状	
2	5	100	—		[書状断簡] (御私銀子に付礼)			断簡	後欠
2	5	101	—		[書状断簡] (手印ホイロ粉受取に付、屑手本貴地切屑と見えざるに付、45为仕切位にて御引合になるならば御出荷願、醤油・手塩血代に付)	笹屋勝次郎	田原湯谷〈まるい〉御印永谷民造	断簡	後欠
2	5	102	—		[丹伊住所等に付]			切紙	
2	5	103	—		[尚々書] (旧冬番茶御尋に付大坂着7为位御見切に御出荷願)			状	
2	5	104	—		口上 (御使いの件到着したばかりにて心疲れ多きため御用捨願)			断簡	後欠
2	5	105	—		寛 (粉・屑・上茶代等書上)			断簡	後欠、(端裏書)「四貫式百廿二为五分八 此金五拾五兩式口四为五分八」
2	5	106	—		寛 (金33両借用に付)			断簡	後欠
2	5	107	—		寛 (櫃・壺代勘定書)	門又		状	
2	5	108	—		口上 (御送りの中味・上物・切落値段大いに間違ひ致すに付)	(やま民)		状	
2	5	109	—		[寛断簡] (天印・飛出し代等勘定書)			断簡	前後欠
2	5	110	—		[書状断簡] (御発足以後寒気増すところ御道中...)			断簡	後欠
2	5	111	—		[書状断簡] (先月には御参殿のところ延引に付)			断簡	後欠
2	5	112	—		[書状断簡] (金子受取に付、御注文申越の件当春早々荷造りに付)			断簡	後欠
2	5	113	—		[寛] (御影石・桂木や手間代等勘定書)			切紙	
2	6	1	嘉永1、10、3	1848	水口之事 (水仙に付)	独流家元月甫 (花押)	一貫者	状	(印)「江州信楽長野壺屋喜右衛門」
2	6	2	午、5、12		送り状 (大櫃上等に付)	盡喜	大津中京町宇治屋	状	2-6-3-1・2-6-3-2紙帯一括
2	6	3-1	—		寛 (焙炉粉等100文・50文あたり目方書上)			断簡	後欠、2-6-3-2の前半部分カ
2	6	3-2	午、6、—		[寛断簡] (霜の花等100文・50文あたり目方書上)	山上		断簡	前欠、2-6-3-1の後半部分カ
2	6	4	—、2、29		[書状] (この間京都より右の書状参るに付)	河越	徳村御氏	状	
2	6	5-1	—、4、8		[書状] (喜撰用御求にて金子御入用の由新茶差送るゆえ御試しの上御注文ならば差送に付、金子は新茶仕入に金にて手元私底ゆえまず1両差上に付、丸菓の件取寄差送に付)	浅田平治郎	植村丈太郎	状	2-6-5-1・2-6-5-2紙帯一括
2	6	5-2	—		[小箱内へ書付入]			切紙	
2	6	6-1	—、4、17		[書状] (或分家息女縁談御世話の件先方へ御断り願)	永谷三之丞	植田伊左衛門	状	2-6-6-1~2-6-6-2紙帯一括 下書、永谷太郎兵衛を抹消し或分家と直す
2	6	6-2	—、4、17		[書状] (武右衛門分家息女縁談御世話の件先方へ御断り願)	永谷三之丞	植田伊左衛門	状	下書
2	6	7	—、5、14		口上 (当年諸茶高直にて店売難しきに付、湯もの風味は宜しけれど仕立はいまだ本製にはならざるに付、○印入用の由不廻りにて御断りに付)	山本民造	大津中の京町植村城太郎	状	
2	6	8	—、6、—		[書状] (捨1反等当月中に御送り願)	誰	誰	状	漢字に振り仮名有、手本カ
2	6	9	—、8、11		寛 (大和・御ふた代勘定書)	近長	上村御氏	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	6	10	一、9、18		【書状】(金子融通は当春より常入用・進上物等残らず書出し調書特参の上暫時の取替を頼むようにとの事に付)	母	城太郎	状	
2	6	11-1	—		立木親世普塔之御寄進(御志御願)	西城太郎	中谷新之丈、塩谷小二郎、計5名	状	
2	6	11-2	一、一、30		【書状】(佐吉等5軒に立木様宝篋印塔へ御志御願み願)		永太郎兵衛	状	
2	6	12-1	—		廿二日たい夜献立			継紙	2-6-12-1~2-6-12-3紙帯一括
2	6	12-2	—		永寿院一周忌御齋献立			断簡	後欠
2	6	12-3	—		廿二日タイ夜献立			継紙	2-6-12-1と同内容
2	6	13	—		神文之事(独流免許に付起請文)			状	下書
2	6	14	—		【書状】(荷物馬駄賃少しでも出さよう頼まれたるに付飛脚へなりとも早々出すゆえ御承引願)	西大□□	山本城太郎	状	
2	6	15	—		覚(桶・壺代等勅定書)	半治郎	こいしきさま	状	
2	6	16	一、1、一		【書状】(お目もじの節御話したきゆえ御越御急ぎ待入り)			状	
2	6	17	—		口上(氏神参詣道大石灯笼奉納のため御寄進願)			状	
2	6	18	—		四宮奉灯四季発句合	催主堅田大津社中		引札	木版印刷物
2	6	19-1	—		雨天十日之間大相撲見覧(勝敗表)			継紙	2-6-15-1~2-6-15-5紙帯一括
2	6	19-2	—		相撲三日目(勝敗表)			継紙	
2	6	19-3	—		相撲三日目(勝敗表)			継紙	2-6-15-2と同内容
2	6	19-4	—		二日目(勝敗表)			継紙	
2	6	19-5	—		三役(勝敗表)			切紙	
2	6	20	—		江戸玉垣御連発会寄合ニ(七福神に付和歌)	山城宇治湯谷昏月亭梅客		状	黒線にて抹消
2	6	21-1	—		【舞ふり附中村菊寿住所】			断簡	2-6-21-1~2-6-21-7紙帯一括
2	6	21-2	—		【永谷孝兵衛雅号等書上】			断簡	前欠
2	6	21-3	—		【俳句題書上カ】			切紙	裏に神文について書込有
2	6	21-4	—		花見様之事			切紙	
2	6	21-5	—		【書状断簡】(拙家又分家の息女縁談御世話の件娘従わざるに付)			継紙	裏に書込有
2	6	21-6	—		【誓詞カ】			断簡	後欠、裏に食材値段について書込有
2	6	21-7	—		【布袋等に付和歌】	何国何郡何村一つめ印		状	雛形
2	7	1	永禄9、3、28	1566	【書状】(木津川原表参陣すべきに付)	江州三井御宮昏月亭梅客	綴喜田原一族	状	前欠カ、2-6-20後半と同内容、黒線にて抹消
2	7	2	天正3、2、1	1575	定湯屋谷山旋而事	山城探題惣奉行樺井加賀守政勝(花押)		状	
2	7	3	天正3、2、1	1575	定湯屋谷山旋而事	城伊豆判、高屋判、計3名		状	写
2	7	4	天正3、2、1	1575	定湯屋谷山旋而事	城伊豆判、高屋判、計3名		状	写、2-7-2と同一
2	7	5	寛永19、9、15	1642	岩本一族書付(真言院は後代まで道俗ともこの名字のほか違乱あるまじきに付)	上田八左衛門、吉岡竹保、計15名		状	写、2-7-2と同一
2	7	6	寛永19、9、15	1642	岩本一族書付(真言院は後代まで道俗ともこの名字のほか違乱あるまじきに付)	上田八左衛門、吉岡竹保、計15名		状	2-7-5と同内容、後半部分を欠く
2	7	7	寛永19、9、15	1642	岩本一族書付(真言院は後代まで道俗ともこの名字のほか違乱あるまじきに付)	上田八左衛門、吉岡竹保、計15名		断簡	後欠、2-7-5と同内容カ
2	7	8	寛永19、9、15	1642	岩本一族書付(真言院は後代まで道俗ともこの名字のほか違乱あるまじきに付)	上田八左衛門、吉岡竹保、計15名		状	2-7-5と同一
2	7	9	元禄9、10、一	1696	覚(永谷与三右衛門神事の節帯刀致すへきに付)	城州綴喜郡宇治田原郷湯屋谷村庄屋年寄中		状	奥に「右前田安藝守様御在役中被下置候 宿取 証文之写 本紙ハ知れ不申候」と有
2	7	10	—		親類書(父伊勢良郷等に付)	内縁鋪小路		状	
2	7	11	—		【高岡定圓書付のほか知れざるゆえ重ねて閉合せ書付けるべきに付】			状	2-7-5の後半部分と同内容、2-7-6の続きカ

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	7	12	—		[真言院は後代まで遺俗ともこの名 字のほか遺乱あるまじきに付] [寛] (天目・七台等椿井政隆の望 により当家日記書写に付)	古市胤昌 (花押)		状	2-7-5と同内容、2-7-7の続きカ
2	7	13	文化3、11、—					状	
2	7	14	文政2、3、6	1819	讃州金毘羅金堂御造營 (寄附請取に 付)	元世話人河州南方 (かぎ久) 新濱善 藏 (印)、当町引請秦半左衛門 (印)、計3名	城州宇治田原永谷伊八郎	状	
2	7	15	子、3、9		差上申御請書之事 (岩本村庄屋十郎 兵衛家出の後村方信杖難波の件私ども 銀子調達差出に付)	湯屋谷村藤右衛門印、武右衛門印、 計3名	小堀主税様御手代相沢常藏	状	
2	7	16	—、1、13		[書状] (伊勢要人より申込の御銘 「浩氣」儀許容に付、献上の「浩 氣」披露のところ御満足に付)	小泉玄蕃	永谷伊八郎	状	
2	7	17	—、1、23		[書状] (大福送りの件松尾左兵衛 方より返事なく早々入用に付御送り 願)	京口屋しき真野勇之助	湯谷永谷伊八郎	状	
2	7	18	—、6、5		寛 (新玉縁早便に宇治橋詰淀過書船 役人弥兵衛へ差出願)	淀浅尾	永谷伊八郎	状	
2	7	19	—、6、7		寛 (こかね御渡願)	高屋助八郎	永谷伊八郎	状	
2	7	20	—、7、4		[書状] (宇治田原御茶師永谷福重 方よりの新茶名附願に「嘉年」と附 けたるに付、名附の礼として茶披露 のところ御同慶と永谷方へ御申伝 願)	物加波口後守懷 (花押)	柳田正元	折紙	
2	7	21	—、7、20		[書状] (例年通り御銘茶差上げら れ披露のところ御見びに付)	物加波口後守 (花押)	永田伊八郎	折紙	
2	7	22	—、8、26		[書状] (西濱へ御出願なされ前大 納言様へ御目見えの由重畳に付)	渡邊忠藏	永谷三之丞、永谷武右衛門、計4名	状	
2	7	23	—、8、28		[書状] (實勝方より別状の通り申 来るゆえ御出で願)	渡邊忠藏	三浦喜兵衛、永谷伊八郎	状	
2	7	24	—		[書状断簡] (一位様へ御目見えに 付札状)	城州宇治湯屋谷茶師永谷三之丞、永 谷伊八郎、計5名		断簡	後欠
2	7	25	—		[書状断簡] (申渡す事あるゆえ拙 宅へ参上すべきに付、西濱御殿へ参 上ならば明日…)	宮崎藤五郎	永谷三之丞、永谷伊八郎、計4名	断簡	後欠
2	7	26-1	文政3、3、—	1820	寛 (永代灯明料請取に付)	象頭山灯明堂 (印)	伊八、茂兵衛、計5名	状	2-7-26-1・2-7-26-2包紙一括、(包紙上書)
2	7	26-1	文政11、3、—	1828	寛 (永代灯明料請取に付)	象頭山灯明堂 (印)	城州宇治田原永谷伊八郎、同三之 助、計15名	状	「(まる金) 灯明堂請口 (取カ)」
2	7	27	天保15、3、—	1844	摂州御建山見分帳	永谷専次		横半 帳	年月日は表紙より
2	7	28	—、4、2		[書状] (建山立木内見済に付札 状)	口屋四郎左衛門、飴屋次郎兵衛、計3 名	永谷伊八郎	状	
2	7	29	—		茶 (和歌1首)			状	
2	7	30	—		[尋郭公等和歌3首]	重美		状	
2	7	31	—		[書状] (梅原・奥野・藤木よりま ねきにより御大名の御建山見積のた め原きに逗留し字楊梅山等に通い見 るに付和歌3首)	永谷	梅原	状	(端裏書)「永井肥前守様御建山見積之節梅は ら様へ下書」
2	7	32	—		[尚々書] (8月入札のところ宜しく 願上に付、渡辺氏・奥野氏今日出立 景村に付)			状	
2	7	33	—		[原村にて和歌2首]			状	
2	7	34	—		[山口吹等和歌3首]	重美		状	
2	7	35	安政2、9、—	1855	融通御仕法元愚考 (講金勘定書)			状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	7	36	安政2、9、一	1855	為取替規定一札(江州地産茶御屋形様御称号にて御石場御国産会所へ積出入札に付)	江戸上野池之端仲町坂口文兵衛印	小嶋慈平	状	写、御国産御会所、松田嘉兵衛の奥印(写)有
2	7	37	丑、2、25		寛(にしん代等勘定書)	西忠左衛門	伊八郎	状	
2	7	38	丑、2、25		寛(上納銀等勘定書)	西忠	(まるイ)	状	
2	7	39	丑、2、一		寛(元銀・利息勘定書)	忠左衛門	〇イ	状	
2	7	40	丑、9、4		寛(皆掛受取金3両渡すに付)	間又右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「田原間又」
2	7	41	丑、9、9		寛(皆掛け渡すに付)	間又右衛門(印)	湯谷伊八郎	状	(印)「田原間又」
2	7	42	丑、9、一		書出し(金銀勘定書)	(印)「唐流石印彫額彫諸印肉出来合印判品々 御印判板木小細工 京松原通懸屋町西へ入萬屋嘉兵衛」	山本民藏	状	印は「(かぎ元) 越後屋庄助」カ
2	7	43	辰、4、16		寛(銘印いろいろ・同ツゲ板目職代等勘定書)		永谷伊八郎	状	
2	7	44	辰、8、14		寛(土砂入用等勘定書)	彦次郎	伊八郎	状	
2	7	45	辰、9、17		[寛](山印油粕代等書上)	(印)「山城(まる八) 多賀問屋八郎右衛門」	山本民藏	状	
2	7	46	辰、10、12		寛(まわた・玉子・御酒代等勘定書)	萬吉	永谷御隠居、同若旦那	状	
2	7	47	丑、7、一		寛(御入用勘定書)	みの市	湯谷伊八	状	
2	7	48	午、7、一		寛(手間代勘定書)	名村三右衛門(印)	永谷伊八郎	状	
2	7	49	午、8、5		送り状之事(極上蔵米に付、裨買取るゆえ御渡し願)	利兵衛	湯谷伊八郎	状	
2	7	50	未、3、2		[書状](其元より預り番茶改めに付)	とんや八郎右衛門	山本民藏	状	
2	7	51	未、4、5		送り状之事(御蔵米に付)	利兵衛(印)	永谷伊八郎	状	(印)「山城玉水米利」
2	7	52	戌、5、13		寛(上・中受取に付)	永谷(印)	(まるイ)	状	(印)「茶師(まる武) 宇治湯谷永谷」
2	7	53	戌、6、27		寛(附請取に付)	(まる三)(印)	(まるイ)	状	
2	7	54	戌、7、1		寛(又印代等勘定書)	永谷(印)	(まるイ)	状	(印)「(まる太) 城州宇治田原湯谷永谷太郎兵衛」
2	7	55	戌、7、7		寛(兩代等勘定書)	永谷(印)	永谷民藏	状	(印)「(まる太) 城州宇治田原湯谷永谷太郎兵衛」
2	7	56	戌、12、一		寛(かどイ)ばん粉代等勘定書)	とんや清右衛門	湯谷伊八	状	
2	7	57	亥、1、29		寛(銀18匁受取に付)	いせ屋清口	湯屋谷伊八	状	
2	7	58	亥、3、20		[書状](米入用の件乱相場湯ゆえ御断りに付、番茶代渡すに付)	間屋八郎右衛門	永谷民藏	状	袖裏にも差出人・宛先有
2	7	59	亥、6、13		寛(茶代勘定書)	永谷(印)	永谷(まるイ)	状	(印)「(まる太) 城州宇治田原湯谷永谷太郎兵衛」
2	7	60	一、1、22		[寛](茶口銭預りに付)	久右衛門、「」(印)	山本民藏	状	
2	7	61	一、1、27		寛(金1分請取に付)	(印)「唐流石印彫額諸印肉出来合印判品々 御印判板木小細工 京松原通懸屋町西へ入萬屋嘉兵衛」	永谷伊八郎	状	
2	7	62	一、1、27		寛(土粉・番茶代書上)	海屋武「」(印)	民藏	状	
2	7	63	一、2、9		寛(酒・あげ代御貸願)		□りう	状	
2	7	64	一、2、18		寛(代銀御渡し願)	越店	山本民藏	状	
2	7	65	一、2、27		[寛書](簡句前に代金御遣わし願)	松本弥兵衛	山本民藏	状	
2	7	66	一、3、10		寛(文木改料・秤榎替糸料勘定書)	秤座	湯谷伊八郎	状	
2	7	67	一、3、26		寛(茶代御引合願、残3貫文御渡し願)	中村喜左衛門	山本伊八	状	
2	7	68	一、4、1		寛(煎茶受取に付)	(印)「京油小路師小路上ル丁宇治御茶製森治良右衛門」	永谷御氏	状	
2	7	69	一、4、17		寛(文木代請取に付)	伏見秤所(印)	山本多見藏	状	
2	7	70	一、4、晦		[書状](きんたいゑん・ろめいさん御渡願)	川上忠右衛門(印)	湯谷伊八郎	状	
2	7	71	一、5、10		寛(文木代等勘定書)	伏見御秤座(印)	湯谷伊八	状	
2	7	72	一、5、12		寛(貸金・利息等受取に付)	丸常	河柴	状	
2	7	73	一、5、19		[書状](重目5束御積入に付、重目主なれば御入用あれば御注文願)	ひの屋南店	永谷民藏	断簡	後欠

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	7	74	—、5、21		寛(古帳・羽織代勘定書)	河栄	永谷民藏	状	
2	7	75	—、5、29		寛(紙代等御世話)	釘屋利兵衛	永谷伊八良	状	
2	7	76	—、—、8		[書状](番茶値段に付)	武	永谷民藏	状	
2	7	77	成、6、27		寛(肩受取に付)	永谷(印)	(まるイ)	状	「茶師(まる武) 宇治湯谷永谷」
2	7	78	—、7、7		寛(粉・上・中等勘定書)	民藏	西又兵衛	状	
2	7	79	—、7、8		寛(上粉代等勘定書)	永谷(印)	(まるイ)	状	(印)「(まる太) 城州宇治田原湯谷永谷太
2	7	80	—、7、18		[寛](金50疋受取に付)	口藏	永谷	状	郎兵衛]
2	7	81	—、7、19		寛(搦・油粕代等受取に付) / 寛(先茶代等渡すに付)	河栄	永谷民藏/永民	状	寛2通
2	7	82	—、8、29		寛(金1分1朱受取に付)	(印)「唐流石印彫額語印肉出来合印判品々(御印判板木小細工松原通勢屋町西へ入萬屋嘉兵衛)大和屋忠八	永谷伊八郎	状	
2	7	83	—、8、13		寛(麴香・牛黄代等請取に付)	間や八郎右衛門	永田御氏	状	
2	7	84	—、8、29		[書状](別紙催しに御出で願、預かりの番茶80本の内36本藤次郎殿方へ預け残り48本に付)	大忠	山本民藏	状	
2	7	85	—、9、3		寛(金2朱受取に付)	山田飛脚三郎(印)	永谷	状	
2	7	86	—、9、6		寛(大坂川栄行代等受取に付)	酒屋政右衛門(印)	永谷伊八郎	状	(印)「宇治田原飛脚三郎」
2	7	87	—、9、18		寛(長7月分銀御渡額)	万吉	湯谷村民藏	状	(印)「口(玉カ)酒政」
2	7	88	—、9、10		寛(まくらぬり代勘定書)	弥太郎	永谷丈太郎	状	
2	7	89	—、9、15		口上(今日掛取に参るゆえ御私願)	越庄	永谷丈太郎	状	
2	7	90	—、9、17		寛(代銀算用に付)	口原屋甚助	山本民藏	状	
2	7	91	—、9前		寛(紅本綿代勘定書)	萬吉	西谷伊八	状	
2	7	92	—、10、12		寛(御酒・たばこ代等済に付)	萬吉	永谷御旦那	状	
2	7	93	—、10、12		寛(御酒・さかな代等勘定書)	萬吉	永谷御旦那	状	
2	7	94	—、10、16		寛(金3朱受取に付)	万屋池兵衛	湯谷伊八	状	
2	7	95	—、—、—		寛(卯月11日丈太部分等勘定書)	立勇	山本	状	
2	7	96	—、11、9		寛(乘代勘定書)	屋已屋九兵衛	永谷伊八郎、民藏	状	
2	7	97	—、11、23		寛(粉・飛出し宛先等書上)	宇治湯谷永谷伊八郎		状	
2	7	98	—、11、—		寛(にしん代物茶参らぬに付御勘定願)	イハ(まるセ)	永谷民藏	状	
2	7	99	—、11、—		寛(上茶代勘定書)	細谷(まるセ)	永谷民藏	状	
2	7	100	—、大、30		寛(油代勘定済に付)	あしゑ	湯谷伊八郎	状	
2	7	101	—、12分		おほへ(惣代高勘定書)	堺嘉	湯谷伊八	状	
2	7	102	午、12		寛(午12代銀勘定書)	酒屋政左衛門	山本民藏	状	
2	7	103	—、—、—		送り状之事(蔵米に付)	利兵衛	湯谷伊八郎	状	
2	7	104	—、—、—		寛(雨戸・障子代等勘定書)			状	
2	7	105-1	亥、3、11		[書状](石灯笼山上の件金比羅火方組ひきき役の人60人諸国から上るゆえ金2両御増し願)	石工丸龜中村屋半左衛門	宇治田原永谷伊八	状	2-7-105-1~8封筒一括 奥に寅2月10日付大和屋傳次郎差出、永谷伊八郎宛書状(石灯笼大延引に付、備かなる印形左の通りに付)、寅2月付金比羅坂高松屋源兵衛(印)差出、城州宇治田原御講中・御世話人願主永谷伊八郎宛「寛」(金比羅大権現石灯笼当山致すに付)有
2	7	105-2	寅、6、—		乍恐口上書(石灯笼・永代常夜御灯明料寄進のところ御灯明上げ願)由申聞くに付御灯明御上げ願)	願主永谷伊八郎	御灯明堂御役人衆、取次高松屋源兵衛、計4名	状	
2	7	105-3	卯、3、12		[書状](石灯笼御灯明毎夜上がるに付御安心願、御講中20人参詣に付礼)	高松屋源兵衛	永谷伊八郎	状	
2	7	105-4	申、3、27		寛(石灯笼代午3月15日・申3月27日請取に付)	石工中村屋半左衛門(印)	永谷伊八郎	状	午3月11日付丸龜石工中村屋半左衛門(印)差出、城州永谷伊八・御世話人(大和屋伝治郎宛断簡(前欠)有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	7	105-5	子、3、5		[書状] (灯笼文字蔵料受取に付、文字蔵容易には調わざるゆえ6月会式までには間に合わせるに付、石灯笼建立場所地形石垣の件先日の書状通り1面2分かかるに付) [書状] (金3両請取中村屋半左衛門方へ渡したるに付、当月中に出来るよう申越の件当月下旬・来月にもなる様子に付) [金毛両式歩請取 金毘羅 伊勢屋 重人 伏見□□□] 寛 (象頭山石灯笼代手付請取に付) [書状] (申渡す事あるゆえ湊御殿へ参上すべきに付) [書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	中村屋半左衛門	城州宇治田原永谷伊八郎、御講中	状	袖に3月5日付大和屋傳次郎差出、永谷伊八郎宛断簡有、奥に亥3月11日付丸亀石工中村屋半左衛門差出、宇治田原永谷伊八宛書状(石灯笼御山立場所・石かけ料に付)有
2	7	105-6	—		[書状] (金3両請取中村屋半左衛門方へ渡したるに付、当月中に出来るよう申越の件当月下旬・来月にもなる様子に付) [金毛両式歩請取 金毘羅 伊勢屋 重人 伏見□□□] 寛 (象頭山石灯笼代手付請取に付) [書状] (申渡す事あるゆえ湊御殿へ参上すべきに付) [書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	中村屋半左衛門	城州宇治田原永谷伊八郎、御講中	状	袖に3月11日付中村屋半左衛門差出、永谷伊八郎宛書状断簡(受取書)有
2	7	105-7	—		[金毛両式歩請取 金毘羅 伊勢屋 重人 伏見□□□] 寛 (象頭山石灯笼代手付請取に付) [書状] (申渡す事あるゆえ湊御殿へ参上すべきに付) [書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	中村屋半左衛門	城州宇治田原永谷伊八郎、御講中	切紙	後欠カ
2	7	105-8	—		[金毛両式歩請取 金毘羅 伊勢屋 重人 伏見□□□] 寛 (象頭山石灯笼代手付請取に付) [書状] (申渡す事あるゆえ湊御殿へ参上すべきに付) [書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	中村屋半左衛門	城州宇治田原永谷伊八郎、御講中	断簡	後欠
2	7	106	一、閏7、6		[書状] (申渡す事あるゆえ湊御殿へ参上すべきに付) [書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	宮崎藤五郎、玉置嘉四郎	永谷伊八郎、西野藤右衛門、計3名	状	
2	7	107	巳、2、23		[書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	御茶師山本嘉兵衛印		断簡	前後欠、写
2	7	108	—		[書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	御茶師山本嘉兵衛印		断簡	後欠、「城州宇治田原郷湯谷村」と有、2-7-107の冒頭カ
2	7	109	—		[書状断簡] (御茶製法御尋ねに對し永谷三之丞等前書上) 乍恐以書付奉申上候	御茶師山本嘉兵衛印	田安御膳所	断簡	前後欠、2-7-107の末尾カ
2	7	110	午、3、28		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	小口り田人見	郷ノ口三郎助	状	
2	7	111	午、4、9		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	松尾	茶師湯屋谷村伊八郎	状	袖裏にも差出人・宛先有
2	7	112	—		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	藤浦	渡辺忠藏	状	
2	7	113	一、2、9		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	手水講 爪木屋佐兵衛(印)、手水講世話方中	永谷伊八郎、山本嘉兵衛	状	包紙有、(包紙上書)「湯谷むら永谷伊八郎様御船牛王式校添 夷川爪木屋佐兵衛 二月九日」
2	7	114	一、2、21		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	木村猪之介	永谷伊八郎	状	
2	7	115	一、2、晦		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	山岡九郎兵衛	三浦喜兵衛、永谷三之丞、計8名	状	
2	7	116	一、3、8		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	加美甚太夫、上田伊左衛門	永谷三之丞	状	
2	7	117	一、3、11		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	渡邊忠藏	永谷三之丞、永谷伊八郎	状	
2	7	118	一、3、18		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	大坂茶問屋中(印)	ゆやの谷村御庄屋役人中、御百姓衆中、計3名	断簡	前欠
2	7	119	一、3、19		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	上田伊左衛門	永谷伊八郎	状	
2	7	120	一、3、21		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	芝田長平	永谷伊八郎	状	
2	7	121	一、4、2		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	渡邊忠藏	永谷伊八郎	状	
2	7	122	一、4、10		寛(長谷伊八方上々々金・西野藤右衛門方大福等送り願) 寛(上意羅・大福真野為三郎殿名へ早々持参すべきに付) [書状] (城州宇治の茶師例年の通り新茶献上に参り私へ煎茶御送りくださるよう御届け願) [書状] (東寺当講位牌所大日堂大破に付御寄附願、東寺大師殿御影堂翠簾御寄附願) [書状] (比度初めて煎茶2壺御送り願)	総本山御山内良正院役所	伊八	状	包紙有、(包紙上書)「湯屋之谷伊八殿 惣本山御山内良正印役所 四月十日 洛東」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	7	123	一、4、13		【書状】(旧冬より江戸は下藩にて御地も不引合ゆえ心得違なきよう專一に付、組々旧来の買場へ御互いに斟酌すべきに付) 【書状】(大坂平野町三木徳殿外国茶品を奈嶋仕立で城州製となすため山徳組衆・銘茶運送方一同難しきに付御深察願) 【書状】(遣普請に付残金10両御世話願) 【書状】(暑中に好物の茶御送りに付礼) 【書状】(西野氏縁辺一件に関し急運御目にかかり申したきことあるに付御伝達願) 【書状】(御面会したきに付御上京願) 【書状】(暑中御機謙伺いに付) 【書状断簡】(明日は守山へ御越の由に付、今日水保近藤方より放火に付、5~6日在陣ゆえその用意肝要に付) 【書状】(この間御差出の御鏡差上のところ至極思召に叶うに付) 【書状】(古鏡前大納言様へ献上の件加藤甚之進と申合せ差出に付、諸方よりの差上物御断中ながら例年御茶献上にて御上にも御名前よく御存知ゆえ献上済むに付) 【書状】(こかね半斤2袋代銀送るに付) 【書状】(季鷹の件老衰・病氣にてこの度の御出役までには詠歌出来がたきに付、貴家より御頼の面帖も大延引に付) 【書状】(御内願筋は御勘定組頭松本立助へ廣舌の上渡したるに付) 【書状】(延引のこかね半斤代庄屋甚兵衛へ渡したるに付御受取願) 【書状】(御組中思召し御示談の件帰村し組中へ相談のところ一統大慶不存に付) 【書状】(取締規定集会の日限決めたるに付、規定書加筆の件相談の上試みに認めたるに付御勘考願、茶席構え御組合御案文に和束鷹の麗上席に御加入御願の件御勘考願) 【書状】(勢州御願の件御勘定組頭下村三郎右衛門へ願書差出すようにとの事に付、願主は貴公・伊八郎・三之丞ばかりの由に付) 【書状】(御願みした縁談の件に付明日御回道願) 【書状】(尊地御組内にかこれ思召し等ある御心組の件奉奉御出府の際工夫申上に付、組の定の件十組式法を懐に立てしかるべく御勘考願)	大行事 (印) 和束組行事 奥田治化 松尾左兵衛 由阿弥 物加渡越後守 高田佐兵衛 承禎 (花押) 甚之進 渡邊忠藏 佐藤 長沢芦鳳 渡邊忠藏 佐藤仲右衛門 辻浅右衛門 東利右衛門、辻浅右衛門 渡邊忠藏 近江屋権兵衛 本材木丁四目山本喜兵衛	山徳組永谷三之丞 (印)、永谷武右衛門 (印)、計19名 山本嘉兵衛 永谷伊八郎 永谷伊八郎 永谷伊八郎 永田福重 山本たみ藏、御隠居 下笠三郎左衛門 忠藏 永谷伊八郎 永谷 劔時仁右衛門 三浦喜兵衛、永谷伊八郎 永谷伊八郎 永谷伊八郎 山徳組御行事永谷伊八郎 山本喜兵衛 永谷伊八	状 状 状 状 状 状 断簡 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状 状	包紙有、(包紙上書)「烟章」、(差出印)「城州三仲間大行事 銘茶組」、(宛先印)「くまる三」宇治永谷大帳場改、「くまる武」宇治永谷大帳場改 等
2	7	124	一、5、22					状	
2	7	125	一、6、12					状	
2	7	126	一、6、19					状	
2	7	127	一、6、23					状	袖裏にも日付・差出人・宛先有、(袖裏日付)「辰六月二十四日」、(袖裏差出)「五条御影堂由阿弥」
2	7	128	一、7、22					状	
2	7	129	一、7、24					状	
2	7	130	一、8、3					断簡	前欠、写カ
2	7	131	一、8、16					状	2-7-132の別紙
2	7	132	一、8、19					状	奥に閏7月付御役名渡辺忠藏差出の古鏡献上願書の写有
2	7	133	一、8、20					状	
2	7	134	一、8、22					状	
2	7	135	一、9、9					状	
2	7	136	一、9、12					状	
2	7	137	一、10、20					状	
2	7	138	一、11、3					状	包紙有、(包紙上書)「湯谷永谷伊八郎様 当用書 その村 東利右衛門」
2	7	139	一、11、6					状	
2	7	140	一、11、9					状	
2	7	141	一、12、2					状	(端裏書)「子十一月 山本喜兵衛状 三仲間 株定」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	7	142	寅、8、20/ 寅、8、29		先触 (20日宇治出立にて出府に付宿々人足継立のこと) / 先触 (1日若山出立に付宿々人足継立のこと) [大福・鋪小路修理大夫等茶紙・公家名書上] [書状] (今日御入来の件一寸他出に付御休息願、茶の件少々分りの筋あるゆえ御話したきに付) [書状] (当御屋敷奉行衆書所様方へ御頼みに松茸出来の頃内々々夜駆けに参られるに付松茸成りの頃御知らせ願)	従大坂紀州山口宿迄宿々問屋中/従山口宿城州宇治迄宿々問屋中	伏見紀州御屋鋪/紀州評定所	折紙	先触2通、写
2	7	143	—					切紙	
2	7	144	—			[]	甲田、西野、計3名	状	
2	7	145	—		三栗栄藏	永谷三之丞、永谷伊八郎		状	
2	7	146	—		[書状断簡] (御積入に付)			断簡	前欠
2	7	147	—		[書状断簡] (当地仲買衆今後粉多き茶一切買わず問屋に売せせずと申来るに付)			断簡	後欠
2	7	148	—		[書状] (金毘羅石灯籠殘金受取に付、石灯籠登山の件特運び方二重になるに付、絵図面寸法書差上に付)			断簡	後欠
2	7	149	—		[書状] (色々御心添えに付札、野川棟・三嶋様御世話くださったるに上より御目にかけてたき由に付)	青口	渡辺忠藏	状	虫損大
2	8	1	—、3、19		覚 (烟草入代等請取に付)	清藏 (印)	上	状	
2	8	2	—、5、12		[包紙]	大津植村城太郎	湯谷西谷山本多美造	包紙	
2	8	3	い、7前		覚 (味茶代・飯・供合羽代等勘定書)	永谷	行事 (まる三)	状	
2	8	4-1	—		口上 (御機嫌よろしく御目出度く、御世話になり嬉しく存じ)			断簡	2-8-4-1~4で1点の文書カ、後欠
2	8	4-2	—		[書状断簡] (ゆかつる様の事を御旦那様に申したればあなただ様に誤を申すと御申しゆえよろしく御計らいくださいませ)			断簡	前後欠、2-8-4-1の続き
2	8	4-3	—		[書状断簡] (このようなら事ゆえ御腹立ちもあらうがお許しくだされまし)	ちか	たみ	断簡	前後欠、2-8-4-2の続き
2	8	4-4	—		[書状断簡] (書き添えながら皆々様へよろしく御伝えくだされまし)			断簡	前欠、2-8-4-3の続き
2	8	5-1	—		[断簡]	近口ニ而山本民造	宇治田原湯屋谷 (まるイ) 方ニ而丈太郎	断簡	差出・宛先のみ、2-8-5-2の1通目の書状の袖裏部分カ
2	8	5-2	—、1、26		[書状等貼り合わせ] (この人近口殿方手代の衆にて忠左衛門様へ金子引替に参るに付御案内願等計12通)			状	日付・内容は1通目より
2	8	6	—		[甲年・未年任切に付勘定書綴]	竹次/若書/大文字や源右衛門等	上村/宇治屋/植村等	綴	
2	9	1	—		[諸勘定書綴]	大源/ふね次店/かせや庄七 (印) 等	宇治屋/上村/湯屋谷伊八等	綴	2-9-1~9こより「膳もにえん呉九郎」一括こより有、(こより)「受取いろ書出し」
2	9	2	未、5、—		[諸勘定書綴]	千年や幸助/ (印)「大津飛脚山田屋」/大文字や源右衛門等	上村/植村/宇治屋等	綴	こより有、(こより)「未五月」
2	9	3	未、9、—		[諸勘定書綴]	田尻/若書/ (印)「大津 (一△) 太間町松屋」等	植村/上村/宇治屋等	綴	こより有、(こより)「未九月」
2	9	4	未、12、—		[諸勘定書綴]	(印)「大津 (一△) 太間町松屋」/若書/ (かさまさ) 等	宇治屋/植村/上村等	綴	こより有、(こより)「未十二月」
2	9	5	甲、3、—		[諸勘定書綴]	丸藤/千年や/ちか庄等	植村/上村/茶屋等	綴	こより有、(こより)「甲三月」
2	9	6	甲、5、—		[諸勘定書綴]	(印)「大津今藏町金星堂」/若書/田尻等	宇治屋/植村/山本山等	綴	こより有、(こより)「甲五月」
2	9	7	甲、7、—		[諸勘定書綴]	(印)「請取不用 大津京町飛脚三吉屋」/ (印)「大津飛脚山田屋」/ かつら源等	茶屋/山本/植村等	綴	こより有、(こより)「甲七月」

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	9	8-1	—	覚(御酒代等勘定書)	木梅	うへ村、山田	状	
2	9	8-2	—	[覚](金子・利銀書上)			切紙	2-9-8-1~10一括
2	9	8-3	—、一、27	覚(金子勘定書)	筆源(印)	植村	状	(印)「筆源」
2	9	8-4	—	覚(御酒代等勘定書)	木むめ	柳	状	
2	9	8-5	—	[覚](木寅・筆源等勘定書)			切紙	
2	9	8-6	—	[覚](唐さらさ風呂敷代等勘定書)			切紙	
2	9	8-7	—、7まへ	覚(御酒代等勘定書)	筆げん	植村	状	
2	9	8-8	甲、7、一	覚(高勘定書)	近江屋	宇治山本	状	
2	9	8-9	—	覚(唐さらさ御風呂敷代・半三郎大津画猪口代等勘定書)			切紙	
2	9	8-10	—	[覚](茶代等勘定書/三五・木寅等勘定書)			折紙	茶代等勘定書は黒線にて抹消
2	9	9	—、7、27	覚(金子勘定書)	筆源(印)	山本	状	(印)「筆源」
2	10	1-1	安政4、一、一	[綴表紙]「茶仲間入用手控帳」	年番(まるイ)		切紙	2-10-1-1~6巻き込み一括 横帳綴じ外れを折り目に沿って切斷カ
2	10	1-2	—	跡々願意二付(五条甲田屋へ等茶代勘定書)			切紙	横帳綴じ外れを折り目に沿って切斷カ
2	10	1-3	—	[覚](京わり1人あたりに付)			切紙	横帳綴じ外れを折り目に沿って切斷カ
2	10	1-4	—	[覚](奉書杉原等書上)			切紙	横帳綴じ外れを折り目に沿って切斷カ
2	10	1-5	—	[覚](山専二而(やまき)不足分等勘定書)			切紙	横帳綴じ外れを折り目に沿って切斷カ
2	10	1-6	—	[覚](紀5人わり1人あたりに付)			切紙	横帳綴じ外れを折り目に沿って切斷カ
2	10	2	一、閏5、7	覚(山本庄兵衛殿の件五ヶ庄深見嘉左衛門殿へ引合のところ50両だけにて銭金御渡し願)	茶久ニ而久兵衛(印)	民造	状	(印)「御用所 江戸日本橋とをり二丁目諸国御銘茶所山本嘉兵衛」
2	10	3	安政5、一、一	定(無用の者焙炉小屋・茶摘小屋へ決して立入べからず等に付)	村役人		状	裏に書込有
2	10	4-1	—	[覚断簡](巳2月5日年頭御奉行・三栗氏等勘定書)			断簡	2-10-4-1~6一括 折紙断簡
2	10	4-2	—	[覚断簡](正月年頭礼御奉行・三栗氏等勘定書)			断簡	折紙断簡
2	10	4-3	—	[覚断簡](甲田氏茶代等書上)			断簡	折紙断簡
2	10	4-4	—	[覚断簡](まる武)右預り金等勘定書)			断簡	折紙断簡
2	10	4-5	—	[覚断簡](合99匁1分厘(まるイ)等勘定書)			断簡	折紙断簡
2	10	4-6	—	[覚断簡](万吉入用等勘定書)			断簡	折紙断簡
2	10	5	午、3、28	送り状(名酒金時等に付)	酒屋政左衛門(印)	湯谷山本民藏	状	
2	10	6	未、1、一	送り状之事(○上・○中等初荷物に付)	山本民造	(まる太) 御店	状	
2	10	7	一、3、1	口上(昨晚御話の証札早々御遣わし願)	永武	(やま民)	状	
2	10	8	一、3、24	[書状](三井御殿より御茶御用仰付に付御調進願)		永谷伊八郎、植村城太郎	状	
2	10	9	一、4、4	[書状](鳥見殿割合金岡本村正兵衛殿へ渡すに付)	久藏	(まるイ)	状	
2	10	10	一、4、5	[書状](鳥梅の件喜三郎帰村次第承合に付)	栗生喜八郎	山本民藏	状	
2	10	11	一、4、6	[書状](大坂表より金20両御遣わしく下さり預かりに付、鳥梅極上々物江戸喜方へ種入仰付の件上代呂物買持ちゆえ明日中に種送るに付)	栗生平三郎	山本民造	状	袖裏にも差出・宛先有
2	10	12	一、4、6	[書状](下拙病氣近々快方に向かい早く帰りたいに付江戸表より御預りの金子御送願)	新之助	山民造	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	11	1-10	安政5、3、12	1858	覚（新茶荷物前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民蔵	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-11	安政6、3、26	1859	覚（新茶荷物前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-12	安政7、3、19	1860	覚（茶荷物前金送るに付）	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-13	安政6、3、16	1859	覚（新茶荷物前金送るに付）	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-14	安政6、3、19	1859	覚（新茶荷物前金送るに付）	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-15	安政6、3、22	1859	覚（新茶荷物前金送るに付）	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-16	安政5、3、29	1858	覚（新茶荷物前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-17	安政5、3、19	1858	覚（新茶荷物前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-18	安政5、3、22	1858	覚（池の尾村柴長右衛門分新茶荷物前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-19	安政5、3、22	1858	覚（新茶荷物前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-20	嘉永7、4、3	1854	覚（茶荷物内金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-21	安政6、4、26	1859	覚（茶荷物内金送るに付）	江戸日本橋通二丁目山本嘉兵衛（印）	山本庄兵衛	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	1-22	嘉永5、4、2	1852	覚（新茶前金送るに付）	山本嘉兵衛（印）	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	11	2	一、6、16		[書状断簡]（右の通り御承知願）	といや八郎右衛門	山本民蔵	断簡	
2	11	3	一、11、11		積入覚（(やま嘉)荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	前欠
2	11	4	一、11、13		二白（御荷物積口不着番仰せの件承知に付）	大文字屋三右衛門	山本	状	
2	11	5	一、11、13		[書状]（御荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	11	6	一、閏、20		二啓（武右衛門送りの囲壺御本店様へ買求に付札、茶製場の件代銀当方所持にて弁ずる積もりに付）	山本	御本店	状	
2	11	7	一		[書状断簡]（御荷物無事入津に付）			断簡	後欠カ
2	11	8	一		[断簡]	宇治や葛蔵（印）		断簡	前後欠
2	11	9	子、4、2		入津不足（積問屋方御調願）	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	
2	11	10	子、4、6		時儀積付覚（(やま民)荷物に付）	山本（印）	山本民造	状	
2	11	11	子、9、一		入津覚（(やま民)荷物に付）	山本（印）	山本民蔵	状	
2	11	12	巳、2、6		入津不足（(やま嘉)荷物に付積問屋方御調願）	山本（印）	山本民造	状	(印)「金銀不用（(やま嘉)式町目山本嘉兵衛茶売場」
2	11	13	一、1、6		積入覚（(やま嘉)荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	永谷民蔵	状	
2	11	14	一、2、27		積入覚（(やま嘉)荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	永谷民蔵	状	
2	11	15	一、閏、29		入津不足（積問屋方御調願）	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	
2	11	16	一、3、10		[書状]（(やま嘉)荷物荷嵩のため積替に付）	大文字屋三右衛門	湯谷永谷民蔵	状	
2	11	17	一、3、11		[断簡]	大文字屋三右衛門	湯谷永谷民蔵	断簡	日付・差出・宛先のみ、書状の袖裏部分カ
2	11	18-1	一		入津覚（(やま民)荷物に付）			断簡	後欠、2-11-18-2の前半部分カ
2	11	18-2	一、4、29		[書状断簡]（荷物入津に付荷数御調にて帳合願）	山本（印）	(やま民)	断簡	前欠、2-11-18-1の後半部分カ
2	11	19	一、5、21		[書状]（(やまカ)荷物積渡に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	11	20	一、5、27		[書状]（(やま嘉)荷物積渡に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	11	21	一、6、12		積入覚（(やま嘉)荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	11	22	—、6、12		[書状] (〈やま嘉) 荷物江戸表へ着岸に付)	大文字屋三右衛門	湯谷永谷民造	状	
2	11	23	—、6、15		[書状] (〈やま嘉) 荷物江戸表へ着岸に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民造	状	
2	11	24	—、6、16		積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
2	11	25	—、6、23		[書状] (〈やまカ) 荷物積入に付)	佐田屋重兵衛	山本民蔵	状	(端裏書) 「〈やまカ) 様」
2	11	26	—、9、21		口上 (〈やま嘉) 荷物種合の藤田徳太郎舟豆国にて破船に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	11	27	—、11、14		積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
2	11	28	—、11、15		[書状] (〈やま嘉) 荷物荷嵩のため積替に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	11	29	—、12、6		積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
2	11	30	—、12、8		積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
2	11	31	—、12、28		積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
2	11	32	—、12、28		積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本	状	
2	11	33	—		[書状] (〈やま嘉) 荷物荷嵩のため積替に付)	大文字屋三右衛門		状	
2	11	34	—		無事種附書 (〈やまカ) 荷物に付)	佐田屋重兵衛	(〈やまカ) 御店	状	
2	11	35-1	—		入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物 改方」	山民	状	2-11-35-1~6一括
2	11	35-2	—		入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物 改方」	山民	状	
2	11	35-3	—		入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物 改方」	山民	状	
2	11	35-4	—		入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物 改方」	山本民造	状	
2	11	35-5	—		入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物 改方」	山本民蔵	状	
2	11	35-6	—		入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物 改方」	山本民造	状	
2	11	36	—、2、23		口上 (大坂大三庭儀の書付御持参のところ今払わざるに付、鞍馬石の件大三御手本に承るところ船種難しく運賃高値の由に付、銘茶鑑◎引替に送る由米徳より承るに付)	専次	民蔵	状	袖裏にも差出・宛先有
2	11	37	—、7、2		[書状] (荷物請取積入に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
2	11	38	—、7、25		[書状] (御荷物下店へ御差向願)	佐田屋重兵衛	山本民造	状	(端裏書) 「〈やまカ) サマ」
2	11	39	—、9、9		[書状] (仕切金送るに付)	山本嘉兵衛	山本民造	状	
2	11	40	—		[書状] (〈やま嘉) 荷物江戸表へ着岸に付)		山本民蔵	状	
2	11	41	—		[書状断簡] (しま塩の件大坂表方へ申遣わしたるところ備前上物・灘物着に付御案内、塩値段に付)	といや []	[]	断簡	前欠 (袖裏欠)
2	11	42	—		[書状断簡] (20箇積入の由記帳したるに付)			断簡	後欠
2	11	43	—、8、27		[書状断簡]	泉屋太兵衛	永谷城太郎	断簡	前欠、日付・差出・宛先のみ
2	11	44	—、一、20		追而 (石灯笼の件興弥了簡に付、壺の件工夫御勘考願、久右衛門方娘嫁の件に付、りうの件檀那様より両家へ申付願、庭石等に付、茶壺3年程御店持にし元手金出来れば此方持にしたきに付)	伊八郎	民蔵	状	
2	11	45	—		[書状] (御殿より7人3人の者強情申立てたるにより村追放の旨諸大夫宇郷玄蕃頭様とも談合するよう申来たるに付)	西野由加之助	湯谷村永谷伊八郎	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	12	1	午、3、一		【包紙】「午之三月吉旦 切籠箱之形」			包紙	2-12-1~29一括 裏に「横四枚 立式枚 ヲ六枚」と有
2	12	2	—		【寛】(坂絹・古木綿等書上)			折紙	表・裏ともに記入
2	12	3	一、7、21		【書状】(拙宅にて花45瓶地藏尊へ奉納したきに付御手伝願)	(まる城)	(まるト) 御主人	状	下書、裏に書込有
2	12	4	—		【包紙】「御用 宇治御茶製喜撰糖」	惣本家洛葉宇治尼ヶ瀬松風堂製(印)		包紙	5年割の元銀・利銭の計算書込有
2	12	5	—		【雑記】(算術)			切紙	
2	12	6	—		【雑記帳】(漢字・算術等)			横半帳	
2	12	7	—		【算術帳面】			横半帳	
2	12	8	—		見老銀百目割 (算術帳面)	徳次郎		横半帳	
2	12	9	—		位早見 (算術帳面)			横半帳	
2	12	10	—		見老法三口銀式貫五百割 (算術帳面)			横半帳	
2	12	11	—		數位除法・日用諸算 (算術帳面)			横半帳	
2	12	12	—		【雑記】(算術)			折紙	表・裏ともに記入
2	12	13	—		【雑記】(算術)			切紙	
2	12	14	—		【雑記】(算術)			折紙	「御祝儀 田和松太郎」と有、元は包紙カ
2	12	15	—		【雑記】(算術・血縁関係等)			折紙	表・裏ともに記入
2	12	16	—		【雑記】(単位)			折紙	
2	12	17	—		【雑記】(算術・年貢名称等)			折紙	折紙を2枚継ぐ
2	12	18	—		寛(大井分丸葉代等勘定書)			切紙	
2	12	19	—		【俳句書上・土瓶代等書上】			切紙	
2	12	20	—		【雑記】(算術等)			折紙	
2	12	21	—		【雑記】(算術等)			折紙	
2	12	22	—		【筆試書】			切紙	
2	12	23	—		【額寸法等寛書】			切紙	
2	12	24	—		【寛】(〈やま上〉分丸葉代等勘定書)			切紙	
2	12	25	—		【寛】(利右衛門分茶製村銘茶鑑代等勘定書)			切紙	
2	12	26	—		【寛】(額下地反古紙類代等勘定書)			切紙	表・裏ともに書込有
2	12	27	—		【雑記】(算術等)			切紙	表・裏ともに記入
2	12	28	—		【雑記】(算術等)			切紙	表・裏ともに記入
2	12	29	—		「〈やま民〉殿行」			切紙	書状断簡(端裏書)カ
2	13	1-1	安政5、3、12	1858	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	永谷武右衛門	状	2-13-1~1~21巻き込み一括 (印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場
2	13	1-2	嘉永5、6、2	1852	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場
2	13	1-3	嘉永5、6、19	1852	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場
2	13	1-4	嘉永5、7、22	1852	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場
2	13	1-5	嘉永5、9、22	1852	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場
2	13	1-6	嘉永5、12、9	1852	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場
2	13	1-7	嘉永5、12、12	1852	寛 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	13	1-8	嘉永6、12、12	1853	覚(安・子・丑3ヶ年茶壺代典田文右衛門殿へ渡すに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-9	嘉永6、12、16	1853	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-10	安政2、9、6	1855	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-11	安政3、3、22	1856	覚(新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本庄兵衛、山本民蔵取次	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-12	安政3、3、26	1856	覚(新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-13	安政3、7、22	1856	覚(新茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-14	安政3、10、16	1856	覚(新茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-15	安政4、3、16	1857	覚(新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民蔵	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-16	安政4、3、16	1857	覚(新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本庄兵衛	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-17	安政4、3、19	1857	覚(新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民蔵	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-18	安政4、3、22	1857	覚(新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民蔵	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-19	安政4、8、2	1857	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民蔵	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-20	安政4、8、12	1857	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民蔵	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	1-21	安政6、3、12	1859	覚(新茶荷物前金送るに付)	通二丁目山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉)茶問屋山本売場」
2	13	2	—、1、4		[包紙]	伏見屋藤三郎	城州宇治湯谷山本民造	包紙	
2	13	3	—		[包紙]			折紙	表・裏ともに記入
2	13	4	—		[覚] (酒代等書上)			引札	木版印刷物、奥に「翠芳軒」と書込有
2	13	5	—		[まる川] 宇治信楽御煎茶処	大坂松屋町筋瓦屋橋南江入河内屋吉右衛門(印)		折紙	表・裏ともに記入
2	13	6	—		[覚] (金銀高書上)			断簡	元は折紙カ、品目部分が切れて判読不能、表・裏ともに記入
2	13	7-1	—		[習字試書]			切紙	
2	13	7-2	—		[包紙]「極上飛切 御誂青梅綿」			包紙	木版印刷物
2	13	7-3	—		[包紙]「極上別改 (まるさ) 御誂青梅綿」			包紙	木版印刷物
2	13	8	—		[包紙]「玉たれ」			包紙	木版印刷物
2	13	9	—		[包紙]「ノシ」			包紙	
2	13	10	—		[包紙]		西谷山本	包紙	
2	13	11	—		[包紙]			包紙	
2	13	12	—		[包紙]		西谷与兵衛	包紙	
2	13	13	—		[包紙]			包紙	
2	13	14	—		[包紙]			包紙	
2	13	15	—		[包紙]「京都仕入 (まる奈) 青梅綿」	御幸町四条下ル奈良屋甚助		包紙	木版印刷物
2	13	16	—		[包紙]「京都仕入 (まる奈) 青梅綿」	御幸町四条下ル奈良屋甚助		包紙	木版印刷物
2	13	17	—		[包紙]「京都仕入 (まる奈) 青梅綿」	御幸町四条下ル奈良屋甚助		包紙	木版印刷物
2	13	18	—		[包紙]「(まる大) 青梅綿」	まつ原下むら		包紙	木版印刷物
2	13	19	—		[包紙]「大極上 青梅綿」			包紙	木版印刷物
2	13	20	—		[包紙]「御菓子昆布」			包紙	木版印刷物、「のし御年口」と書込有
2	13	21	—		[包紙]「大極上 青梅綿」			包紙	木版印刷物

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	14							
2	15	1855	安政2、3、16	〔包紙〕「上目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛	同 (城州) 宇治湯谷山本民造	包紙	断簡等のため目録作成省略 高井武右衛門經由
2	15	1855	安政2、3、19	〔包紙〕「上目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛	同 (城州) 宇治湯谷山本民藏	包紙	高井武右衛門經由
2	15	1856	安政3、1、26	〔包紙〕「□(上)目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛	同 (城州) 宇治湯谷山本民藏	包紙	高井武右衛門經由、上部欠
2	15	1856	安政3、3、16	〔包紙〕「□(上)目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛	同 (城州) 宇治湯谷山本民造	包紙	上部欠
2	15	1857	安政4、10、26	〔包紙〕「□(上)目九百弍拾目余 壹分銀百両」	山本嘉兵衛	同 (城州) 宇治湯谷山本民藏	包紙	高井武右衛門經由、上部欠
2	15	7	一、5、12	〔書状断簡〕(たんと御話もある由に申し早く御越し侍入るゆえ御聞届けくださいませ)	はつ	[]	断簡	前欠
2	15	8	—	〔包紙断簡〕「金三拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	9	—	〔包紙断簡〕「上目百七拾五匁余 式朱金五拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	10	—	〔包紙断簡〕「南藏 老朱銀弍拾五匁」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	11	—	〔包紙断簡〕「□(上)目百七拾五匁余 式朱金五拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	12	—	〔包紙断簡〕「□(上)目百七拾五匁余 式朱金五拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	13	—	〔包紙断簡〕「□(上)目百七拾五匁余 式朱金五拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	14	—	〔包紙断簡〕「上目弍百三拾目余 壹分銀弍拾五匁」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	15	—	〔包紙断簡〕「上目弍百三拾目余 壹分銀弍拾五匁」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	16	—	〔包紙断簡〕「□(上)目弍百三拾目余 老分銀弍拾五匁」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	17	—	〔包紙断簡〕「上目三百五拾目余 金百両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	18	—	〔包紙断簡〕「上目三百五拾目余 金百両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	19	—	〔包紙断簡〕「□(上)目四百六十目 金五拾両」	山本嘉兵衛 [] (衛)		断簡	
2	15	20	—	〔包紙断簡〕「□(上)目四百六十目 金五拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	21	—	〔包紙断簡〕「上目三百五拾目余 金百両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	22	—	〔包紙断簡〕「上目九百弍拾目余 老分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛		断簡	
2	15	23	—	〔包紙断簡〕「□(上)目四百六十目 金五拾両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	15	24	—	〔包紙断簡〕「上目九百弍拾目余 老分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛		断簡	
2	15	25	—	〔包紙断簡〕「上目九百弍拾目余 老分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛		断簡	
2	15	26	—	〔包紙断簡〕「(城州伏見)馬借前高井武右衛門様迄」			切紙	
2	15	27	—	〔包紙断簡〕「(城州伏見)馬借前高井武右衛門様迄」			切紙	
2	15	28	—	〔包紙断簡〕「(城州伏見)馬借前高井武右衛門様迄」			切紙	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	15	29	—		「城州伏見馬借前高井武右衛門様」			切紙	
2	15	30	—		「包紙断簡」 「老朱銀式拾五両包」	江戸日本橋通式丁目山本嘉兵衛 (印)		断簡	
2	16	1	嘉永5、閏2、19	1852	覚 (茶壺内金奥田文右衛門殿へ送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	2	嘉永5、3、12	1852	覚 (新茶前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	3	嘉永5、3、16	1852	覚 (新茶前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	4	嘉永5、3、19	1852	覚 (新茶前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	5	嘉永5、3、22	1852	覚 (新茶前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	6	嘉永5、3、26	1852	覚 (新茶前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	7	嘉永5、4、9	1852	覚 (茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	8	嘉永5、5、16	1852	覚 (茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	9	嘉永6、12、28	1853	覚 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	10	嘉永7、6、19	1854	覚 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	11	安政3、3、12	1856	覚 (新茶荷物前金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民造	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	12	安政5、2、22	1858	覚 (巳年茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	13	子、2、26		覚 (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	(印) 「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
2	16	14	一、〇、2		「書状」 (後勘定しばらく延引御用捨願)	[]	永谷山本民造	状	
2	17								
2	18	1	—		「覚」 (錦・キズ粟代等勘定書)			切紙	断簡等のため目録作成省略
2	18	2	寅、7、13		覚 (米代等勘定書)	〇太郎兵衛	(まるイ)	状	裏に書込有
2	18	3	午、閏10、—		「ござうぞくがただたまづだいじ」				
2	18	4	一、9、23		覚 (句敷書上)	市かべ社中	湯谷一盃/湯谷 []	断簡	寛2通、後欠
2	18	5	—		不動明王御夢思想家伝妙葉ひへくだし	本家調合所伊州玉瀧磯矢宗恭 (印)		引札	木版印刷物
2	18	6	—		本方きんたいゑん	都賀宇治田原湯谷本家香雪園永谷		引札	木版印刷物
2	18	7	—		「〇印分28句御加入願」			状	
2	18	8	—		「〇印分28句御加入願」			状	
2	18	9	—		「とけて汲水の浪のはつ花口」			切紙	
2	18	10	—		「茶咲て世話の意」			切紙	
2	18	11	—		「俳句書上」			切紙	裏に五七調の句の書込有
2	18	12	—		「覚」 (額下地等勘定書)			切紙	
2	18	13	—		「雑記」 (面種等計算書)			切紙	表・裏ともに記入
2	18	14	—		「雑記」 (面種等計算書)			切紙	表・裏ともに記入
2	18	15	—		「雑記」 (面種等計算書)			切紙	木版印刷物の裏に記入
2	18	16	—		「雑記」 (算術)			切紙	表・裏ともに記入
2	18	17	—		「雑記」 (算術)			切紙	表・裏ともに記入
2	18	18	—		「雑記」 (九九)			切紙	
2	18	19	—		「雑記断簡」 (算術)			断簡	前後欠
2	18	20	—		「雑記」 (算術)			切紙	
2	18	21	—		「雑記」 (漢字・算術)			切紙	表・裏ともに記入
2	18	22	—		「包紙」 「御拉麩」	はる		断簡	
2	18	23	—		「包紙」 「御祝儀」	[]		断簡	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	18	24	—		[包紙断簡]「[]」(御)祝儀	高田はる		断簡	
2	18	25	—		[包紙断簡]「御祝儀」	酒藤	永谷おもと	断簡	
2	18	26	—		[包紙]「のし御祝儀」			包紙	
2	18	27	—		[包紙]	富	伊八	包紙	
2	18	28	—		[包紙]「奇應丸」			包紙	木版印刷物、裏は引札、(引札差出)「越中富山松井源重郎(印)」
2	18	29	—		[包紙断簡]「[]」絹			断簡	
2	18	30	—		[工]			切紙	
2	19	1	丑、3、10		寛(金2分受取に付)	万屋佐兵衛(印)	永谷伊八郎	状	
2	19	2	丑、3、20		[書状断簡](阿山葉昨冬より高値のところに私方に利口の代呂物あるゆえ値段相場より動きたるに付)	万屋佐兵衛	たわら湯谷永たに伊八郎	断簡	後欠、2-19-3の前半部分カ
2	19	3	—、3、20		[寛断簡](阿仙葉等勘定書)	万屋佐兵衛	伊八郎	断簡	前欠、2-19-2の後半部分カ
2	20	1	甲、12、—		寛(上酒代等勘定書)	下町豊七	湯谷伊八郎	状	2-20-1~6一括
2	20	2	—		[寛断簡](大極上代等書上)			断簡	折紙断簡
2	20	3	—、5、28		[書状](下店類焼の際御尊金御恵投に付札)	川内屋徳太郎	永谷伊八	状	
2	20	4	—		[書状](明日松茸御残し願)	宇兵衛		状	
2	20	5	—		[包紙]「感心丸」式	良正院	永谷伊八郎	包紙	
2	20	6	—		[包紙]「御札」	浅田兵右衛門	永谷伊八郎	包紙	裏に書込有
2	21	1	安政2、6、9	1855	[包紙]「上目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛	同(城州)宇治湯谷山本民造	包紙	高井武右衛門經由
2	21	2	—		[包紙断簡]「口(上)目百七拾五匁 弍分銀百両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	21	3	—		[包紙断簡]「上目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛(印)		断簡	
2	21	4	—		[包紙断簡]「上目弍百三拾目余 壹分銀弍拾五両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	21	5	—		[包紙断簡]「上目弍百三拾目余 壹分銀弍拾五両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	21	6	—		[包紙断簡]「上目三百五拾目余 金百両」	山本嘉兵衛		断簡	
2	21	7	—		[包紙断簡]「上目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本嘉兵衛		断簡	
2	21	8	—		[包紙断簡]「上目九百弍拾目余 壹分銀百両」	江戸日本橋通式町目山本[](嘉兵衛)		断簡	
2	22	1	午、11、16		[書状](当15日神田辺より出火し下店も類焼に付、土蔵等無事にて御預かりの御荷物等焼失せざるに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名		状	上部破損大
2	22	2	—、7、2		[書状](新茶下値なから下り物なきところ貴家様荷物にて御主人様大悦に付、中物多分入用に付)	本店芳之助	山本民藏	状	
2	22	3	—、8、2		[書状](荷物宜しき場所御仕入にて金子大入用の件主人様承引なかり送るに付、ホイロシ入用に付貴家様お供にて御入来願)	山本店芳之助	山本民藏	状	
2	23	1	—、7、17		[封筒]	山本内久兵衛	城州宇治湯谷山本民造	封筒	
2	23	2	—		寛(寒代勘定書)			切紙	
2	23	3	—		[雜記](算術)			切紙	
2	24	1	—		[寛断簡](官も・太七等高書上)			断簡	折紙断簡
2	24	2	—、9、10		[書状断簡](荷物輸入に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	断簡	前欠、端に断簡を継ぐ、(断簡)「城州宇治郷山本民造殿出書状八通 長井利兵衛 請取(印)、大橋太郎治郎(印)、豊田甚右衛門(印)、山本市右衛門(印)、泉や清八(印)、[]」(後欠)」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	25	1	安政3、[]	1856	金銀出入帳(孫兵衛・惣左衛門等金銀高書上)	山本民造		折紙	
2	25	2	子、閏、19		[書状] (永野典田文右衛門様方へ大壺注文の件赤色の方ばかり御引取願、武右衛門様廻来壺買求に付貴殿御取持の品にて濟方になるよう御取計願、炉燵(焙炉カ)場の件3、400匁位で出来ぬならば御拵御無用に付)	山本嘉兵衛	民蔵	(端裏書)「山民殿行」、破損大	
2	25	3	一、1、8		[包紙]	天り口町豊田甚右衛門	城州田原湯谷永谷伊八郎	包紙	
2	25	4	一、10、20		[書状] (荷物積入に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	破損大
2	25	5	一、11、21		[書状] (武丁目御店様へ應願の件御取りなし願、当年國中稀なる豊作にて米穀追々下落に付、両3年以来茶多く景氣宜しきゆえ御利分入の事に付、今般若宮様御参向ゆえ御地も嚴重の事に付)	太木屋慶蔵	状	上部破損	
2	25	6	—		[御濃茶・御薄茶・御煎茶値段表]	茶師香雪園永谷		引札	木版印刷物
2	25	7	—		[算] (米代等勘定書)			切紙	裏に書込有
2	25	8	—		[糖記] (算術)			切紙	表・裏ともに記入
2	25	9	—		家秘懐中即功紙	本家越中富山嘉住揚柳軒(印)		引札	木版印刷物
2	25	10	—		本方きんたいゑん	都巽宇治田原湯谷本家香雪園永谷		引札	木版印刷物
2	25	11	—		[家間取図カ]			切紙	
2	25	12	—		[習字断簡]			断簡	
2	25	13	—		[俳句等書上反古紙]			継紙	反古紙を貼り継いだもの
2	25	14	—		[俳句等書上反古紙]			継紙	反古紙を貼り継いだもの
2	26	1	一、閏、9		[書状] (出府の際の際、戸燵場普請銀3貫匁かけ新規拵の由御話の件銀3、400匁にて宜しきに付)	山本嘉兵衛	民蔵	状	包紙有、(包紙上書)「宇治湯谷山本民蔵様行要用、方江[]」子閏月九日 日本橋山本嘉兵衛(印)、本紙・包紙ともに下部破損大、(端裏書)「(やま民)殿」
2	26	2	酉、11、9		[書状] (約定の手製残らず御売私の件当惑に付)	山本市兵衛	山本民造	状	
2	26	3	丑、2、14		覚(御ふとん代等勘定書)	(印)「現金(まる十) 正札附尾州有松竹谷佐兵衛」	山本民蔵	状	
2	26	4	丑、7、26		[書状] (御尊君御親類様方御相続の上、当年茶御仕入方なざる由御目出度きに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	永谷城太郎	状	封筒有、(封筒表書)「□(城)州宇治湯谷永谷城太郎様行 要用、方江戸、(封筒裏書)「丑七月廿六日 日本橋山本嘉兵衛(印)」
2	26	5	一、2、16		辰年御注文之覚(生池の尾等に付)	淀本店		状	
2	26	6	一、3、26		[書状] (下店当年江戸本店仕入体むゆえ、尊店より御上り御仕入なざるならば諸道具貸すに付)			状	
2	26	7	一、3、27		[書状] (上炭種送るよう申越の件当地にて手に入らざるゆえ御断りに付)	河内屋善十郎	菟道湯谷永谷民蔵	状	
2	26	8	一、5、8		口上(西谷伊八郎方炭差送りの内金御内より受取同人方へ渡すゆえ炭差引勘定の上御渡し願)	湯屋谷村利右衛門(印)	大道寺長治郎	状	袖裏にも差出・宛先有、(袖裏差出)「湯屋谷村利右衛門、(袖裏宛先)「大道寺村山中長治郎」
2	26	9	一、6、16		[書状] (地方仕切・諸送用私方分皆済できざるに付御送願、当年相場元方格別下値ゆえ御仕入方仰付大悦に付、茶仕入代金俵借願)	山本民蔵(印)	山本御禮那	状	(印)「(やま嘉) 江戸日本橋山本嘉兵衛 城州宇治山本民蔵」
2	26	10	一、10、23		[書状] (御注文の輕節高値にて延引のところに送るに付、炭の件道中のあんじもあるゆえ積入れぬに付)	河内屋榮蔵	山本民蔵	状	
2	26	11	一、11、16		[書状断簡] (地震・津波被害に付)			断簡	前欠

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
2	26	12	一、12、6		〔書状〕(先月15日下谷より出火し類焼の件当方もぐさま土蔵へ仮宅し17日より甞い始めたに付)	山本嘉兵衛	民蔵	状	(端裏書)「(やま民)サマ」
2	26	13	—		〔書状断簡〕(当年新米の件程なく摘取時に御繁用と遠察に付)			断簡	後欠
2	26	14	—		寛(算術雜記)			切紙	
2	26	15	—		〔習字断簡〕「香雪園 []」			断簡	下部欠
2	27	1	丑、12、—		〔断簡〕			断簡	
2	27	2	甲、7、12		〔包紙〕「申七月十二日 金五拾高入 六月日 []」	(まるカ)		包紙	破損大
2	27	3	—		〔寛〕(酒代等書上)			折紙	
2	27	4	—		村方入用(勸定書)			折紙	破損大
2	27	5	—		〔寛〕(銀高書上)			折紙	裏に「老番」と有、破損大
2	27	6	—		茶仲間入用(勸定書)			折紙	破損大
2	27	7	—		〔寛〕(富山清蔵等金高・銭高書上)			折紙	
2	27	8	—		〔寛断簡〕(本行等金高書上)			断簡	折紙断簡
2	27	9	—		〔寛断簡〕(花代等勸定書)			断簡	折紙断簡
2	27	10	—		〔寛断簡〕(金銀受取に付)			断簡	前欠
2	27	11	—		〔寛〕(銀高書上)			折紙	
2	27	12	—		〔寛〕(茂兵衛・半兵衛等金銭勸定書)			折紙	
2	27	13	—		〔寛断簡〕(茶代等書上)			断簡	折紙断簡
2	27	14	—		〔表/裏〕			切紙	「裏」とある側に断簡貼付有
2	27	15	—		〔寛断簡〕(金高書上)			断簡	折紙断簡
2	27	16	—		〔包紙断簡〕「渡り本八丈島」			断簡	
2	27	17	—		〔包紙断簡〕「湯溪口本口選」			断簡	
2	27	18	—		〔包紙断簡〕「御用口(所)京都寺 []」			断簡	
2	28	1	明治39、5、—	1906	当座帳(諸勸定帳)	永谷(まるイ)		横半帳	日付は表紙より
2	28	2	—		〔諸勸定帳〕(未申仕切に付)	近平/うを藤利兵衛等	京町茶や/字治屋/上村等	綴	
3	1	1	嘉永5、10、28	1852	借用申金子之事(金8両に付)	天道寺村借用主久五郎、湯谷村証人半兵衛	湯屋谷村山本民蔵	状	3-1-1~87包紙一括
3	1	2	閏2、9		〔書状〕(別紙の通り奥田方へ送るに付御帳合願)	山本嘉兵衛	山本民造	状	
3	1	3	嘉永6、7、11	1853	差入申一札之事(名村久右衛門殿金子御世話になる件貴殿御調印に付)	上町村弥太郎	切林村九左衛門	状	
3	1	4	文久1、2、29	1861	〔書状〕(御種附案内くださるところ何物も入津せぬに付御手繰願)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民蔵	状	
3	1	5-1	子、11、14		寛(古茶代御渡し願、廣助に御申越の件承知に付)	丹州大しまいと太(印)	城州永谷山本伊八郎	状	(印)「(やま大) 丹後大嶋系太」
3	1	5-2	午、閏10		「ごせいじんまでまごもぶじぞ」			切紙	
3	1	5-3	一、10、9		寛(上・飛出し代等御算当願)	米屋糸助	御苗民蔵、林蔵	状	
3	1	5-4	一、一、7		寛(御酒代等勸定書)			断簡	後欠
3	1	5-5	—		〔断簡〕			断簡	上部欠
3	1	6	丑、1、12		〔書状〕(当年も御出精荷物御種方願)	山本嘉兵衛	民蔵	状	(端裏書)「(やま民)殿 (やま嘉)」
3	1	7-1	一、3、4		〔書状〕(御注立のところ昨子2月より店休み本店へ出勤ゆえ御断りに付、金銭の件はついでにても差出すに付)	ひのき南店	永谷民蔵、伊八郎	状	3-1-7-1~2包紙一括。(包紙上書)「宇治田原永谷伊八郎様 同民蔵様 御返報 ひのき南店 源助 三月四日 目南郡」
3	1	7-2	—		〔書添〕(一昨亥年12月中旬出火にて紙蔵丸焼けの上昨正月主人死去に付)			状	
3	1	8	丑、9、6		寛(金50両送るに付)	長井利兵衛(印)	永谷城次郎	状	(印)「(やま口) 大伝馬町巻目長井」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	1	9	丑、9、13		入舟（〈やま嘉〉荷物江戸入津に付）	大文字屋三右衛門	山本	状	
3	1	10	丑、10、2		入船覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	3-1-10~49組一括 （印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	11	一、3、9		積付覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字屋三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	12	一、6、25		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本	状	
3	1	13	一、7、1		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本	状	
3	1	14	一、7、2		積附覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	15	一、7、7		積附覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	16	一、7、10		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	山本民蔵	状	
3	1	17	一、7、10		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	1	18	一、7、10		入舟（〈やま嘉〉荷物江戸入津に付）	大三	山本	状	
3	1	19	一、7、18		積附覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	20	一、7、18		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	21	一、7、28		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本	状	
3	1	22	一、8、3		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本	状	
3	1	23	一、8、5		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物高のた め種替に付）	大文字屋三右衛門	湯の谷山本民蔵	状	
3	1	24	一、8、8		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	25	一、8、8		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	1	26	一、8、17		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯屋谷山本民蔵	状	
3	1	27	一、8、22		無事種附書（〈やま力〉荷物に付）	佐田屋重兵衛	山本御店	状	
3	1	28	一、9、1		積附覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	29	一、9、28		入船覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	30	一、9、29		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	1	31	一、10、1		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	1	32	一、10、2		入船覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	33	一、10、3		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	34	一、10、13		積附覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	35	一、10、16		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本	状	
3	1	36	一、10、17		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	37	一、10、20		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	38	一、10、22		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	39	一、10、23		無事種附書（〈やま力〉荷物に付）	佐田屋重兵衛	永谷	状	
3	1	40	一、10、25		積付覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字屋三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	41	一、10、26		〔書状〕（荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	1	42	一、11、7		入船覚（〈やま吉〉荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷誠太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 太」
3	1	43	一、11、19		積入覚（〈やま吉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	西野卯兵衛	状	
3	1	44	一、11、25		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	1	45	一、11、26		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積入に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	奥に「山民サマ」と有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	1	46	一、12、1		入船覚（ <small>（やま吉）</small> 荷物に付）	泉屋太兵衛（印）	永谷城太郎	状	（印）「大坂（しかく大） 諸荷物廻船屋泉太」
3	1	47	一、12、20		〔書状〕（遠州沖合高波にて <small>（やま嘉）</small> 荷物勿捨て漂着に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	1	48	—		〔書状〕（ <small>（やま嘉）</small> 荷物破れにて戻るに付御詰啓願）	大文字屋三右衛門	湯屋谷山本民蔵	断簡	前欠（袖裏欠）
3	1	49	一、8、22		無事種附書（ <small>（やまカ）</small> 荷物に付）	佐田屋重兵衛	永谷	状	
3	1	50	辰、7、6		〔書状〕（新茶荷物目方皆懸にて5、600目ずつ残らず切れたるに付、式分判通用始まるゆえ送るに付）	清吉、久兵衛	山民造	状	
3	1	51-1	一、12、20		〔書状〕（伊勢路にて多分御買入の様子羨ましきに付）	伏見屋店安兵衛	山本民造	状	3-1-51-1~4封筒一括、（封筒裏書）「西三月九日横浜状」、（封筒裏書）「紀名高引合等状入」（端裏書）「申十二月南紀名高 伏見屋藤三郎様 同安兵衛様」
3	1	51-2	酉、3、9		〔書状〕（山城極最上・勢州極最上等当市相場に付）	駿河屋平吉郎、重介、計7名	山本民蔵	状	（端裏書）「山民様 横浜」、御荷物御差出は江戸小舟町木屋小左衛門方御積送にてそれより当横浜港へ御積送り方が宜しき旨の付箋有
3	1	51-3	一、一、20		〔二啓〕（諸相場高直に付御地辺下落になるよう願）	<small>（まる山）</small>	<small>（やま嘉）</small> 御店	状	
3	1	51-4	—		〔書状〕（紀州飛脚萬屋季兵衛等名前書上、当年新口は500本位出来るに付）			状	
3	1	52	一、1、21		〔書状〕（御道中御用心願）	巻少橋亦助	山本民蔵	状	虫損にて上部等欠
3	1	53	一、3、8		〔書状〕（異国船早々帰帆祈るに付、子年皆済仕切・1番仕切御送りのところ頭物不景気とは承りながら当惑に付、金子の件御願いくささるよう願）	永谷武右衛門	山本民蔵	状	
3	1	54	一、3、12		〔書状〕（先日御馳走の御礼に筑後久留米茶進上に付、茶歌舞記前目錄書御享し御送り願）	茨木屋五兵衛	永谷伊八郎	状	
3	1	55	一、3、13		〔書状〕（江戸下向の件御同道延日御頼みのところ御断りに付、15日夕方より長の字八方へ出立ゆえ其元様も長の字八方宿りの積もりにて御出立願）	万忠	山本	状	
3	1	56	一、3、19		〔書状〕（ <small>（やま嘉）</small> 荷物江戸入津せぬ分調べたるところ荷物近日入津・伊豆へ漂着に付）	大文字屋三右衛門	山本民蔵	状	
3	1	57	一、3、22		〔書状〕（尊公様当新茶より御仕入方御積入なさり御仕入民蔵様同様拙店名前にてなさりたき由承知に付、拙店名前にて御仕入方は山本様・民蔵様へ差障りになるゆえ御勘考の上差障りにならねば名前の件は苦しからざるに付、金子の件は御荷物御積入れくだされば追々送るに付）	長井利兵衛、藤兵衛、計3名	永谷城太郎	状	
3	1	58	一、3、29		〔書状〕（古茶頭物多く残る上以前の如く問屋御取立になる上は値段引下げ売買いするよう御触もあるに付新茶御仕入のところ御勘考願）	茶問屋式番組行事（印）	馬本徳次郎、岡田次郎、計5名	状	（端裏書）「島本サマ」、（印）「茶問屋二番組月番行事」
3	1	59	一、4、2		〔書状断簡〕	泉屋太兵衛（印）	永谷民蔵	断簡	前欠、日付・差出・宛先のみ、（印）「大坂 諸荷物廻船屋泉太」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	1	60	一、4、4		[書状] (当地権の来に御舎弟城太郎様御上京なさり堂上方玉詠等に諸雑用かかると仰せにて主人1両位送るに付、御親父様・其元様玉旨受取り清書方へ送るに付、堂上玉詠の件早々御願いくたさるよう願、取集め清書翰圖梅明方へ頼むところ去月出火焼失にて延引に付)	山本内久兵衛	山民藏	状	
3	1	61	一、4、4		口上(延日の由差上に付貴地(まる武)様方へも御願)	久兵衛		状	
3	1	62	一、4、15		[書状] (下抽当月16日恙なく帰宅に付、旧冬より御心添に付礼)	山本民造	大西市兵衛	状	
3	1	63	一、4、19		[書状] (丹波木綿御申越の件丹波はなく他の国ならばあるに付、紺に染める件何色にて何に御使いか御申越願)	丹ば屋市兵衛	宇治湯谷永谷伊八郎、御内おもへ	状	
3	1	64	一、5、10		[書状] (上品あるゆえ御送り金待てども参着せぬに付尊公様より御取りなし願)	山本民造	山本御隠居	状	
3	1	65	一、6、16		[書状断簡] (〈やま嘉〉荷物積渡に付)	[] (といやか) 八郎右衛門	山本民藏	断簡	前欠
3	1	66	一、6、13		[書状] (注文の茶御送りのところ大いに下落にて是非なく売捌きたる値段に付、堀は入津すれば早々積出し天海油粕は当月17日に積出に付、醬油値段に付、銭当地相場では御地引合にならぬと思ひ積送らざるに付、上半紙等伏見木津源へ今日差送るに付)	本田栄藏	永谷民藏	状	
3	1	67	一、7、5		積入覚(〈やま嘉〉荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本	状	
3	1	68	一、7、5		入舟(〈やま嘉〉荷物江戸入津に付)	大三	山本	状	
3	1	69	一、7、6		[書状] (荷物積入に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
3	1	70	一、7、一		入津覚(〈やま民〉荷物に付)	〈やま嘉〉(印)	〈やま民〉	状	
3	1	71	一、9、4		[書状] (御荷物入津に付別紙の通り送るゆえ御願面へ御引合願、後荷物沢山御送り願)	長井利兵衛、彦兵衛、計3名	永谷城太郎	状	
3	1	72	一、9、4		覚(〈やま吉〉荷物番号・船名に付)	長井利兵衛(印)	永谷城太郎	状	(印)「金銀不用(やま吉) 大傳馬町老丁目長井」
3	1	73	一、9、12		[包紙]	大住村伊勢要人	湯谷西谷村山本民造	包紙	
3	1	74	一、9、13		[書状] (〈やま嘉〉荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
3	1	75	一、9、13		積入覚(〈やま嘉〉荷物に付)	大文字や三右衛門(印)	山本民藏	状	
3	1	76	一、10、24		[書状] (番茶の件御返事なきに付御引合になるか御返事願、奈嶋新浜の分だけ今積送り高真浜の分はしばらく御預けに付)	笹谷勝藏、俵谷兵衛	永谷伊八郎	状	
3	1	77	—		[書状] (御地引合直段御申越し願)			状	
3	1	78	—		[書状断簡] (霜の花・花橋御吟味の上御送り願)			断簡	後欠
3	1	79	—		[覚] (永銭勘定書)			折紙	
3	1	80	—		覚(炭・紙代等勘定書)			断簡	後欠、3-1-81の前半部分カ
3	1	81	—		[覚断簡] (勘定書カ)			断簡	前欠、3-1-80の後半部分カ
3	1	82	—		[包紙]「御餞別」	又兵衛、太兵衛、計8名		包紙	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	1	83	—		[包紙]	(印)「皇都〈一〇〉御染もの 悉皆太物中形類おろし小売仏光寺通 麩屋町西たんばや店」	半右衛門	包紙	
3	1	84	—		[包紙]	(印)「皇都〈一〇〉御染もの 悉皆太物中形類おろし小売仏光寺通 麩屋町西たんばや店」	半右衛門	包紙	
3	1	85	—		[包紙断簡カ] (御談に付)	(印)「京都〈まる河〉東洞院 通五条下ル三町目河内屋嘉助」	永谷勘左衛門	断簡	
3	1	86	—		[包紙]「極上 (ひしいげタイ) 青梅綿」			包紙	木版印刷物
3	1	87	—		[包紙]「大極上 青梅綿」			包紙	木版印刷物
3	2	1-1	嘉永5、10、28	1852	覚 (丑年壺代金奥田文右衛門殿へ渡すに付)	山本嘉兵衛 (印)	山本民蔵	状	3-2-1~28こより一括、こよりに印有、(印) 「〈やま嘉〉」、3-2-1-1~2封筒一括、(封筒 表書)「城州伏見京橋高井武右衛門様迄 同字 治湯谷山本民蔵殿行 要用 方江戸」、(封筒 裏書)「子十一月四日 日本橋山本嘉兵衛 (印)」「〈やま嘉〉 江戸日本橋通式町目諸国 茶問屋山本売場」
3	2	1-2	子、11、4		[書状] (信楽奥田文右衛門殿手代 才助殿へ来年入用の茶壺代金払い るに付、壺入用の節は文右衛門殿方 と取極に付、荷物追々御津出の趣承 知に付、御積出仕舞になれば諸勘 定帳御持参にて出府されるべきに 付)	山本嘉兵衛	民蔵	状	(端裏書)「〈やま民〉殿行 山本」
3	2	2	子、1、16		[書状] (荷物の件調書受取に付、 下向の件延引の由なるべく御手廻し なされり諸勘定帳御持参出府願)	山本嘉兵衛	民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州宇治湯谷山本民蔵 殿 要用 方江戸」、(封筒裏書)「子正月十 六日 日本橋山本嘉兵衛 (印)」「 (端裏書)「山民殿行 〈やま嘉〉」
3	2	3	子、3、16		[書状] (奥文壺代金・〈まる武〉 様より困意買取の件申遣わすところ 御承引の由承知に付、炉爐 (焔 炉カ) 部屋普請の件茶蒸部屋建増し たき由金子は送らぬに付)	山本嘉兵衛	民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見馬場前高井武 右衛門様迄 同字治湯谷山本民蔵殿行 要用 方江戸」、(封筒裏書)「子三月十六日 日本 橋山本嘉兵衛 (印)」「 (端裏書)「〈やま民〉殿行 三月十五日」
3	2	4	子、3、22		[書状] (先日目録紙100番の壺に入 れ送るところ目方正味5貫600両ある 由右目方にて帳合したるに付、その 意風袋御見取願)	山本嘉兵衛	民蔵	状	
3	2	5-1	子、4、9		[書状] (荷物入津不足の件残らず 入津に付、金100両送るに付、開茶壺 の件〈まる民〉様より証文受取に 付、大の櫃貯置御承知の由当月より 入用向申すに付)	山本嘉兵衛	民蔵	状	3-2-5-1~3封筒一括、(封筒表書)「城州宇治 湯谷山本民蔵殿 要用 方江戸」、(封筒裏 書)「子四月廿二日 日本橋山本嘉兵衛 (印)」「 (端裏書)「〈まる民〉殿行 四月九日」
3	2	5-2	子、4、9		口上 (大櫃出来たる由近日新茶撰糶 物御買入御送り願、金550両送るに 付、当年は荷物余分の仕入になるゆ え高き品御買は御無用に付、撰糶物 値段安き時節に6、70櫃御買入願、当 年櫃・壺とも封違なきよう自身御掛 正し願、当年は荷物早仕舞宜しきに 付、〈まる三〉江戸出立以後沙汰な きに付向)	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	奥にも差出・宛先有
3	2	5-3	子、4、22		[書状] (先便目紙の件風袋達の由 承知に付、大の櫃天に飛出し・屑御 詰送り願、昨年のような生合よい 屑下値の時に御買取願入れ願)	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	(端裏書)「〈やま民〉殿行」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考	
3	2	6	子、5、22		【書状】(16日出にて金100両送り今般金100両送るに付、中物・下物とも高値の由諸品とも元高値の品仕入の件御無用に付、当年も茶製方仕舞次第下向の件なるべく手廻しになるよう御心掛けになるべきに付) 【書状】(口店・私方商家へ湯谷山名茶御送りのところ口店より風味悪しく御取替くれよう仰付に付風味宜しきところ商家へ御送り願、塩御注文の件当年は下落せざるゆえ少々値段引かれるならば御積入れに付) 【書状】(別紙目録の通り荷物積入の由にて入日記書御送りの件受取に付、102番・103番は入子にて5貫目余ある由承知に付) 【書状】(民店蔵舟・瀬取の際構込の荷物2個ははしげ船にて破舟になり海中捨てたる由承知に付、亥年仕切目録送るところ積入帳なき由御申越ゆえ差上に付、金100両送るに付、当年もなるべく手廻しいたし茶製御仕舞諸帳面持参にて御下りなるよう今より御心懸けなるべきに付) 【書状】(御許様御支配永谷伊八郎伴民蔵へ製茶致させる件取極め名前は江戸店持同様にて山本嘉兵衛と同名民蔵とし諸茶類仕入方致すに付御厚配願、伊八郎借財多き由貸方心得違により民蔵難波の際は江戸店にて致させるに付御高君様より御論し願) 【書状】(当支配中永谷伊八郎子息民蔵亥年より御店様御同苗にて茶製始めさせたまき由承知に付、民蔵3、4月頃御送り金より余分に仕入にて600両余借財の様子に付出府にて御店様へ御願の金子年内に間に合うよう御送り願) 【書状】(民蔵殿御丸太文蔵殿へ縁談取結びたまき由武平治様へ御取りなし御願いたるに付) 【書状】(岡本村庄兵衛殿金20両貸してくれるようとの申出にて御容合承知に付、(やま正)行金50両内金35両当人へ御渡しの由残金15両は専公様帳合にする由承知に付) 【書状】(先日より送る金子順着の由今般金200両送るに付、伊八郎様より当年茶大凶にて御当地他店より極上物2、300箇も注文の由仰せの件御文通の次第山気がましく当店への文通は軽引の次第入れざるよう御勘考願) 【書状】(御厚情の品に付札、御年玉の印にこの品呈上に付)	山本嘉兵衛	民蔵	民蔵	状	(端裏書)「山民殿行 (やま嘉)」
3	2	7	子、6、4			山本栄蔵	山本民蔵	状		
3	2	8	一、8、14			山本嘉兵衛	民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州宇治山本民蔵殿行要用 方江戸」、(封筒裏書)「子八月十四日 日本橋山本(印)」、(端裏書)「(やま民)殿行 (やま嘉)」	
3	2	9	一、9、22			山本嘉兵衛	民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見馬借前高井武右衛門様行 同宇治湯谷山本民蔵殿行 要用 方江戸」、(封筒裏書)「子九月廿二日 金百両添 日本橋山本嘉兵衛(印)」、(端裏書)「(やま民)殿行 江戸店へ」	
3	2	10-1	亥、4、19			山本嘉兵衛、七兵衛、計4名	浅田茂左衛門	状	3-2-10-1~3封筒一括、(封筒表書)「宇治湯谷永谷伊八郎様行 要用 方江戸」、(封筒裏書)「丑四月廿九日 日本橋山本嘉兵衛(印)」 (端裏書)「從江戸庄屋へ添状写 亥四月」	
3	2	10-2	丑、12、2			浅田茂左衛門	山本嘉兵衛	状	(端裏書)「丑十二月二日 浅田ヨリ山本行状写」	
3	2	10-3	丑、4、29			山本嘉兵衛	永谷伊八郎	状	(端裏書)「(まるイ)様行 (やま嘉)」	
3	2	11	一、11、16			山本嘉兵衛	山本民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見馬借前高井武右衛門様迄 同湯谷山本民蔵殿 要用 方江戸」、(封筒裏書)「辰十一月十六日 江戸日本橋通式町目茶問屋山本嘉兵衛(印)」、(端裏書)「(やま民)殿行」	
3	2	12	亥、6、9			山本嘉兵衛	山本民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州宇治湯谷山本民蔵殿 要用 從江戸」、(封筒裏書)「亥六月九日 日本橋山本嘉兵衛(印)」、(端裏書)「山民サマ 六月九日 (やま嘉)」	
3	2	13	一、1、7			服部信右衛門	永谷民蔵	状		

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	2	14	一、3、10		【書状】(御注文の品大いに延引に付、埴の件当地入船なく高直ゆえ見合せに付、醤油4樽積入に付、上茶受取に付) 【書状】(岡庄殿行金子50両送るに付内10両庄兵衛殿へ御渡願、御主人様御共にて秋葉山等参詣し帰宅の筈に付、鳴徳殿前金の件御願すれど御聞入なきに付、原山喜八殿前金の件御承知の様子ながらしかとわからざらざらに付、昨年池長送りの代呂物御覧に入れ当年上の品沢山(御注文に付) 【書状】(茶立請取れども当年他より度々売りに参り買置きたるゆえ半分だけ貰うに付) 【書状】(名寄の短尺御送り有難く皆々・服部先生へも御願に入れたるに付、御地へ差上げたき品あるに付問屋名前御教え願、当地米相場この頃は少々高直に付、十組の件我も我もと加入のところいろいろ頃取極りともわからざるに付) 【書状】(手製茶の新茶御送りに付礼)	河内屋栄藏	山本民藏	状	
3	2	15	一、3、16			本店ニ而山本民藏	永谷伊八郎	状	
3	2	16	一、3、26			ノシリ大谷吉次郎	湯谷村山本民藏	状	
3	2	17	一、4、18			青山儀兵衛内慶藏	永谷民藏	状	
3	2	18	一、6、3			河内屋善十郎	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	2	19	一、6、12		【書状】(この節荷物風袋意目切等平均では8、900目から1貫目くらいに付当年荷物とくと改め御掛出願) 【書状】(注文の延天体調いたるに付一先ず御勘定願、しま塩御入用の件30両都合には足らざるに付) 【書状】(御息女御不快にて参るべきところ母・小・子・すゑ3人風邪等に付) 【書状】(先月残金の件当月上旬には江戸送り金にて渡す由仰せに付残金皆済願) 【書状】(先日御送りの御茶代銀失念のところこの度送るに付) 【書状】(御出府の由留主御見舞まで何なりとも呈上するはずのところ不都合にて本意を失したるに付) 【書状】(御賢息録方江戸表御下向の由御聞札御海容願、花橋・雪之華御遣し願) 【書状】(御普請にて方鑑・張紙等したところ御賢息様本命的殺ゆえ祈禱代等雜費御渡し願、御湯殿方鑑の事張紙したるに付御熟覽願) 【書状】(御注文の手紙茶紙利口もの吟味いたし買入次第差上に付、茶立和束へ送りたるところ400本不用に今日差上に付) 【書状】(紙屋殿私の件そこともより御弘願)	山本嘉兵衛	民藏	状	封筒有、(封筒表書)「城州宇治湯谷山本民藏殿行 要用 方江戸」(封筒裏書)「六月十二日 日本橋山本嘉兵衛(印)」、(端裏書)「(やま民)様行 (やま嘉)」
3	2	20	一、6、12			問屋八郎右衛門	山本民藏	状	
3	2	21	一、6、25			伊勢要人	永谷伊八郎	状	
3	2	22	一、6、26			源三郎	伊八郎、民藏	状	袖裏にも差出・宛先有、(袖裏差出)「木津屋源三郎」
3	2	23	一、7、28			福田寺式部口	永谷伊八郎	状	
3	2	24	一、12、8			義父		状	
3	2	25	一、閏、6			伊せ要人	永谷伊八郎	状	
3	2	26	一、閏、14			松浦越後	宇治山田湯谷永谷伊八郎	状	
3	2	27	一、閏、25			ひのき南店	永谷民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	2	28	—			□□吉	にし谷(まるやま民)	状	
3	3	1	慶応3、12、29	1867	証(金10両借用に付)	宇治田原郷湯屋谷村御茶師 [] 永谷伊 [] (印)	木村豊後	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3	2	慶応3、12	1867	御蒸茶銘録(大福等茶銘書上)	宇治田原郷湯屋谷村御茶師永谷伊八郎、永谷武右衛門、計3名		状	雛形カ
3	3	3	子、3、7		寛(元銀・利息勘定書)	喜助	山本	状	
3	3	4	子、3、一		寛(銀子・銭勘定書)	上のや治兵衛	山本民藏	状	
3	3	5	子、12、一		寛(成年塩代・郷ノ口五兵衛見舞等勘定書)	(まる武)	伊八郎	状	
3	3	6	丑、8、一		定(松茸山への立入に付)	村役人	民藏	状	
3	3	7	丑、11、3		寛(金子勘定書)	角口		状	
3	3	8	丑、12、16		〔書状〕(例年通り塩松茸送付に付礼状)	山本市右衛門、忠兵衛	山本民藏	状	(端裏書)「山民サマ々」
3	3	9	丑、12分		寛(銭勘定書)	□	丈太郎	状	
3	3	10	寅、5、24		寛(極上玉露売渡に付)	室の前平八	湯谷民藏	状	
3	3	11	寅、6、17		寛(米に付願)	西・中村中	庄屋	状	端裏書有
3	3	12	寅、9、15		寛(万十・干菓子代等勘定書)	湯谷伊八郎(印)	ふしみ油かけ八百善	状	(印)「(やま嘉) 江戸日本橋山本嘉兵衛 城州宇治山本民藏」
3	3	13	とら、11、27		寛(馬丁賃・御役付等勘定書)	たじまや	上	状	
3	3	14	寅、11、一		寛(上禮札勘定書)	大工行事	上	状	
3	3	15	う、4、28		寛(上立・厚立代等勘定書)	永谷伊八郎(印)	西山章治	状	
3	3	16	卯、8分		寛(魚ノ酒肴代・高屋氏借料等わり方に付)			状	
3	3	17	卯、11、1		寛(御染物代等勘定書)	大和屋喜助	永谷伊八郎	状	
3	3	18	辰、3、22		寛(上物仕切渡すに付)	宇治亀(印)	山本	状	(印)「京都伏見海遣宇治亀」
3	3	19	辰、4、8		寛(湯谷大福茶仕切銀渡すに付)	笠半兵衛	永谷	状	
3	3	20	一、10、6		〔書状〕(昨卯年一番仕切御送りのところ存外の安印にて当惑に付御仕切返上し御仕切直し願)			状	下書
3	3	21	一、12、27		寛(茶・わり木代等勘定書)	山本民造	くら喜	状	
3	3	22	うま、4、8		〔書状〕(白米代金御渡し願)	(印)「江州 信楽朝宮魚清」	湯谷村伊八	状	
3	3	23	申、3、26		〔書状〕(別紙目録の通り金子送るに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民造	状	
3	3	24	申、5、22		〔書状〕(別紙目録の通り金子送るに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民造	状	
3	3	25	申、12、24		寛(銀子請取に付)	(印)	永谷民	状	
3	3	26	酉、2、11		寛(代銀預かりに付)	(まる吉)屋清四郎(印)	山本民藏	状	
3	3	27	戌、2、11		寛(蓋代等勘定書)	指物や治郎兵衛(印)	湯谷武右衛門、同大郎兵衛	状	(印)「御用 城州宇治御茶壺調進所指物師治郎兵衛」
3	3	28	戌、7、一		寛(御中食・炭駄賃代渡すに付)	長左衛門	伊八郎	状	
3	3	29	戌、10、22		注文(朝鮮人参代等渡すに付)	永伊	大忠	状	
3	3	30	戌、10、25		〔書状〕(別紙の品々飛脚多用に付後便に御印付け御送り願、こちらより益氣湯散薬を煉り差上のところ御手元にあれば御送り願、200疋手附差入に付)	永谷伊八郎	大和屋忠八	一紙	
3	3	31	戌、11、6		〔書状〕(御地名産塩松茸御恵投に付礼状)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民藏	状	
3	3	32	戌、11、12		〔書状〕(例年歳末御祝儀として鮭)尾差上に付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民藏	状	(端裏書)「(やま民)様」
3	3	33	戌、12、一		寛(郷ノ口五兵衛見舞等書上)	(まる武)	伊八郎	状	
3	3	34	戌、12、一		寛(卯こん・いろ糸代等勘定書)	小間治	西伊八郎	状	
3	3	35	戌申仕切		寛(鯛・ほも代等勘定書)	魚卯	永谷伊八郎	状	
3	3	36	い、2、22		〔書状〕(京地も御上洛にて賑々しきと存ずるところ御地風開御筆言願、江戸表諸大名追々上京道中ながら諸国より人々参り相悉わらず賑々しきに付、茶は今年は余程難しきゆえまづは具合わせに付)	山本幸兵衛	山本民藏	状	文久3年カ
3	3	37	亥、5、10		寛(米代金御渡し願)	細谷清右衛門(印)	山本民藏	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3	38	亥、7分		[寛] (銭勘定書)	庄半	伊八	状	
3	3	39	亥、9、4		寛 (玉印代御渡し願)	の徳 (印)	山本民藏	状	
3	3	40	亥、12、5		寛 (粉、玉露代等勘定書)	宇治屋清助	山本民造	状	
3	3	41	一、1、6		[書状] (玉の件4つ御返却にて小さき方2つだけ貰うに付、口もの2面に御申越の件先方へ1両2分と申したるゆえ今日御返事致すに付、別紙の件一先ず御算用願)	西山義	永谷大人	状	
3	3	42	一、1、6		寛 (国物代等勘定書)	丁子七	永谷伊八郎	状	
3	3	43	一、1、7		[書状] (玉露煉りさし手入れするところ呑口余程よくなれど多分目欠けし困入りに付、今勘印も同様に付なるべく御出精御売御願)	山本民造	笠屋半兵衛	状	
3	3	44	一、1、8		[書状] (慶応4年正月3日伏見表へ大群押寄せ薩州・長州等2000ばかりの勢にて争戦に付等、伏見表戦死人の數知れず京都なども商売体み同様に付、高井武右衛門方・木津屋源三郎方類焼に付、大坂表は飛脚通路なきによりわからぬに付)			状	(端裏書) 「上」、下書
3	3	45	一、1、10		寛 (包扇子代等勘定書)	口忠店	山本	状	
3	3	46	一、1、18		寛 (手製大罎等初荷差送るに付)	永谷伊八郎	宇治屋貞治郎	状	
3	3	47	一、1、22		口上 (これまで御買入の分だけ大急ぎ御掛取写し御送り願、後買御見合わせ願)	(まる太)	みの市二而 (まるやま民)	状	
3	3	48	一、1、28		[書状] (泊郷椿井村椿井万治郎・同村藤林春頭の両人居処わからぬゆえ度々拙子へ御尋ねに付)	東定二而永谷伊八郎		状	
3	3	49	一、1、15		口上 (銭勘定書)	奥田	山本民藏	状	
3	3	50	一、2、6		[書状] (先月25日屑・玉露切先等着・2月朔日中物着ながら御書面も参らぬゆえ値段わからぬに付、昨冬12月25日着の玉露大いに値段方直し売捌かねるに付)	岩田屋常太郎	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	3	51	一、2、7		[書状] (竹幅の件御見せくさざると存ずるゆえ代わりの茶今日入用に付御渡し願)	高屋助八郎	永谷伊八郎	状	
3	3	52	一、2、11		おぼへ (御酒・昼飯代等勘定書)	升屋	民	状	
3	3	53	一、3、12		[書状] (当月9日神田より出火し下店も類焼に付、家内一同無事・土藏無難に付)	山本嘉兵家、市兵衛、計4名	山本民藏	状	(端裏書) 「(やま民) 様」
3	3	54	一、2、13		[書状] (為助の件昨12日夕方見当たりすぐさま廣文方へ預けたるに付)	岩田屋常太郎	山本民藏	状	
3	3	55	一、2、21		[書状] (早春には殊の外大変にて御地様表いかこと案ずるところまず御交わりもなき由大悦に付、商い向き不目の由承知に付等)	山本民造	山本嘉兵衛	状	下書
3	3	56	一、2、27		寛 (御さかひ・御膳・御酒代勘定書)	かみ起兵衛	民御旦那	状	
3	3	57	一、2、27		寛 (御酒代等勘定書)	かみ起兵衛	民、御旦那	状	
3	3	58	一、2、19		寛 (玉露仕切渡すに付)	笠屋半兵衛 (印)	ゆ谷伊八郎	状	
3	3	59	一、3、4		[書状] (本茶持たせざるに付御世話御引合願)	菟原村藤田又兵衛	城州宇治湯屋谷永谷伊八郎	状	
3	3	60	一、3、8		[書状] (茶ひとしづくもなきに付大急ぎ山脚御送り願)	山末	山本	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、日付は袖裏より
3	3	61	一、3、11		寛 (米代受取り米渡すに付)	伊右衛門 (印)	ゆ谷佐市郎	状	(印) 「」 宇治田原炭屋伊右衛門」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3	62	一、3、22		【書状】(野子長野村退処のところ既に仁兵衛方へ引取り残任事致すに付、御約定の件しかと定めざるゆえ延引に付)	西野由加之介	永谷□□	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏宛先)「永谷伊八郎」
3	3	63	一、4、5		寛(花橋代等勘定書)	永谷伊八郎	木村	状	
3	3	64	一、4、6		【書状】(魚や喜七様金子渡したるに付、新煎茶大烏ぎ御送り願、残金近日送るに付、塩は来月送るに付)	岩田屋常太郎	山本民藏	状	
3	3	65	一、4、6		【書状】(隠居へ御香箋御送りくださり今日忌明けの印差上に付)	□□新助	湯谷伊八	状	
3	3	66	一、4、7		【書状】(勘定残金仰せの件金子不上りゆえ5両だけ魚屋喜七様へ渡すに付)	岩田屋常太郎	山本民藏	状	
3	3	67	一、4、8		寛(上酒代請取に付)	酒屋治兵衛(印)	(まる伊)	状	
3	3	68	一、4、8		【書状】(城印の件御骨折りに酒かき定めて立派に出来上ると一統大悦ゆえ白銀一封・籠酒1樽差上に付)	(まる武) 内屋へ	永谷民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、奥に4月8日付孝兵衛差出、民造・おもへ・城太郎宛口上(今日推参し御手伝いすべきところ用向多分出来ゆえ明日早朝より御手伝いしたきに付)有
3	3	69	一、4、10		【書状】(拝借の品々返事大延引に付、茶碗の件は金10両より値付け申さぬゆえ懸意の方へ見せ返事あり次第推参に付、茶立値段の件は近々の上りにて困入りに付しかるべく御別き願、先日拝見の腰の物の中はかまざし見たき人あるに付拝借願に付、唐紙7枚送るに付)	西山正次	永谷貴兄	状	
3	3	70	一、4、2		【書状】(江戸妻諸大名方奥向から下々の者まで女子供など立退に付、各々戦争ある當語に付京地風聞御申越願、御口父様御死去の由私より申上げたるゆえ別紙御極あるに付、江戸表只今の姿にては別状なきに付、横浜などは立退に付)	山本幸兵衛	山本民藏	状	
3	3	71	一、4、13		【書状】(先日御注文のむしろ大いに延引のところ40枚送るに付)	□□米利	湯谷伊八	状	
3	3	72	一、4、14		【書状】(参上の際御懇情に付礼、私13日無事引取に付)	川内屋徳太郎(印)	永伊八、丈太郎	状	(端裏書)「(まるイ) サマ」
3	3	73	一、4、16		寛(茶請取に付代料御申越願)	鳥山	永谷	状	
3	3	74	一、4、28		寛(御酒代等勘定書)	やますへ	たみ	状	棚外れ
3	3	75	一、閏4、5		【書状】(彼は難儀のため後金10両延引に付)	水野常太郎	山本民藏	状	
3	3	76	一、5、6		【書状】(浜表へ御店御普請にて当地上物注文に付出荷いかほどか向、先の年より構方体みたるところ当地上物御仕入の件下拙へ仰せならば精一盃骨折りに致すに付御聞入れならば前金御送り願)			状	
3	3	77	一、5、6		【書状】(参上の際御厚情に付礼、4日着に付)	山本市兵衛	山本民藏	状	
3	3	78	一、5、15		【書状】(先月より延引の金子・御書面にて御申越の金子とも当月中には送るに付)	岩田屋常太郎	山本	状	
3	3	79	一、5、22		【書状】(別紙目録の通り荷物内金100両送るに付)	山本市兵衛、仁兵衛、計3名	山本民藏	状	
3	3	80	一、5、27		口上(かし利の件酒平方にて相談したきに付御入来願)	酒平にて芳、孝	永谷(やまり) 御主人	状	
3	3	81	一、5、27		おほへ(御酒代等勘定書)	山すえ	民	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3	82	—、5、30		寛(金子勘定書)	みの吉	山すへ	状	
3	3	83	—、5、—		〔書状〕(鳥文梅郡追善題目品進に付、月次その外題口をも加致致すに付御出卓願、先來の入口御出納願)ふれ(ほとろかりに付)	する事梅秀	製茶翁、楨の屋	状	
3	3	84	—、5、—		〔書状〕(上物・中味荷支えに付御積出御見合わせ願、番茶は御勝手に御積送り願)	光吉三郎右衛門	西中谷中	状	
3	3	85	—、6、17		口上(急ぎ上京の夢を見たゆえ相談のため(まる三)宅まで御出席願)寛(上・中受取に付、金子は明日渡すに付)	(まる武)	谷伊八郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	3	87	—、6、21		寛(晒木綿代等受取に付)	松本弥兵衛(印)	湯谷民藏	状	(印)「宇治木口松本弥兵衛」
3	3	88	—、6、24		寛(代金受取に付)	(まるさ)店	上	状	
3	3	89	—、6、24		〔書状〕(当月25日江戸着に付、上京の際御配慮に付礼)	大和屋忠八	宇治田原伊八郎	状	
3	3	90	—、6、29		寛(御酒代等勘定書)	大西喜三郎	山本民藏	状	(端裏書)「(やま民)サマ」
3	3	91	—、6、—		仕切(古粉等仕切渡すに付)	祇きへ	民	状	
3	3	92	—、7、3		〔書状〕(烏梅代御渡し願)	(印)「京伏見口口(海道)五条下ル御用御茶所宇治口口(屋寅)次郎」	(まるイ)	状	
3	3	93	—、7、8		口上(5面のうち内金1面御渡しください)後金は届き次第遣わすとの件いまだ差出なきて付後金4面御渡し願)	油屋喜八郎	湯谷山本民藏	状	
3	3	94	—、7、21		〔書状〕(生大福等御送り願)	木津屋源三郎(印)	山本民藏	状	
3	3	95	—、7、22		〔書状〕(御箱の分だけ御勘定願)	いわたぎ常太郎	山本民藏	状	
3	3	96	—、7、22		〔書状〕(茶献上の件宇治大鳳寺より山本家へ銘茶種入を当仲間より拒む事も度々にて献上始の際私共3人申合わせの御名前をそこもより書きつらね献上するも34、5年になるに付、これまで御茶・雑費入用の分7軒の名前尊家を除き6人に割付仕舞の献上出来易くなるに付)	西山二平次	永谷伊八郎	状	
3	3	97	—、7、28		寛(成7月前売物代等勘定書)	永谷両人	山本御氏	断簡	前欠、尚々書のみ
3	3	98	—、7分		寛(茶代等勘定書)	ふしみ口近伊	長谷伊八郎	状	
3	3	99	—、7分		〔書状〕(御箱宅次第出来るだけ積出の件延引なきよう願)	山本	山すへ	状	
3	3	100	—、8、2		寛(銀子勘定書)	近清卯祐	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「栗山」
3	3	101	—、8、15		寛(朱泥急ス代等勘定書)	奥田	口本	状	
3	3	102	—、8、6		寛(大福代等勘定書)	山本	光吉	状	
3	3	103	—、8、8		寛(朱泥急ス代等勘定書)	永谷伊八郎	汐見久右衛門	状	
3	3	104	—、8、16		寛(本家眼入切子代等勘定書)	清之助(印)	江口三善村	状	
3	3	105	—、8、23		寛(茶10種売渡し内入額請取に付)	宮の前平八(印)	宇治原湯谷村永谷伊八郎	状	
3	3	106	—、8、25		寛(5月28日分代金御渡し願)	侯野左近	山本民藏	状	
3	3	107	—、8、27		〔書状〕(本日当番のため高野殿へは参上できぬに付)	かみき兵衛	くらさきさま山本民藏	状	
3	3	108	—、8、28		口上(木村藤より自分に参るゆえ早速は御願い遣わすに付御入手願)	御茶師宇治屋寅次郎	たみ	状	
3	3	109	—、9、3		〔書状〕(松玉がりに付御無心)	近まさ	永谷伊八	状	
3	3	110	—、9、3		おほへ(御酒・すし代等勘定書)	岩田屋常太郎	山民	状	
3	3	111	—		〔書状〕(仕切金大いに延引になり来月御渡しに付)		御上	状	
3	3	112	—、9、25				山本民藏	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3	113	一、9、26		【書状】(又兵衛棟当店御暇御願いなさり上方向へ御上りに付、大坂表へ奉公のようにも御話しに付御取計願、江戸表も大いに穏やかになるに付)	山本店芳之助	山本民造	状	
3	3	114	一、9、27		【書状】(多羅屋表藤尾尾東作様方より頼まれ近江輿地志略100巻写すに付、藤尾氏倭文考一覽したときと申すに付届くよう御世話願)	西野喜海	山本義兄	状	
3	3	115	一、9、21		寛(白口代・浜下しの駄賃等勘定書)	若松や喜兵衛	植村御氏	状	
3	3	116	一、10、17		寛(切先代渡すに付)	忠右衛門(印)	<まるイ>	状	
3	3	117	一、10、17		寛(解代等渡すに付)	道長藤	<やま忠>	状	
3	3	118	一、10、23		寛(吸物膳・茶台代等勘定書)	山本民造	<まるイ>	状	請取の記載有
3	3	119	一、10、25		寛(大福代等勘定書)	田市屋龜太郎	笠谷	状	
3	3	120	一、10、晦		寛(金子勘定書)	小橋屋伊助(印)	上	状	
3	3	121	一、11、1		口上(契約のとゆ竹切りたるに付取りに御越し願)	禪定寺茂七	山本	状	
3	3	122	一、11、5		寛(酒代等受取に付)	水戸屋九兵衛	湯屋谷伊八郎	状	
3	3	123	一、11、9		返事(玉露御送りのところ一向受け悪しきに付他方へ御売別願。○印御入用の由承知ながらこの節切目になり困るに付)	永谷多左衛門	上	状	
3	3	124	一、11、11		【書状】(汐見氏の件御提灯送るよう仰せに付弓張・飛脚提灯差上げるゆえ御取計願、先日預けたる御絵付当月20日頃までに御認め願)	永谷伊八郎	良正院、御役者衆中	状	下書
3	3	125	一、11、11		廻状(御一新の折柄近々諸仲間御取極め商家会所より御印鑑御下渡しに付、当銘茶間屋御印頂戴したく同心ならば御仲間様御名前御取極め半紙帳に御認めの上三御仲間より1人ずつ下拙方まで御来臨願)	山徳組役事永谷武右衛門	末広組万屋重兵衛、今西又右衛門、計7名	継紙	下書、差出人「永谷武右衛門」を黒線にて抹消
3	3	126	一、11、13		【書状】(過日注文の醤油送るに付)	岩田屋係兵衛	山本民藏	状	
3	3	127	一、11、20		【書状】(当月9日大火のため書店類焼ながら土藏は別状なき趣承知に付、見舞の印までに頼燭大坂泉屋太兵衛付にて差出に付)	山本民造	山本嘉兵衛	状	
3	3	128	一、11、21		寛(粉・上川御代等勘定書)	山本	くら喜	状	
3	3	129	一、11、25		【書状】(別紙山本様御手紙の件承知に付し今日中に参上するに付)	岩田屋常太郎	<まる三>	状	
3	3	130	一、12、7		口上(江戸表より両3人参る者あるに付御話し申上げたき事あるゆえ<やま民>様・<たまる>様当方へ御入来願)	<まる武>	<まる大>	状	
3	3	131	一、12、8		【書状】(御改政の折柄支配所より御門札の件申来るゆえ御上京の上相談申上げるに付御一所に早々御上京願)	□□ニ而湯屋谷村永谷伊八郎	田村勘作	状	下書
3	3	132	一、12、5		【書状】(当新茶には上茶・屑類仕入仰付られるに付、湯谷屑少々持合せの分正月初旬として差送るに付)	永谷伊八郎	ふ口屋平兵衛	状	下書
3	3	133	一、12、21		【書状】(注文の御染物送るに付、御算用早便御送り願)	大和屋喜助	永谷伊八郎	状	
3	3	134	一、12、12		寛(上番茶代勘定書)	山本民造	わつ町広野屋文兵衛	状	
3	3	135	一、12、17					状	

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3		12、19	口上(御書の趣承知なから勅作他行ゆえ早々呼びに参り上京致すに付)	和束郷田村勅作	京都永谷伊八郎	状	
3	3		12、20	寛(御朝飯・御酒代等勅定書)	三[]	伊八	状	
3	3		12、21	寛(みかん・御酒代等勅定書)	ふじ亀	上	状	請取の記載有
3	3		12、21	寛(染手式代受取に付)	(まるさ) 思七	上	状	
3	3		12、28	寛(能野口代等勅定書)	中西桑助	永谷伊八郎	状	
3	3		12、27	寛(八寸丸燈台代等勅定書)	大坂屋岩次郎	上	状	
3	3		丑、12マへ	[寛](茶代等勅定書)	上町弥太郎	西谷伊八	状	
3	3		12マへ	寛(御酒代等勅定書)	いせ屋	民	状	
3	3		12前	寛(五兵衛見舞等勅定書)	(まる武)	伊八	状	
3	3		閏、7	[書状](過日推参御馳走等に付礼、雑魚少々差上に付)	石田源三郎	永溪伊八郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	3		閏、1	寛(から口代勅定書)	酒屋治兵衛	(まるイ)	状	
3	3		閏、1	[書状](元方仕込の時分税銀の事ども困入りに付御金御渡し願)	神山[]	湯屋谷むら永谷伊八郎	状	
3	3		閏、2	口上(夜中時分になるところそこもとまで差上に付御入手願)	(まる武)	(まるイ)	状	
3	3		1、5	御覚(過日御話の金子(まる多)より(タまる)へ借渡しその後証文当方へ持参に付)	(まる武)	(まるイ)	状	
3	3		1、13	寛(金1両2朱受取に付)	いせ屋	民藏	状	
3	3		1、20	口上(昨日江戸より便あり当形勢かくの如きを御一覽願)	(まるフ)	(まるイ)	状	
3	3		1、21	口上(札敷御認め件口目不同は少々小書にて御認め願、しめりものは一切御断り付)	(まる武)	(まるイ)	状	
3	3		1、23	[書状](金子の件御考致し思切つて出金に付、後より返済など申されれば御返済まで返済にもなるゆえ片方専一と愚察するに付)	口二	永谷	状	
3	3		1、24	[書状](先日貰いたる飛出し茶御送り願)	三人		断簡	後欠、下書、4通、内容・差出は1通目より、3-3-157の前半部分カ
3	3		1、25	乍恐御請書(御用茶製法場棟統門長屋取建の件勝手手に造作すべき旨・苗字帯刀すべき旨仰せに付)	三人		状	
3	3		1、26	[書状](願の件信州穰仰せには茶製場取建は届けを出し差支え等なければ差許す由にて木村氏相談の上届出るに付)	三人	鳥山三河介、土山信濃介	状	前欠、下書、4通、内容・差出・宛先は1通目より、3-3-155の後半部分カ
3	3		1、27	[書状断簡](茶製法場棟統門長屋取建・苗字帯刀勝手手に付請礼)	(やまレ)	(やま民)	状	
3	3		1、28	注文(まるイ)印極上物等御送り願、その外に中味出来次第1、2本ずつ御送り願)			状	
3	3		1、29	[書状](当地処より買入込み高値に仕入致すに付、御地向引合ならざれども半仕入位は致したきに付)			状	
3	3		1、30	廻状(御一新の折柄諸仲間御取極め商法会所より御印鑑御下渡しに付、当鋭茶間屋御印札頂戴したく同心ならは御仲間様御名前御認めの上三仲間内より1人ずつ下批方まで御来隨願)			状	後欠、3-3-126の下書カ
3	3		1、31	おほへ(酒代等勅定書)	かみきへへ	上	状	
3	3		1、32	類火見舞(梅干・納屋町大源様等書上)			切紙	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	3	163	—		覚(金高書上)	かみきへ	たみ	状	
3	3	164	—、11、28		おほへ(御酒代等勅定書)		たみ []	断簡	後欠・受取の記載有
3	3	165	—		覚(縁頭・目買代等書上)			切紙	表・裏ともに書込有
3	3	166	—		覚(上酒代勅定書)	奥田	(まるイ)	状	
3	3	167	—		おほへ(花代勅定書)	かみきへ	たみ	状	
3	3	168	—		約定 [] 申候(茶筒売の御印鑑御願に付)			状	写カ
3	3	169	—		覚(酒代等勅定書)	う□□	御客人	状	
3	3	170	—		凡廻金員積り(出金割方に付)			状	
3	3	171	—		おほへ(たいい入つけ代等勅定書)	ナミヤ内	みとやおおきやく	状	
3	3	172	—		覚(提灯代勅定残り等受取に付)	大岩	永谷伊八郎	状	
3	3	173	—		[覚](中西氏せと塩代等勅定書)			切紙	
3	3	174	—		[和歌・俳句書上]			状	
3	3	175	—		[俳句・和歌賞書]	久柴		切紙	端に書込有
3	4	1	—		東漸寺討打入之事(討入人死亡・怪我人等に付)			状	
3	4	2	丑、12、10		[書状](大豆の件は◎印なき故視銀願)	おくだ弥兵衛	永谷伊八郎	状	
3	4	3	卯、11、17		[覚](成代等受取に付)	永谷(まるイ)	にし幸次郎	状	
3	4	4	午、5、晦		覚(代金勅定書)	(まる大)店清四郎(印)	山本	状	
3	4	5	午、7、17		[書状](代銀御送り願)	丹治店	おもへ	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	4	6	午、8、18		覚(午7月10日分銀・八月まで利息受取に付)	茂右衛門	半右衛門	状	
3	4	7	未、5、2		覚(浅黄地代等請取に付)	(印)現金(まる十) 正礼附 尾州有松竹谷佐兵衛	山本民五郎	状	
3	4	8	—		申(上・下・屑代等勅定書)			切紙	
3	4	9	申、閏、28		覚(代金請取に付)	(印)現金(まる十) 正礼附 尾州有松竹谷佐兵衛	上	状	
3	4	10	酉、1、—		覚(木暮代等書上)	(まるイ)	山本民藏	状	
3	4	11	とり、2、26		覚(晒木暮代等勅定書)	(まる大)店清四郎(印)		状	
3	4	12	酉、12、26		[書状](御尊母米年本卦になる件大慶に付、右町しほりの件すぎさま亦七へ申聞き先月下旬箱新から無事着に付)	山本店金七	山本民造	状	
3	4	13	酉、12、27		[書状](先日申訳の通りこの節季大こまりの件宜しく願上に付)	[]屋	山本民造	状	
3	4	14	戌、1、6		[書状断簡](御祝儀旁々御礼意に付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民藏	断簡	前欠
3	4	15	戌、8、25		泰親馬殿居士追福奉句合	世話方 日 社中		切紙	下書
3	4	16	—、1、2		[書状](年始の緒祝詞に付)	山本市右衛門	山本民藏	状	
3	4	17	—、1、9		口上(明日例年通り上京ゆえ今日中に年玉の茶当方へ持せ遣し願)	(まる武)	(まるイ)	状	
3	4	18	—、1、12		[書状断簡](申上げたき事もおわしませゆえ御越し待入り)	きぬ	たみ	断簡	前後欠
3	4	19	—、1、20		[書状](選屑祝歌合題面御送りに付礼、社中一統少しばかり歌認め送るに付)	長野社中	製茶翁	状	
3	4	20	—		[書状断簡](くれぐれも御入らせ待入り)		たみ	断簡	前欠
3	4	21	—、2、6		[書状](荷物積入に付)	大文字屋三右衛門	永谷民藏	状	
3	4	22	—、2、7		[書状](当月3日御光来の由何の沙汰もなきに付書面にて伺、京都の御用立の名前は江原信太郎殿に付)	松口屋口助	山本民造	状	
3	4	23	—、2、8		口上代(当13日忌明ゆえ12日夕より御越し願)	伊八郎	伯父	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	4	24	一、2、9		〔書状〕(延引ながら◎印手に入らぬゆえ宜しく願上に付、くずの件今日・明日幸次郎参るに付値段御聞かせ願)	山田	山本民造	状	
3	4	25	一、2、26		〔書状〕(炭の勘定の件いまだ値段定まらぬに付、勘定の件は盆前までに付)	山中長治郎(印)	中塩谷利右衛門	状	(印)「宇治田原大道寺村山中長治郎」
3	4	26	一、4、2		覚(御酒・どんぶり代等勘定書)	甲州屋	上	状	
3	4	27	一、4、8		〔書状〕(当年新茶相場御聞かせ願)	[]米徳	湯谷伊八	状	奥にも日付・差出・宛先有
3	4	28	一、4、9		〔書状〕(本七尺選持たせるに付、冬分の御勘定正月20日頃御入金願)	といや八郎右衛門	山本民造	状	
3	4	29	一、4、14		〔書状〕(やまま嘉)荷物積入の永徳丸3月17日遠州沖にて離事に付)	泉屋太兵衛	山本民蔵	状	
3	4	30	一、4、一		覚(御詔物代受取に付)	白木屋彦五郎代徳右衛門	山本民蔵	状	
3	4	31	一、5、6		〔書状〕(当年御地ろうそく種作・妻作の件向、当地追々ろうそく高値に付)	青山儀兵衛店慶蔵	山本民蔵	状	
3	4	32	一、5、30		口上代(豆糍2日昼後迄に御捲え願)	永谷(まるイ)	酒平	状	
3	4	33	一、6、13		〔書状〕(先日御詔の手拭大いに延引ながら今日飛脚へ差出に付)	ひの屋喜六	山本民蔵	状	
3	4	34	一		覚(上正米代預かりに付)			断簡	後欠
3	4	35	一、6、18		〔書状〕(極製飛切送るに付、近年格別相場高値ゆえ値上げ願、茶の件荒葉にて少し余れども高値にて買入できぬに付、茶製次山出来たるに付下拙方の代呂物専前様御呑調へ願、仕切御遣わし願)	大谷善四郎(印)	湯谷山本民蔵	状	(印)「江州 信楽口村大善」
3	4	36	一、6、28		〔書状断簡〕(遠方より仏前へ何よりの品御上げに付礼、この品御茶のこの印までに御目にかけるに付)	いろ	永谷おもへ	断簡	前欠
3	4	37	一、7、10		〔書状〕(一日でも早く御顔を押し置きゆえ御入らせ御願み待入り)	(かぎ政)	御旦那	状	
3	4	38	一、7、11		〔断簡〕(私方差上げざる件盗前都合にて伴も8月には帰宅するゆえ咄合いたし金子出来の分差上げに付)			断簡	前欠
3	4	39	一、7、17		〔書状〕(中元の御賀詞に付)	大文字屋三右衛門	永谷民蔵	状	
3	4	40	一、8、2		〔書状〕(御地へ差上げたき品々は手前物麻少々なれど宜しき便なきゆえ差控に付、当表米の件は追々下落に付)	青山店慶蔵	湯谷永谷民蔵	状	
3	4	41	一、8、3		〔書状〕(御申越しの乗差上げに付)	伊要人	永専二	状	
3	4	42	一、8、4		送り状事(書地等に付)	(かぎ文) 奥田(印)	湯谷山本民蔵	状	
3	4	43	一、8、13		〔書状〕(この仁は野子兄弟分にて出府の御参上したき由に付御聞取願)	西尾由加之助	吉祥寺方丈	状	破損有
3	4	44	一、8、17		〔書状〕(御荷物積入に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	4	45	一、8、20		〔書状〕(御尊公蔵出府なされ一向御帰国なく心配に付一度御帰宅願)	(まる三) 芳兵衛	山本民造	状	
3	4	46	一、9、1		〔書状〕(建如上人二幅物彦根の客人見せてくれるようとの由に付万吉方まで差遣願)	(まるイ)	民蔵	状	
3	4	47	一、9、2		〔書状〕(金子5両受取に付、別紙注文承知に付、当方手本一向に不廻に付残金御算用願)	河内屋栄蔵	山本民蔵	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	4	48	一、9、5		〔書状〕(長左衛門へ御注文の件なるべく急がせるに付、国史略の件最中入用に付今暫く御猶予願、大人方より御到来の玉詠御見せくださり感吟したるに付) 〔書状〕(主人風邪に付また下拙へ御通りの際御立寄り願) 秋三題(俳句書上) 〔書状〕(薄茶御注文の通り送るに付) 寛(御酒・御中飯代等勘定書) 寛(御荷物積入に付) 〔書状〕(無事入津に付) 〔尚々書〕(金銭のみ美に心配に付檀那様へ早々御送り御願申上げるよろ願) 〔書状断簡〕(150両程の金高にて山本御仕入の茶代金3年越になるとの風聞立っては御店に対して済まざるに付御賢察願)	西野由加之助	永谷丸大人	状	
3	4	49	一、9、6			[]	山本民造	状	
3	4	50	一、9、9			島徳(印)	湯谷永谷伊八郎	断簡	後欠
3	4	51	一、10、13				民蔵	状	
3	4	52	一、11、1			茶屋久右衛門	湯の谷山本民蔵	状	端に書込有
3	4	53	一、11、11			大文字屋三右衛門	永谷城太郎	状	
3	4	54	一、12、1			泉屋太兵衛		状	
3	4	55	一、12、2					状	3-4-56の追伸カ
3	4	56	一、12、3			永谷伊八郎	山本嘉兵衛三而山本民蔵	断簡	前欠
3	4	57	一、12、5		〔書状〕(宇治人形の件上林牛加方へ尋ねたところ値段大いに高直にて外方ならば下値に出来る由に付) 口上(文重紙御渡し願) 〔書状〕(今年も毎度御厚情に預かり有難く相変わらず御引立願) 〔書状〕(今年も毎度御厚情に預かり有難く相変わらず御引立願) 口上(先達て御願の年暮御渡し願) 〔書状〕(御荷物積入に付) 寛(中飯・御酒代等勘定書) 〔書状〕(御荷物積入に付) 積附寛(やま嘉)印荷物に付) 〔書状断簡〕(茶代銀等御勘定くださり御渡し願)	山岡亀三郎	山本伊八	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「指物や六兵衛」
3	4	58	一、12、14			多左衛門	城太郎	状	
3	4	59	一、12、21			永谷太郎兵衛		状	
3	4	60	一、12、21			永谷太郎兵衛		状	
3	4	61	一、12、21			多右衛門	城太郎	状	3-4-58の尚々書で依頼の年暮状カ
3	4	62	一、12、23			大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	4	63	一、12、23			山口	山本民蔵	状	
3	4	64	一、12、28			泉屋太兵衛	(やま民) 御店	状	
3	4	65	一、12、28			泉屋太兵衛、卯兵衛(印)	山本民造	状	3-4-64の別紙カ
3	4	66	一、12、28			奥田弥太郎	湯谷伊八郎	断簡	前欠
3	4	67	一、閏、14			あふみや嘉兵衛(印)	御意人	状	(印)「(やま嘉) 猿若町三丁目近江屋」
3	4	68	一、閏、1			口兵衛	半右衛門	状	
3	4	69	一、1、17			口口	御清記	状	
3	4	70	—			(かぎ政)	御旦那	状	暑中見舞カ
3	4	71	—					断簡	後欠
3	4	72	—					断簡	前後欠
3	4	73	—					断簡	前欠
3	4	74	—					継紙	
3	4	75	—					継紙	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	4	76	—		[書状断簡] (値印御工夫出来高な らば御骨折願)			断簡	前欠
3	4	77	—		[書状断簡] (当方新茶出来方大不 作の由にて値段高値に付、当地は茶 も上作にて仕入難しく...)			断簡	後欠、下書、袖・行間にも書込有 (この国仕入 も片付けば相応の値段にて仕入も出来るに付、 (まる太) 御地外店へ昨年初めて積方したる件 尋ねたるところ金子御送りの分だけ荷物積方致 す由御話しに付、地方仲買入来し談合致したる に付)
3	4	78	—		浦状写 (諸侯様方御荷物・商荷種合 の永徳丸徳太郎船沈船に付御屋敷様 へ宜しく御断り願)	鳥居忠介	萬屋政吉	状	
3	4	79	—		[覚断簡] (おやす等目方・銀子勘 定書)			断簡	後欠
3	4	80	—		覚 (くまるり) 銀子勘定書)			継紙	
3	4	81	—		[書状] (三味線ばち象牙値段引合 のところ書付紛失したるゆえ寸法申 入れに付)			状	
3	4	82	—		[和歌書上]			継紙	端に「大坂堺筋本町西入米徳織類平野屋庄九 郎」と書込有
3	4	83	—		[覚] (酒・豆麩代等講入用勘定 書)			継紙	
3	4	84	—		[書状断簡] (御便り聞かしくださ れまし、書さ厳しきゆえ大事に)			断簡	前欠
3	4	85	—		[俳句書上]	藏初生		切紙	
3	4	86	—		[書状] (近頃御注文もなきに付、 金子御送り願)	越後屋兵助	山本	状	
3	4	87	—		[書状] (毎度結構なる御茶くださ れ申しみたるに付礼)	龍子	山御連中	状	
3	4	88	—		覚 (御中飯・酒代等勘定書)		御客	状	
3	4	89	—		[書状] (御仲間より割金御出しく だされざるに付、買入なりとも外方 にて金子借用出来るならば金子飛脚 へ渡すに付)			状	下書
3	4	90	—	7、23	[書状] (参上の際種々御世話に付 礼、蔵口の件俣野様御事付御話し申 すに付)	西村縫殿	上村	状	
3	4	91	—		[茶荷物覚書カ]			継紙	
3	4	92	—		[覚] (荷物積合に付)			切紙	
3	4	93	—		覚 (銀高・人数等書上)			切紙	寛2通
3	4	94	—		[覚] (銀子勘定書)			切紙	
3	4	95	—		農詠 (和歌1首)			状	
3	4	96	—		[和歌2首]			切紙	
3	4	97	—		[書状断簡] (この者より御話し申 上げる通り□□殿心配事私も何か と...)			断簡	後欠
3	4	98	—		[城州京の専寺...]			切紙	上部欠
3	4	99	—		[書状断簡] (書き添えながら時分 御身のほど御いといただくされまし、 きつと御入らせくくださいまし)			断簡	前欠
3	4	100	—		[書状断簡] (つもの御話もたんと ありあなた様の事思うて誠にしんき に)			断簡	前後欠
3	4	101	—		[書状断簡] (いついつまでも御見 捨てのなきよう神かけ念じ)			断簡	前後欠
3	4	102	—		[書状断簡] (あなた様の首尾如何 と待入り索じ)			断簡	後欠
3	4	103	—		[字矢長谷四至に付]			切紙	

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	4	104	—	[断簡] (花の言葉の三十一文字取あつめたるひと巻)			断簡	後欠、裏に書込有
3	4	105	—	[非句1句]	□□		切紙	
3	4	106	—	[書状] (永谷太平治翁遺稿等を祝し発句に付前書、前書御加筆願)			状	
3	4	107	—	覚(目方・代銀勘定書)			切紙	
3	4	108	—	開巻後配(文屋・地巻方・詠州方等に付)			切紙	
3	4	109	—	奉納(非句7句)	発起会夷賊ノ蚊□□、奸人ノ口拂		綴紙	
3	4	110	—	[書状断簡] (御知らせも下されぬゆえどらした御事と案じ)			断簡	前後欠
3	4	111	—	[書状断簡] (私事甚さにあてられ具合悪しくて、あなた様の御申しには22、3日御越しの・・・)			断簡	後欠
3	4	112	—	[十日夷の吉兆の売り物に付]			切紙	
3	4	113-A	—	正札附掛直なし産物葛布類	<まる岡> 東海堂掛川宿御本陣前葛布間屋一文字屋八太夫		引札	木版印刷物
3	4	113-B	—	[断簡]			断簡	前欠
3	5	1	嘉永7、5、2	[書状] (昨年より引續き不景氣にて多分に売残り所持に付御仕入御勘考願)	茶問屋式番組行事(印写)	山徳組御仲間衆中	状	追啓に問屋再興仰付により名前が茶問屋式番組となった旨記載有
3	5	2	万延1、4、12	覚(茶荷物前金送るに付)	江戸日本橋通式町目茶問屋山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	(印)「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国茶問屋山本売場」
3	5	3	丁酉	御銘煎茶定直	御用所日本最初上煎茶元祖茶師香雪園永谷福重(印)		引札	木版印刷物
3	5	4	一、9、2	[書状] (新茶積附の件御越に付礼)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州宇治湯谷山本民蔵様 要用 右江戸」、(封筒裏書)「貞九月二日 日本橋山本嘉兵衛(印)」
3	5	5-1	辰、3、19	[書状] (御当地近国其外貴地上製に紛らわしく書茶を仕立一時に構込むゆえ貴地種残り新古入交り下落に付御仕入昨年より1割方下値に御買取御勘考願)	茶問屋式番組行事(印)	山徳組永谷武右衛門、永谷太郎兵衛、計5名	状	3-5-5-1~2封筒一括、(封筒表書)「城州伏見馬借前高井武右衛門様迄 同宇治湯谷永谷武右衛門様 要用 銘茶問屋行事」、(封筒裏書)「辰三月十九日(印)」
3	5	5-2	一、6、6	[書状] (勢・尾・三・駿等中国筋新茶一時に入込み下総・常陸・筑山辺荷物にて大方事足りる程ゆえ値立も宜しからざるに付山方余程下値に御買取願)	茶問屋二番組行事(印)	永谷武右衛門、永谷三之丞、計4名	状	(印)「茶問屋二番組月番行事」
3	5	6	辰、9、1	覚(番茶荷物本数に付)	問屋清右衛門(印)	山本民蔵	状	(印)「山城 奈崎問屋清右工門」
3	5	7	未、3、26	[書状] (茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民造	状	奥に未4月10日付宇治湯谷永谷若丸差出、田中先生宛「下野州」短歌8首書上有
3	5	8	一、4、10	[書状] (下野州短歌御直しにて五章ほど御加入願)	若丸	桜秀	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見馬借前(高)井武右衛門様迄 同宇治湯谷永谷武右衛門様 要用(印) (御用所 江戸日本橋と「」丁め諸国御銘茶所山本嘉兵衛)」、(封筒裏書)「甲九月廿九日」
3	5	9	申、9、22	ゆえ当年仕入の上茶出尚難しく家屋敷等引当にて借用申入に付御尊家様にて引当取りなし荷物出高御取計願)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	永谷武右衛門、喜助	状	
3	5	10	申、12、22	[書状] (一閑張東上の件到着せざるに付御調べ御送り願)	山本嘉兵衛	民蔵	状	
3	5	11	酉、3、22	[書状] (御当地勝田次郎左衛門様宇治見物したきに付宜しく御取扱願)	山本加兵衛、市兵衛、計4名	永谷伊八郎	状	封筒有、(封筒表書)「城州伏見馬借前高井武右衛門様迄 同宇治湯谷永谷伊八郎様行 要用 右江戸」、(封筒裏書)「酉三月廿二日 日本橋山本嘉兵衛」
3	5	12	戌、7、8	覚(金子・書状等請取伏見高井「(武右衛) 門迄届けるに付)	山田喜三郎(印)	にし永谷民口(蔵)	状	(印)「飛脚 宇治田原喜三郎」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	5	13	一、1、8		〔書状〕(江戸表より荷物なるべく積入れ荷高・鼻敷申遣わすよう申越に付伊勢へ御願引なされ残らず江戸方へ御遣わし願)	(まるエ)	(まるイ)	状	
3	5	14-1	一、1、11		口上(郷之口にて買付手本茶差上に付御覧願、生合宜しき品手付金入用に付御持参願)	宇治みの市ニ而山本民造	湯谷永谷伊八郎	状	3-5-14-1~2巻き込み一括
3	5	14-2	一、1、11		寛(極生合宜しきものあるに付金子御持参願)	宇治ニ而山民		状	3-5-14-1の別紙
3	5	15	一、1、19		〔書状〕(先達て拜見の掛物の件客来の際立てたぎに付金280疋にて御承引願)	松之進	永谷伊八郎	状	(端裏書)「永谷御氏様」
3	5	16	一、1、23		〔書状〕(番茶・粉茶御出しの件値段に付御返事願)	問屋八郎右衛門	永谷民藏	状	
3	5	17	一、1、26		寛(羽鯉買入に付引合願)	河栄(印)	永民	状	
3	5	18	一、1、28		〔書状〕(下拙方買入茶手本直段の件嘉右衛門屋宅しその茶御世話になりたぎに付御入来願、貴家様上茶へ勢州方御話わかれば都合により御譲り願)	辻浅右衛門	山本民藏	状	袖裏にも差出・宛先有
3	5	19	一、1、29		〔書状〕(茶御願の件先夜織田氏に面会しきまずまき次第に付)	外記、左近	永谷伊八郎、山本民藏	状	
3	5	20	一、3、8		〔書状〕(人形御注文の件出来合なきゆえ有合わせの品だけ差送るに付)	耕尺庵	永谷伊八郎	状	袖裏にも差出・宛先有
3	5	21	一、5、4		寛(半紙・半切代等受取に付)	丁子屋長兵衛	長谷伊八郎	状	
3	5	22	一、5、17		〔書状〕(この春御話合の御勘定願)	□□名右衛門	伊八郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「□□村名右衛門」
3	5	23	一、5、27		〔書状〕(御茶御礼御歌千種正三位同様に願うよう仰越に付、御茶御礼御献上物に付)	松園坊	永谷伊八	状	
3	5	24	一、5、30		寛(半紙代等勘定書)	河栄	山本民藏	状	
3	5	25	一、5、30		寛(古帳取直に付売別願)	河栄	山本民藏	状	
3	5	26	一、6、18		〔書状〕(当年御店様諸品沢山所持にて仕入指控の件承知に付、盆前には仕切金等に入用あるに付御見計らいにて御送りくださるよう御取計願)	山本民藏、永谷伊八郎	大西市兵衛	状	包紙有、(包紙上書)「江戸日本橋通二丁目山本嘉兵衛様」大西市兵衛様行 用 従 宇治 六月十八「」山本民藏 永谷伊八(八) 郎右
3	5	27	一、7、19		〔書状〕(京都大丸御物受取に付、美濃茶碗御積出の件近日入津楽しみに付、松本弥兵衛殿へも御伝言に付礼)	大西	山本民造	状	(端裏書)「山民サマ」
3	5	28-1	一、閏7、19		〔書状〕(浅黄土早速御積送りに付礼、御注文の醤油・鯉節の件本家に鯉節なきゆえ仲買より薩摩節買調え送るに付)	本田栄藏	山本民藏	状	3-5-28-1~2巻き込み一括
3	5	28-2	一、閏7、19		寛(醤油・薩摩鯉節代勘定書)	河栄	山本民藏	状	
3	5	29-1	一、8、11		寛(地掛嶺瀬・薩摩節等送るに付)	河栄(印)	永谷民藏	状	3-5-29-1~2巻き込み一括
3	5	29-2	一		〔書状〕(薩摩節・土佐節代等書上)			状	
3	5	30-1	一、8、28		〔書状〕(淀土砂方御役人様9月2日晚御泊りにて村役人より貴公様へ料理指図に付願)	永谷伊八郎	魚屋宇之助	状	3-5-30-1~5/3-5-30-5で巻き一括
3	5	30-2	一、8、28		寛(9月2日晚から3日屋まで上下10人前献立)			切紙	
3	5	30-3	一、8、28		心寛(鯉節・出しごぶ等料理材料書上)			切紙	
3	5	30-4	一		寛(ろうそく・油等書上)			切紙	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	5	30-5	—		[覚] (障子美濃等書上)			切紙	
3	5	31	一、9、3		[書状] (1斤に付30匁を半斤御送り願)	仙琳寺役人	永谷伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「城州宇治田原湯谷永谷伊八郎様 要用 江州彦根城下仙琳寺役人 九月三日出之 實錢彦根抄」
3	5	32	一、9、12		[書状] (わた源立替60両の内20両御渡しくだされ受取書も併へ御見せくださるとの件わた源よりいまだ御渡しなき由申越に付受取書御送り願)	やす太郎	民藏	状	封筒有、(封筒表書)「宇治山本民藏様 無事 当用 勝莖州太郎、(封筒裏書)「九月十二日出」
3	5	33	一、9、30		[書状] (御申越の五経取寄に付、月題哥御見せくださり感吟に付、「朝」に付)	徐真美	榎の舎賢口	状	
3	5	34	一、10、23		[書状] (景気宜しからざるが下店売込先に別段の異人あり町相場より少々上値にて買入ゆえ御損毛かけざるに付早船を遣ひ御積付願)	海屋久治郎、元太郎、計4名	永谷伊八郎	状	
3	5	35-1	一、10、23		[書状] (木附子荷敷・相場仰越の件当地相場より5、6匁高値にて差控に付)	南久宝寺町老丁目和泉屋宇右衛門	同 (城州) 宇治湯谷山本民藏	状	高井武右衛門経由、奥に同日付和字店又兵衛差出、山本民藏宛覚(極上木附子相場に付、上物同値段位になるならば積送り願)有
3	5	35-2	一、10、25		[書状] (木附子直段極込込に付引合ならば早々御出荷願)	いづみやや宇右衛門	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	5	36	一、10、26		[書状] (三千貫目の口買入御案内の件茶買入筋大間達出来心配ゆえ御無沙汰と市藏申すに付、御引合の○印間違の事にて御無沙汰になりたるに付御勘弁願)	玉屋久七	山本御氏	状	
3	5	37-1	一、11、6		覚 (半襟代勘定書)	山本	上	状	3-5-37-1~2封筒一括、(封筒表書)「宇治湯谷山本民藏様 用事 江戸」、(封筒裏書)「十一月六日出 日本橋山本」
3	5	37-2	一、12、6		[書状] (早速御送りの半襟代金差上に付、象牙はし値段御聞合の件承知に付御詠え願)	式丁め山本	山本民藏	状	
3	5	38	一、11、13		[書状] (玉久殿桑名表実家茶店催したいと申越に付貴亭御出店御名目恩借願)	辻伊○雄	山本民造	状	
3	5	39	一、11、14		[書状] (ふなすし今日着にて早速賞紙に付礼)	太田屋慶藏	山本民藏	状	包紙有、(包紙上書)「城州宇治湯屋山本民藏様 無意用書 方江戸 十一月十四日 深川 太田屋慶藏」
3	5	40	一、11、20		[書状] (好物の品御送りに付礼)	箱サギ	山本民造	状	
3	5	41	一、11、晦		[書状] (御勘定御渡し願)	松本弥兵衛	山本伊人、内民藏	状	
3	5	42	一、12、6		送り状之事(御米・藏米に付、茶代・米代・綿代御渡し願)	水無利兵衛 (印)	永谷伊八郎	状	(印)「山城玉水 米利」
3	5	43	一、12、10		[書状] (仰越の値段引合い難く御断りに付、当春江州津川市右衛門御へ引合の件金子早速御請も申しがたさに付)	海屋久治郎、元太郎、計3名	永谷伊八郎、民造	状	
3	5	44	一、12、20		[書状] (金子入用の件一面日当村年貢取立ゆえ23日に京都郷宿まで持参に付)	(かぎ力)	山本民藏	状	包紙有、(包紙上書)「湯谷山本民藏様 大急 用 (かぎ力) 十二月廿日 原山嘉右衛門」
3	5	45	—		[書状] (宇治近辺に生合宜しき茶あるに付明早朝鳥居忠八殿へ金子持たせ宇治みのやまで御遣わし願、明日出がけに仕入分見せ本遣わすに付)			状	裏に書込有
3	5	46	—		[書状] (先達の引合の件万事御親類様にお任せに付)			状	
3	5	47	—		[茶銘書上]	永谷	□□し角がく嘉	状	木版印刷物、注文数量書込有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	5	48	—		[書状] (○印) 采月10日頃より中頃までに着くよう申渡わしたるに付)	玉久	山本御主人	状	
3	5	49	—、12、28		[書状] (山本氏金子無事着ゆえ御入用ならば何時なりとも差上に付)	(まる大)	山本民蔵	状	
3	5	50	—		[歌書上]			切紙	
3	5	51	—		[短歌書上]			綴紙	
3	5	52	—		[短歌2首]			切紙	
3	5	53	—		[一、沢火車 沢山威 初爻]			切紙	
3	5	54	—		[断簡]			断簡	元々番号なし
3	6	1	—		扶桑名所名物集 (安政午冬まで和歌書上)	製茶翁若丸		綴紙	3-6-1~36こより (寛断簡) 一括
3	6	2	丑、5節句前		覚 (銘茶番付板木代等勘定書)	(印) 「唐流石印彫額詔印肉出来合印判品々 御印判板木小細工 京松原通慈屋町西へ入萬屋嘉兵衛」	永谷伊八郎	状	
3	6	3	丑、11、7		[書状] (御題續の雪摺出し御通達に付愚詠差出すゆえ御清書へ御加え願)	ウヂユコ 谷製茶翁若丸	千柳亭大人御清書御衆中	状	
3	6	4	未、1、27		[書状] (美濃国和歌8首御加筆御加入願)	宇治湯谷里永谷若丸、山本民蔵	田中梅秀	状	(端裏書) 「未二月並 宇治若丸」
3	6	5	未、4、10		下野州分 (和歌書上)	宇治湯谷若丸		切紙	
3	6	6	未、6、16		[断簡] (和歌書上)	宇治湯谷永谷若丸	田中梅秀	断簡	前欠、裏に書込有
3	6	7	一、1、26		[和歌書上綴]	徳好/榎の舎秀芳/製茶翁/若丸	御清書元	綴	
3	6	8	一、1、27		美濃国之部 (和歌書上、7、8章御加入願)	宇治湯谷永谷若丸	田中梅秀	状	(端裏書) 「二月 宇治若丸」
3	6	9	一、1、—		江州之分 (短歌書上、書落とし分もあるに付御改御加入願)	宇治湯谷若丸	梅秀大人	状	(端裏書) 「去ル十一月分 宇治若丸」
3	6	10	一、2、13		みのゝくに (和歌書上)	宇治湯谷若丸		切紙	(端裏書) 「二月みの之国 三月信濃国 愚詠 宇治若丸」
3	6	11	一、2、13		志々の国 (和歌書上)	宇治湯谷若丸		綴紙	
3	6	12-1	—		[和歌書上]	若丸	田中梅秀	綴紙	3-6-12-1~2巻き込み一括
3	6	12-2	—、3、29		高嶋魚水運 (和歌書上)			状	
3	6	13	一、4、10		榊谷奉頓 (和歌書上、御清書に御加え願)	宇治湯谷秀芳		状	
3	6	14	一、5、3		[書状] (仰付の皎り染送るに付、永谷様行包貴家様へ向け送るに付御届願)	竹谷佐兵衛	山本民蔵	状	(端裏書) 「山本様行」
3	6	15	一、6、22		[包紙]	宇治山本民蔵	江戸長谷川丁小嶋屋十兵衛	包紙	
3	6	16	一、6、22		[書状断簡] (150送送りたるに付)	永谷若丸	田中梅秀	断簡	前欠
3	6	17	一、10、11		十一月近江国之物 (和歌書上)	宇治若丸	田中梅秀	状	
3	6	18	一、11、7		愚詠 (和歌書上、然るべき分選び御加入願)	永谷若丸	田中梅秀	状	(端裏書) 「十月十一月」
3	6	19	—		ねぶの扇 (物語カ)			断簡	後欠
3	6	20	—		扶桑名所名物集 (和歌書上)	製茶翁若丸		綴紙	
3	6	21	—		[断簡] 「くらす心のあしなさハ上々さまのめしあげも べつニかわらぬ妻のまく…」			断簡	前欠、3-6-19の後半部分カ
3	6	22	一、一、25		口上 (小嶋殿行昨日の書面は急がずこの残りは急ぐに付)	永谷	伏見馬借前高井武右衛門	状	
3	6	23	—		十月近江国之物 (和歌書上)	若丸		綴	
3	6	24	—		九月江戸之物 (和歌書上)	茂子		切紙	
3	6	25	—		[三井寺・大津名物等10月・11月分和歌書上]	ウジ若丸	梅秀大人	折紙	裏に差出・宛先有、(差出) 「城州宇治永谷」、(宛先) 「江戸長谷川丁小嶋十兵衛」
3	6	26	—		[信濃分・上野国和歌書上]			切紙	
3	6	27	一、4、10		榊谷奉頓 (和歌書上、御清書に御加え願)	製茶翁若丸	梅秀	状	
3	6	28	—		[金刀比羅宮奉納石灯籠覚書]			切紙	他に切紙 (名前書上) 2点有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	6	29	—		【書状断簡】(3月並下野分2章御抜きに付礼)			断簡	前欠
3	6	30	—		九月譜岐一(和歌書上)	宇治若丸		断簡	後欠、裏に書込有
3	6	31	—		【断簡】(和歌書上)			断簡	前後欠
3	6	32	—		【断簡】(和歌書上)			断簡	前欠
3	6	33	—		【書状断簡】(4月並上野州の分は未だ御開卷なきか伺、愚詠御清書にも更に御加えなきか伺)			断簡	前欠、下書
3	6	34	—		【断簡】(10月譜岐2等(和歌書上))			断簡	前後欠
3	6	35	—		【書状断簡】(上章内へなりとも御加え下されば本望に付)			断簡	前後欠
3	6	36	—		【山本山】			切紙	木版印刷物
3	7	1	—		【書状】(当月6日異国船アメリカ船渡来に付江府騒動御案内)			状	3-7-1~38組一括
3	7	2	—		【書状】(漢詩に付御口願)			状	
3	7	3	丑、1、29		【書状】(民藏殿江戸御用向片付き2月7日出立にて帰村に付、新茶の件上中下とも沢山に出来元方利口に買取りたきに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	永谷伊八郎	状	(端裏書)「(まるイ)サマ (やま嘉)」
3	7	4	丑、3、4		【書状断簡】(御買取願)	山本嘉兵衛	山本民藏	断簡	前欠
3	7	5	丑、3、12		【書状】(御出立後障りなく御帰村の由(まる武)様へ御願の品も御届に付礼)	山本孝兵衛	山本民藏	状	(端裏書)「山民様行 山孝」
3	7	6	丑、3、12		【書状断簡】(茶性合・焙炉向上げ火・詰方・荷造等万端御心添願、皆様丹誠にて民藏も心強く渡世致すゆえ潤わしきに付)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	(やま民)内又兵衛、幸次郎、計3名	断簡	前欠
3	7	7	丑、4、26		【書状】(奥田氏戸籍代金送る件承知に付、御影石の件見合わせに付、当年茶豊作の由正路に御取組肝要に付、茶金無事着の由承知に付、碗物類等入子にて御送りの由承知に付、茶製人へ手拭遣わすところ御慶しなされ一同大慶の由安堵に付、鞍馬石御申越の件御無用に付、新茶の件駈引の長手紙無用尊一に付、石無事入津ながら江戸向きの庭石になる品なく余りに不実ゆえ残らずそのまま積戻しに付、大三よりの書状も戻すに付、茶仕入金は当方より見積り送るに付、種々請いたる件入れられざる事は文略に付)	山本嘉兵衛	民藏	状	
3	7	8	丑、6、9		【書状】(鞍馬石積戻しの件船賃等かかるゆえ当地にて売却しよう御申越ながら売却けば半値に付積送り御承引願)	山本嘉兵衛	民藏	状	
3	7	9	一、1、12		【書状】(中味噌差上の約束の件下拙方にて入用ゆえ御断りに付、番茶約束通り送り状差上に付)	河内屋栄藏	永谷伊八郎、同民藏	状	
3	7	10	一、1、13		【書状】(亡父病中も御見舞いくだされ御手製の御茶等御送りに付礼、仏前へ御丁寧御香料御送りに付礼)	服部信造	永谷民藏	状	
3	7	11	一、1、26		【書状】(約束の羽にしん私病氣にて延引ながら今日問屋方へ引合積入に付御売捌願)	本田栄藏	永谷民藏	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	7	12	一、1、28		〔書状〕(先年山本嘉兵衛方へ勤めたるが下宿致しこの度雲岸島一之橋青山儀兵衛の麻店へ奉公に付、当地米相場に付、御地模様は当年上々の人気ゆえ新茶多分の上出来と察するに付) 〔書状〕(〇印の件承知し金5両だけ差上に付出入勘定済むよう御承引願)	青山店又輔 (まる三)	永谷民蔵 山本民蔵	状 状	
3	7	14	一、2、25		〔書状〕(下拙青山儀兵衛の油麻店に手伝するに付相変わらぬ御厚情願、上米・上麦・大豆相場に付)	青山店亦助	永谷民蔵	状	
3	7	15	一、3、2		〔書状〕(送り金飛脚にて送るゆえ御心懸けなさり元方程よく引下げ仕入よく致したきに付、御影石の件御見合わせ願)	山本嘉兵衛	民蔵	断簡	(端裏書)「(やま民)殿行 本店」、後欠
3	7	16	一、4、12		〔書状〕(当春初登仰付けられたる際御餞別頂戴等に付礼)	栄助	民蔵	状	
3	7	17	一、5、6		〔書状〕(前月30帖差上に付、種痘書1冊差上に付)	伏見内藤豊後守内越口高口	湯屋ノ谷永谷伊八郎	状	
3	7	18	一、5、10		〔書状〕(米々御休業のところ今般先規の通り御茶商始の由御同悦に付、金子着有無御尋のところ未だ沙汰なれども着次第御届に付)	高井武右衛門	山本民造	状	
3	7	19-1	一、5、14		〔書状〕(先月晦日御晴着の由大慶に付、今般御旧業御再興支度整い御積立の由敬賀に付)	山本店茂兵衛	山本民造	状	3-7-19-1~2封筒一括、(封筒裏書)「ふしみ高井武右衛門様迄 宇治湯谷永谷民造様行 方江戸」、(封筒裏書)「五月十六日 山本店茂兵衛」
3	7	19-2	一		〔和歌2首〕			切紙	
3	7	20	一、5、21		〔書状〕(上・大上物皆掛け12貫目延引のところ今日持たせたるに付、昨年よりの貰い物御裏代差引御仕切勘定御渡し願、炭手本として送るに付御引合ならば御注文願)	信楽ノシリ大谷善四郎(印)	湯谷山本民蔵	状	
3	7	21	一、5、27		〔書状〕(屑御送りくださり市中茶屋中に売りに行けども下値になるに付未だ御積出なければ御見合わせ願)	本田栄蔵	永谷民蔵	状	
3	7	22	一、6、7		〔書状〕(屑下値ゆえ跡御断り状差上のごとろ間に合わず上茶等御送りくださるに付眞公様直々に売捌の口あるならば御送り願、輕節後より御送り・塩値段私より仕切・龍野上醬油相場に付、御地銭私底の由金5両分程送るに付)	本田栄蔵	永谷民蔵	状	
3	7	23	一、6、7		〔書状〕(積送りの羽詰算用に付、塩積入れ積送りの際値段書差上に付)	本田栄蔵	永谷たみ蔵	状	
3	7	24	一、6、26		〔書状〕(諸茶の当地天下落到付粉値引し後算用御取計らい願、油粕・醬油積送りの件承知に付、御申越の銭早速今日積送りに付)	本田栄蔵	水(永)谷民蔵	状	
3	7	25	一、6、28		〔書状断簡〕(明日朝岩本村本田善五郎宅へ御越の上御返事願)	尊勝院殿内法成宮内	永谷専次	断簡	前欠
3	7	26	一、7、1		〔書状〕(御注文の塩高値にて延引なから後御注文の塩高値にて延引なから先月27日に積出に付)	河内屋栄蔵	永谷民蔵	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	7	27	一、7、6		〔書状〕(御地猛火山入込にて後注文のところ先月26日100俵差送りに付下値になれば貴家様にて御かこい願、油粕御地下落の由にて見合わせに付、鯉節・亀節・薩摩節送るよう仰付の仕箱入にし差送りに付)	河内屋栄蔵	永谷民蔵	状	封筒有、(封筒表書)「城州宇治永谷民蔵様 急々□中 方大坂」、(封筒裏書)「七月六日 出 本田栄蔵」
3	7	28	一、7、21		〔書状〕(油粕大いに高値ゆえ御地引合にならざれば売先へ当年は御断りなり当地にて預かりに付)	本田栄蔵	永谷民蔵	状	
3	7	29	一、8、10		〔書状〕(各方7人へ当御屋敷より御傍地送るよう申越ゆえ今日差遣わすに付若山奉頭役衆へ御礼状御取計らい願、御提灯出来るに付御茶献上の 際人足傭りがけに取りに立寄り願)	三栗次郎左衛門茂光(花押)	湯屋谷村御出入七人中	状	(端裏書)「此状御覽之上御戻可被下候」
3	7	30	一、8、19		〔書状〕(拙店箱サキ1町目引揚の積もり付、鮮直しき御工夫あるならば利分半分にて儘すに付)	青山啓蔵	山本民蔵	状	(端裏書)「青山」
3	7	31	一、8、28		〔書状〕(見事の摺物・額面・御手製御銘茶頂戴に付礼)	服部信造	永谷民蔵	状	包紙有、(包紙上書)「城州宇治湯谷永谷民蔵様 参人々御中 徒江戸 八月廿八日出 町服部信造」
3	7	32	一、9、17		〔書状〕(注文の茶2箇は請取2箇は今になきに付急々御送り願)	江州大森森川文右衛門	湯谷山本伊八	状	
3	7	33	一、10、5		〔書状〕(柳馬場御池下ル御殿菓上々々の内浦野保生院法眼様子息御地で医業開業したきとの事に付御世話願)	京都伊勢上総	宇治田原湯谷永谷伊八郎	状	
3	7	34	一、10、20		〔書状〕(24日宇治橋詰みの盛市郎右衛門方にて御泊に付入用の品御差出願)	京都□□役人付中庭林助	湯屋谷村永谷伊八郎、庄屋半右衛門	状	
3	7	35	一、10、24		〔書状〕(過日御無心申上げたるところ早速御用達に付礼)	西野愛之助	山本契兄	状	
3	7	36	—		〔書状断簡〕(羽雛(まるイ)上印・(まるイ)印高浜八郎右衛門殿預けにて御送りに付)			断簡	後欠
3	7	37	—		〔書状断簡〕(民蔵茶製の件格別に御骨折りに付礼、追々茶も摘取の時節に向かうゆえその御手都合よく御勘考...)			断簡	後欠
3	7	38	—		〔書状断簡〕(18日無事に帰村の件安心に付、当年も茶製御骨折りなされ帳合第一御買入...)			断簡	後欠
3	8	1	慶応4、4、13	1868	覚(金10両4月晦日限りに渡すに付)	岩田屋常太郎(印)	山本民蔵	状	3-8-1~55こより一括 (印)「大坂 長堀口屋橋北詰 御茶所 岩田屋常太郎」
3	8	2	一、7、17		〔書状〕(過日注文の件別紙書出したるに付御引合願)	中西宗助	永谷伊八郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏日付) 「辰七月十七日」
3	8	3	辰、1、10		口上(〈やま民〉荷物無事入津に付)	(印)「〈やま嘉〉 江戸山本荷物 改方」	山本	状	
3	8	4	辰、12、28		〔書状〕(先年よりの御勘定御渡し願)	水米利(印)	山本伊八郎	状	(印)「〈まるり〉」
3	8	5	辰、12、—		覚(銭勘定書)	[]	にし谷城太郎	状	
3	8	6	午、7、28		〔覚〕(〈やま嘉〉印高物積送りに付)	北嘉助(印)	山本民蔵	状	
3	8	7	午、7、—		覚(茶製給紙勘定書)	民造(印)	善兵衛	状	(印)「〈やま嘉〉 江戸日本橋山本嘉兵衛 城州宇治山本民蔵」
3	8	8	午、11、7		積替覚(〈やま嘉〉荷物に付)	泉屋太兵衛(印)	永谷民蔵	状	(印)「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	8		午、11、8	積附覚（やま嘉）荷物に付） 〔書状〕（買付問屋送り茶今□から わかり兼ねる件質物等も差入の由に 付一応御引合・質屋主名前等写御調 べ願）	泉屋太兵衛（印）	永谷たみ蔵	状	（印）「大坂（しかく大） 諸荷物廻船屋泉 太」
3	8		戌、7、18		六地藏角屋取次池尾新治郎	湯谷民造	状	
3	8		亥、9、3	積附覚（やま嘉）印荷物に付） 〔書状〕（延引の御荷物仕切目録送 るに付）	泉屋太兵衛（印）	山本民造	状	（印）「大坂（しかく大） 荷物請取金銀不 用泉太」
3	8		一、2、6		山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民蔵	状	
3	8		一、2、6	〔書状〕（当月3日本銀町寺丁めより 出火のところ下店は無事に付）	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名	山本民蔵	状	
3	8		一、2、13	〔書状〕（ほうぼう湯の仲9服代銭御 渡し願、延引ながら10服送るに付）	和東郷南村田村清兵衛	宇治田原郷湯屋之谷村長谷伊八郎	状	
3	8		一、2、21	寛（二ノゆば・青粉等注文に付）	永谷伊八郎	ふしみ油かけ八百善	状	
3	8		一、2、21	寛（二ノ湯葉・青粉代等受取に付）	八百や善兵衛	永谷伊八良	状	
3	8		一、2、22	〔書状〕（昨年中御積送りの御荷物 仕切認め送るに付）	山本嘉兵衛、市兵衛、計3名	山本民蔵	状	
3	8		一、3、4	おぼへ（仕切渡すゆえ御引合ならざ れば御申越願、それまで荷物そのま ま預かりに付）	宇治 []	湯谷村（まるイ）	状	
3	8		一、3、4	〔書状〕（先達て御約定の厚・ホイ ロ粉値段に付、当年上物新茶初摘み 少々にてても出来次第御積送り願）	岩田屋常太郎	山本民蔵	状	
3	8		一、3、9	〔書状〕（御親父様先月22日御死去 に付御盡前へ呈備願）	大坂山本喜兵衛	永谷民蔵	状	
3	8		一、3、23	〔書状〕（先月23日おしさま御死去 に付御悔やみ）	大庄やこふ	長谷伊八郎	状	
3	8		一、6、24	〔書状〕（先達て御話の玉露送るに 付）	の徳	湯谷山本民蔵	状	
3	8		一、7、7	〔書状〕（御挨拶なく出立に付御承 引願）	園田芳男	永谷伊八郎、同民蔵、計3名	状	奥にも日付・差出・宛先有
3	8		一、7、5	寛（荷物代勘定書カ）	〈かぎと〉	山本伊八郎	状	
3	8		一、7、27	〔書状〕（茶の件今日御尊公様御内 源治殿買付問屋引合話合のところ事 わかららざるに付御尊公様買付問屋方 へ御引合願）	□□助	民造	状	
3	8		一、8、6	〔書状〕（くまる三）事売込の件間 違いあり大心配に付献上刺方尊家御 入来にて御廻し願、土山家証書御渡 し願）	〈まる武〉	〈まるイ〉	状	袖裏にも差出・宛先有
3	8		27-1	〔書状断簡〕（延引の仕切金為助京 都まで参るゆえ持たせ残り金子は当 月中に送るに付、先日御送りの玉露 大坂表では大いに不向きゆえ御戻し に付）			断簡	3-8-27-1~2巻き込み一括 後欠、3-8-27-2の前半部分カ
3	8		27-2	〔書状断簡〕（茶4本無事着に付、御 注文の塩あまりに高値ゆえ一応御尋 ねに付）	岩田屋常太郎	山本民蔵	断簡	前欠、3-8-27-1の後半部分カ
3	8		一、8、22	〔書状〕（早々後出荷願）	近清店卯祐	山本民蔵	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、 （袖裏差出） 「近清卯祐（印）」
3	8		一、9、4	〔書状〕（茶注文のところ延引に付 早々御送り願、仕切金子延引のどこ ろ手都合致し早々送るに付）	岩田屋常太郎	山本民蔵	状	
3	8		一、9、5	〔書状〕（上々粉御入手願、舞落粉 後より御持参願）	□徳	山本民造	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	8	31	一、9、6		[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民造	状	
3	8	32	一、9、7		[書状] (手本へ直段引合わざるゆえ一先ず御返しに付、利口分あれば手本願書に付)	角屋清右衛門	山本民藏	状	
3	8	33	一、9、19		[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民造	状	
3	8	34	一、9、19		覚 (上々小倉帯代等受取に付)	江戸みせ万屋勘右衛門 (印)	上	状	
3	8	35	一、9、30		[書状] (白玉御入用仰越ゆえ送るに付代物御送り願、○印御手廻り次第御送りの由に付)	城太郎	御尊父	状	
3	8	36	一、10、3		[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
3	8	37	一、10、3		[書状] (9月15日出の茶荷物一昨日無事着に付、仕切金追々手都合いたし送るに付)	岩田屋常太郎	山本民藏	状	
3	8	38	一、10、4		積附覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	永谷たみ藏	状	(印) 「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	8	39	一、10、5		[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民藏	状	
3	8	40	一、10、6		入舟覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	山本民藏	状	(印) 「大坂 (しかく大) 荷物請取金銀不用泉太」
3	8	41	一、10、10		[書状] (御茶出荷延引のところ引合上物今日差上に付、代金の件御勒定願)	宇口世村西屋久兵衛	山本民藏	状	10月28日付で金25両請取の書込有
3	8	42	一、10、16		[書状] (一昨日御話の荒茶外方へ約束ある由申すゆえ御断りに付、丹忠殿御引合話の件日限御案内出来難きゆえ急々御引合願)	池尾新治郎	湯谷山本民造	状	
3	8	43	一		[書状] (御神事の際御馳走に付)	源三郎	永谷伊八郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏日付) 「十月十八日」、(袖裏差出) 「石田源三郎」
3	8	44	一、10、19		入船覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	山本民藏	状	(印) 「大坂 (しかく大) 荷物請取金銀不用泉太」、3-8-45の別紙カ
3	8	45	一、10、19		[書状] (御荷物入津に付)	泉屋太兵衛	(やま民) 御店	状	
3	8	46	一、10、20		[書状] (日野表茶仕入の件にて御越待入るところ何の御沙汰もなきに付御返事願、先日拝見の御茶早々御送り願)	山本民造	米屋徳右衛門	状	(端裏書) 「江州日野 早上り旭やあら物みせ二御座候 三町目大久保町米や 式丁目茶みせ御座候」
3	8	47	一、11、10		入船覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	山本民藏	状	(端裏書) 「(やま民) サマ、(印) 「大坂 (しかく大) 荷物請取金銀不用泉太」
3	8	48	一、11、23		[書状] (御荷物江戸入船に付)	川内屋徳太郎	永谷伊八郎	状	(端裏書) 「(まる民) 様」
3	8	49	一、11、26		[書状] (当春茶代金の件御当人様松前へ下向にて7、8月頃御帰宅の際御勒定の由未だ御戻りなきに付茶代金・利金御渡し願)	永谷伊八郎	大和屋藤四郎	状	
3	8	50	一、11、28		古代 (約束の煎茶御渡し願、御話の手製かふ物御遣わし願)	(やま弥) (印)	山本民藏	状	袖裏にも差出・宛先有、(袖裏差出) 「宇治木 [] 松本弥兵衛」
3	8	51	一、12、7		[書状] (昨日都合36本手当し9日限り手付金渡すに付、今日この人金子50両程御渡しくださいり私共手元廻りかねるに付この人へ早々御返事願)	丹幸弥三郎	山本民藏	状	
3	8	52	一、12、18		[書状] (泉州より宇治製上物持帰りに付見本御目にかけるゆえ御値段御引合願)	三河屋甚介	山本民藏	状	奥にも日付・差出有、(奥日付) 「丑十二月」
3	8	53	一、12、26		[書状] (仕切御覽に入れるに付御引合願)	中西屋宗助	長谷伊八郎	状	端裏にも日付・差出・宛先有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	8	54	一、閏、18		[書状] (寺町木真屋へ献上もの品々願いたるところ昨年火事にて寸法紛失に付飛脚便にて詳しく送るよとの事に付御送り願)	京方永谷武右衛門	山本民蔵	状	端裏にも日付・差出・宛先有
3	8	55	一		[上様中のし等献上品・御物付添心得に付覚書]			切紙	
3	9	1	卯、一、一		卯之年御荷物積之通	大文字屋三右衛門 (印)	山本民蔵	横紙	3-9-1~65こより一括
3	9	2	巳、10、9		[覚] (やま嘉) 荷物積送に付	北屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	3	巳、10、19		入津不足覚 (入津なきゆえ御調願)	(やま嘉) 任入方	(やま民)	状	
3	9	4	巳、10、21		積附覚 (やま嘉) 印荷物に付	喜多屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	5	巳、10、21		積附覚 (やま二) 印荷物に付	喜多屋嘉助 (印)	上村高治郎	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	6	巳、11、23		積附覚 (やま嘉) 荷物に付	喜多屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	7	午、1、19		入津不足 (やま嘉) 荷物不足に付御調願)	(やま嘉)	(やま民)	状	
3	9	8	午、4、14		積附覚 (やま油) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	永谷民蔵	状	(印) 「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	9	9	午、5、10		入船覚 (やま油) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	永谷たみ蔵	状	(印) 「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	9	10	一、1、10		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	11	一、3、5		積附覚 (やま嘉) 印荷物に付)	喜多屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	12	一、3、15		[書状] (やま嘉) 荷物大風にて元舟渡ぎがたたく勿陸に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	9	13	一、3、24		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	14	一、3、28		[書状] (山本嘉兵衛行荷物積送に付、御差向御荷物遣わし切に付御承引願)	北屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」、袖裏にも差出・宛先有
3	9	15	一、3、28		[書状断簡]	□□□兵衛		断簡	日付・差出のみ
3	9	16	一、4、8		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	17	一、4、8		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	18	一、4、15		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	19	一、4、28		[書状] (江戸兎行御尋ねの件近々御答に付、京都出し庫摩石 (鞍馬右カ) 積入御尋ねの件去月中積入に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	9	20	一、4、4		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	21	一、4、4		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	22	一、閏5、17		[書状] (やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	9	23	一、6、1		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	24	一、6、16		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	25	一、6、27		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	26	一、6、28		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	27	一、7、22		(やま嘉) 印積付覚	北屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	28	一、7、23		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	29	一		[書状] (やま嘉) 荷物荷嵩にて積替に付)	大文字屋三右衛門	山本民蔵	状	包紙有、(包紙上書) 「八月二日 大文字屋三右衛門」
3	9	30	一、10、12		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	31	一、9、22		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	32	一、10、2		[覚] (やま嘉) 荷物積送に付)	北屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	9	33	一、10、5		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	34-1	一、10、16		[書状] (やま嘉) 荷物積渡に付)	大三	山民	状	3-9-34-1~2巻き込み一括
3	9	34-2	一、10、16		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	35	一、10、16		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	36	一、10、17		積入覚 (やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	9	37	一、10、20		[書状] (やま嘉) 荷物荷嵩にて積替に付)	大三	山民	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	9	38	一、10、23		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	9	39	一、10、25		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	9	40	一、10、26		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	9	41	一、11、7		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	9	42	一、11、8		〔書状〕（〈やまカ）荷物積込に付、豊永丸無事入津に付）	喜多屋嘉助（印）	山本民蔵	状	（端裏書）「〈やまカ〉御印様」、（印）「撰州兵庫喜多嘉」
3	9	43	一、11、9		積入覚（〈やま嘉〉荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本/山本民蔵	状	積入覚2通
3	9	44	一、11、11		〔書状〕（堀屋平蔵船御尋ねの件未だ入津案内なければども最早無事着と遠察に付、〈やまカ〉荷物積込不案内分10月11日浦賀まで入津に付）	喜多屋嘉助（印）	山本民蔵	状	（印）「撰州兵庫喜多嘉」
3	9	45	一、11、5		口上（〈やま嘉）荷物種合の頭屋徳次郎大せらいにて元船乗捨て標着に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	9	46	一、11、16		〔書状〕（〈やま嘉）荷物積込に付）	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	9	47	一、11、23		〔書状〕（〈やまカ）荷物不着分に付）	喜多屋嘉助（印）	山本民蔵	状	
3	9	48	一、11、27		積入覚（〈やま嘉）荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本	状	
3	9	49	一、12、3		積入覚（〈やま嘉）荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	9	50	一、12、15		積入覚（〈やま嘉）荷物に付）	大文字や三右衛門	山本民蔵	状	
3	9	51	一、12、18		積入覚（〈やま嘉）荷物に付）	大文字や三右衛門（印）	山本民蔵	状	
3	9	52	—		入津御案内（〈やま民）荷物に付）	山本（印）	山民	状	（印）「〈やま嘉〉江戸山本荷物改方」
3	9	53	—		入津御案内（9月3日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	〈やま民〉	状	
3	9	54	—		入津御案内（7月23日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	55	—		入津御案内（7月24日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	56	—		入津御案内（7月25日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	57	—		入津御案内（7月25日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	58	—		入津御案内（〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本	状	
3	9	59	—		入津御案内（7月27日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	60	—		入津御案内（10月7日〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山民	状	
3	9	61	—		覚（堀屋平蔵殿船等入津日兵庫北嘉殿より申すに付）			状	
3	9	62	—		入津御案内（〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	63	—		入津御案内（〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	64	—		入津御案内（〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	9	65	—		入津御案内（〈やま民）荷物に付）	（印）「〈やま嘉〉改方」	山本民蔵	状	
3	10	1	子、6、6		〔書状〕（別紙の通り送るに付御入帳願）	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	3-10-1~17紙・こより一括
3	10	2	子、6、19		〔書状〕（別紙の通り送るに付御入手願）	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	
3	10	3	一、3、12		〔書状〕（当年新茶の御出来の上はなるべく余分御積立願）	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	
3	10	4	一、4、2		〔書状〕（別紙の通り送るに付御入手願）	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	10	5	一、4、18		【書状】(方々より頼まれたるに付番茶早々御送願)	一月屋左兵衛	田原湯谷(まるイ)	状	
3	10	6	一、5、21		【書状】(烏類(縞類カ)等御申越の件唯今持合せなく買入ならば金子御添御申越願)	丹治店	まつ	状	袖裏にも差出・宛先あるも破損にて判読不能
3	10	7	一、6、18		【書状】(人形の件寸法少し違えども差出に付)	入江藤造	永谷伊八郎	状	
3	10	8	一、7、3		覚(香附子・陳皮代等勘定書)	大忠八	永田伊八郎	状	
3	10	9	一、7、11		【書状】(種附書差上に付)	佐田屋重兵衛	山本民蔵	状	
3	10	10	一、7、11		口上(当年〇印大不廻りに付御勘定願)	奥田弥太郎	山本民造	状	
3	10	11	一、7、13		【書状】(人形代御渡願)	宇治郷入江藤造	田原湯谷永谷伊八郎	状	
3	10	12	一、8、2		口演(山行の件参れざるに付御連中様へ御断願)	文蔵	山本	状	
3	10	13	一、10、13		【書状】(いつもの粉茶御送願)	丹治内	永谷伊八	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「丹波屋次右衛門」
3	10	14	一、11、10		【書状】(御荷物請入に付)	木文字屋三右衛門	湯谷西野卯兵衛	状	
3	10	15	—		【書状】(御入来膝念じ上げまし)	はま	上	状	
3	10	16	—		【書状】(茶荷物仕切目録書送るに付御引合御入帳願)	山本嘉兵衛、市兵衛、計5名	山本民造	状	
3	10	17	一、8、10		八月十日連中わり(酒・米代等勘定書)			継紙	
3	11	1	明治6、12、12	1873	諸品元調帳(花車火鉢代等書上)	西永谷	西永谷	折紙	3-11-1~21こより一括 横半帳の綴じが外れたものカ
3	11	2	明治7、6、—	1874	【願書】(焙炉小屋大破に付再建御願/届願)	願入辻井彦二郎、隣地辻井九郎兵衛、計3名	戸長三浦九左衛門	状	下書
3	11	3	明治7、11、—	1874	証券(金100円借用に付)		同区湯屋谷村	状	雑形
3	11	4	明治7、11、—	1874	金子借用証書(金100円に付)		同区湯屋谷村	折紙	雑形、2通
3	11	5	一、7、20		口代(荷物拵えのところに仲買より追々荷物送る由に付御光来筆記御手伝願)	本太郎	西永城伯父	状	
3	11	6	—		【算】(重箱・茶碗代等書上)			折紙	横半帳の綴じが外れたものカ
3	11	7	—		【算】(重箱・三味線代等書上)			折紙	横半帳の綴じが外れたものカ
3	11	8	—		【算】(茶碗・吸物碗代等書上)			折紙	横半帳の綴じが外れたものカ
3	11	9	—		【算】(定右衛門・中村紙や等勘定書)			折紙	横半帳の綴じが外れたものカ
3	11	10	—		【算】(銚子・盃洗代等書上)			折紙	横半帳の綴じが外れたものカ
3	11	11	—		【雑記】(算術)			切紙	
3	11	12	—		【雑記】(算術)			切紙	
3	11	13	—		【墨画】(製茶場遠景カ)			絵図	
3	11	14	—		【雑記】(永谷嘉兵衛相除法に付)			算紙	
3	11	15	—		数目位階表			切紙	
3	11	16	—		数目定位置表			切紙	
3	11	17	—		数目定位置表			切紙	
3	11	18	—		【図面断簡】(建物寸法等に付)			断簡	後欠
3	11	19	—		【図面断簡】			断簡	前欠カ
3	11	20	—		【五十韻アイウエカクケク			継紙	「申渡(田地証文出入に付)」の上に書込
3	11	21	—		【図面】			切紙	
3	12	1	嘉永4、11、20	1851	覚(大坂河采為替金取に付)	岩本善兵衛(印)	永谷民蔵	状	3-12-2-1~3綴一括 算3点
3	12	2-1	一/一/一、口、23		内控/【算】/覚(荷物本数勘定書カ)			状	
3	12	2-2	う、9、17		覚(番茶受取に付)	とん屋清右衛門(印)	永谷民蔵	状	(印)「山城 奈崎問屋清右エ門」
3	12	2-3	卯、9、17		覚(番茶送り・預かりに付)	といや八郎右衛門(印)	山本民蔵	状	(印)「山城 (まる八) 多賀問屋八郎右衛門」
3	12	3	卯、11、9		【書状】(烏(縞カ)は大高値にて買入れず薄花・小紋送るに付)	丹治店	永谷、おもへ	状	
3	12	4	卯、11、19		覚(番茶舟種に付)	間清(印)	山本民蔵	状	(印)「山城 奈崎問屋清右エ門」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	12	5	辰、5、20		覚(茶入紙請取に付)	(印)「伏見京橋(まるさ)諸方飛脚所金銀不用権摩屋市左衛門」	山本	状	
3	12	6	巳、12、—		「辰皆済目録・卯歳皆済目録」	湯木村卯辰年庄や武右衛門(印)	湯屋谷村伊八郎	横帳	末尾に金銀受取の旨記載し武右衛門印有
3	12	7	う、11、19		覚(灯油値引代受取過ぎの分御戻しに付)	口口堂村油屋喜八郎	湯谷○伊	状	
3	12	8	午、12、8		葉書之事(上物等茶約定し手附金請取に付)	安井村徳右衛門(印)	山本民藏	状	
3	12	9	未、3、24		(まるやまト)茶仕切小判六拾目割(茶荷物仕切代金銀渡すに付)	泉屋清八(印)	山本民藏	折紙	(印)「江戸(ひしいげた泉) 浅草諏訪町泉屋」
3	12	10	戌、6、2		覚(上・次茶受取に付)	永谷(印)	伊八郎	状	
3	12	11	戌、6、2		覚(茶請取に付)	(まる三)(印)	(まるイ)	状	(印)「茶師(まる三) 日本最初煎茶元祖 城州宇治田原湯谷永谷三之丞」
3	12	12	亥、10、16		「書状」(看板代御勘定願)	京松原ふや町西入萬屋嘉兵衛	永谷伊八郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有
3	12	13	一、2、27		覚(運賃請取に付)	木津屋源三郎(印)	山本民藏	状	(印)「ふしみ京ぼし木津源」
3	12	14	一、4、28		覚(上酒代等勘定書)	酒屋政右衛門	田原湯谷民藏	状	
3	12	15	一、5、11		「書状」(羽にしん書付・明き盡不着に付御帳合願 銭御入用の件当方になきゆえ御断りに付)	とぬ八	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「といや八郎右衛門(印)」
3	12	16	一、7、28		送り状事(くやま嘉)荷物に付)	(かぎ文)(印)	湯谷山本民藏	状	(印)「江州信楽(かぎ文) 焼物問屋 金銀不用 口田文右衛門」
3	12	17	一、8、6		覚(金2両受取願)	芳之助	(まるイ)民藏	状	
3	12	18	一、8、21		覚(古張代・羽にしん代等受取に付)	河栄	山本民藏	状	
3	12	19	一、9、21		覚(節・醬油代等勘定書)	河栄	山本民藏	状	
3	12	20	一、9、23		覚(饅頭等種入に付)	河栄	山本民藏	状	
3	12	21	一、10、14		覚(米代等受取に付)	武右衛門	民藏	状	
3	12	22	一、10、29		覚(材木代飛脚に御出し願)	伏見泉得	湯谷村永谷伊八	状	
3	12	23	い、10、25		覚(油代等勘定書)	善五郎(印)	山本民藏	状	
3	12	24	一、12、晦		口上(炭代金渡したき由御申越のところが高値にて利兵衛殿と御引合ならざるに付、(まる三)殿と炭値取話したるところ5分も違うに付伺、炭不着分に付、金送るに付)	島徳(印)	ゆ谷山本民藏	状	欄外れ、(印)「宇治 信楽(まるやまト) 城州奈島御茶所島本徳「」(次郎カ)」
3	12	25	—		覚(かごあんか・舟底代等引残代金御店様より請取に付)	指物屋新二郎	民造	状	
3	12	26	—		覚(「福神」・「通円」代等勘定書)			状	後欠カ
3	12	27	一、9、21		願付覚(しま・醬油・塩送り切りに付御引合願)	といや八郎右衛門(印)	山本民藏	横帳	(印)「山城(まる八) 多賀問屋八郎右衛門」
3	13	1	安政6、12、—	1859	印鑑(故判により印鑑差上に付)	高井武右衛門		状	
3	13	2	子、12、16		覚(芫・粉代等勘定書)	永谷伊八郎	森忠太夫	状	
3	13	3	丑、3、22		おほへ(大福印・屑代等勘定出入渡すに付)	宇治亀「」(印)	山本民藏	状	(印)「京都伏見海道宇治亀」
3	13	4	丑、3、22		覚(上飛出し代受取に付)	湯谷山本民造		状	
3	13	5	寅、5前		覚(飛出し・上茶代勘定書)	山民	二条新地京庄	状	
3	13	6	寅、5前		覚(飛出し・上茶代勘定書)	山民	山本	状	
3	13	7	寅、9、21		覚(手製代等勘定書)	永谷伊八郎	紙さく 田丸や久右衛門	状	
3	13	8	辰、6、23		覚(玉露・上茶代渡すに付)	瀬川市右衛門(印)	山本民造	状	(印)「宇治 信楽(まる上) 江州鎌掛信諸国銘茶所瀬川市右衛門」
3	13	9	辰、10まへ		覚(伊丹酒代等勘定書)	祇淡路屋	助・民	状	
3	13	10	巳、5、5		覚(酒代等受取に付)	池善	御客	状	
3	13	11	午、7前		覚(御酒肴代等勘定書)	森高	宇治御旦那	状	
3	13	12	午、9、30		覚(御酒肴代等勘定書)	森高	岩田屋宇次武分	状	
3	13	13	午、9前		覚(御酒肴代等勘定書)	森高	宇治武祐	状	
3	13	14	未、8、25		覚(民権御連中様へ高・民権分勘定書)	中ゑい	民・御連中	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	13	15	申、1、29		〔書状〕(今度上京・主人用向等もあるに付当春御出府ならばなるべく御手廻しなさり御出府願)	山本市兵衛	山本民造	状	
3	13	16	申、8、一		寛(茶畑等土地・居屋鋪等建物等勅定書)		上	状	
3	13	17	申切		寛(鍋爐焼き・御酒代等勅定書)	角耐店	田原民藏	状	
3	13	18	一、1、11		寛(げいこ・御酒代等受取に付)	角屋徳右衛門	御客	状	
3	13	19	一、2、2		寛(御酒・鯛尾付代等勅定書)	若松	上	状	
3	13	20	一、2、10		おぼへ(御酒代等受取に付)	かしはや	桔梗屋御客	状	
3	13	21	一、2、22		寛(上・屑茶代済に付)	河内屋儀三郎(印)	山本民造	状	
3	13	22	一、2、25		〔書状〕(○印宛方手達等に付御約定意御高免願、大福茶・玉露引合値段に付)	廣三郎	山本民藏	状	袖裏にも日付・差出・宛先有、(袖裏差出)「ふしみに上辻廣三郎」
3	13	23	一、2、一		寛(御着・御酒代等受取に付)	うを梅	宇治山本御旦那	状	
3	13	24	一、3、6		寛(御入用代受取に付)	きくや(印)	伊八	切紙	
3	13	25	一、3、13		寛(芸着・酒代等請取に付)	三浦屋みせ(印)	上	状	
3	13	26	一、3、16		〔書状〕(御尊公儀当地発この程は江戸御着かに付御見舞)	永谷太郎兵衛、文藏	山本民藏	状	(端裏書)「山民様(まる三)」
3	13	27	一、4、11		おぼへ(鯛・鯛刺身等代請取に付)	龜文	御旦那	状	
3	13	28	一、4、16		〔書状〕(桐の木の件に付)	山本民造	大坂四ツ橋小泉屋様ニ而桜井や治兵衛	状	下書
3	13	29	一、4、12		寛(酒・さかな代等勅定書)	ふな口や(印)	上	状	
3	13	30	一、4、16		寛(御酒着代等受取に付)	小道屋弥兵衛	上	状	
3	13	31	一、4、18		寛(御泊り・御酒代等受取に付)	小泉屋利助	上	状	
3	13	32	一、4、21		寛(御酒代等勅定書)	筆源	上	状	受取の記載有
3	13	33	一、4、23		寛(御酒・小鉢物代等受取に付)	近江屋(印)	御旦那	状	(印)「大津甚七町近江屋重助」
3	13	34	一、4、24		寛(御酒・湯豆腐代等勅定書)	近江屋	御客	状	
3	13	35	一、一、24		寛(鯛・御酒代等勅定書)	筆源	山本	状	
3	13	36	一、4、27		寛(鯛・お酒代等受取に付)	筆源	山本御旦那	状	
3	13	37	一、5、3		寛(御酒・小鉢物代等勅定書)	筆源	宇治屋周平、御取次	状	
3	13	38	一、5、21		おぼへ(御酒・湯豆腐代等勅定書)	(かぎ政)	御旦那	状	
3	13	39	一、5、21		寛(花代等勅定書)	富置や	上	状	
3	13	40	一、6、4		〔書状断簡〕(拝願し御礼申すに付)	向井宇右衛門	山本民藏	断簡	前欠
3	13	41	一、6、6		〔書状〕(煎茶・中味物入用に付御送り願、先達て御申越の塩の件の節様子同)	岩田屋常太郎	山本民藏	状	
3	13	42	一、6、10		〔書状〕(木具師御立寄に付礼、高屋氏献上添にて入京すべきところ参らぬに付、御茶献上入京当日13日には宇治真まで御出向願、村上左之口大尉様行焙粉差出に付)	山本民造	股野右近	状	
3	13	43	一、6、10		〔包紙〕	山本民造	五条御願堂林阿弥迄迄の面股野右近	包紙	3-13-13の包紙カ
3	13	44	一、6、12		寛(代銀勅定書)	山本	ふろや	状	
3	13	45	一、6、12		寛(飛出し・上茶代等書上)	山本	紙きく、山すへ	状	
3	13	46	一、6、28		寛(宇治人形・さん着代等書上)	山本(印)	川内屋栄造	状	(印)「(やま嘉)江戸日本橋山本嘉兵衛 城州宇治山本民藏」
3	13	47	一、6、一		おぼへ(御酒・揚げ豆腐代等勅定書)	(かぎ政)	永谷	状	
3	13	48	一、7まへ		おぼへ(御酒・揚げ豆腐代等勅定書)	(かぎ政)	永谷	状	
3	13	49	一、8、3		口上(近々丹州へ御出での由本意か伺)	(まる立)多左衛門	(やま民)	状	
3	13	50	一、9、16		〔書状〕(荷物追々仕立積切次第御送りの由承知に付早々仰付願)	都竜	民藏	状	(端裏書)「(やま民)様行」
3	13	51	一、9、20		寛(酒代等勅定書)	三〇〇	御旦那	状	
3	13	52	一、10、5		寛(御酒・牛房代等勅定書)	三〇〇	伊八ろ	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	13	53	一、10、19		覚(花代等勅定書)	紙政	御旦那	状	
3	13	54-1	一、10、26		[覚] (長福寺にて天狗三幅対に付)			切紙	(奥裏書)「(まる長)若□□」、茶香服採点表カ
3	13	54-2	一、10、26		[覚] (長福寺にて初席勤めたるに付)			切紙	茶香服採点表カ
3	13	54-3	一、10、26		[覚] (長福寺にて)			切紙	茶香服採点表カ
3	13	55	一、10、28		おほへ(御酒代等勅定書)	やますへ	たみ	状	
3	13	56	一、11、3		覚(おやつ・酒代等勅定書)	かみ政	定七、幸、計4名	状	
3	13	57	一、11、3		覚(御酒・かしわ代等勅定書)	紙政	よし、かね、計3名	状	
3	13	58	一、11、15		覚(御脚半代等受取に付)	(印)「足袋名代(やますへ)東海道見附宿西口町南側角 古田屋源六」	宇治山本民藏	状	
3	13	59	一、11、18		覚(代金受取に付)	河庄(印)	山本	状	
3	13	60	一、11、22		口状(去る15日御地火の由に付御見舞)	山本民藏	長井利兵衛、重兵衛	状	(端裏書)「長」
3	13	61	一、11、24		[書状] (当主人方にて生附子多分入用に付御地にあらば100俵程御送り願)	又兵衛	山本民藏	状	
3	13	62	一、11、15		[包紙]	南久宝寺町巷丁目和泉や宇右衛門内又兵衛	宇治湯谷山本民藏	包紙	高井武右衛門經由
3	13	63	一、11、27		覚(茶束數勅定書カ)			切紙	裏に書込有
3	13	64	一、12、13		[書状] (御練合御約定通り御入来願)	加藤徳右衛門	山本民藏	状	袖裏にも差出・宛先有、(袖裏差出)「安井村加藤徳右衛門」
3	13	65	一、12、25		覚(ノ高差引506文過上に付)	万吉	たみそう	状	
3	13	66	一、12、27		覚(酒・かしは代等勅定書)	ふしやかめ	文、たみ、計3名	状	
3	13	67	一、一、17		口上(御唐櫃・屋敷板等京竹へでも御申付手軽くなるよう御取計願)	万吉にて(まる武)	(まるイ)	状	
3	13	68	一、一、21		覚(御酒代等受取に付)	筆源	上	状	
3	13	69	一、一、21		覚(御酒代等勅定書)	筆源	上	状	
3	13	70	一、11、24		覚(花代等勅定書)	大和屋	たみ	状	
3	13	71	一		[書状] (御旦那様は今日御帰りにて御馳ねしたき事あるゆえ御招かせたくされまし)	りつ	たみ	状	封筒有、(封筒表書)「たみ様 用事 みうら代りつら」、(封筒裏書)「けふ」
3	13	72	一		[書状] (仰せに従い書付御目にかげ間違いは仰せくされまし、いつまでもかわらせの御願願申上げ)	(かぎ政)	永谷御旦那	状	
3	13	73	一		[封筒]		山本	封筒	
3	13	74	一		[書状] (今日御帰りにさるならば御目にかかり申上げたき事あるゆえ御寄りくだされまし)	ふでやとく	山元	状	
3	13	75	一		[書状] (宇治龜殿方茶残らず御引受と仰せの件に付)			状	下書
3	13	76	一		[書状] (この間は御越しもなきゆえ案じ暮らし、良き便り御聞かせくだされ)	と	山本	状	
3	13	77	一		覚(御酒代等受取に付)	大和屋	たみ	状	
3	13	78	一		覚(御酒・泊り代等請取に付)	十しや弥口(まる太)	御客	状	
3	13	79	一		覚(茶代等勅定書)			状	
3	13	80	一		[覚] (本教書上、材木代勅定書)			折紙	材木代勅定書は朱書、ほかこ白紙の折紙4点有
3	13	81	一		覚(ノ高勅定書)	やますへ	たみ	状	
3	13	82	一		[書状] (おくまさんが昨日宇治へ帰りなされたと申し参るゆえ只今駕籠にても御帰りになされまし)			状	(端裏書)「御口用事 ち」

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	13	83	—		【書状】(宇治へ行くと申しなさるとまたおくまさんが御尋ねに参るゆえ晩にこっそりとどうどん屋として御帰りにくたされまし)			状	
3	13	84	—		【書状】(ちよつとでも参りたければとも今日はますます御帰りにくたされまし)			状	
3	13	85	—		寛(茶代等勘定書)			継紙	
3	13	86	—		廿二歳男(占いに付)			切紙	
3	13	87	—		おほへ(酒代等勘定書)	ふたは(印)	上	状	
3	13	88	—	一、一、6	寛(御酒代等受取に付)	ふで類	山本御連中	状	
3	13	89	—		寛(上川柳・粉等茶代書上)		村上	状	
3	13	90	—		【雜記】(「以人為鏡」等)			切紙	
3	13	91	—		寛(御酒代等受取に付)	[]九	為藏	状	
3	13	92	—		【献上に付人名等覚書】			切紙	
3	13	93	—		寛(ヤ印・席等茶代勘定書)			継紙	
3	13	94	—		寛(茶目方勘定書カ)			切紙	
3	13	95	—		寛(上茶代勘定書)			状	
3	13	96	—		寛(ノ高・茶代等勘定書)	しま徳屋		断簡	後欠
3	13	97	—		【断簡】(「扇」に付)			断簡	後欠
3	13	98	—		【覚書断簡】(泊り・酒等に付書上)			断簡	前欠
3	13	99	—		【覚書断簡】(借銀等勘定書)	(まる平)		断簡	前欠
3	13	100	—		寛(縮緬代勘定書)	耳塚上ル三河屋甚介		状	
3	13	101	—		民様(箱ずし・諸白代等勘定書)		民	折紙	
3	13	102	—		【書状断簡】(○印の件この頃金高下ゆえ金取引さっぱりにて当年御調達離しきに付、先日仲より御地辺呑口旨しき品御世話願上の件仰越の御値段にては引合わせざるゆえ当年は見合わせに付)		断簡	後欠	
3	13	103	—		良雪見月(漢詩御評願)	時習齋		切紙	
3	13	104	—		【粉三貫等茶注文覚書カ】			切紙	
3	13	105	—		【易に付覚書】			切紙	
3	13	106	—		「老分 上 御入口」	(印)「御定宿 伏見稲荷前 石川屋」		切紙	
3	13	107	—		【寛断簡】(緋縮緬等に付)	江戸はち式丁		断簡	前後欠カ
3	13	108	—		【多賀弥五兵衛勘定宿に付覚書】			切紙	
3	13	109	—		「本家御針所 おろし 鉤針いろいろ」	(まる上) 摂州住吉安立町六丁目みすや新十郎		切紙	木版印刷物
3	13	110	—		【包紙】「銀拾匁」			包紙	
3	14	1	辰、6、4		寛(志津川治郎兵衛殿上茶代内金預けるに付)	うじや直三郎	(まるイ)	状	
3	14	2	巳、5、10		寛(茶仕切渡すに付)	宇治や龜治郎(印)	山本民藏	状	
3	14	3	午、5、13		寛(茶つみ人形代預かりに付)	耕右庵松風堂	永谷伊八郎	状	
3	14	4	午、12分		寛(ノ高勘定書)	森高	岩田屋宇治武	状	
3	14	5	未、1、14		寛(金目受取に付)	わたや[](印)	民藏	状	
3	14	6	申、2、11		寛(茶目代手付受取に付)	相村三右衛門(印)	湯谷村伊八郎	状	
3	14	7	申、7、7		寛(晒代等勘定書)	(まる大) 店清四郎	山本民藏	状	(印)「現銀札附かけねなし京松原通寺町西江入(まる大)下むら清四郎[]源藏」
3	14	8	申、10、—		寛(献上書代等勘定書)	口蔵口屋又七		状	
3	14	9	酉、9、8		寛(御酒代等受取に付)	近江屋半次郎	民	状	
3	14	10	—、2、4		寛(代銀勘定書)	中念ん	徳右衛門、民三	状	
3	14	11	—、2、10		口上(御尋ねしたき事あるに付下拙宅まで御入来願)	文藏	山本民藏	状	
3	14	12	—、2、24		寛(かしわ・御舟酒代等勘定書)	小道具弥兵衛		状	
3	14	13	—、2、24		寛(御舟酒・かしわ代等受取に付)	小道具弥兵衛(印)		状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	14	14	一、2、28		おぼへ (御酒・そば代等受取に付)	ふじ瀧	民蔵	状	
3	14	15	一、3、13		おぼへ (御泊まり・御酒代受取に付)	武文	御客	状	
3	14	16	一、3、24		寛 (御酒代等勅定書)	はやしや	御三君	状	
3	14	17	一、3、30		寛 (御酒代等受取に付)	はやしや (印)	たみ	状	
3	14	18	一、四3、18		寛 (利斎陸奥竹茶村代等御渡し願)	民造	御主人	状	裏に茶杓等についての覚書有
3	14	19	一、4、15		〔書状〕 (御機嫌宜しく御歸りあそばし有難く存入り)	万屋い兵衛	永谷若旦那	状	
3	14	20	一、4、一		寛 (御酒代等受取に付)	木権	御旦那	状	
3	14	21	一、5、12		〔書状〕 (無利息にて金子拝借願)	城太郎	御舎兄	状	
3	14	22	一、5、18		寛 (御酒・鮎代等受取に付)	(印)「□□」	上	状	
3	14	23	一、5、21		〔書状断簡〕 (植村様皆々御出でなされ徳事も連れていってやろうと申されるゆへ徳事も寛び暮らせども言尾いかかとあまり察じられるゆへこの度は差控え速慮申す)	[]	山口 (御旦那)	断簡	後欠
3	14	24	一、7、2		寛 (御酒・御香代等済に付)	野々市屋口八	上	状	
3	14	25	一、6、3		口上 (当村勘三郎より金子預かりの件値段大違ひゆえ度々世話になり茶皆式売私に付明年の茶にて御加取願)	平つ弥左衛門	口三郎	状	袖裏にも日付・差出・宛先有 (袖裏差出)「江州平津村弥左衛門」、(袖裏宛先)「湯谷西伊八郎」
3	14	26	一、6、6		寛 (御酒・小鉢代等勅定書)	玉川	上	状	
3	14	27	一、6、6		口上 (弥左衛門方の件 (まる口) 伊方と当方と2つ割りのところ値印買上にて (まる口) 伊なしに付、平津村一番茶仕入れたきゆえ100両御手当願、湯舟茶の件古木屋様方交易口伏見表引台にて10日頃送にわかるに付)	山本民造	ゆやの谷永谷伊八郎	状	
3	14	28	一、6、8		おぼへ (御酒・さかな代等勅定書)	あふみや	山本	状	裏に書込有
3	14	29	一、6、14		寛 (榎木大台代等受取に付)	林近江	永谷	状	
3	14	30	一、6、晦		寛 (花代等勅定書)	中恣い	民	状	
3	14	31	一、6、一		〔書状断簡〕 (誓さの御見舞かたがた申上げまし)	つるや口うは	上	断簡	前欠、替中見舞カ
3	14	32	一、7、2		〔書状〕 (かじや源右衛門へ御言付くださいされ忝く)	かみ政	山本民蔵	状	
3	14	33	一、8、6		寛 (酒・饅代等請取に付)	桑名宿伊勢小	上	状	
3	14	34	一、8、26		寛 (御酒代等請取に付)	三浦屋十助	上	状	
3	14	35	一、8、27		〔書状〕 (気分悪しきゆえ手紙にて御尋ね申上げ、早く御越しくださいまし、金子3両御貸しくださいまし)	まさ	民蔵	状	
3	14	36	一、9、13		寛 (花代等勅定書)	中恣い	永谷	状	
3	14	37	一、9、24		寛 (御酒代等勅定書)	松林口口	民	状	
3	14	38	一、10、21		〔書状〕 (仲買致す金なれば借り口あれども積入荷仕入金は借り口難しきに付多少に限り御送り願)		民造	状	
3	14	39	一、11、12		〔書状〕 (当春用立てたる金残金の件利兵衛様へ催促致しても埒明かさるに付急々御返明け願)	やませ	民蔵	状	
3	14	40	一、11、14		〔書状〕 (物もたんとするゆえ金子3両御貸しくださいされまし、一日でも早く御越しくださいされまし)	まさ	民蔵	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	14	41	—、12、9		[書状] (阿3日の内に大小とも拝借の上12日頃出立にて備国の心組に付、地震心痛のところ6月の地震よりは軽き由安心に付、昨年より不景気にて値印も引立たず大いに心配に付)	本店ニ而山本民造	御親父	状	
3	14	42	—、12、17		寛(酒代等勘定書)	□近常	うじ山本	状	
3	14	43	—、12、25		寛(御泊り・御酒代等勘定書)	万吉	永谷御旦那、同おもゑ/永谷民蔵	状	寛2通
3	14	44	—、12、25		寛(花代等勘定書)	かめはま	民蔵、龜、計3名	状	
3	14	45	—、12、25		寛(花代等勘定書)	かめはま	長谷、民蔵、計3名	状	
3	14	46	—、12まへ		おぼへ(酒代等勘定書)	八百又	いや之たに伊八	状	
3	14	47	—、一、12		寛(御酒代等取に付)	吉川	山本	状	
3	14	48	—		[書状] (何よりの品くさされ有難く御勘定も頂き御気の毒様に存じ、この程の御方様へも宜しく御願申上げ)			状	
3	14	49	—		[書状] (御手代元兵衛様より見合わしき品あれば積入れるよとの事ゆえ土山辺茶問屋にて極上々の品見本の通り船送りに付内金御渡し願)			状	下書、3-14-50と同内容
3	14	50	—		[書状] (御手代元兵衛様より見合わしき品あれば積入れるよとの事ゆえ土山辺茶問屋にて極上々の品見本の通り積入に付内金御渡し願)			状	下書、3-14-49と同内容
3	14	51	—		寛(花代請取に付)	吉川	山本、口助	状	
3	14	52	—、6、晦		寛(花代等勘定書)	中念い	民、御連中	状	受取の記載有
3	14	53	—		[書状] (その節せわしく御帰りにやえ氣に障るかと植村様方へ尋ねにやり御帰りに暮らしおり、今月前頃に御越しくさされよ様に御申しくだされ樂しみに暮らすゆえ御越しお待入り御念じ上げ)			状	
3	14	54	—		[書状] (後かたに御越しくさされまし)	龜浜	上	状	
3	14	55	—		[書状] (民造御地向借財300両あり上米出荷にならぬ由にて家屋敷等引当に差入れ300両貸すよう申すに付200両だけ下店承知致すゆえ御両家様にて家屋敷等引当に御取りなされ早々出荷御取計らい願)			状	下書
3	14	56	—		[寛] (茶代勘定書カ)			切紙	
3	14	57	—		寛(荷物運賃等勘定書)			継紙	
3	14	58	—		寛(御酒代等勘定書)	(印)「信楽」	御旦那	状	
3	14	59	—		[書状断簡] (仰せに従い書付御覽に入れ間違ひあれば御申くだされまし、行き届かぬゆえ悪しきことは御申しくだされまし、早く御入らせ待入り御念じ上げ...)			断簡	後欠
3	14	60	—		[書状断簡] (夕しはお越しくさされ御招かせくだされ嬉しくまたまた夕方御越しくさされまし)		御旦那	断簡	後欠

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	14	61	—		〔書状断簡〕(植村様方からあなた様に便りおわしますように御申しくだされど手紙などは出してはならぬように御申しなされるゆえ差控え、植村様皆々様へ御頼みおおくゆえ都合宜しければ御便り聞かせくだされまし)			断簡	後欠
3	14	62	—		〔書状〕(夕しは御越くだされ御招かせくだされ嬉しく夕方せひせひ御越しくだされまし)	左吉	山本	状	
3	14	63	—		〔書状〕(毎々御知らせくだされ山々嬉しく)			状	暑中見舞カ
3	14	64	—		〔書状〕(毎々御最真になしくだされ御見舞まで)	ちよづる	上	状	暑中見舞カ
3	14	65	—		〔書状〕(この品御ついでの簡に御届けくだされまし)	かみ政	民藏	状	
3	14	66	—		〔書状断簡〕(御便り待入り申上げたきことは山々おわしますゆえ参じては都合あしければ急々御入らせ御念じあげ、いついづれでも御かわいかりくだされまし)	と口	御やしき山本	断簡	前欠
3	14	67	—		〔書状〕(毎々御最真になしくだされ嬉しく存じ)	ふでや一づる	御旦那	状	暑中見舞カ
3	14	68	—		〔書状〕(毎々御最真になり山々嬉しく)	[]	御旦那	状	暑中見舞カ
3	14	69	—		〔書状〕(待ち入れども今になき上御座り遊ばされぬゆえ源右衛門事も心ならず積り違いゆえ悪しからず御勘弁くだされまし、御手紙やら手拭いや御出しくださざりやすけ様・と口様へ早速届けるゆえ左様におぼしめしくだされまし、別段に御礼の手紙差出す管なれど差控えよろしく伝えてくだされまし)	ふでやはつ	山本	状	
3	14	70	—		〔書状〕(夕しは御越しくだされ嬉しく存じ御座りにはお寄りくだされ一寸にても御返事御聞かせくだされまし)			状	
3	14	71	—		〔書状〕(この品粗末ながら御見舞の印まで御目につかけ)	小とら	上	状	
3	15	1	卯、12、11		明陳案内(〈やま嘉〉荷物積入に付)	本店(印)	民藏	状	(印)「〈やま嘉〉江戸山本口賑場御改 金銀不用」
3	15	2	午、7、18		〔書状〕(御荷物積込に付)	喜多嘉(印)	山本民藏	状	(印)「 <u>檉州兵庫喜多嘉</u> 」
3	15	3	午、12、1		入船覚(〈やま嘉〉印荷物に付)	泉太	〈まるイ〉御店	状	
3	15	4	午、12、22		積替覚(〈やま嘉〉印荷物に付)	泉屋太兵衛(印)	〈まるイ〉御店	状	(印)「大坂 〈しかく大〉 諸荷物廻船屋泉太」
3	15	5	午、12、23		入船覚(〈やま嘉〉印荷物に付)	泉屋太兵衛(印)	〈まるイ〉御店	状	(印)「大坂 〈しかく大〉 諸荷物廻船屋泉太」
3	15	6	午、12まへ		覚(〈やま嘉〉〈やま油〉荷物運賃に付)	泉屋太兵衛(印)	永谷民藏	状	(印)「大坂 〈しかく大〉 諸荷物廻船屋泉太」
3	15	7	未、1、21		入船覚(〈やまト〉印荷物に付)	泉太	鳴本徳次郎	状	
3	15	8	未、3、9		入津不足覚	山本(印)	〈やま民〉	状	(印)「〈やま嘉〉江戸山本口賑場御改 金銀不用」
3	15	9	未、3、11		積附覚(〈やま嘉〉印荷物に付)	泉屋太兵衛(印)	山本民藏	状	(印)「大坂 〈しかく大〉 諸荷物廻船屋泉太」
3	15	10	戌、7、14		覚(渡し方・茶代等勘定書)	忠右衛門	伊八郎	状	

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	15		一、2、21	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、2、29	積附覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	永谷民蔵	状	(印) 「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	15		一、2、29	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、3、6	入船覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	泉屋太兵衛 (印)	〈まるイ) 御店	状	(印) 「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	15		一、3、10	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、3、12	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、3、24	入船覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	泉太 (印)	〈まるイ)	状	(印) 「大坂 (しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	15		一、6、[]	[書状断簡] (荷物積入に付)	大文字屋 []	湯谷山本民蔵	断簡	後欠
3	15		一、7、9	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	15		一、7、21	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	15		一、7、29	入船 (〈まる武) 荷物に付)	大三	山本民蔵	状	
3	15		一、8、26	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本	状	
3	15		一、9、6	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本	状	
3	15		一、9、10	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本	状	
3	15		一、9、22	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	15		一、9、28	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本	状	
3	15		一、9、30	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	15		一、10、24	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	15		一、10、26	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、11、1	積入覚 (〈やま嘉) 荷物に付)	大文字や三右衛門 (印)	山本民蔵	状	
3	15		—	入津御案内 (11月3日 〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物改方」	山本	状	
3	15		—	入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物改方」	山本	状	
3	15		一、11、16	「江戸入船 富田屋 長六」	物廻船屋泉太		切紙	3-15-33-1~2一括
3	15		一、11、11	「江戸入船 頭屋 作兵衛」	物廻船屋泉太		切紙	
3	15		一、11、12	[書状断簡] (入津に付)	泉屋太兵衛 (印)	〈まるイ) 御店	断簡	前欠
3	15		一、11、17	口上 (〈やま嘉) 荷物積合の米田半七船上総国木更津沖合にて破舟に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、12、1	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、12、1	積附覚 (〈やま嘉) 印荷物に付)	喜多屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	15		一、12、12	積附覚 (〈やまカ) 印荷物に付)	喜多屋嘉助 (印)	山本民蔵	状	(印) 「摂州兵庫喜多嘉」
3	15		一、12、13	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		一、12、18	[書状] (〈やま嘉) 荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	15		—	入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物改方」	山本	状	3-15-41-1~4一括
3	15		—	入津御案内 (9月27日 〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物改方」	山本	状	
3	15		—	入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物改方」	山民	状	
3	15		—	入津御案内 (〈やま民) 荷物に付)	(印) 「〈やま嘉) 江戸山本荷物改方」	山民	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	15	42	—		〔書状〕（〈やま嘉〉荷物積合の柘屋紋三郎殿仕立吉利丸権九郎船羽田洲にて破船に付）			状	
3	15	43	—		〔書状断簡〕（御荷物御書御送りゆえ〈やま嘉〉荷物入津・未積入に付）			断簡	後欠
3	15	44	—		入船（〈やま嘉〉印荷物に付）			断簡	後欠
3	15	45	—		入船（〈やま嘉〉印荷物に付）			状	後欠カ
3	15	46	—		〔書状断簡〕（貴礼拜見致し・・・）			断簡	後欠
3	16	1	一、9、10		〔書状〕（壺三ツ持寸法書付の通り目方軽く御造立御焼願）	山徳組（印）、三仲間（印）	茶壺師小川善右衛門、奥田文右衛門	状	（端裏書）「安政四日九月江州信楽江三ツ持寸法改事遣シ候書状之写」、（山徳組印）「字治（やま本）湯屋谷茶・仲間（三仲間印）」「城州 銘茶組 三仲間大行事」
3	16	2	一、10、11		安政四日九月十六日二番組出返書（当年頭物不景気にて捌方不都合の由に付当地は上物場所の上当年頭物勝ゆえ当年の所は御勘弁願）	山徳組行事	二番組御銘茶問屋山本嘉兵衛、大橋太郎次郎、計7名	状	奥に同日付山徳組行事差出・二番組御問屋衆中宛の別紙御願申上候（茶荷物5乃至増運賃の分御店様方御出銀願）有
3	16	3	ミ、9、24		おほへ（御酒・小鉢代等勘定書）	かみ政	山本民蔵	状	
3	16	4	午、1、14		〔書状〕（当春大西上京に付2月上旬江戸着になるよう御出立願）	山本嘉兵衛	民蔵	状	
3	16	5	—		〔茶500貫買付手付金60両渡したるところ300貫手本通り200貫黒口ゆえ懸合えども茶も渡さず手附金も返さざるに付〕			状	和州山邊郡畑口吉田村吉住武介と伊賀名張郡梁瀬村万屋傳十郎相論に付
3	16	6	一、1、6		〔書状〕（幡壱氏の件御親父御返事埒明かず掛合いたるゆえ押話になるに付票しからず御承引願）	泉屋店久兵衛	山本民造	状	（端裏書）「〈やま民〉様 久兵衛」
3	16	7	一、1、15		〔書状〕（超歳の御祝詞に付）	仁兵衛、久七、計4名	山本民造	折紙	
3	16	8	一、1、28		おほへ（飯・御酒代等勘定書）	ます乙	山民	状	
3	16	9	一、2、9		〔書状〕（丈太郎三井植村へ縁組の件三井御殿御家来にて御請代格役目は願様にて役替もなる様子に付、家は借家にて他へ借替えは御勝手手の上には付、大澤寺村山中為右衛門娘出生は加茂の酒屋と承り縁組の上はその御方様茶の出店と思召し茶の事そのひの願私方に預かり12日吉日にて結納も目録にて御取計らい申すに付、縁談の件仲人様は三井御殿御同役三好様御世話に付）	山田仁兵衛、同おきぬ	永谷伊八郎、同おもよ	状	
3	16	10	一、3、一		寛（花代勘定書）	鶴屋はえ（印）	山本民蔵	状	
3	16	11	一、4、29		〔書状〕（当地近々買進高印にて買取値段に付）	専	たみ造	状	
3	16	12	一、5、5		〔書状〕（茶値段積合に付）	永谷	民蔵	状	
3	16	13	一、6、1		寛（酒・御酒代等受取に付）	津若	御旦那	状	
3	16	14	一、6、9		おほへ（御酒・小鉢代等勘定書）	かみ政	民、御連中	状	（端裏書）「茶仲間 京行書付」
3	16	15	一、6、15		寛（御肴・酒代等勘定書）	津若	民	状	
3	16	16	一、8、9		寛（伊丹酒・御膳代等勘定書）	角屋徳右衛門（印）	久兵衛、民	状	
3	16	17	一、11、晦		寛（金3分受取に付）	津若	民	状	
3	16	18	一、12、2		〔書状〕（先月12日御帛着の由御喜悅に付、御荷物先月2日差上に付）	山本店女七	永谷民造	状	
3	16	19	一、12、27		おほへ（御中飯・御酒代等勘定書）	ます乙	山	状	「勘定済」印有
3	16	20	一、閏、3		寛（はも焼物・酒代等受取に付）	津若	山本御旦那	状	
3	16	21	一、閏、13		寛（御肴・酒代等勘定書）	津若	山本	状	
3	16	22	一、閏、晦		寛（御肴・酒代等勘定書）	津若	民	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	16	23	一、一、14		〔書状〕(茶売付の件御尋ねのことろ御話あるに付御入来願)	角口	山本民蔵	状	
3	16	24	一、一、30		寛(御香・御酒代等受取に付)	津若	御旦那	状	
3	16	25	—		為取替一札之事(江戸表積入茶仕入値段等に付三仲間取極め)	—	—	状	貼紙有、写カ
3	16	26	—		寛(御酒代等請取に付)	信楽	御旦那	状	
3	16	27	—		寛(御用船代書上)	—	—	状	
3	16	28	—		追而(文蔵も平津手当に致すと申すゆえ200本位は買入出来るに付、見本は色合い不足ながら本茶は色も直しきに付、地方はまだまだ残りあるに付、原山御引合方随分あるやに付)	—	状		
3	16	29	—		寛(去3月当金20両渡し後金40両出世証文にしてくれよう申す件先方より金出さず庄屋方も致し方なき由申すに付)	—	状		
3	17	1	巳、1、23		寛(粉茶受取に付)	永谷(まる太)	山本	状	(印)「(まる太) 城州宇治田原湯谷永谷太郎兵衛」
3	17	2	一、5、27		〔書状〕(「やま嘉」荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	山本民蔵	状	
3	17	3	一、8、7		〔書状〕(別紙の通り積入に付)	泉屋太兵衛	永谷城太郎	状	
3	17	4	一、11、13		入船寛(「やま吉」荷物に付)	泉屋太兵衛	永谷城太郎	状	(印)「大坂(しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	17	5	一、8、7		積附寛(「やま吉」荷物に付)	泉屋太兵衛	永谷城太郎	状	(印)「大坂(しかく大) 諸荷物廻船屋泉太」
3	17	6	一、8、27		積入寛(「やま嘉」荷物に付)	大文字や三右衛門	山本民蔵	状	
3	17	7	一、9、15		無事種附書(「やまカ」荷物に付)	佐田屋重兵衛	山本民蔵	状	
3	17	8	一、9、6		〔書状〕(「やま嘉」荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	17	9	一、9、21		〔書状〕(「やま嘉」荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	17	10	一、9、28		〔書状〕(別紙積附書差上に付「やまカ」荷物積合の船紀州大島沖にて破船に付)	佐田屋重兵衛	山本民蔵	状	(端裏書)「(やま嘉)様」
3	17	11	一、10、6		〔書状〕(「やま嘉」荷物積渡に付)	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	状	
3	17	12	—		寛(「やま吉」荷物に付)	—	—	断簡	後欠
3	17	13	一、11、8		〔書状〕(御荷物入津分別紙の通り印附け差上に付)	長井利兵衛、彦兵衛、計3名	永谷城太郎	状	
3	17	14	一、11、8		寛(「やま吉」荷物に付)	長井利兵衛	永谷城太郎	状	
3	17	15	一、11、13		〔書状〕(別紙の通り入津に付)	いづみや太兵衛	永谷城太郎	状	
3	17	16	—		〔書状〕(「やま嘉」荷物積渡に付)	—	—	状	前(端裏部分)欠カ
3	17	17	—		松下友鶴(和歌1首)	浪花まつめ	—	切紙	
3	18	1	—		嘉永三酉御物成受取迄	庄屋彦蔵	—	断簡	前欠
3	18	2	安政7、閏3、—	1860	預り甲金子之事(金100両に付)	—	—	状	写カ
3	18	3	丑、11、9		寛(飛出し代勘定書)	宇治湯谷永谷伊八郎	辻村養取	状	
3	18	4	ウ、7、—		寛(ちうそく代等書上)	伊八郎	中久右衛門	状	
3	18	5	辰、7、18		寛(金1両2分受取に付)	丹波屋次右衛門	永谷もへ	状	
3	18	6	申、7、29		寛(酒代勘定書)	若喜	植村	状	
3	18	7	申、7、まへ		寛(エまつゆ代等勘定書)	トバ次郎兵衛	伊八	状	
3	18	8	酉、7、—		寛(丸葉代勘定書)	伊八郎	栢村伊左衛門	状	
3	18	9	酉、7、—		寛(葉代勘定書)	伊八郎	川上金五郎	状	
3	18	10	酉、7、—		寛(羽離代勘定書)	エ伊八郎	栢村伊左衛門	状	
3	18	11	酉、7、—		寛(代銭勘定書)	伊八郎	川上兵右衛門	状	
3	18	12	酉、11、—		寛(丸葉代勘定書)	伊八郎	伊左衛門	状	
3	18	13	戌、12、まへ		寛(戌11月勘定書)	河甚	(まるイ)徳次郎	状	

箱番号	内箱番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	18	14	戊辰	覚(代銭勘定書)	白濁	(まるイ) 福助	状	
3	18	15	一、3、17	覚(御酒・さかな代等勘定書)	桜山	京町茶屋	状	
3	18	16	一、4、18	覚(申代勘定書)	(まるイ)	酒藤	状	
3	18	17	一、5、3	追啓申上候(○印に御困りならば石詰にて御間に合わせ御借願)	本店二而 (まるやま民)	尊親	状	
3	18	18	—	[五月雨の頃隅田川のほとりにて和歌1章]			切紙	
3	18	19	一、7、30	[覚](銀高勘定書)	(かぎイ)	上村	状	
3	18	20	一、8、3	[書状](戸・屏風御送りに付礼、近日「」荷だけは遣わすよとの事承知ながら余りに多くては悪しくなるゆえ後のところ御見合せにてその内下拙にて取許らいに付)	島徳	湯谷山本民蔵	状	
3	18	21	一、8、5	[書状](盆前に御私金の内1分見之悪しきに付御取替願)	といや八郎右衛門(印)	山本民造	状	(印)「山城 (まるイ) 多賀間屋 八郎右衛門」
3	18	22	一、8、22	[覚断簡](美濃紙・兼代等勘定書)	伊八郎	庄屋半右衛門	断簡	前欠
3	18	23	一、9、一	[小橋屋伊右衛門2人半扶持文化13年より御借のところが当巳年御返しになり下地の通り下し置くに付]			折紙	
3	18	24	一、10、6	覚(酒代御渡し願)	(印)「(さんかく口) 江州関津 弥三郎」	城州宇治永谷伊八郎	状	
3	18	25	一、10、8	覚(酒代等御渡し願)	(印)「(さんかく口) 江州関津 弥三郎」	永谷伊八郎	状	
3	18	26	一、11、1	[書状断簡](不足に付御手元にあるだけ御遣わし願)			断簡	前後欠
3	18	27	一、11、15	覚(河内屋栄蔵殿行紙茶請取に付)	(印)「(伏見京橋 (まるざ) 諸方飛脚所金銀不用雜味屋市左衛門)」	永谷伊八	状	
3	18	28	—	[覚](池の尾代書上)	宇治湯谷永谷伊八郎	大田忠右衛門	状	
3	18	29	—	覚(上喜蔭・粉代等書上)			断簡	後欠
3	18	30	—	[書状](和多数の件卓しきように済む事と存ずるところまた和方まで頼出に付宜しく御芳明け願)			状	右肩に「山きち」と記載有
3	18	31	—	口上(切先の取分申ひだしも合わせ禮語にするつもりに付御承引願)	万武	(まる太)	状	裏に書込有
3	18	32	—	覚(丸栗代勘定書)	伊八郎	川上兵右衛門	状	
3	18	33	—	覚(丸栗・ちめいさん代等勘定書)	伊八郎	宮村権左衛門	状	
3	18	34	—	覚(酒代等勘定書)	かきや	上	状	
3	18	35	う、7、7	覚(栗代勘定書)	伊八郎	川上金五郎	状	
3	18	36	う、7、10	覚(丸栗代勘定書)	伊八郎	川上金五郎	状	
3	18	37	う、7、10	覚(丸栗代勘定書)	伊八郎	川上兵右衛門	状	
3	18	38	—	[覚](銀子勘定書)			切紙	
3	18	39	—	覚(鯛尾入手に付)			状	書きかけカ
3	18	40	—	おほへ(御酒・小鉢代等書上)			断簡	後欠
3	18	41	—	覚(縁頭・目貫代等勘定書)			切紙	
3	18	42	—	[覚](硯・鉄瓶等書上)			切紙	
3	18	43	—	覚(ちめいさん代等勘定書)	伊八郎	宮村権左衛門	状	
3	18	44	—	[蝶に付俳句書上]			継紙	
3	18	45	—	[9月10日向島の事の帰りに桜を見て和歌1首]			継紙	
3	18	46	—	大小句(俳句2句)	丈山		切紙	
3	18	47	—	[嶋田駅虎屋某の外国へ交易に付和歌1章]			切紙	
3	18	48	—	奉灯地藏会発句合	発起盛社中		切紙	写カ
3	18	49	—	奉灯地藏会発句合	発起盛社		切紙	写カ
3	18	50	酉、12分	[覚](べ高勘定書)	池半	伊八	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	18	51	一、一、15		[包紙]	城	たみ兄	包紙	
3	18	52	一		[算] (番書書上カ)			切紙	
3	18	53	一		[御祝儀]			切紙	道具・食材等書込有
3	18	54	一		[断簡] (組内規約カ)			断簡	後欠、端に大福等献上に關すると思われる書込有、裏にも書込有
3	19	1	一		[雑記] (人名等)			切紙	
3	19	2	子、3、[]		[書状断簡] (当月13日日本橋瀬戸物町辺より出火ながら下店は無難に付)			断簡	後欠
3	19	3	甲、8、25		[算] (大小三宝明目御持参願)	永谷内	上村	状	
3	19	4	午、12、7		[算断簡] (代銀勘定書)			断簡	前欠、後欠カ
3	19	5	一		[算] (年中仕切通詰合わせ)	万作/大定/いせや庄七等	上村/宇治や/上田御氏等	状	1通目前欠
3	19	6	甲、11、8		舌代 (御殿へ上るよう申入に付)	植村	百石町箱清殿ニ面長兵衛	状	
3	19	7	酉、2、一		[算] (元金・利息書上)			断簡	後欠
3	19	8	一、3、14		[書状断簡] (17、8日頃決着にて御同苗の内御一人御出では尊公が宜しきに付)	上 []	永谷 []	断簡	前後欠
3	19	9	一、3、一		おほへ (代銀勘定書)	庄二郎	伊八郎	状	
3	19	10	一、2、[]		[書状断簡] (新茶御荷物積方願)	山本嘉兵衛、市兵衛、計4名カ		断簡	前後欠
3	19	11	一、閏3、晦		[算] (銭勘定書)	宇治屋	傳光院	状	
3	19	12	一、閏3、晦		[算] (銭勘定書)	宇治屋	萬吉	状	
3	19	13	一、4、26		[算断簡] (51夕御渡し願)	三右衛門 (印)	ゆ山本 (やま嘉)	断簡	前欠、(印)「[]」宇治田原木屋三右衛門
3	19	14	一、6、7		[書状断簡] (あらあら目度かし)			断簡	前後欠
3	19	15	一、6、28		[書状断簡]	興弥	山本民藏	断簡	前欠
3	19	16	一		[書状断簡] (当夏以来は御注文の茶は御面倒ながら...)			断簡	後欠
3	19	17	一		九月並讀時一 (和歌3首)	宇治若丸		切紙	黒線にて抹消
3	19	18	一		[讀時・伊予地名書上]			切紙	歌題カ
3	19	19	一、10、27		算 (古双口直し代勘定書)	井上利兵衛 (印)	いづ伊	状	
3	19	20	一、11、一		算 (りやうじ代書上)	吉崎正蔵	金五郎	状	
3	19	21	一、12前		[算断簡] (銭勘定書)	(印)「[]」	宇治屋お口	断簡	前欠
3	19	22	一		[朔] 牛刻 御車出し 三日			切紙	
3	19	23	一		「元月 元月末のこゝのかの日に玉翁老人の」			切紙	3-19-64の前文の下書
3	19	24	一		[雑記] (算術)			切紙	
3	19	25	一		講製御茶入日記 (極上撰満大福に付)	宇治田原湯谷御茶師山徳組永谷三之丞、永谷武右衛門、計6名		切紙	
3	19	26	一		献上組之定 (御茶製法等に付)			断簡	後欠、裏に紙枚数等書込有
3	19	27	一		[断簡] (献上組之定カ)			断簡	前後欠、裏に茶製法について書込有
3	19	28	一		[書状断簡] (交易の件この頃は茶は絹糸より参らずドル銀も近々上気配にて...)			断簡	前後欠
3	19	29	一		[引茶葉袋・上茶袋寸法覚書]			断簡	
3	19	30	一		算 (雇人賃銀等勘定書)			切紙	
3	19	31	一		[御出門・御入城・御還幸等日時に付覚書]			切紙	
3	19	32	一		口上 (樽垣園先生昨年より月並狂歌催すに付御詠吟御返願)			状	下書
3	19	33	一		口上 (江戸樽垣園先生昨年より狂歌催すゆえ御詠吟詠なされたく別紙摺出し差上に付)			状	下書
3	19	34	一		別啓 (仲間へ何なりとも売捌き7刃だけ後使にて御送り願)			状	
3	19	35	一		献上 (焼もの・平等書上)			切紙	
3	19	36	一		[和歌書上]			継紙	裏に俳句1句書込有
3	19	37	一		[雑記] (銭荘に付)			切紙	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	19	38	—	—	〔十二支に付俳句書上〕			断簡	前欠
3	19	39	—	—	〔雑記〕(官職・辰・虫に付)			切紙	
3	19	40	—	—	〔宛断簡〕(諸道具教書上)			断簡	前後欠
3	19	41	—	—	〔書状断簡〕(献上御茶壺に付)			断簡	後欠、下書
3	19	42	酉、閏3、12	—	〔宛〕(金子勘定書)			切紙	
3	19	43	—	—	〔宛〕(雑・魚代勘定書)			切紙	
3	19	44	—	—	〔下野黒懸山に付和歌1首御加入願〕	若丸		状	
3	19	45	—	—	〔宛〕(庄屋又右衛門様より預かり等勘定書)			切紙	
3	19	46	—	—	〔雑記〕(算術)			切紙	
3	19	47	—	—	〔寸法寛書〕			切紙	
3	19	48	—	—	〔雑記断簡〕(九九)			断簡	前欠、裏は膏断簡
3	19	49	—	—	〔書状断簡〕			断簡	後欠、端に俳句2句書込有
3	19	50	—	—	〔書状断簡〕(御約束持ち参らば御目もじの節には早速に…)			断簡	前後欠
3	19	51	—	—	〔書状断簡〕(右御一笑願)	若丸	梅重美	断簡	前欠
3	19	52	—	—	〔渡字音・訓に付〕			切紙	
3	19	53	—	—	〔元銀・利息勘定書〕			切紙	
3	19	54	—	—	〔銀子勘定書〕			切紙	
3	19	55	—	—	〔御出門・御入城・御還幸等日時に付寛書〕			切紙	
3	19	56	—	—	〔断簡〕(俳句書上)			断簡	下部欠
3	19	57	—	—	のし進上 御酒			切紙	下書
3	19	58	—	—	〔連俳・巻句に付〕			継紙	下書
3	19	59	—	—	〔俳句1句〕	昏月亭		切紙	
3	19	60	—	—	〔和歌1首等〕			切紙	
3	19	61	—	—	〔和歌1首〕			切紙	
3	19	62	—	—	〔和歌書上〕			切紙	下書
3	19	63	—	—	〔和歌1首〕			切紙	下書カ
3	19	64	—	—	〔玉翁大人の身まかりたるを悼み俳句1句〕			切紙	
3	19	65	—	—	秋の部 (俳句書上)	秀芳		継紙	下書カ
3	19	66	—	—	〔和歌1首〕	俣野治郎平景常		切紙	
3	19	67	—	—	祝 (俳句1句)			切紙	下書
3	19	68	—	—	〔俳句1句〕	昏月亭		切紙	
3	19	69	—	—	〔季語寛書カ〕			切紙	
3	19	70	—	—	〔俳句書上〕	宇治湯谷茂子		切紙	
3	19	71	—	—	〔断簡〕(和歌書上)			断簡	前欠
3	19	72	—	—	〔断簡〕(住所・人名書上)			断簡	後欠
3	19	73	—	—	〔断簡〕(俳句書上)			断簡	後欠
3	19	74	—	—	〔断簡〕(金子勘定書)			断簡	折紙断簡
3	19	75	—	—	〔断簡〕(和歌書上)			断簡	後欠
3	19	76	—	—	〔書状断簡〕(御機嫌宜しく…)			断簡	後欠
3	19	77	—	—	〔奉灯寸法・奉灯月並稽古和歌集に付〕			切紙	
3	19	78	—	—	〔歌書上〕			切紙	七・五の句書上
3	19	79	—	—	〔断簡〕(漢詩カ)			断簡	上部欠
3	19	80	—	—	〔雑記〕(算術)			切紙	包紙の反古紙に書込カ
3	19	81	—	—	〔断簡〕(和歌書上)	若麿		断簡	後欠、裏にも和歌の書込有
3	19	82	—	—	〔雑記〕(松竹梅等漢字)			切紙	
3	19	83	—	—	〔和歌書上〕			切紙	裏にも和歌1首有、表・裏共に書込有
3	19	84	—	—	〔雑記〕(漢字カ)			切紙	
3	19	85	—	—	〔和歌書上カ〕			切紙	黒線にて抹消、表・裏共に書込有
3	19	86	—	—	〔和歌1首〕			切紙	
3	19	87	—	—	ゆき仏とけて			切紙	
3	19	88	—	—	〔俳句1句〕			切紙	3-19-64の俳句の下書

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	20	1-1	辰、1、17		【書状】(霜の花・山カ円等65箇程ある由にて代金品計らい金子送るよう申越の件金100両送るに付)	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	(端裏書)「(やま民)様行 (やま嘉)」
3	20	1-2	安政3、1、17	1856	覚(茶荷物内金送るに付)	山本嘉兵衛(印)	山本民造	状	3-20-1-1の別紙、(印)「(やま嘉) 江戸日本橋通式町目諸国茶問屋山本売場」
3	20	2	辰、1、16		【書状】(当春下向の際五ヶ庄村山本庄兵衛殿宅へ立寄り当年新茶より手製茶ばかり残らず江戸表へ積入れよう御掛合願)	山本嘉兵衛	山本民蔵	状	(端裏書)「(やま民)殿行 返事取 正月六日 (やま嘉)」
3	20	3	辰、6、14		【書状】(尊地御近辺春以来京・大坂・北国筋品切れにておよそ2割も高値の由御勘考御駆引なされ御仕入願)	二番組茶問屋大橋太郎治郎(印)、豊田甚右衛門(印)、計6名	山徳組永谷武右衛門、永谷太郎兵衛、計3名	状	
3	20	4	酉、11、9		【書状】(極上粉中みの類諸方へ注文したるゆえもし格好物あれば御積送り宜しきと存するに付、江戸表相場に付、横浜出火のところ伊勢八殿無事に付)	清吉(印)	山本民大人	状	
3	20	5-1	酉、11、12		【書状】(御出府中御懇情に付礼)	山本店金兵衛、金七	山本民造	状	
3	20	5-2	—		【俳句3句御突評願]	蠅々	横の舎	状	
3	20	6	一、2、24		【書状】(銘茶番附出来たゆえ御尊家様へ100枚・奈嶋馬本様へ100枚・江戸山本様へ5枚差上に付、版木・摺手間代等に付)	万屋嘉兵衛	永谷伊八郎	状	袖裏にも差出・宛先有
3	20	7	一、3、28		【書状】(当地茶成行の件追々気配宜しく一切品切に付御荷物御送り願、宇治製・駿河・洋銀相場に付)	駿河屋茂兵衛、弥兵衛、計4名	山本民蔵	状	(端裏書)「山民サマ 三月廿八日 駿茂」
3	20	8	一、3、16		乍恐以口上書歎願申上候(近年米元方高値の上異船騒動等にて銘品下落ゆえ当年仕入休むよう仰せに付御隣感により御引立願)	山本民造	御主人	状	下書
3	20	9	一、6、2		【書状】(○印手に入らざるに付御持(待カ)ち願)	糸どや伝三郎	山城湯谷山本為藏	状	包紙有、日付・差出・宛先は包紙より
3	20	10	一、8、7		【書状断簡]	大文字屋三右衛門	湯谷山本民蔵	断簡	袖裏の日付・差出・宛先部分カ
3	20	11-1	一、8、30		【書状】(積出の銭少々・艱節3本不足の由当地は改め箱入に付、地掛頼燭高値の由私の買入値段に付、醤油4樽だけ積送りに付、産茶煎3軒に見せたが買入なきに付後より手製屑茶積送りの件御見合わせ願、木伏御申越の件御見合わせ値段に付、羽鮭未だ入船なきに付、油粕大いに高値に付、金相場に付、金子入用に付御廻り合わせ御送り願)	本田栄蔵	永谷民蔵	状	
3	20	11-2	—		覚(醤油値段に付)			状	30-20-11-1の別紙カ
3	20	12	一、閏9、16		口上(宮様御下向にて15日御着廻ゆえ御道筋・警固供奉御役人様名前別紙差上に付)	(やま嘉)本	(やま民)	状	
3	20	13	一、10、15		【書状】(焙炉師1人貴公様御下向の際同道御願のところ御返書なきに付御返事願、金子御入用の件明日出の客に付、貴公様代呂物大いに受け宜しければ山嘉園宜しからざるに付春宜しきように御吟味の上御積入願)	本店芳之助	山本民造	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	20	14	—		〔書状断簡〕(勢州松坂用事等島本徳次郎殿より承知に付、奥田氏の石灯笼の件承知に付、大坂御影石・京都鞍馬石宜しく御願、高徳等無事帰着に付、奥田文右衛門殿より丸爐こちらへ参る件承知に付傷まぬよう御計らい願、新茶前金送るに付、撰薬物当年余分に御積入願、奥田氏灯笼代金送るに付傷まぬよう荷造り願、茶当年御買入の件値段昨年通りでも引合わさるに付下値のところが御見計らい・・・)			断簡	前後欠
3	20	15	—		〔書状断簡〕(先年御館入願い聞届けたるところ近來御礼節等困ゆえ御尋申入の旨申付られたるが差控えたるに付)			断簡	後欠
3	20	16	—		〔書状断簡〕(御地御家中藤御機嫌よく・・・)			断簡	後欠
3	20	17	—		〔書状断簡カ〕	山本民造		断簡	前欠、差出・宛先のみ
3	20	18	—		〔断簡〕〔竹駒明神社角田天満宮両社奉還歌「」〕	市兵衛、善七、計4名		断簡	木版印刷物、3-21-43の上部カ、3-21-44と同一内容カ
3	21	1	—		〔雑記〕(算術)			切紙	3-21-1~5端に綴穴有
3	21	2	—		〔雑記〕(算術)			切紙	
3	21	3	—		〔雑記〕(算術)			切紙	
3	21	4	—		〔雑記〕(算術)			切紙	
3	21	5	—		〔雑記〕(算術)			切紙	
3	21	6	文久辛酉、12、—	1861	〔断簡〕(議渡証文)	譲り受主茂右衛門		断簡	前後欠、黒線にて抹消
3	21	7	未、5、23		〔覚断簡〕(上茶代等に付御帳合願)	山本	田和徳右衛門	断簡	前欠
3	21	8	未、5、23		〔覚断簡〕(上茶代等勘定書カ)	山本	田和徳右衛門	断簡	前欠
3	21	9	申、5、—		〔覚断簡〕	御用所 大津	大原	断簡	前欠
3	21	10	—、11、晦		〔書状断簡〕(登船なく大延引に付御仁免願)	大文字屋三右衛門		断簡	前欠
3	21	11	—、—、19		覚(内金受取等に付)	小まさ		状	
3	21	12	—		〔包紙〕「としこのまめ」			包紙	
3	21	13	—		〔包紙〕「のし寸志 龜筆」			包紙	
3	21	14	—		〔包紙〕(中元御祝として御まな)	松浦源流		包紙	
3	21	15	—		〔断簡〕「」梅縷			断簡	上部欠、木版印刷物、3-21-16の下部カ
3	21	16	—		〔断簡〕「大極上 書」			断簡	下部欠、木版印刷物、3-21-15の上部カ
3	21	17	—		〔覚書断簡カ〕			断簡	上部欠
3	21	18	—		〔断簡〕(御願申入れ丸三より度々申入れるが未だそのままに付)			断簡	折紙断簡、朱書有、土地貸借関連カ
3	21	19	—		〔断簡〕			断簡	下部欠、黒線にて抹消
3	21	20	—		〔断簡〕「植村城太郎」			断簡	上部欠
3	21	21	—		〔願書断簡〕「乍恐奉願上」			断簡	後欠、下部欠
3	21	22	—		〔兵服染物所大和屋彦五郎住所覚書〕			断簡	
3	21	23	—		〔和歌工首〕			切紙	
3	21	24	—		〔茶袋寸法覚書カ〕			切紙	
3	21	25	—		〔包紙断簡〕「のし御手拭」	内口武之助		切紙	破損有
3	21	26	—		〔断簡〕(御殿・御公儀御法度厳しく守るべき事定書)			断簡	
3	21	27	—		「元月末の九ケの日に玉翁老人のみまかり」			断簡	後欠、神事祝日等書込有
3	21	28	—		〔奉書寸法救数覚書〕			切紙	3-20-64の前文の下書

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	21	29	—		[書状断簡] (御地御家内様御揃い ますます御勇健・・・) [書状断簡] (神事座配の件委細承 知に付)			断簡	後欠
3	21	30	—					断簡	前後欠
3	21	31	—		[渋張に付寸法覚書]			切紙	御年玉の包紙の裏に書込
3	21	32	—		[断簡] (和歌書上)			断簡	後欠、朱書有
3	21	33	—		[算断簡] (銀高書上)			断簡	前後欠
3	21	34	—		[断簡]「[]」書写	永		断簡	裏に人名の写有
3	21	35	—		[書状断簡] (内金書面の通り・・・)	山本嘉兵衛 (印)	造 (山本民造カ)	断簡	上部欠、(印)「くやま嘉」江戸日本橋通式町目諸国茶問屋山本売場」、茶荷物内金送り状カ
3	21	36	—		[声弥怨]			切紙	
3	21	37	—		[永谷 永谷]			切紙	
3	21	38	—		[包紙断簡カ]「風呂敷一」	高田半右衛門		断簡	裏に書込有
3	21	39	—		「にこり口にてありた水に」			切紙	
3	21	40	—		[断簡] (証文カ)	伊八郎、妻もよ、計3名	大道寺善兵衛殿御使亦祐、喜七	断簡	前後欠
3	21	41	—		[断簡] (小林は暫く御店を閉めて 木賃かた・・・)			断簡	後欠
3	21	42	—		[雜記] (算術)			切紙	
3	21	43	—		[断簡]「水魚総連 千庵総連 ・・・」			断簡	木版印刷物、3-20-18の下部カ
3	21	44	—		[断簡]「竹駒明神社角田天満宮 ・・・」			断簡	木版印刷物、3-20-18と同じ内容カ
3	21	45	—		[断簡]			断簡	
3	21	46	—		[断簡] (朱角印)			断簡	
3	21	47	—		[断簡]			断簡	
3	21	48	—		[断簡]「[]」敬白			断簡	
3	21	49	—		[断簡]			断簡	
3	22	1	—		[御濃茶・御薄茶・御煎茶値段表]	恭師香雪園永谷		断簡	折紙断簡
3	22	2	—		[短歌書上綴]			引札	木版印刷物、3点有
3	22	3	—		[茶包紙に付覚書カ]			綴	
3	22	4	—		宇治湯谷観音堂奉願巻句集 [御銘黄金・玉露古木園千代乃女等 茶銘書上]	発起湯溪社		切紙	裏に書込有
3	22	5	—		[建屋寸法覚書]			引札	木版印刷物、5点有
3	22	6	—		[凶案]			切紙	木版印刷物、端に「左ノ六ツツゲンナリ 〆数九 ツ」と書込有
3	22	7	—		[問数覚書]			切紙	
3	22	8	—					切紙	
3	22	22	—					切紙	
3	23	1	安政7、3、29	1860	[包紙] (一朱銀300両に付)	江戸日本橋通式丁目山本嘉兵衛 (印)	同 (城州) 宇治湯谷山本民造	包紙	断簡等のため目録作成省略 3-23-1~25一括 高井武右衛門經由
3	23	2	とち、3、8		[包紙]	永谷太郎兵衛	山本御店様ニ而民藏	包紙	
3	23	3	一、5、9		[包紙]	京「]」	宇治田原湯溪永谷伊八郎	包紙	
3	23	4	一、5、26		[包紙]	永谷伊「]」(八郎カ)		包紙	
3	23	5	一、6、一		[包紙]	太文字屋三右衛門	湯屋谷山本民藏	包紙	
3	23	6	一、6、一		[包紙]	ふでやとく	植村	包紙	
3	23	7	一、7、3		[包紙]	大和屋忠八	宇治永谷伊八郎	包紙	
3	23	8	一、7、11		[包紙]	宇治屋龜次良	田原湯谷山本民藏	包紙	
3	23	9	一、7、11		[包紙]	奈良屋源八 (印)	城州湯谷山本民造	包紙	
3	23	10	一、8、2		[包紙]	佐田屋重兵衛	田原永谷伊八	包紙	
3	23	11	一、9、1		[包紙]	岩田屋常太郎	城州宇治湯谷山本民藏	包紙	
3	23	12	一、9、14		[包紙]	太文じや三右衛門	湯之谷永谷民藏	包紙	
3	23	13	一、9、26		[包紙]	奈良屋源八	城州湯谷永谷民造	包紙	
3	23	14	一、[]、29		[包紙]	永谷茂「]」(兵衛カ)	仏光じふや丁西入丹ばや次右衛門	包紙	
3	23	15	—		[断簡]「山上庄右衛門 おしな 十三才位」			断簡	前後欠
3	23	16	—		[封筒]「工醫妍美 季矢毎催 曠 暉朗曜 璇璣縣幹」			封筒	「千字文」の一部

箱番号	内箱番号	西暦	年月日	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
3	23	17	—	[包紙]「上目式百三拾目口 巻分銀式拾五両」	山本口(嘉カ)兵衛		包紙	裏に「嘉木園」と有
3	23	18	—	[包紙]「御用 浅草海苔所」	福嶋大二郎	永谷伊八	包紙	
3	23	19	—	[包紙]「のし 御祝儀」	日本橋通意丁目瀧田屋文七(印)		包紙	木版印刷物
3	23	20	—	[包紙]「(くまる大) 青梅綿」	喜多屋嘉助		包紙	
3	23	21	—	[包紙]「本方 きんたいゑん」	まつ原下むら	城州湯谷山本民藏	包紙	木版印刷物
3	23	22	—	[紙袋]「本方 きんたいゑん」	都栗宇治田原湯谷本家香雪園永谷(印)		包紙	木版印刷物
3	23	23	—	[紙袋]「御草煙草入 御紙煙草入...」	都栗宇治田原湯谷本家香雪園永谷(印)		紙袋	木版印刷物
3	23	24	—	[紙袋]「本方 きんたいゑん」	江戸橋四日市上総屋吉兵衛		紙袋	木版印刷物
3	24	1	宝暦5、2、—	[語本]「竹生嶋・八嶋・雷電」	二条通御幸町西へ入ル山本長兵衛		冊子	木版印刷本、表紙外れ、表紙見返しに「西ノ儀次郎」と書込有
3	24	2	寛政6、9、—	預り申銀子之事(銀60目に付)	神崎屋清助(印)、伊勢屋万藏(印)、計3名	吉野屋市兵衛	状	
3	24	3	大正12、5、—	日雇人数帳(製茶に付人別賃金勘定帳)	永谷(まるイ)		状	
3	24	4	—	[雜記](漢字)			横半帳	日付は表紙より
3	25	—	—				切紙	裏に図書込有 文字無し・断簡等により目録作成省略
4	1	1	延宝9、7、3	永代売渡申家屋敷園畑并山樹木共事	うり主次郎助(印)、証人弥三兵衛(印)、計3名	与三右衛門	状	4-1-1~14木箱一括、(箱上書)「写 証文請取口箱」、他は断簡・唐紙のため目録作成省略(端裏書)「延宝九西 本家森前舖証」
4	1	2	寛永3、9、—	永代売渡し申田之事	長兵衛(印)、口久久(印)	大助方	状	(端裏書)「寛永三 本家森前舖証文」
4	1	3	享保14、7、□	相對ヲ以売渡シ申畑山林之事	うり主又五郎(印)、証人口右衛門(印)	宗七郎	状	(端裏書)「享保 字さし柳」、袖に享保2年6月付うり主重郎兵衛(印)計3名差出・久右衛門宛の売渡申田之事有
4	1	4	享保13、8、—	村中入札ヲ以売渡シ申田之事	うり主久五郎門(印)、証人太郎兵衛(印)、計3名	宗七郎	状	(端裏書)「享保十三申 源太田地証文 本家譲り口(まるカ)入」
4	1	5	享保5、9、2	相對ヲ以売渡シ申茶畑垣根共之事	うり主久右衛門(印)	安右衛門	状	裏に享保6年6月20日付畑売主甚右衛門(印)計2名差出・惣七郎宛の「村中入札を以売渡申山林之事」貼付、(端裏書)「柳尾 大福(まるカ)」
4	1	6	延宝5、7、14	永代売渡申山林山之事	うり主五兵衛(印)、口入五左衛門(印)、計3名	与三右衛門	状	(端裏書)「延宝五 本家森前山林証」
4	1	7	元禄12、—、—	卯年御年貢皆済一札(湯屋谷村に付)	庄屋与惣右衛門、年寄五右衛門	小堀仁右衛門	状	(端裏書)「物 皆済目録」
4	1	8	元文1、12、—	預ケ渡し申田之事	田壳主川上村幸助(印)、庄屋源左衛門(印)、計4名	湯屋谷村惣七郎	状	(端裏書)「元文 字 平石 念仏講谷 堂原田地 本家」
4	1	9	寛文6、10、26	売渡し申田之事	田原下町村九右衛門(花押)、同平右衛門(花押)	ゆや谷村与三右衛門	状	(端裏書)「寛文六 本家方譲り こだわノ田地証」
4	1	10	元文3、9、—	乍恐返答口上仕候(湯屋谷村先々久右衛門跡式に付)	[] さよ(印)、親類宗七(印)	高屋助八郎	状	(端裏書)「久印」、虫損甚大
4	1	11	—	卯年御物成納私御勘定目録	湯屋谷村庄屋与惣右衛門、年寄六兵衛	小堀仁右衛門御内佐藤安大夫、毛武川[]右衛門、計3名	状	(端裏書)「物」
4	1	12	承応3、6、27	[碁石谷茶園柿木喜作世語致されるに付証文]	田原下町村井山九右衛門(印)	ゆやノ谷喜作	状	(端裏書)「承応三年六月 本家 碁石谷茶園証、前欠カ」
4	1	13	慶安4、6、22	永代売渡し申林山荒島之事	ぬし久助(印)、請人理右衛門(印)、計5名カ	彦作	断簡	(端裏書)「慶安四卯 本家 空廣山林荒畑証文」、後欠
4	1	14	承応3、6、22	永代売渡し申田地之事	売主久助(印)、[](印)	彦作	状	(端裏書)「承応三年六月 一ノ谷 床鍋田地証」
4	2	1	安政3、12、—	借用申金子之事	岡本村庄兵衛(印)	民藏	状	4-2-1~7包紙・紐一括、(包紙上書)「証 岡本庄兵衛、大和田徳兵衛」
4	2	2	巳、12、26	覚(金40両預りに付)	武右衛門(印)	伊八郎	状	包紙有、(包紙上書)「弘化二己二月廿六日 武右衛門殿預り手形 但し民造相就金 四十両ノ口」、「自園精製新茶」の包紙の裏を使用

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
4	2	3	文政10、7、—	1827	以相对譲り渡申茶畑并山林一札之事	地面譲主弥助(印)、株証人平藏(印)、計4名	伊八郎	状	(端裏書)「廿九 中谷弥助屋鋪地茶畑林」
4	2	4	安政7、3、—	1860	借用申金子之事	借り主利兵衛(印)	民造	状	(端裏書)「五月廿五日限 ヨリ証」
4	2	5-1	安政6、6、—	1859	借用申金子之事	宇治郡五ノ庄岡本村借り主庄兵衛(印)、同郡大和田村請人徳兵衛(印)	綴喜郡宇治田原湯谷村民造	状	4-2-5-1~2巻き込み一括
4	2	5-2	亥、1、11		寛(末年より亥年まで借銀勘定書)	山民	御隠居	状	
4	2	6	亥、3、2		御注文之事(晴鐘に付)	鑄物師貝島甚左衛門(印)	湯屋谷瀬兵衛	状	奥に同日付の鐘銘代請取の記載有
4	2	7-1	明治4、7、—	1871	借用申金子之事	借用主高田半右衛門(印)、証人永谷伊八郎(印)	辻井弥兵衛	状	4-2-7-1~2包紙一括、(包紙上書)「証書巻通 永谷伊八郎」
4	2	7-2	明治5、3、—	1872	差入申一札之事(借用金子返済ならざるゆえ当手親新出来次第売却き代金にて皆済致すに付)	借用主高田半右衛門(印)、証人永谷伊八郎(印)	辻井彌兵衛	状	
4	3	1	—		遠州流いけばなひとりけいこ 全			冊子	写本カ
4	3	2	明治25、6、25	1892	みよの花	大阪市東区高麗橋三丁目五十九番屋 敷陣舜平		冊子	印刷本
4	3	3-1	明治3、—、—		地学事始 上	慶應義塾出版局		冊子	4-3-2~3は4-3-1に挟み込み一括 木版印刷本
4	3	3-2	—		[絵図] (東半球・西半球)			絵図	
4	3	3-3	—		亜細亜洲			絵図	
4	3	4	—		[生花伝書]	正統二光庵卜天(花押)、ト々斎其友(花押)		冊子	題簽擦り切れにより判読不能
4	3	5	—		明詩聯			横半帳	
4	3	6-1	—		はなすゝき全(生花伝書)			冊子	4-3-6-2は4-3-6-1に挟み込み一括 表紙裏に「丁丑之上寒 湯屋谷村永谷福重(花押・印)」と有
4	3	6-2	—		[寸法覚書]			切紙	
4	3	7	明治20、12、1	1887	[高等小学読本第三]	東京府平民池永厚、埼玉県士族西谷正三郎		冊子	印刷本、背に「湯屋谷(やまや)校 永谷」背表紙に「宇治田原村字湯屋谷永谷恒次 宇治田原村字湯屋谷永谷吉次良 宇治田原村字湯屋谷永谷寛太郎」と書込有 4-3-8-2~3は4-3-8-1に挟み込み一括
4	3	8-1	弘化3、8、庚申	1846	詩考雌雄記 其老(漢詩)	湯陽幽溪斎棋友		堅帳	
4	3	8-2	—		早秋(漢詩)			切紙	
4	3	8-3	—		[俳句・漢詩書上]			切紙	
4	3	9	—		[和歌書上]			堅折紙綴	
4	3	10	明治7、10、—	1874	[右大臣從二位島津久光提言書]			堅折紙綴	写
4	3	11-1	明治1、11、—		官許無水岡田開關法 附天地人三田論	羽後龜田岩野目澤村長育民堂岡田明義		堅帳	4-3-11-2~4は4-3-11-1に挟み込み一括 表紙に「明治四年辛未年 香雪園永谷伊八郎重賢 写」と書込有
4	3	11-2	—		[日本国石高・人数等覚書]			切紙	
4	3	11-3	—		[表]			切紙	
4	3	11-4	—		[荒蕪地面積・地代等勘定覚書]			折紙	墨線のみ書込、文字等の書込無 書込有
4	3	12	—		遊日光山記(文政6年8月3日發に付)			堅帳	
4	3	13	天明8、8、—	1788	聖諭廣訓 上下全	大阪府懷徳書院教授竹山居士中井積善		堅帳	奥付の前に「明治廿二年仲春写 永谷伊八郎重賢」と書込有
4	3	14-1	安政4、4、24	1857	伊呂波作者辨	松浦道輔		堅帳	4-3-14-2~11は4-3-14-1に挟み込み一括 写本
4	3	14-2	明治21、12、11	1888	伊呂波作者辨ハシ書	永谷伊八郎		堅帳	
4	3	14-3	明治21、12、11	1888	伊呂波作者辨ハシ書	永谷伊八郎		堅帳	
4	3	14-4	—		[図]			切紙	
4	3	14-5	—		[万葉集歌係字神代文字に付]			切紙	
4	3	14-6	—		[漢字訓に付]			堅帳	
4	3	14-7	—		[墨紙]			堅帳	書込無
4	3	14-8	—		[墨紙]			堅帳	書込無

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
4	3	14-9	—		[松浦道輔・西宮高明公等略歴に付]			形紙	
4	3	14-10	明治21、12、11	1888	[伊呂波作者松浦道輔経歴に付]	永谷伊八郎		形紙	
4	3	14-11	庚戌、6、—		[湯浅茶樹材の印(茶墨皆香)に付]	鴨坡口士		形紙	
4	3	15	—		御花構仕法帖			下書カ	
4	3	16-1	—		他見堅禁製 遠家古流 全			形紙	4-3-16-2は4-6-16-1に挟み込み一括 奥に「嘉永五子歳菊月写之 禪善所持」と書込有
4	3	16-2	明治13、—、—		梨蒸上煎茶教授播植表	湯谷永谷重賢		形紙	
4	3	17	安政3、10、—	1856	卜筮口傳抄	濃州山縣郡高富天王町住易論堂洪幸		形紙	写本、「山陽綴喜郡湯谷邑山本氏当主」と書込有
4	3	18	明治20、1、23	1887	代換二付地券裏書願	綴喜郡湯屋谷村頼人永谷伊八郎、相	綴喜郡長西川義延	形紙	
4	3	19-1	明治14、10、—	1881	元第三百拾八号 崇敬構社裏組大福構 (構員書上等)	京都市下山城国綴喜郡第七組湯屋谷村		形紙	
4	3	19-2	15、4、25	1882	記(金2円受納に付)	讃岐国出張金刀比羅宮孝会所(印)	大福構社惣代永谷伊八郎	形紙	
4	3	19-3	明治16、4、21	1883	元第三百拾八号崇敬構社裏組大福構 (金刀比羅宮代参に付)			形紙	
4	3	19-4	—		[崇敬構社定宿 (まるる金) 取締金刀比羅阪町大門まへひせんや孫市]			引札	
4	3	19-5	—		[地名・人名書上]			形紙	金刀比羅宮参詣の際の逗留先書上カ
4	3	19-6	—		[形紙]			形紙	書込無
4	3	19-7	—		[番地・人名・年齢書上]			形紙	大福構構員書上カ
4	3	20	—		[著物生地図案書上カ]			形紙	
4	3	21	文化9、2、—	1812	親戚正名(親戚略図雑形)	長門鶴流堂中玄		形紙	表紙有
4	3	22	明治20、3、3	1887	軍歌	京都府平民山中勘次郎		形紙	写本、明治20年6月23日に永谷伊八郎が筆写した旨記載有
4	3	23	文化7、春	1810	新版懐中重宝妙葉集	六十翁秀簪(印)		形紙	木版印刷物、表・裏ともに印刷有
4	3	24	—		[和歌下の句に上の句御付願]			状	
4	3	25	—、10、31		[書状](中宿郵便局浅田茂市郎方へ御光来願)	永谷城太郎	中居友右衛門	状	
4	3	26	—		[和歌書上]	宮雄		形紙	
4	3	27	—		菊(和歌下の句に上の句御付願)			状	4-3-24と同内容、上の句書込有
4	3	28	—		[算](上茶・中茶値段に付)			状	
4	3	29	—、12、26		[書状](肖像落成として差上潤毫料御尋ねのところろ尺3寸巾にて金1000疋3円等は通例に付)	櫻井百嶺	永谷武右衛門	状	
4	3	30	—		[西野友次郎近衛...]			形紙	下書、4-3-30の冒頭部分と同内容
4	3	31	—		[西野朋次郎近衛隊の兵士に召されて頼へ上るゆるめえ餞別に付]			形紙	下書
4	3	32	—、7、30		[書状](頼子の件徴兵の由に付結納・結婚期日先方へ返事の件宜しく御取計らい願)	太郎兵衛	永谷城伯父	形紙	封筒有、(封筒表書)「永谷城伯父公閣下 御親展 永谷太郎兵衛」
4	3	33	—、9、12		[書状](明13日漆御殿表御用部屋へ参上すべきにつ)	小川伴右衛門	永谷伊八郎、三浦喜兵衛	状	
4	3	34	—		[断簡](非句書上)			断簡	後欠
4	3	35	—		[牡丹餅に付]			形紙	下書
4	3	36	—		祝(和歌書上)			形紙	
4	3	37	—		[非句書上]			形紙	
4	3	38	嘉永7、7、12	1854	[寛断簡](借用に付)	文蔵(印)	山本民蔵	断簡	前欠、(印)「(まるる太) 城州宇治田原湯谷 永谷太郎兵衛」
4	3	39	—		[非句書上]			折紙	
4	3	40	—		[和歌書上]			折紙	元は「生田社御神供」の包紙カ
4	3	41	—		[菊・紅葉等に付]			形紙	表・裏ともに書込有
4	3	42	—		[菊・紅葉等に付]			形紙	表・裏ともに書込有
4	3	43	—		[菊・紅葉等に付]			形紙	表・裏ともに書込有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
4	3	44	—	—	[菊・紅葉等に付]			切紙	表・裏ともに書込有
4	3	45	—	—	[上田伊左衛門帰幽に付]			切紙	下書
4	3	46	—	—	[雑記] (算術)			綴紙	
4	3	47	—	—	大内之図			綴紙	
4	3	48	—	—	[式・宴席次覽書]			切紙	
4	3	49	—	—	[歌書上]			切紙	五・七の句書上
4	3	50	—	—	[茶に付]			切紙	
4	3	51	—	—	[武内宿禰・豊太閤に付和歌書上]	みやを		切紙	
4	3	52	—	—	[月に付和歌2首]			切紙	表・裏ともに書込有
4	3	53	—	—	[雑記] (算術)			切紙	裏に書込有
4	3	54	—	—	[月に付和歌1首]			切紙	表・裏ともに書込有
4	3	55	—	—	[月に付和歌書上]			切紙	裏に書込有
4	3	56	—	—	[雑記] (算術)			切紙	裏に書込有
4	3	57	—	—	[紙袋] (梅花錠)	保壽堂		紙袋	木版印刷物
4	3	58	—	—	[紙袋] (小児丸)	小枝保壽堂		紙袋	木版印刷物
4	3	59	—	—	[葉書] (酒半樽・酢半樽早々御遣 わし願)	宇治湯屋谷兵右衛門	伏見東屋丁西岡卯八	紙袋	
4	3	60	17、3、16	1884	[書状] (田原新誌第3号発行に付関 覧の上御廻願)	西野萬次郎	浅田明宏、浅田安次郎、計8名	野紙	
4	3	61	—	—	奉額六宮神社至前国風冠句大集	惣集所甲賀郡朝宮村字宮尻本覺寺		引札	印刷物、裏に俳句書上・大藏人形に付書状下書 等書込有
4	3	62	—	—	[紙袋] (大人小児むしくだし)	小枝保壽堂		紙袋	木版印刷物、書込有
4	3	63	—	—	[官許疋氣五香湯]	修製所美濃國岐阜南口上加納西覺寺 古田義隆 (印)		引札	木版印刷物、2点有
4	3	64	—	—	月次第三回国風冠歌輯 (和歌募集に 付)	宇治田原村字口山田自乗社発起仙 友、颯龜壽、補助社中		切紙	引札下書
4	3	65	—	—	[俳句書上]			野紙	
4	3	66	—	—	[俳句書上]			折紙	白紙1枚有
4	3	67	—	—	[俳句1句]			切紙	
4	3	68	—	—	[和歌1首]			切紙	
4	3	69	—	—	[武内宿禰・豊太閤に付和歌書上]			切紙	4-3-51の下書カ
4	3	70	—	—	[雑記] (算術)			折紙	
4	3	71	—	—	[雑記] (算術)			切紙	
4	3	72	—	—	[雑記] (算術)			切紙	諸紙寄例所 (かぎ上) 清水四郎兵衛の包紙 裏に書込
4	3	73	—	—	[和歌1首]			切紙	
4	3	74	—	—	[料理に付覽書カ]			切紙	
4	3	75	—	—	[雑記] (算術)			折紙	
4	3	76	—	—	鳥吟 (和歌・俳句御笑評願)			切紙	
4	3	77	—	—	銘茶製村略図 (表紙)			表紙	表紙のみ
4	3	78	—	—	[故舅君50年回忌を吾子執行するに 付]	茂子		切紙	
4	3	79	明治4、10、—	1871	譲り渡申証文之事 (畑地に付)	譲り主川上村田和兵右衛門 (印)、 庄屋田和右衛門 (印)、計3名	永谷伊八郎	状	
4	4	1	—	—	[仙洞様御歌・中山前大納言殿御 歌]			切紙	4-4-1~8木箱一括、(木箱上書)「手帖 永 谷」
4	4	2	—	—	[漢詩・和歌]			切紙	
4	4	3	—	—	[和歌1首]			切紙	
4	4	4	—	—	[漢詩・和歌]			切紙	
4	4	5	—	—	[和歌1首]			切紙	
4	4	6	—	—	[漢詩]			切紙	
4	4	7	—	—	[漢詩・和歌]			切紙	
4	4	8	—	—	[漢詩・和歌]			切紙	
4	5	1	—	—	上田老人の靈前によみてたむくる歌 (和歌綴)	城太郎		綴	
4	5	2	—	—	[俳句綴]			綴	
4	5	3	—	—	[和歌1首]			切紙	4-5-1に同一の和歌有

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
4	5	4	—	—	[和歌1首]			切紙	4-5-1に同一の和歌有
4	5	5	—	—	[和歌1首]			切紙	
4	5	6	—	—	[俳句1句]			切紙	4-5-2に同一の俳句有
4	5	7	—	—	[和歌1首] (運雀に付)			切紙	裏に書込有
4	5	8	—	—	[上田老人の霊前に]			切紙	4-5-1の下書カ、裏に書込有
4	5	9	—	—	[和歌1首] (續花に付)			切紙	裏に書込有
4	5	10	—	—	[和歌1首]			切紙	裏に書込有
4	5	11	—	—	[和歌書上]			切紙	4-5-1の下書カ、書込有
4	5	12	—	—	[雑記] (算術)			切紙	
4	5	13	—	—	上田老人の霊前によみてたむくる歌	城太郎		切紙	4-5-1の下書カ、裏に和歌1首有
4	5	14	—	—	[俳句1句]			切紙	裏に書込有
4	5	15	—	—	[俳句1句]			切紙	裏に書込有
4	5	16	—	—	[雑記] (算術)			切紙	
4	5	17	—	—	上田老人の霊前によみて手向そへる歌 (和歌1首)			切紙	4-5-1の下書カ、裏に書込有
4	5	18	—	—	[和歌2首] (豊太閤・菊に付)			切紙	裏に書込有
4	5	19	—	—	[和歌2首]			切紙	裏に書込有
4	5	20	—	—	[和歌下書]			切紙	4-5-1の下書、裏に書込有
4	5	21	—	—	[断簡] (和歌1首)			断簡	下部欠、裏に書込有
4	5	22	—	—	[和歌・俳句書上] (閑庭菊に付)			切紙	書込有
4	5	23	—	—	[和歌書上] (豊太閤に付)			切紙	裏にも和歌有
4	5	24	—	—	[和歌下書]			切紙	4-5-1の下書、書込有、断簡の裏に書込有
4	5	25	—	—	[俳句1句]			切紙	裏に書込有
4	5	26	—	—	[和歌書上]			切紙	4-5-1の下書カ、表・裏ともに書込有
4	5	27	—	—	[和歌書上]			切紙	4-5-1の下書カ、表・裏ともに書込有
4	5	28	—	—	[和歌1首] (岩山蔵松院にて)			切紙	裏に書込有
4	5	29	—	—	[雑記] (算術)			切紙	
4	5	30	—	—	[和歌1首]			切紙	裏に書込有
4	5	31	—	—	[俳句1句]	□屋		切紙	4-5-2に同一の俳句有、裏に書込有
4	5	32	—	—	[断簡] (和歌1首)			切紙	4-5-1に同一の和歌有、裏に書込有
4	5	33	—	—	[和歌書上]			切紙	4-5-1に同一の和歌1首有、表・裏ともに書込有
4	5	34	—	—	[俳句1句]	□屋		切紙	4-5-2に同一の俳句有
4	5	35	—	—	[和歌・俳句書上]			切紙	4-5-2に同一の俳句2句有、4-5-19と同一の和歌有、書込有
4	5	36	—	—	[俳句書上]			切紙	4-5-25と同一の俳句有、裏に書込有
4	5	37	—	—	[俳句下書]			切紙	4-5-2の下書
4	5	38	—	—	[俳句下書]			切紙	4-5-2の下書
4	5	39	—	—	[和歌書上]			切紙	表・裏ともに書込有
5	1	1	嘉永6、2、—	1853	以相对譲渡申田地之事 (字西谷口落台田地壹ヶ所に付)	田地譲主忠左衛門 (印)、庄屋茂左衛門 (印)、計4名	伊八郎、民藏	状	端裏書「落合田地証文」
5	1	2	嘉永7、閏7、—	1854	乍恐御届泰申上候崩所口上書 (大雨にて字西裏に山崩出来に付)	経喜郡湯屋谷村山林時主庄屋茂左衛門、年寄惣左衛門	淀土砂方御奉行	竖帳	表紙差出人「城州綴喜郡湯屋谷村」
5	1	3	明治7、11、—	1874	改正京都府下小学等職業表 (時間割)	御用書林東洞院三条上ル村上勘兵衛		切紙	
5	1	4	明治8、3、—	1875	譲り請候地所ニ付差入申証書 (字中谷真ヶ畑敷地壹ヶ所に付)	譲り請人藤田定吉 (印)、証人藤田嘉左衛門 (印)、計5名	永谷伊八郎	野紙綴	「譲り請候地所別紙絵図面之証」有
5	1	5-1	明治18、4、15	1885	[辞令] (願により学務委員を免ずるに付)	京都府	永谷伊八郎	状	5-1-5-2は5-1-5-1に挟み込み一括
5	1	5-2	—	—	[金貳百拾円 三浦 (まるタ)]			切紙	裏に「○丸 三浦」と有
5	1	6	28、3、20	1895	[書状] (別紙御切書の通り伏見銀行渡手形連送に付)	山本嘉兵衛	永谷邦太郎	状	
5	1	7	明治31、1、1	1898	謹賀新年 (商機新聞第6号附録特別広告)	(さんかく二) 大阪市今橋東詰平井合資会社、同市梅田出張所、計6名		広告	印刷物
5	1	8	明治31、1、1	1898	商機新聞	商機新聞社		新聞	1面~4面
5	1	9	昭和25、2、6	1950	京都新聞	京都新聞社		新聞	A府下版、1面
5	1	10	甲、11、26	—	寛 (金16両2分受取に付)	川上村田和兵右衛門	湯谷村伊八郎	状	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
5	1	11	—		[井筒屋佐兵衛等住所・名前・屋号書上]	(まる善) 新店		折紙	横帳綴じ外れカ
5	1	12	—		[福田等住所・名前・屋号書上]			折紙	
5	1	13	—		[粟田尊正院結城宮内等名前書上]			折紙	
5	1	14	—		[西御組三条屋鋪深谷平左衛門等名前書上]			折紙	
5	1	15	—		[萬屋佐兵衛等住所・名前書上]			折紙	
5	1	16	—		[伏見江戸町越知高崙等住所・名前書上]			折紙	
5	1	17	—		[今出川新町西入八文じや藤兵衛等住所・名前書上]			折紙	
5	1	18	—		[封筒]	(印) 「□」(日カ) 本通船株式会社 荷扱大阪市東區今橋東詰東入(さ んかく二) 平井合資会社]	永谷邦太郎	封筒	切手有
5	1	19	—		[人別金額書上]			切紙	
5	1	20	—		[ろめいさん]	根元正本家京都大宮通三条上ル町福 田謹製(印)		引札	木版印刷物、5-1-21に同じ
5	1	21	—		[ろめいさん]	根元正本家京都大宮通三条上ル町福 田謹製(印)		引札	木版印刷物、5-1-20に同じ
5	1	22	—		[俳句1句]			切紙	裏に書込有
5	1	23	—		[封筒]			封筒	裏に書込有
5	1	24	—		[断簡継紙]			継紙	
5	1	25	—		[断簡] 金額書上]			断簡	後欠、裏に書込(勘定書)有
5	1	26	—		[封筒] 「鳩居堂製筆」	鳩居堂		封筒	木版印刷物、書込有
5	2	—	—		国史略			冊子	木版印刷物、1・2・4・5巻。3巻と思われる綴じ 外れ有
5	3	—	—		太平記			冊子	18冊。
5	4	—	—		[教科書] (水原操編輯「女兒私用 文例 第式編」等)			冊子	5冊(池永厚・西村正三郎合著「高等小学読本第 二」、東京帝国大学史料編纂官文学博士上善之 助著「新編国史教科書一年級用」、[]学書 キ方手本第三学年用下」、他1冊)
6	1	1	元禄1、11、—	1688	[裁許状] (江州栗太郎大石五ヶ村 と城州綴喜郡山田四ヶ村岩本村・長 山村・湯屋谷村山論に付)	志摩、安芸、計3名	城州綴喜郡奥山田東谷之内茶屋村、 栢村、計7ヶ村庄屋、惣百姓	状	
6	1	2	明治21、4、—	1888	履歴書	府下山城国綴喜郡湯屋谷村故永谷武 右衛門長男永谷豊三郎		野紙 綴	
6	1	3-1	—		茶製論草稿	南山茶夫藤原重賢		堅帳	6-1-3-2は6-1-3-1に挟み込み一括
6	1	3-2	—		[茶畑に付] (茶製論草稿補足カ)			切紙	
6	1	4-1	大正6、3、31	1917	証(金請取に付)	三宅清治郎(印)		切紙	計8名分。6-1-4-1~14折り込み一括。
6	1	4-2	大正6、3、31	1917	証(金請取に付)	川田清七(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、4、15の日付有
6	1	4-3	大正6、4、15	1917	証(金請取に付)	田中安五郎		切紙	計8名分。ほかに大正6、3、31・大正6、4、10の 日付有
6	1	4-4	大正6、5、15	1917	証(金請取に付)	伊藤平三(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、1、31の日付有
6	1	4-5	大正6、5、15	1917	証(金請取に付)	伊藤平三支店(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、2、15の日付有
6	1	4-6	大正6、5、15	1917	証(金請取に付)	津田榮太郎(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、2、15・大正6、2、28の 日付有
6	1	4-7	大正6、2、28	1917	証(金請取に付)	矢代庄兵衛(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、4、30の日付有
6	1	4-8	大正6、4、30	1917	証(金請取に付)	矢代庄兵衛(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、2、28の日付有
6	1	4-9	大正6、4、30	1917	証(金請取に付)	西村治兵衛(印)		切紙	計8名分(うち1名取消)。ほかに大正6、2、28 の日付有
6	1	4-10	大正6、4、30	1917	証(金請取に付)	三宅清治郎(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、2、28の日付有
6	1	4-11	大正6、4、30	1917	証(金請取に付)	川田伊三郎(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、2、28・大正6、3、7・ 大正6、3、12の日付有
6	1	4-12	大正6、4、30	1917	証(澤井与三郎等金請取に付)	澤井与三郎(印)		切紙	計8名分。ほかに大正6、3、15・大正6、3、16・ 大正6、4、17の日付有
6	1	4-13	大正6、4、15	1917	証(金請取に付)	荒川傳七(印)		切紙	計8名分。大正6、3、16・大正6、3、15・大正 6、3、25の日付有

箱番号	内箱番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
6	1	大正6、3、31	1917	証(金請取に付)	津田榮太郎(印)		切紙	計8名分
6	1	[]		神武天皇御肖像	[]		絵図	印刷物、包紙有、(包紙上書)「御神像 一葉」
6	2	乙卯、6、—		大和国御見絵図 全	作者和州中村政耳齋、校合大坂椿山才春堂、画工同高木幸助貞武、彫刻同古川忠兵衛		絵図	表紙有、木版印刷物、年月日「[]」十乙卯年六月歳且、享保20年(1735年)カ
6	2	文化4、5、—	1807	西国靈場順礼記	江戸日本橋通老丁目須原屋茂兵衛		絵図	木版印刷物、裏に「永谷」、里程の書込有
6	2	文政8、—	1825	[新版江戸絵図]	皇都書肆菊屋喜兵衛、山城屋佐兵衛、計3名		絵図	木版印刷物
6	2	文政13、春	1830	伊勢国大絵図 全	小堀教馬榊御代吉所城州総喜郡湯屋谷村庄屋半右衛門、年寄長左衛門、計3名		絵図	表紙有、木版印刷物
6	2	—		[湯屋谷村絵図]			絵図	(貼紙)「禁裏御料 山城国総喜郡宇治田原郷湯屋谷村 文久元酉年八月 庄屋 年寄 百姓 代」
6	2	明治6、3、11	1873	[湯屋谷村河川測定図]	山城国総喜郡第三区湯屋谷村戸長淺田平右衛門		絵図	
6	2	明治17、4、—	1884	[湯谷谷村山林図]	総喜郡湯谷谷村		絵図	付箋有
6	2	—		[近江国絵図]			絵図	
6	2	—		日光御山之絵図	御陰図所鉢石町植山彌平治		絵図	木版印刷物
6	2	—		[湯屋谷村絵図]			絵図	
6	2	—		[湯屋谷村絵図]			絵図	
6	2	—		[湯屋谷村絵図]			絵図	
6	2	文久1、8、—	1861	[湯屋谷村絵図]	禁裏御料山城国総喜郡宇治田原郷湯谷谷村庄屋茂左衛門、年寄半右衛門		絵図	6-2-12-2は6-2-12-1に挟み込み一括
6	2	—		「小堀教馬榊御代官所 山城国総喜郡湯谷谷村材地絵図」			切紙	裏に図の書込有
6	2	—		[湯谷谷村絵図]			絵図	字名・地番を記した付箋有
6	2	—		改正大日本全図 全巻本	難波陣人馬淵氏自藁庵図(印)、岡田氏自有軒書(印)		絵図	表紙有、木版印刷物
6	2	—		[背表紙]			表紙	背表紙のみ
6	2	—		[背表紙]			表紙	背表紙のみ
6	3	大正8、10、13	1919	第三回京都府茶園品評会褒賞之証(4等賞に付)	京都府茶業組合連合会議所会頭玉井源次郎(印)	綴喜郡宇治田原村耕作者永谷邦太郎	状	
6	3	大正9、10、23	1920	褒賞(宇治田原郷茶盛組第1回製茶品評会3等賞に付)	京都府茶業組合連合会議所会頭玉井源次郎(印)	永谷邦太郎	状	
6	3	大正10、6、4	1921	褒賞(第1回品評会2等賞に付)	宇治田原製茶改良実行組合長上辻定右衛門(印)	出品人永谷邦太郎	状	
6	3	大正10、10、18	1921	褒状(宇治田原郷茶盛組第2回製茶品評会3等賞に付)	京都府茶業組合連合会議所会頭玉井源次郎(印)	永谷恒次	状	
6	3	大正11、6、15	1922	記念状(第1回製茶大量品評会出品に付)	宇治田原製茶改良実行組合長上辻定右衛門(印)	綴喜郡宇治田原村永谷邦太郎	状	
6	3	大正11、8、2	1922	褒賞(第2回品評会5等賞に付)	宇治田原製茶改良実行組合長上辻定右衛門(印)	出品人永谷邦太郎	状	
6	3	大正11、9、23	1922	感謝状(宇治田原村学務委員として多年尽瘁に付)	綴喜郡宇治田原村長上辻定右衛門	故永谷伊八郎	状	
6	3	昭和38、5、1	1963	感謝状(28年学校教育に従事に付)	京都市長高山義三(印)	永谷百合子	状	簡入
7	1	辛未、中冬		[掛軸](鹿埜純和)	木崎その子		巻子	添款印2種有
7	1	—		[断簡]「無疑者也」			断簡	前欠。7-1-6の後半部分カ
7	1	—		[御題日出山ほか和歌3首]	永谷宮雄		状	7-1-2-1~2折り込み・封筒一括、封筒有、(封筒表書)「安庄安治郎君 愚詠 永谷城太郎」(封筒裏書)「一月十四日之御日待之神床江御備可被下候也」
7	1	—		[「朝彦」・「豊栄」等覽書]			切紙	
7	1	—		[「書状」(摺物出来たるゆえ差上に付、この題10日中締切に付)]	城	[]	状	
7	1	—		[「活花」に付]			継紙	華道書の写カ、虫損大
7	1	—		[天文諸曆新術・点算傍書術に付]	城州伏見京町口(西岡カ)天極齋免許門人積古道場		引札	木版印刷物、虫損大

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
7	1	6	—		[天文諸曆新術・点竄傍書術に付]	城州伏見京町西岡天極齋・同竹王齋		断簡	後欠、木版印刷物
7	1	7	—		和漢数学方法指南	免許門人稽古道場		断簡	後欠、木版印刷物
7	1	8	—		[断簡] (城州伏見西村弥兵衛等住所・名前書上)		断簡	前欠、木版印刷物、7-1-6の後半部分カ	
7	2	1	—		[覚書] (小笠原流折形に付)		切紙		
7	2	2	—		[覚書] (小笠原流折形に付)		切紙	7-2-3-1~3包紙一括、(包紙上書)「一 男蝶并ニ幸蝶同断 女蝶」	
7	2	3-1	—		イカマ流折方 (雌蝶・雄蝶に付)		折形	番号はつけられないが便宜的に7-2-3-2とする	
7	2	3-2	—		[折形] (男蝶)		折形	番号はつけられないが便宜的に7-2-3-3とする	
7	2	3-3	—		[折形] (女蝶)		折形	7-2-4-1~2包紙一括、(包紙上書)「銀封上中下 状封同断 箸紙イセ小笠原 折小鮑斗色々 諸包水引掛緑色々」	
7	2	4-1	—		[折形] (茶杓包)		折形	番号はつけられないが便宜的に7-2-4-1とする	
7	2	4-2	—		[折形] (真麿斗包)		折形		
7	2	5	—		奴舞子札形之形		切紙	包紙有、文書名は包紙表書より	
7	2	6	—		[折形] (扇子包)		折形	中に扇子袋有	
7	2	7-1	—		[四口角に付]		切紙		
7	2	7-2	—		[琴瓜入に付]		切紙		
7	2	7-3	—		[四寸四分角に付]		切紙		
7	2	7-4	—		[寸法覚書カ]		切紙		
7	2	7-5	—		[小五角形型紙]		切紙	印有	
7	2	7-6	—		[大五角形型紙]		切紙	印有	
7	2	8	—		[俳句2句]		切紙	裏に「キセルツハ」と書込有	
7	2	9	—		痘神除		守札	包紙有、文書名は包紙表書より、包紙に印有	
7	3	1	—		[諸草花包等折形7種]		折形	包紙一括	
7	3	2	—		[草羽子板包等折形19種]		折形	包紙一括	
7	3	3	—		[草万用包等折形5種]		折形	包紙一括	
7	3	4	—		[草青紗等折形14種]		折形	包紙一括	
7	3	5	—		[真山椒胡椒包等折形20種]		折形	筒子一括	
7	3	6	—		[襦紙包等折形17種]		折形	包紙一括	
7	3	7	—		[草麿斗包等折形15種]		折形	包紙一括	
7	3	8	—		[家紋・花形等型紙]		切紙	包紙一括	
7	4	—	—		[折形、型紙等]		折形・切紙	詳細省略	
8	1	貞享2、5、—	1685		[謡本] (高砂・田村・熊野・斑女・鶴飼)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8	2	貞享2、5、—	1685		[謡本] (雑波・兼平・千手・卒都婆小町・船弁慶)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8	3	貞享2、5、—	1685		[謡本] (老松・頼政・井筒・鉢木・羽衣)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本、表紙裏に朱字で「福重」とあり
8	4	貞享2、5、—	1685		[謡本] (白楽天・実盛・玉葛・柏崎・融)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8	5	貞享2、5、—	1685		[謡本] (養老・清経・采女・葵上・遊行柳)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8	6	貞享2、5、—	1685		[謡本] (柳羽・朝長・嬢葉・三井寺・阿漕)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8	7	貞享2、5、—	1685		[謡本] (志賀・鶴・大原御幸・紅葉餅・梅枝)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8	8	貞享2、5、—	1685		[謡本] (蝶通・忠度・楊貴妃・木賊・藤戸)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦	文書名	差出人・作成者	宛先	形態	備考
8		9	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(玉井・景清・杜君・安達原・当麻)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		10	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(賀茂・俊寛・松風村雨・西行桜・誓願寺)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		11	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(呉服・八嶋・鸚鵡小町・桜川・東岸居士)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		12	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(海士・鞍馬天狗・定家・蟬丸・狸々)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		13	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(龍田・敦盛・夕顔・隅田河・善知鳥)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本、裏表紙に朱字で「□人」とあり
8		14	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(春日龍神・船橋・江口・花富・源氏供養)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		15	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(山婆・通盛・陰垣・富士太鼓・小堀)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		16	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(芦刈・善界・芭蕉・通小町・天鼓)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		17	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(右近・女郎花・関寺小町・二人静・浮舟)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		18	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(三輪・安宅・軒端梅・錦木・雲林院)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本、裏表紙に「本主 山上氏」とあり
8		19	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(白鬚・盛久・仏原・道成寺・唐船)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本
8		20	貞享2、5、一	1685	〔謄本〕(邯鄲・殺生石・野宮・百万・自然居士)	二条通御幸町西江入町山本長兵衛		冊子	木版印刷本

永谷伊八郎家文書

主要文書解讀文

永谷伊八郎家文書 1-1-2-1

為取替申証文之事

一其御地御手製之御茶古来方我等とも
 両店限御積送被下当地売捌方御世話
 致来候処今以無滞不相替渡世致来候事
 誠ニ御互ニ難有大致候然候処近来
 銘茶仲間組合多分ニ相成候ニ付其御村ニ
 おみて各古来方之御実意厚其根本を
 為不失御連印を以御信儀之御証文
 御差下髓ニ入手致候誠ニ御心実之
 御執斗ひ兩人共恐奉存候然る上者
 当地於両店も各方御茶之儀ハ時之相庭ニ
 応シ成丈出情致信実を以無如才売
 捌代金之儀者毛頭御損毛相掛申
 間鋪候且亦此以後其御近在御村方
 新規御積送之衆中有之候不然者共
 勝手宜儀御座候共茶荷物之義者古
 来方仕来之外忝箇ニ而も決而請捌
 申間鋪候右両店儀定之趣永久堅
 相守可申候為後日証文依而如件

江戸日本橋通貳丁目

文化三丙寅年

山本嘉兵衛 (印)

六月

江戸南伝馬町貳丁目

堺屋友治郎 (印)

西野藤右衛門殿

永谷武右衛門殿

永谷伊八殿

永谷三之丞殿

木屋茂兵衛殿

藤田弥吉殿

一札之事

一我等連名之者古昔方所持之藺畑
多茶製致候而古来方御両家江壳送り於
其御地茂御美意ヲ以御壳捌被下右代金を以
御年貢上納無滞仕来一統忝致大悦候
且各御店御商壳躰之御勝手宜敷儀茂
可有之候得共新規之荷主方御頼申義候共
古来仕来之外者決而荷物無御引請湯谷
連中之差支無之様御執斗御儀定之一札
為御差出口被下誠以御厚情之段忝致入
手候依之為御謝恩湯谷連中之者共茶
荷物之儀者於其御地御両家ニ限御頼申上候
其御地御仲間有之候とも御両家之外江者一切
積送り申間鋪候間外之御仲間内江茂御両
店より可然様御壳渡シ可被下候方一外御店方
金子御遣「」御頼ニ有之候と茂右之金子早速
相返シ茶荷物壹箇ニ而茂決而壳送り申間鋪候
尤我等連中之者共茶荷物之義御両家任
御心御執斗可被下候何事ニ不限御差図ニ相洩
申間敷候右儀定之通永久堅相守可申候
為後日連印証又依而如件

城州宇治田原

文化三丙寅年六月

湯屋谷連中

永谷三之丞

藤田弥吉

木屋茂兵衛

永谷伊八

西野藤右衛門

江戸

堺屋友治郎殿

山本嘉兵衛殿

永谷伊八郎家文書一・五・二・76

關東御用之御茶例年宇治ニ而詰上ケ候以前他所へ新茶
 売出シ候義難相成定法ニ而宇治郷之内式ケ所江建札茂有之
 ニ付前々者近村迄茂皆相専(守)猥り成義無之候処近来宇治郷
 之外茶製いたし候者共御用以前を茂憚らす新茶を他国迄
 茂売弘候由相聞如何ニ候向後御用不相濟前挽茶者勿論
 煎茶たりとも他所江売出シ候義決而致(間脱カ)鋪候尤宇治ニ而売出シ
 候時節承合猥り成義無之様可致候
 右之通り去ル戌十二月相触置候処不相専(守)不埒成もの有之趣相聞
 候付猶又相触候間向後急度相専(守)心得違之義無之様可致候
 右之通り山城国宇治郡久世郡綴喜郡相楽郡之茶作人有之
 村々江不洩様村役人共方急度心付可申もの也

別紙触書差出候間茶作久有之村々者書面之趣承知いたし
 右之村々不洩様相廻シ其村々庄屋年寄印形ニ而承知仕候段
 請書致シ留り村より京都御役所へ可持参者也
 卯三月十六日 伊勢印

肥後印

(貼継紙)

両御奉行所御印有之候御触書迄通御渡被成候ニ付
 遣し候宇治郡久世郡綴喜郡相楽郡右之村々不洩様順々
 無滞可被相廻候尤別紙請印帳掛ケ紙之通一村間
 々江御触書之趣承知仕候段無相違書入いたし
 庄屋年寄印形いたし早々可被相廻候以上

方内添状

三月十七日

松尾佐兵衛

永谷伊八郎家文書一・五・二・八

乍恐奉願上口上書

一字治田原郷村々之義者山畑勝ニ而
 御座候処猪鹿多ニ付作物難仕付故
 多分茶園ニ而煎茶仕立売捌き候而
 例年御年貢相続仕来ル候処十ヶ年
 以前迄ハ殊之外下直ニ而村々一統
 難渋仕候ニ付私しども色々勤弁仕り
 江戸表へ罷越煎茶問屋仲間江懸合
 大廻り仕り彼地におゐて売弘申処
 売捌方上々宜敷相成候ニ付而ハ当郷ハ
 勿論近郷村々より売出し候
 煎茶之分私とも直段能買取に付
 一同大意ニ助成と相成私シとも茂相応之
 利潤茂御座候ニ付為冥加年々に
 銀壹枚宛奉差上度奉願上候尤
 右冥加銀差上候迎当春御触御座候
 宇治郷ニて御茶詰不相済已前ニ
 売出シ度と申儀ニ而ハ無御座候御触
 之通りハ急度相守候義ニ御座候且又
 同郷仮令同村之者ニても此後私共
 同様之煎茶商ひ仕候もの出来候とも
 其節差障り等申立候所存等決而
 無御座候御益差上候義ハ誠ニ御国恩
 為冥加奉差上候義ニ御座候間此段
 御聞届被 成下候様奉願上候以上

文化十二亥五月 綴喜郡宇治田原

湯屋谷村

願人永谷屋三之丞

西野屋藤右衛門

永谷屋武右衛門

木屋茂兵衛

永谷屋伊八郎

藤田屋弥吉

庄屋 治右衛門

同郷

上町村

万屋兵左衛門

多丸屋久右衛門

庄屋 又右衛門

小堀中務様

御役所

右煎茶江戸表へ積送り之売人共七人

奉願上候義実ニ当郷之百姓一同之助成ニ

相成其上当郷村之荒地等茂近々起返候

義ニ御座候和東郷多賀村始猶近郷之

御支配所村々迄も一躰之大ニ助成ニ

相成当郷ハ勿論御支配所一同御扱迄

思召被下前書願之趣何卒格別之

御憐愍以御慈悲御聞届ケ被成下候ハシ

私共も如何斗難有仕合奉存候仍而

奥印仕奉願上候 以上

宇治田原郷

組頭

高谷平兵衛

小堀中務様

御役所

永谷伊八郎家文書 1 - 5 - 2 - 60

(端裏書朱書)「十四日ニ被仰渡候」

申渡

菱垣廻船積仲間

十組問屋共

一其方共儀是迄年々金壹万式百両宛冥加上納
致来候処問屋共不正之儀相聞候ニ付以来上納ニ
不及候尤向後右仲間株札者勿論其外共都而
問屋仲間并組合杯と唱候儀不相成候
右ニ付而者是迄右船江積来候諸品者勿論都而
諸国方出候品ニ而茂素人迄直売買勝手次第
可為候且又諸家國産類其外惣而江戸表へ
相巡り候品々ニ而茂問屋ニ不拘銘々出入者引請
売捌候儀茂是又勝手次第之事其段申渡

天保十二丑年

十二月十四日

右之通此度北御奉行所へ組々行事共御呼出し被
仰渡候間奉入御覽候猶又成行追々可申上候乍併
御店様共儀者日来蒙御懇情候儀故猶不相変是迄之
通り御荷物御積方被成下様偏ニ奉願上候先者右不取敢
御案内迄如此御座候

極月十六日

為取替規定一札

此度江州地産茶京都於

御用所小嶋慈平取扱

御屋形様御称号を以御石場御国

産会所へ積出し於同所問屋仲買

小売店ニ至迄一統為致入札高札へ落

札尤も代金六拾目限り之事

但し惣売捌代銀之内為御冥加七分引

内

式分通 御屋形様御益上納

式分五厘 坂口文兵衛茶引請ニ付諸入用ニ引取事

式分五厘 小嶋慈平名代兼荷主惣代出張入用之事

一蔵舗として巻筒ニ付銀式匁ツゝ引

尤も櫃詰ニ而も同断之事

但シ積金ニいたし置不時入用之手当之事

一江州表ニ而茶仕入方猶海上難船等小嶋

慈平方引請尤も御石場国産会所者

荷物取斗可申事

但シ船合力之儀ハ双方持ニ而取賄可申事

一入船尙度ニ差合荷物入込候節ハ坂口

文兵衛方方も手伝可申事

一入札落札日ハ六十日限り代金坂口文兵衛

方引請取立可申尤も相滞候節者

落札主ニ不拘小嶋慈平印鑑を以

差図之方へ無遅滞相渡可申事

一御国産御交易之御茶故小嶋慈平

改メ印鑑無之方ハ於御石場ニ一切取扱

申間敷候事

但シ印鑑無之分ハ洩荷物之儀ニ付取押へ

置双方立会小石川御屋敷へ相伺之上

取斗可申事

一江州之産茶江戸表商人江小嶋慈平

手先ヨリ一切直売申間敷候事

一万一右之廉々聊ニ而も相背候儀有之

候ハ、小石川御屋敷へ相伺如何様之御取斗ニ

相成候共双方毛頭申分無御座候事

右之通相互ニ実意を以正路ニ取扱

永統御差通候様尽丹精御国産会所
二而一端御扱ニ相成候ニ付御冥加御上納并ニ
入札其外諸入用双方ヨリ差出し相賄ひ
可申候為後日之為取替一札仍而如件
安政二卯年 江戸上餉池之端仲町
九月 坂口文兵衛(印)

小嶋慈平殿

前条御規定之廉々承知仕候尤も為
取替之書面之文御双方連印取之拙者方へ
御預り申置候仍而與印如件
御国産御会所(印)
松田嘉兵衛(印)

(表紙)

「嘉永七年

寅五月

三仲間規定書」

為取替一札之事

一江戸表積入方近年不引合ニ相成猶

昨年来格別下直之仕切其上一割

引方出入勘定立致来実以困り入候

依之此後山方仕入直段ハ懐ニ引合之上

一割引出入勘定立ニ可致候事

一金相場格別宜鋪候ハ共是迄通ニ而

取引可申候事

一追々不引合相続候上江戸表方大不

景気ニ而当年ハ格外下直之仕入

可致様申来候ニ付銘々共随其意ニ

心得違無之様下直ニ仕入可申候尤も

半仕入位之心底を以諸事取賄可申候事

一近年江戸表銘茶類沢山入津相成候故

自然相庭及下落此姿ニ而ハ逆も

名々永続ニ相成不申段ハ全余之

儀ニ而も無之只外国物杯年増沢山

仕入ニ罷出銘茶ニ相交上品ニ仕立積

送り候上之儀ニ候間向後右等之始末

不致様一同相心得旧来方之本場地名

不失様致度候夫ニ付外国ハ仕入ニ罷出且

手先ニ而も差出候義ハ決而仕間敷候条

至極肝要之事

附り銘茶製地内ニ而銘々無抛注文筋ニ而

入用品在之候節者最寄ク問屋ハ

罷出相談之上相調可申候事

一今般江戸表式番組并ニ仮組問屋取極ニ

相成候上者右別紙連名之通三拾五軒之内

此後当荷主へ対し逼塞杯之儀
 申越損毛相懸候族も出来申候節者当
 仲ケ間一統申合之上多少不抱荷物差
 向候儀一切致間敷候事

一当山方并仲買へ先金相渡候儀者決而
 無用若相渡し候而者自然直段糶上二茂相成
 互二不相統之基二付堅致間敷万一手附
 金杯之義二付損難相懸候者者申合之上
 急度取引致間敷候事

右之條々今般当仲ケ間一統取極之上へ
 弥堅相守可申候若万一心得違之輩有之候へ、
 其組々方三仲ケ間大行事へ申出大坂出荷
 之分仲ケ間方勝手次第二取行其上三仲間之内迄
 相除可申候其時二至一言之申分毛頭致間敷候
 為後日之為取替一札依而如件

住栄組問屋

栗生喜三郎(印)

鳥本徳次郎(印)

放土茂七郎(印)

川瀬善五郎(印)

大西政左衛門(朱印)

岡田久次郎(印)

岡田儀右衛門(印)

永谷武右衛門殿

永谷太郎兵衛殿

木谷茂兵衛殿

山本民藏殿

細谷清右衛門殿

奥田治兵衛殿

乍憚口上書

一

私義

前々大坂下り早船連(運)送問屋渡世ニ而相統仕罷在候処
 其御地様江戸廻り御荷物御茶壺之儀毎々私浜先ヲ
 伏見表江積登り同所着之上尚又当浜先キ大坂江
 積下り候節兼々見請居申候ニ付甚残念ニ奉存候故
 而三年以前より郷之口魚屋忠兵衛殿相頼右
 御荷物私方ニ而何卒連(運)送仕度御世話被下候様御頼
 申上置又々当年大坂炭屋五郎兵衛殿方江罷越御相談
 御頼申上候処右者江戸表山本嘉兵衛様方之大坂御出張店へ
 相頼可申様被仰下則炭五郎共御同道ニ而右御出店之方江
 罷越御頼申上候処何分右御荷物連(運)送之儀者先
 御山方様江参上仕御願可申上旨被仰下候尤当
 御仲間中様江元方御願申上度奉存罷在候得共
 余り恐多奉存候ニ付差控罷在候処何分右次第ニ付此度
 相改乍恐御願奉申上候何卒 御一統中様御申合
 被成下私方へ右御荷物御送り被成下度偏ニ奉願上候
 然ル上者淀方大坂迄連(運)賃登簡ニ付七分宛ニ而引請
 無滞其夜々ニ積下り可申候且御荷物損シ又者
 濡等万一出来候節者積戻之船賃者御手元へ相掛
 申間鋪候將又私方ニほいろ場四五挺斗り年中
 其俟仕有之候間自然濡等出来候ハ、早速御案内
 可仕候間其節御出被成下ねり御掛直シ御荷箇
 被遊被下候ハ、直様其夜ニ積下り仕候故聊御弁利ニも
 可相成哉と乍恐奉存候間此儀も御勘考被成下私方へ
 御荷物御送り被成下候ハ、大切之度扱少シも無遅滞
 連(運)送可仕候乍恐此段書付を以偏ニ奉願上候以上

天保四巳年正月

淀連(運)送問屋

炭屋善兵衛(印)

湯谷

御茶司中様

永谷伊八郎家文書 1 - 3 - 7

一 此度 徒

田安様 昨廿三日 御役所 江
御呼出し 二而 挽茶 煎茶 共 宇治
二而 製人 御尋 二付 則 別紙 之 通
書面 を 以 奉申上 候 間 御心得 御舍
被置 可被下 候 依 而 当年 新茶 製方
御出情 被成下 候 様 奉願 上 候 以上
天保三辰年

二月廿四日 山本嘉兵衛(印)

永谷御氏様

別紙返答之写

乍恐以書付奉申上候

城州宇治田原郷

湯谷村

煎茶元祖

永谷三之丞

永谷伊八郎

永谷武右衛門

西野藤右衛門

木谷茂兵衛

江州愛知郡政「」

上「善四郎

右之所々 「私所持之

茶園畑「」製法之儀者右名前之者

清浄ニ仕立同人共々積送り申候再三吟味

仕り候上御茶銘ニ准シ価相究奉詰上候此「

御尋ニ付奉申上候以上

日本橋通二丁目

辰二月

御茶師

「」

山本嘉兵衛

田安様

御賄所

(裏書)

凡茄

朔日 花を切る事忌

- 二日 火之用心大切
- 三日 庭をほる事忌
- 四日 竹を切事忌
- 五日 升二而物を買事忌
- 六日 水神大切
- 七日 始而来ル人ニ箸ヲ取らず事忌
- 八日 男女をつゝしむ事
- 九日 茄菅切つゝくう事
- 十日 せついんそふじ致可申事
- 右十一日と同断

弘法大師	正月五日	五月十一日	九月八日
御茶湯 田安様	十六日	十五日	十一日
千日詣	二月七日	六月三日	十月十五日
	八日	十一日	十九日
東邸	三月四日	七月十五日	霜月六日
	十五日	廿四日	九日
田印書	四月五日	八月十日	極月十二日
	廿五日	十八日	廿四日

一札 侘

一去ル卯年江戸積茶御荷物翌辰春各々方々
御出荷之内五十四箇分其初樽船出帆殊外無数候故
乍勝手無抛外廻船江積入申候処其船不斗難
破船ニ相成候ニ付各々方々元銀十七貫目余之御損毛
相成候由扱々御氣之毒ニ而私共不調方之段何共申訳も
無之候依而其後私シ退役同様ニ相成誠ニ渡世難成
必至と難渋仕候ニ付段々御願申上候処此度格別
之御隣（隣）惑を以如前年御差配被仰付難有仕
合ニ奉存候為此御恩賞是迄壹箇ニ五分宛之
御差配料ニ御附被下候内式分宛従当辰年九月
来ル子八月迄丸廿ヶ年之内間聊宛ニ而候得共為弁銀子
急度差上可申候処相違無之候尤残り三分づゝにて
御荷物別而大切ニ取扱御差配可仕候且時々能キ
出船を見立順ニ無滞急度積入仕り積附書并ニ
入津書等無怠御通達可仕候將又登り明壺櫃共
元送り状ニ員数引合無滞為差登可申候為後証之
一札依而如件

大坂長堀板屋橋

天保三辰年九月

炭屋五郎右衛門

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 107 ~ 109

乍恐以書付奉申上候

城州宇治田原郷湯谷村

(途中欠)

永谷三之丞

” 武右衛門

” 伊八郎

西野藤右衛門

木屋茂兵衛

江州和氣西邨改処

上式善四郎

右所之

私所持之

藪畠二候由御茶製法之儀者右名前之者清浄二

仕立同人共方積送申候再三吟味仕候上御茶銘二

准之價相究奉詰上候此段御尋二付奉申上候以上

御茶師

巳二月廿三日

山本嘉兵衛印

田安

御賄所

永谷伊八郎家文書 3 - 3 - 97

(前欠)

尚々献上義従古来仕来訳山本様ハ
 兼々能御承知ニ而御座候得共当時之仲間
 若輩之者ハ何之弁へも無之ニ中昔宇治大
 鳳寺方山本家へ銘茶積入之当仲間ヲ妬相拒候事
 度々ニ而筆紙ニ難懸尊家様之御所持茶畑も
 為其之因縁ニ而当所とハ格別之御由緒も有之
 仍之此献上始り之節私共両三人申合之御名前も
 其節方書つらね尔今不相変献上仕来候最早
 二十四五年ニ相成可申哉と存候
 是迄年々御茶并ニ雑費等相応入用之分
 七軒之名前尊家分除て六人ニ割付仕舞
 罷在候得共此度ハ格別義ニ付右割合拾貳両
 御出し被下候得ハ六両丈ハ入用ニ仕残り六両之処
 当仲間方今壹両ヅ、又々割出し都合相濟候
 尊家方御出し之内残り六両ハ積金之手便
 ニ仕名々共も月々百疋ヅ、相集四拾斤斗
 積置候得ハ永世献上ハ以利足出来易相成
 可申候ニ付丸武始内談被致候ニ付此義宜
 御聞分可被下候様奉頼上候 早々以上
 七月廿八日 永谷両人
 山本御氏

(端裏書)

「嘉永七寅五月二日出

江戸仲間来状写

同十六日着」

一筆啓上仕候向暑之砌

御座候処先以其御地

各様益御安養被成御座

珍重候儀奉存候然者当年

新茶之儀追々御製立ニ相成

最早御仕入之時節ニ相達候

嘸々御繁多ニ可有御座義卜奉

存候扱亦兼而御案内通

昨年方引続キ不景氣御同前

困り居候処当春ニ相成候而も種々

変事有之夫故歎今ニ一向

人氣引立不申丑年御積送

之荷物銘々共始売先得意

衆迄蔵詰沢山ニ有之捌方

甚不位殆困り入候其内三拾匁

以上方頭立候品多分ニ売残り

所持罷在候処不遠内新茶

入津ニ相成候ハ、何程相庭

下落いたし候哉誠ニ心痛仕候

次第ニ御座候毎度御仕入頃ニ

相成り時々成行も申上候間

例年之定文卜御心得又々

生元御糴上ケ格外之直ヲ

御丹情ニ御仕入無之様致度

深ク心配仕候処今般前以申

上置候唯今之姿ニ而ハ頭物

御積送り御座候而も張込丹

精致シ漸三拾式三匁位ならでハ

捌ケ申間敷程之仕合ニ御座候

左候ハ、格合四拾匁押之品

少も売申間敷仮令今年

右品御積入無之共当時

御当地入津之頃ニて彼是
 事足り可申卜存候程之見込ニ
 御座候貴地ニ於も近年生元
 高直之様子承及候ハ、御
 引合六ヶ敷段問屋共一同
 是又深く心配仕候何卒永
 久相統御同前奉訴上候
 義ニ付前実情申上候義ニ御座候
 篤卜御勘考被成下生元
 別格ニ御引下ケ性合御改
 御仕入ニ相成候様呉々も奉訴
 上候今更成行申上候ハ、是ニ而
 御駆引御用弁相済候様
 万事差含奉申上候間可然
 御承引可被成下候先者前条
 成行為可申上如斯御座候
 恐惶謹言

嘉永七寅
 五月二日
 茶問屋式番組
 行事(印写)

山徳組
 御仲間衆中

追啓申上候当方問屋再興
 被 仰付候ニ付仲間規定取極
 今般茶問屋式番組名前書
 別紙申上候間御銘々御張
 出し置御心得可被下候右名前の
 外ハ荷物御送り無之様此段
 堅御断申上候若御差違御座候
 節ハ洩荷物ニ相成候間御迷
 惑相懸ケ候義御察申上候間
 御一同承知御心得置被成下
 候様奉申上候
 一 近年代品物売上ケ代請取
 渡候節焼金銀錢多分ニ
 有之金子錢とも両替又ハ

請取渡之節割引相立
内損相當甚当惑致候
勿論引替之節見損候義ハ
不調法なる様思召も承知仕
候得共右品取扱之義ハ素人
之事ニ而殊ニ繁多之中詳ニ
行届不申依之当年新茶
御仕切より金壹両ニ付目錄表
ニ而銀四分宛分引ニいたし
引去り仕切勘定相立候間此段
左様御承引可被成下候右御合
を以今年ノ新茶仕入方可取極
候様此段奉申上候尤御改革
以来者貴地之外国々
請取候処暫く見合罷在候間
今般諸国一同請取候義ハ仲間
一統取極候間此段左様御承引
可被成下候先ハ右申上候迄如斯
御座候以上

五月二日

永谷武右衛門様
永谷太兵衛様
山本民藏様
木谷茂兵衛様
細谷清右衛門様
参人御中

廻状

向寒之節御座候得共先以
 各様益御壯健被成御座候由
 珍重之御儀奉存候然者今般
 御一新之御折柄諸商売
 手広ニ可致御趣意ニ而近々
 諸仲間御取極被為 遊候ニ付
 商法会所方御印鑑御下ケ渡ニ
 相成候儀奉拝承候依之当
 銘茶問屋儀茂御印札頂戴
 仕度奉存候此段御相談申上候
 御同心ニ候ハ、夫々御仲ケ間様
 最寄御名前御取極被成下候而
 半紙帳ニ御認之上来ル十六日
 禁相違下拙方迄
 三御仲ケ間内方壹兩人宛下拙方迄
 御来臨被成下度頼上候委細
 之儀得貴顔万々可申承候以上
 十一月十三日

山徳組行事

永谷武左衛門

末廣組

萬屋重郎兵衛様

今西又右衛門様

住 栄組

嶋屋徳二郎様

口口利主郎様

岡田久蔵様

辻浅右衛門様

栄徳組

木谷四郎兵衛様

嶋本徳治郎様

稲垣栄蔵様

岡田久土郎様

東利兵衛様

次第不問御免

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 123

(包紙) 「廻草」

以廻草致啓上候簿暑
弥増候得共各々様御揃
愈御壮健可被成御座珍重
奉寿賀候扱当年ハ茶製
之地方凶作之場所も有之趣
夫而已定而地方ハ自然強氣
之程も難計察入申候然れ共
昨冬より江戸表ハ近々下落候ニ而
仕切表も甚不引合ニ付当新
茶仕入方注文之儀も昨年とハ
六歩仕込ニ而宜敷趣誠ニ古茶
沢山ニ相残り此頃ニ而ハ相手も
無之由何分ニも下直ニ無之候而ハ
迎も引合無覺束得と勘弁
之上譬半仕込ニ而も不苦よし
近々申来り候尤当年杯ハ
新規之荷主出来候得ハ地方
聊の凶作を見込相応之直段
ニも仕入被申候共江戸表よりの
連札之趣ニ而ハ少シも無頓着
各々心得違無之様專一ニ待合
且ハ毎々御咄合も有之通り組々
旧来之買場ハ御互ニ斟酌
可仕糶買等之心得違無之様
相守可申候右書面之趣き
御承知之御方ハ御調印被下
順々御廻し可被下若し又
御不承知之御方ハ右江戸表ハ
可申達候左候ハ御調印ニも
不及さげ札被成御順達可被下候
已後御互ニ談合等有之節ハ
御組々方も其時之振合早速
被仰越度奉頼上候まつハ
右之趣連札を以申達度
如斯御座候恐惶謹言
四月十三日 大行事 (印)

山徳組

永谷三之助様 (印)
永谷武右衛門様 (印)
西野藤右衛門様 (印)
永谷太郎兵衛様 (印)
永谷嘉兵衛様 (印)
汐美久右衛門様 (印)

住徳組

嶋本徳次郎様 (印)
栗生喜三郎様 (印)
森与右衛門様 (印)
大西政右衛門様 (印)
大西政左衛門様 (印)
岡田久次郎様 (印)

栄徳組

辻浅右衛門様 (印)
向井宇右衛門様 (印)
田中清左衛門様 (印)
北沢六左衛門様 (印)
東利右衛門様 (印)
岡本市左衛門様 (印)
筒井喜兵衛様 (印)

次第不同御免

追而

此書面御順達留りより
山徳組行事へ仕立人足
を以御戻し可被下候以上

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 9

覚

一 城州綴喜郡宇治田原郷

湯屋谷村

永谷与三右衛門

右之者神事之節可致

帶刀候其条不罷成事

二候以上

元禄九年

十月日

城州綴喜郡宇治田原郷

湯屋谷村

右前田安芸守様御在役中

被 下置候

宿所証文之写

本紙ハ知礼不申候

安政四巳年九月十六日二番組出返書

九月十六日御認之御芳札当四日相達忝
拝誦仕候近日寒冷ニ相成候所貴地各様方
御揃御勇健被成御座候珍重之御儀奉寿候以当方
無異ニ罷在候乍憚御安意思召可被下候然ハ毎度
以御懇情茶荷物御捌方預御出精難有仕合
御座候此段御厚礼申上度候

一 此度御地茶相場之儀被仰聞奉畏候
当年ハ頭物不景氣ニ而捌方御不都合之由
其上昨年頭物余分相残有之由困入申候
右近年頭もの多く相成候義ハ茶製入用之諸向
年々高直ニ相成候ニ付此方下直之品製作
致居候而ハ実以算当相立不申候中場之山方
ニ至迄肥方多分入芽吹之節ハ成丈早摘ニ
いたし焙炉人足撰子ニ至迄夫々上手を相雇ひ
我一不劣様相励上製ニ仕立出し候夫故敷
頭物多之品当新茶摘取時雨天勝ニ而生葉ハ
可也ニ候ハ共炉上之前附殊之外無数ニ御座候ハ
尚更頭物勝ニ而裾物大ニ払底後於当地も
下物気配別段引立元直ハ共八匁位方下直之品
一切無之撰棄杯も元直ハ十五六匁方之取引者
其品甚無数諸品共右ニ准し亥年ハハニ
五六匁方も高直ニ御座候間当仲間暫時買
休居候ハ共近年ハ諸国共上煎茶大ニ流行ニ而
年増他国方買人多ク入込買荒し其上当年凶作
故敷近々売透候ニ付いつ迄も仕入見合居候而ハ
諸品仕入無数ニ相成御店様方之自然御手支
等も有之候節ハ旧来御恩忘却之簾(廉)出来
儀ヲ以難相済与心得高直を乍存無抛仕入
申度候諸品共仕立方甚六ヶ敷日々心配
致候処此度以御深切被仰越仕立方之義
難有承知仕候右当地も初荷方無如在
上物を一二段ツハ引下ケ製法致居候如存
当此迄如仰代品物夫々成丈引下仕立
可仕与存候ハ共実以裾者無数ニ而一向
何共工夫之致方無之候且当地ハ御存知

之通上物場所ニ御座候処当年尚更頭物
 勝ニ御座候ハ此段不悪御承引被成下右
 前書之訳柄宜敷御聞取之上今年之處ハ
 格別之預御勘弁何卒永続出来候様
 御出精御捌方被成下度偏ニ奉願上候
 先ハ御報迄御願旁以愚書如斯御座候
 恐惶謹言

十月十一日 山徳組
 行事

二番組

御銘茶問屋

山本嘉兵衛様
 大橋太郎次郎様
 豊田甚右衛門様
 萬屋万造様
 山本市右衛門様
 宇治屋万吉様
 其外御問屋様
 次第不同也

尚々当新茶仕入時節ニハ御地山本
 御主人様御登御逗留中ニ仕入直段
 能御存知ニ御座候ニ付委細成行御帰宅
 後定而内々御噂も可有御座候哉奉察候
 何分本文申上候通当年之處ハ別段之事故
 格別之預被引立永続出来候様伏而
 奉願上候以上

別紙御願申上候

一茶荷物積方当年も矢張六ヶ敷
 夫ニ付度々下坂儀懸合候ハ共昨年同様
 三割義も大坂表ニ而運賃増出銀仕候而
 積送り方骨折御座候ハ共一向はか取不申候
 依之安治川問屋方ハ掛合候処当地吹屋
 同様ニ増運賃出銀致呉候ハ、早々積捌
 可申上候ニ付吹屋増銀御尋候所壳箇ニ付

銀五匁余ツ、別段相増候趣ニ御座候本紙
申上候通当年諸茶共格別元高直ニ而
薄利も有之間敷哉与心痛仕候折柄右
ニ割増之外箇五匁余も又々増銀出候而ハ
弥増損毛相嵩困り入候併御店様方へ
積送候荷物延着ニ相成候而ハ自然御差支
之筋ニ相成候而ハ是又第一之義故増運賃
位之義ニ而も無之哉一統心配仕候何共申上兼
候へ共当年之成行故此度五分ツ、之増
之分御店様方へ御出精被成下候様
奉願上候左候ハ、次之早着も可仕候右
宜敷御賢慮之上御返書早々奉願候以上

十月十二日 山徳組
行事

二番組
御問屋衆中様

永谷伊八郎家文書 2 - 10 - 3

(裏書) 「所不候とも 九匁七文？」

定

一 無用之者焙炉小屋茶摘小屋江

決而立入へからす事

一 火之元別二而入念可申事

一 博奕諸勝負者不申及

喧嘩口論致間敷事

一 園ほとろ野休迄刈始申事無用

但

一 茶摘賃 百貳拾文

一 焙炉賃 銀貳匁

一 金貳朱二付 八百四拾五文

一 白米壹升二付 百三拾文

安政五年午年

村役人

永谷伊八郎家文書 2-7-3

定湯屋谷山掟而事

一家のまわり林之口より甘間
之事

一 後二畠在之者其間口より
甘間之事

若甘間無之者嶺を限事

一 雖為買得家無之候ハ、
不可林事

一 くわ目はうちを雖以取候ト
家不立候ハ、だつてたるべく事

一 畠無之者是もたつてたる
べく事

従岩本間江罷出候共可為

同前事

若此儀違乱之仁在之者此掟
を以筋目可申達事仍而如件

天正三年 城伊豆 判

二月朔日 高屋 判

永谷因幡判

永谷伊八郎家文書 3 - 2 - 10 - 1
端裏書「從江戸方庄屋へ添状写

亥四月」

一 筆啓上仕候簿暑

之砌ニ御座候処先以其御地

御家内様御揃益御安康

可被遊御座恐悦至極奉存候

随而当方無異罷在候間乍憚

御休慮思召可被下候

一 其御許様御支配永谷伊八郎殿

倅民藏殿江今般製茶為致候

儀ニ取極尚又当人呼下シ得与

遂掛合御名前之義ハ江戸

店持同様ニ為致山本嘉兵衛与

同名民藏与仕諸茶類

仕入方仕候間何卒此末

不相變御厚配奉願上候

一 及承候ハ、伊八郎殿借財

多ニ有之由万一貸方心得

違致民藏茶製相始候込

混雜之義も出来可申哉察入候

間右様之義も御座候節者

全江戸店ニ而為致候義ニ付夫々

御尊君様方御諭ニ預り度

偏ニ奉願上候何卒民藏義も

出精致候様可懸御目ニ

可被下候先ハ右之段御願旁ニ

申上度如斯ニ御座候尚重便

万喜可申上候

山本嘉兵衛

七兵衛

利兵衛

市兵衛

亥四月十九日

浅田茂左衛門様

参人御中

永谷伊八郎家文書 1 - 5 - 2 - 10

覚

十組

一 御鑑札 壹枚

”

一 茶朱札 壹枚

右江戸境屋友二郎殿方預り分

三月二金子貸方手形

同人 貳通

当時内海小左衛門殿と改

外二

帳箱 壹ツ

封箱 壹ツ

印判 貳ツ

書面 数々

帳面

右之通懽受取申候以上

文政八

酉十二月大晦日

山徳組

来ル行事

木屋茂兵衛 (印)

山徳組

先行事

永谷伊八郎殿

永谷伊八郎家文書 一・五・二・二一

一札 侘

一去ル卯年江戸積茶御荷物翌辰春各々方々
 御出荷之内五十四箇分其砌樽舟出帆殊外無数候故
 乍勝手無抛外廻舟江積入申候処其舟不斗難
 破舟ニ相成候ニ付各々方々元銀十七貫目余之御損毛
 相成候由扱々御氣之毒ニ而私共不調方之段何共申訳も
 無之候依而其後私方へ向御出荷も無之御差配茂
 仰付不被下候故私シ退役同様ニ相成誠ニ渡世難成
 必至と難渋仕候ニ付段々御願申上候処此度格別
 之御隣（隣）愍を以如前年御差配被仰付難有仕
 合ニ奉存候為此御恩賞是迄尙箇ニ五分宛之
 御差配料ニ御附被下候内式分宛従当辰年九月
 来ル子八月迄丸廿ヶ年之間聊宛ニ而候得共為弁銀子
 急度差上可申候処相違無之候尤残り三分づゝにて
 御荷物別而大切ニ取扱御差配可仕候且時々能キ
 出船を見立順々無滞急度積入仕り積附書并ニ
 入津書等無怠御通達可仕候將又登り明壺櫃共
 元送り状ニ員数引合無滞為差登可申候為後証之
 一札依而如件

大坂長堀板屋橋

天保三辰年九月

炭屋五郎右衛門

永谷伊八郎家文書 1 - 5 - 1 - 4

(端裏書)

「木づ源殿

戌十一月廿三日夜儀定」

一札

一当邑伊八郎義借在金四人引請

年賦濟之内残式ケ年分相滞

合拾五両ト銀六匁来ル亥とし

六月廿日迄ニ武右衛門三之丞とも

談合之上無相違皆済可致候

仍而為念兩人より書付差入

申候如件

田原郷湯屋谷村

嘉永二戌十一月

弥市郎

平次郎

右先方様御下書之写シ

利足之義御申なれ共年賦崩濟之事ニ付

利足相断候処御承ち也

木津屋源三郎殿

戌十一月廿三日夜五ツ半時

永谷伊八郎家文書 一 - 3 - 12

(袖裏)

城州宇治湯谷 式番組

永谷武右衛門様 行事

(朱書)

「尚々貴着御一覽之上早々御順達被下

御報可被下候以上」

一筆啓上仕候秋暑退

かね候処先以其御地

各様御揃益御安静被遊

御座奉大寿候次当方無事

罷在候間乍憚御安慮可被下候

しかれハ当春中方茶荷物

不景氣之成行追々

申上置候間相達御承知

被成下右御合を以御仕入方

被遊候事と奉存候然ル処

盆前より新茶も日増ニ

荷物潤沢致候処此節ニ至り

際立不揃ニ而いまた古茶等も

持残り当方一同荷物捌方

丹誠いたし罷在候処先月

下旬より御停止被仰出

御屋敷様方ハ尚更市中

其外ニ至ル迄慎罷在候儀ニ而

質素之事ニ御座候前書成行

ニ御座候ハ、頭物などハ

分而不揃と奉存候尤於

御国ハ銘茶根元之貴地故

御曆々様方御賞翫ニ相成候品

ニ候得共御武家方質素

節儉之御触被仰出も有之

気配も撓候様ニ相成人氣も

引立不申候儀ニ御座候左候ハ、

昨年より頭物ハ式割五分方

上中下押ならし一割
五六分方も只今の姿ニ而も
不位之見込ニ御座候是等
之処目安ニ御仕入無之候而ハ
御駈引違之儀も出来可申と
成行之勘考ニ元付当方
心配仕候此段よろしく
御承引被成下御互ニ末々
不覚之儀無之様奉祈上候
先ハ右得貴意度如此
御座候恐々謹言

丑八月八日
茶問屋
式番組
行事（印）

永谷武右衛門様
永谷太郎兵衛様
山本民造様
細谷清左衛門様
上辻定右衛門様
外御荷主衆中

二白申上候頭もの、儀ハ
昨年御積高より三分一二而
よろしく申上候ニ付あとハ
二拾目前後ニ御仕立可然奉存候

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 20

一筆致啓達候時柄

残暑強候得共貴官弥以

御壯健ニ可被成御勤珍重

奉存候然者昨年從貴君

御申上之宇治田原御茶師

永谷福重方新茶二名ヲ

被附遣候様野夫申上御承知

嘉年と被附遣候為御礼已前

為申合之通右茶壺坪

及披露候処被成御大慶候

扱今年分も先頃献上是又

及披露候得者被成御同慶候

此之段御早便ニ永谷方へ宜

御申達と存候將亦願之節

取次為絵心茶一袋被送

候之由ニ而御達慥ニ致落手

忝存候乍御面倒宜申伝

可被下候様ニ奉頼候先者

右之段両様宜永谷方へ

相急申入度候間何茂可然

御取斗可被下候急々齋言

物加波肥後守

七月四日 懷十右衛門

柳田正覺様

一白貴君も彼是御世話御事

奉存候以上

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 124
 (端裏書)「控」
 一筆啓上仕候薄暑之節
 可成候処先以其御表
 御店中様御揃益御安躰
 可被為遊御座之旨珍重不斜
 奉存候然者大坂平野町
 三木徳殿儀先年方茶荷物
 其御表江運送被致罷在近來
 城州素(奈)嶋江出張諸国宇治製
 疑物多分買集メ宇治田原
 辺地茶買取り調合之上
 貴店様江沢山ニ相送り被申右ニ付
 地方追々高直ニ相成湯谷組者
 勿論銘茶運送之銘々一同
 甚以迷惑之事共御推察被遊
 可被下候此姿ニ而者向後湯谷組
 荷方追々減衰目前殊ニ以
 山徳組之儀者貴店様ニハ
 從來深キ御因縁茂可有之儀と
 兼而及承候得者和束組ニおゐても
 一同氣之毒ニ奉存毎事
 御地之模様御氣配之次第
 御書通被成下相場正路穩ニ
 取引仕度候得共前段之始末
 素(奈)嶋長池并新田神明辺ハ
 是迄山徳組専一之仕入場所
 実ニ必至ニ差支之様子ニ相見ハ
 茶相場之儀此節諸色ニ准じ
 天然下落いたし候様毎々
 御念書被成下候得共事振り
 山方高直其上当国一統ニ
 茶方不作ニ哉弥増直段
 糴上ケ候儀者全前書申上候
 外国茶品素(奈)嶋仕立ニ而城州
 製ト相成候自然銘茶似寄之
 御取引相聞ハ候ニ付銘茶諸国之
 差別を失ひ此儀山徳組者

勿論銘茶運送方夫々
一同敷々敷尤銘茶八九部屋も
貴店様江参着仕候事ゆへ
此段御深察被成下度御相談
奉申上候何卒此後御地之
相場ニ准し当地之気配
穩ニ仕度奉祈候先ハ右之段
得貴慮度如此御座候恐惶謹言

五月廿二日

和東組
行事

山本嘉兵衛様

永谷伊八郎家文書 一 - 五 - 二 - 38

(端裏書)

「未年

湯谷残シ置写書」

対談一札之事

一茶御荷物積捌之儀旧冬以来諸荷物片寄積二附

船之仕立方及難渋御荷物積捌撰取不申勘定難相立無

抛茶御荷物茂余内銀御出方様江御頼申上候所当地山本

喜兵衛様種々御執成被成下忝箇二附老勿宛御出銀被成下候

段御聞濟御厚情之段千万辱仕合二奉存候依而向後無遅滞

船々出情積立運送可仕候尤此度相定之外二如何様之儀

出来候共増銀杯之儀者今年中決而仕間敷候右為念之

一札依而如件

菱垣廻船問屋

仲間印

(印写)

天保六未年七月

大文字屋三右衛門殿

為取替一札之事

一江戸表積入方近年不引合ニ

相成猶昨年来格別下直之仕切

其上一割引方出入勘定立致来

実以困り入候仍之此後山方仕入直段ハ

精々引合之上三一わり引式ハ勘定立可致候事

一金相場格別宜敷候ハ共是迄

通ニ而取引可申候事

一追々不引合相続候上江戸

表方大不景気ニ而当年ハ格別

下直之仕入可致様申来ニ付銘々共

随其意心得違無之様下直ニ仕入

可申候尤も半仕入位之心底を以

諸事取賄可申候事

一近年江戸表銘茶類沢山入津

相成候故自然相庭及下落此姿

ニ而ハ逆も名々永続ニ相成不申候段ハ

全余之儀ニ而も無之只外国物杯

年増沢山仕入ニ罷出銘茶ニ相交

上品ニ仕立種送り候上之儀候間向後

右等之始末不致様一同御心得旧

来方之本場地名不失様致度候

夫ニ付外国ハ仕入ニ罷出且手先ニ而も

差出候儀ハ決而致間敷候条至極

肝要之事

一今般江戸表式番組并ニ仮組問屋

取極ニ相成候上ハ右別紙連名之通

二十五軒之内此後当荷主ハ対し

逼塞杯之儀申越損毛相懸候族も

出来申候節ハ当仲間一統申合之上

多少不抱荷物差向之儀一切致間敷事

附り当山方并ニ仲買まで問屋

方方前金尚又手附金杯之儀ニ付

損難相掛候者ハ同様申合之上急度

取引致間敷事

右之条々今般当仲間一統

取極之上ハ弥堅相守可申候
 若万一心得違之輩有之候ハ、
 其組々方三仲間大行事へ申出
 大坂出荷之分仲間方勝手次第ニ
 取引其上三仲間之内を相除可申候
 其時ニ至一言之申分毛頭致間敷候
 為後日之為取替一札仍而如件

月日 |
 |

(附紙)

「附り銘茶製地図ニ而銘々
 無扨注文筋ニ而入用品在之候節者
 最寄く問屋へ罷出相談上
 相調可申候事」

「一当山方并仲買へ先金相渡候
 義者決而無用若相渡候而者
 自然直段難上ケニ相成互ニ不相続基ニ付
 堅致間敷方一手附金相渡
 杯之儀ニ付損難相掛ケ候者ハ
 問屋店先主名前提札小丸上
 申合七上急度取引致間敷候事」

永谷伊八郎家文書 3 - 5 - 5 - 1

(端裏書)「山徳組」

一筆啓上仕候春暖相催候処

先以其御表

御一同様益御壯健被遊御座

珍重之御義奉存候随而当方無異

罷在候間乍憚御安意思召可被下候

一当新茶追々摘取之時候相成

出来次第不相替御仕入御支配

被仰付候義難有奉存候右ニ就

今年者旧蜆(臘)方引続荷物

船間ニ而地震後大井ニ

壳透申候定而於貴地も右直立

相響新茶仕入方御銘々種々

御駆引御座候義ニ奉遠察候

然ル処御当地見込唯今の内ニ

申上候者御仕入の一ト廉とも可相成と存

申上候今年者茶相庭引立候ヲ

見込全元品切と存御当地

近国且者駿遠其外共例年

早場之土地銘々相争ひ貴地

上製ニ紛敷青茶ヲ仕立一時ニ

積込可申と存候其頃に相成候ハ、

貴地積残り古茶次第ニ入津

左候ハ、新古人交り俄ニ荷物

潤沢致景気宜敷時分ニ

引替り目先之荷嵩何程

下落可仕哉難斗心配仕候

実ハ茶相場引上ケ候も全船間故

荷物少々品切と申義ニも無之昨冬方

当春迄浜出シ御案内荷数と

御当地入津高調候処未夕五分通

入込五分ハ積所或者船中ニ

有之候と奉存候御同前ニ肝要之義故

委細申上候此段篤と御勘考

被成下御仕入昨卯年方尅割方

下直ニ御買取可然奉存候若

御駆引違ニ相成過分御損失

御座候而者一統心痛仕候義ニ付御互ニ
相統方專一基実情申上候
宜敷御承引可被成下候先者
右可得貴意如斯御座候

恐々謹言

茶問屋式番組

辰

行事

三月十九日

(印)

山徳組

永谷武右衛門様

永谷太郎兵衛様

木谷茂兵衛様

山本民造様

田丸屋久右衛門様

外

御荷主衆中

状着之上早々御報奉待入候

永谷伊八郎家文書 3 - 2 - 12

(封筒表書)

城州宇治湯谷

山本民藏殿 従江戸

(印) 「先便」 要用

(封筒裏書)

「亥 日本橋

六月九日 山本嘉兵衛

(端裏書)

「山民サマ 六月十九日 〈やま嘉〉」

尚々本文之次第得卜御考召仕之者手ナツケ

誠ニ難有事と心得働候様ニ相成候ハ、御手柄ニ御座候

左様思召可被遊候早々以上

一 筆啓上仕候向暑之砌

御座候処先以其御地

御家内様御揃益御安康可遊

御座珍重之御儀奉存候随而当方無異

罷在候間乍憚御安意思召可被下候

一 先達而中ヨリ追々金子為登方

致候処順着之趣就而ハ無油断

当新茶仕入方被成候義ト奉

遠察候猶今般金貳百両也

為登差上候間其着御請取御入帳

可被成下候

一 此度伊八郎様方御地茶相

庭并御成行之次第御細書ヲ以

被仰越拝見仕候然処当年方

茶大凶作ニ而御当地外店ニより

極上物ニ三千筒も注文参り候由

被仰越候此儀甚た疑敷御文通と

奉存候其謂申上候ハ、失礼之至ニ

候得共山城之茶一国ニ極上物

出来高何箇上物何箇貳者中物

下物ト格合振分候時者凡何万

箇出来可申哉右見積リニ預り候ハ、

御文通之次第余り山気ケ間敷

候事ニ御座候左候ハ、定而貴公様ニも
恥ケ敷被思召候義遠察致候間
此段無遠慮申入候当店江之文通ハ
差而懸引之次第も不入只其時々
現在之成行且者実情たる
事尽ニ而宜敷其余り茶仕入
方大切ニ致茶製之者江能心ヲ付
費之不相立様肝要ニ被致候ハ、
夫ニ而事落候義ニ御座候任筆ニ
文面ヲ綴弁才ヲ以人氣ヲ働カシ
仕義ハ貴公様ニハ決而有之間敷
義ト存候得共尚申入置候能々
御心懸被成事実ニ永々取引
出来候様致度事ニ存候間吳々も
御勘考可被成候人之為ニならん
事杯ハ手紙江御書取御無用
尤当方方尋事義も有之候ハ、
御申越可被成候此手掛共筋ハ
茶製人江御遣し可被成候来春ハ
御下向可有之其節寛々御漸
可申上夫迄御丹誠可被成候
先ハ右金子御案内勞々
得貴意度如斯御座候猶期
重便万喜可申上候恐々謹言
山本嘉兵衛

亥六月九日

山本民藏殿

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 1

尚々三日ニ誰々四日ニハ誰々ト
廻文ニ付紙ニ而可被差越候以上

来月三日四日於木津川原

表国中与力衆可被参陣

事ニ候其郷一族中可被罷出

尤之事ニ候其日已上刻迄参

陣可被致其用意肝

要者也仍執達如件

山城探題惣奉行

永禄九

二月廿八日榎井加賀守

政勝 (花押)

綴喜

田原一族中口

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 147

態飛脚一筆啓上候

先以其御地御揃御堅固被成

御座候よし珍重奉存候此者

無異儀罷過候然若当地中

買衆方申し参り候節近年

茶にもミ粉くき并上下も

戻ニ及難義此已後

粉多き茶一切買不申

尤其茶問屋へ預ケ外へも

売らせ不申義堅申来り

此義問屋共寄合評義

仕候処粉多き茶下り

候而中買衆被申合

買不申候様ニ罷成候而へ

御客方問屋共難儀

(後欠)

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 118 (2-7-147 の続きカ)

(前欠)

御座候間向後被入御念

もみ粉くき上下

無之様ニ被成御出し可被下候

一是迄もみ粉くき上下

有之茶杯も断申

売渡候人とも向後

左様之茶堅買不申段

申来り候此度右之趣

申上候訳ニ被入御念御拵

御出し可被下候急事

期貴面之節可申上候

恐惶謹言

大坂

座問屋中 (印)

三月十八日

ゆやの谷村

御庄屋役人中様

御百姓衆中様

御商人衆中様

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 141

(端裏書)

「子十一月 山本喜兵衛狀
三仲間株定」

尚々旧来親父様御存命中
乃御当代迄之新古承知仕候私
事ゆへに古き御懇意中故
御組内貴キ手段可有之候二付
アトヨリ工風ヲ可申上候已上

去ル十一月十七日御認メ
尊翰同廿六日到着
難有拝誦仕候弥以
尊地御尊家様御揃
倍御機嫌能可被遊御座
奉恐敬候就中今般
尊地於其御組内彼是
思召杯有之御心組之
一件委細奉承知候得共
右等之訳ケハ御賢察通
古ク貴ヲ肝要ゆへに
無キ事茂有二譬申事
第一ゆへ相成候ハ、来春
御出之時茂候ハ、可然
工風可申上候随分書面ニ認
可申上候得共永々大切事故
自然採立可申事茂
可有之候故くわしくは
得貴顔可申上候却而夫迄ハ
なま仲の事出しハ不宜敷
跡ニて下手ヲ拵立ハ後の
さワリゆへに今少し
内々相定迄ハ御差ひかへ
可被成候宜敷哉ニ奉存候
一旧来十組立法有之
下地手前支配仲に
貴地へ為登置キ申候

山徳組之帳箱等差上
 申候節之谷茂有之
 又ハ差加ヘ他の組之不知
 事茂有之ゆヘに御定メハ
 得貴面申上候迄ハ暫ク之
 間御差ひかヘテ宜敷哉
 奉存候貴地ハ格別土地柄
 ゆヘ古キ貴ク末世ニ至リ
 人々感応茂可仕候様
 自然拵方有之又ハ
 親組成人之不知
 手段可有之事ゆヘ
 何分暫ク之处御差かヘ
 春ハゆるく工風ヲ可申上候

一今年ハ本家娘子
 嫁入有之其一切之用向
 相掛リ居事二年内中
 嫁入有之候事ゆヘ殊外
 多用漸々手前事
 久々病中之所此節
 全快之上嫁入一件
 殊外取込故春江則
 御廻シ可有之哉ケ宜敷
 奉存候何分組之相定
 申事ハ十組式法有
 夫ヲ懐ニ立山徳組之
 貴き事ヲ願かヘ手段茂
 可有之候事ゆヘ前段通
 可然御勤者奉願上候
 先ハ奉申上度差急キ
 拝答かしこく呈愚札
 如此御座候余ハ重書万々
 可申謝候恐惶謹言

本材木丁四丁目

十二月二日 山本喜兵衛

永谷伊八郎様

参人御中

永谷伊八郎家文書 3 - 16 - 1

(端裏書)

「安政四巳九月江州信楽江

三ツ持壺寸法改書遣シ候書状之写」

以書簡啓上仕候秋冷相募

候得共御表

御一統様弥御安康之旨

珍重奉存候然者近年通壺

三ツ持小形之上口幅広ク底巾

狭(狭)ク相成右口幅広ク候而者

御存知之通り色合第一之

品を詰遥々之海上を下シ候こと故

茶之持悪敷付而者江戸

仕切之直段茂自然下着ニ

及ひ可申又底巾狭(狭)ク候而者

日々数度之取扱ニ多分破損シ

荷造等茂丈夫ニ出来兼候而

甚困入候付度々申上候へ共

益々口広ク底狭(狭)ニ当時之

壺ニ而者大躰口幅九寸五六分底巾

六寸四五分斗ニ相見へ左候而者前条

之通り大ニ損失相立申

候付以後右様之壺御出シ

候へ直段六匁より上者買取

不申候間此段御承引可被成下候

為念寸法書付差上申置候

則焼揚ニて

大

高サ 貳尺六七寸

どう丸り

丸 五尺六七寸

口外 九寸

指渡シ

底おなじく 八寸

中

高サ 貳尺五寸

どう丸り

丸 五尺三寸
口外 七寸五分
差渡シ
底おなじく 六寸五分

向後右之通ニ准シ成丈目方軽く御造らせ

可被下候様御頼申上候先者

態々以書札如此御座候恐惶齋言

九月十日

山徳組

三仲間

茶壺師

小川善右衛門様

奥田文右衛門様

貴下

永谷伊八郎家文書 3 - 1 - 53
 御貴札相違忝拝見仕候春暖之節ニ
 御座候処先以尊公様益々
 御勇健之由珍重之御儀ニ奉存候
 随而当方何れ茂無異儀罷在候間
 乍憚御安心可被下候然者旧冬方
 別段ニ御尋可申上候段失礼之段
 御用捨可被下候扱御府内御様子
 委敷被仰聞難有奉存候誠ニ
 当地辺も矢張り異国船一条ニ付江戸表
 不景氣ニ御座候故か一同不融通ニ而
 誠ニ六ヶ敷事ニ御座候併異国船も
 帰帆仕候様之風聞御座候故安心仕候処
 今般右船御様子一寸為被仰聞
 奉驚入候乍去御上様か嚴重之
 御固ニ御座候故町中ハ平生之通り組々
 御安心之様承り悦入申候何卒右
 船早々帰帆仕候様奉祈入候
 扱本店様より先便子年皆済御仕切
 為御登被成下拝見仕候処兼々頭物者
 不景氣者承り居候得共当御仕切之
 様ト者不存実ニ当惑仕候右ハ子年
 分ニ候ハ、御存知之通り元方格別高直ニ
 御座候故元直迄参り不申品等有之
 誠ニ損毛ト者乍申多分之違イニテ
 敷ヶ敷事ニ御座候依之忝番仕切
 少々ニ而茂入合も被下候様御願申上候処
 状行違イニ相成丑老番仕切当着
 致し拝見仕候処矢張同様ト者
 乍申尚裾もの之処安直ニ相成候段
 心痛仕居候乍去貴家様御書面
 之趣ニ而ハ右様御願申上候得共何分
 世間一流之事ト被仰候様御申越被下
 右者全ク当方斗下直ト申儀者
 毛頭有之間敷世間一流之事ハ
 相違有之間敷候得共子丑年之
 様成六ヶ敷年柄茂古来方無之故
 右様稀成年柄ニ新規荷物同様ニ

相成候而ハ湯谷一流永久之基も捨
 歎ケ敷事ニ御座候間右ハ愚書ニ而ハ
 難懸候間出府致供ニ御願申上度儀ニ候得共
 定而御聞及茂御承引も御座候哉旧冬
 当郷上町村佐助名村久右衛門殿〈まる三〉殿
 茶御滞一条一昨年十月口方一流寄合
 十ヶ年之猶予出来候処右約定茂
 破シ旧蟻（臘）九日右兩人御地頭様江
 急訴之御願ニ相成同廿一日御召合ニ而其後
 紛込六ヶ敷相成尚亦ふしミ高井武右衛門殿らも
 同廿一日伏見御役所へ御訴訟ニ相成是ハ
 当正月廿一日御召合ニ而誠ニ激敷事故
 私事も右高井へ参り順々相頼候処
 漸々五十日之御日延ヲ御願申上候是丈
 御聞入ニ而則当三月九日右五十日之日切に
 御座候依之〈まる三〉サマ儀者又々先頃より
 伏見へ被参候是ハ誠ニ大六ヶ敷事ニ而
 此末如何相成候哉相分り兼候尚更上町
 佐助名村久右衛門御出訴之内右佐助儀ハ
 当正月中ニ対談致し事済ニ相成候
 得共名村久右衛門儀ハいろく申分以
 対談仕候へ共一切聞入呉不申候
 依之先頃ら又々上京追出訴被致
 夫ニ付由吉様并庄屋付添私共も
 先頃ら久々親類惣代ニ上京致し候
 私之義者一両日前ニ帰村致し候へ共由吉サマ
 庄屋者尔今上京致し居候而最早
 此度半月も相成申候是も誠ニ以
 六ヶ敷事ニ而此末如何相成候相分り
 不申候右無拠要用ニ日々取掛り誠ニ
 上京入用之出場茂無之折ニ親類
 寄合相談致し候へ共何分多分之
 事ニ而一同困入申候夫ニ付私之事も
 貴公様旧冬出府之後右〈まる三〉一条
 相起り候事故其後我用向等捨置
 無拠尔今相掛り罷居候儀ニ御座候
 此後四月頃ニ右一条事済ニ相成候哉ト
 相分り兼申候尚又御存知之口之方

調印致し居候大道寺村為右衛門同村勘右衛門
 是も先頃方追々敷敷相成「」
 最早何時御出訴ニ相成候哉相分兼
 申候事故依之私し他行致し候得者
 親共斗ニ相成上京被致候ハ、留主
 番等も無之故無是非当春之
 処は出府出来不申候間誠ニ
 〆まる三〆借財方口々相起り六ヶ敷年柄
 右様之儀出来心配致し居候其上
 江戸表格別大不景氣之様子ニ而
 仕切表者大下落為登り金等茂
 是迄ハ無敷事故困入候依之是非
 出府致し御願可申上積りニ候へ共
 何分前書申上候通り仕合故当春者
 進茂出府出来不申候間何卒
 貴家様幸御出府之儀ニ御座候其故
 式番仕切ト申候而ハ余程間も有之事ニ
 御座候故其迄ハ異国船も帰帆致し
 人氣茂宜敷相成候ハ、是非く是迄
 入合ニも被成下哉ト相楽罷居候へ共無程
 新茶仕入時節ニ向ひ金子所持不致
 候而ハ大井ニ差支困入候間何卒く
 式番御仕切候処も御案者有之間敷
 候得共前書始末御願置被下度
 尚金子之处入分御漸被下御願置
 被下度奉願上候先ハ右之段
 以愚書御報旁御願申上度迄
 如斯御座候恐々謹言

二月八日

永谷武右衛門

山本民藏様

参人御中

尚々本文遣候儀御覽之上
 御賢慮ニ相叶不申候処ハ宜敷
 御取捨可被下候尚状巡見被下候上
 御火捨可被下候乍筆末「」

御旦那様始メ御一統様江
宜敷御伝言被仰上被下度奉願上候以上

永谷伊八郎家文書 3 - 5 - 34
貴札拝見仕候寒冷
御座候処先以貴地御家内様
御揃益御勇健被成御座
奉恐寿候御出浜之節者
何之風情茂無之失敬恐入候
御帰路元太郎拝顔仕大慶
不過之候今般御買付茶御積入
之趣御案内被下忝奉存候
然ル処此頃景氣甚不宜
御出浜之節二相競候得者凡
七八枚下落之相場御座候乍去
下ル相場益景氣立当時
二拾六匁五六分位取引仕候是者
諸品下落故商用少故自然
に払底御座候事と奉存候
且下店売込先二別段之異人
有之町相場方少々宛上直二買入
呉候得者御損毛杯者相掛申間敷と
奉存候右之段奈良源様へも可申上候処
御同人御出浜二付最早御道中
被奉察候故不申上候扱亦積付
書御持参之上者金百五拾匁
調達可仕旨承候二付随分心組
仕候得共前段之通不景氣候得者
若入津延引之節者於下店甚
差支申候依而者極々早船御撰
御積付被下度奉存候併最早
此段間二合申間敷候得共渡荷
御差出し之為御心得申上候先者
右申上度尚後便万々可申上候
恐々謹言
十月廿三日 海屋久治郎
元太郎
勘吉
幸助
永谷伊八郎様

永谷伊八郎家文書

主要文書現代語訳

交換に差し上げる証文

- 一、そちらで手ずからお作りになったお茶は、古くから私たち
二店だけに船に積んでお送りくださり、(私たちは)こちらで販売する斡旋を
してまいりました。今でも滞りなく相変わらず稼業としておりますことは、
本当に御互いに有難いことだと喜んでおります。最近では、
銘茶仲間の組合も多くなりましたが、そちらの村
では、古くからの真心も厚く、その真心の根底を
失わないために、皆様が印を押した誠実に約束を果たすというご証文を
お送りくださり、確かに受け取りました。本当にご誠実な
お取り計らいと、二人共に恐縮しております。そうであるからには、
こちらの二店も皆様方のお茶については、その時々相場に
応じて、できるだけ励み努めて誠実にぬかりなく販売し、
その代金についても決してご損をお掛けするようなことは
いたしません。また、今後そちらの近くの村々から
新しくお茶を積み送るといふ方々が現れ、私たちにとつて
都合のよいことがありましても、茶荷物については古く
からの慣例の他は、一個の荷物であつても決して受け取つて販売する
ということはいたしません。このことは、二店で決議し、永久に必ず
守ります。後日の証拠となるように、証文をこのように差し上げます。

江戸日本橋通貳丁目

文化三丙寅年

山本嘉兵衛 (印)

六月 江戸南伝馬町貳丁目

堺屋友治郎 (印)

西野藤右衛門殿

永谷武右衛門殿

永谷伊八殿

永谷三之丞殿

木屋茂兵衛殿

藤田弥吉殿

一筆書いて差し上げます

一、私たち連名の者は、古くから所持している茶園・茶畑で
多く茶を製造してまいりました。そして、古くから堺屋・山本のご両家へ茶を売
り送り、
そちらでもご誠実に茶を販売してくださり、その代金によつて
私たちは年貢を滞りなく上納してまいりました。一同有難いことだと喜んでおり
ます。
また、ご両家のご商売にとつてはご都合のよいことも
あるにもかかわらず、新しい荷主から頼まれたとしても、
古くからの慣例として茶を送っている者の他からは、決して茶荷物をお引き受け
にならず、湯屋谷の
仲間の差し障りにならないようお取り計らいになると議決なされたとの証文を
お送りくださり、本当にご厚意のほど有難く、確かに受け取り
ました。そこで、感謝の気持ちとして、湯屋谷の仲間の茶
荷物はそちらではご両家だけに販売をご依頼いたします。
そちらの銘茶仲間の方々であつても、ご両家の他の方へは一切
茶荷物を船に積み送ることはいたしません。ですので、銘茶仲間の他の方へもご
両家からよいようにお売りになつてください。万が一他のお店から
金子を送つてお頼みになることがあつても、その金子はすぐに
送り返し、茶荷物は一個であつても決して売り送ることはいたしません。
私たちの仲間の者たちの茶荷物は、ご両家の
お考えに任せてお取り計らいください。何事であつても、ご両家のご指示に外れ
ることはいたしません。このことを議決し、永久に必ず守ります。
後日のために連名でこのように証文を差し上げます。

城州宇治田原

文化三丙寅年六月
湯屋谷連中
永谷三之丞
藤田彌吉
木屋茂兵衛
永谷武右衛門
永谷伊八
西野藤右衛門

江戸

堺屋友治郎殿
山本嘉兵衛殿

永谷伊八郎家文書 1-5-2-76

幕府御用達のお茶を毎年宇治で詰め上げるよりも前に、他の地域へ新茶を
 売り出すことはしてはならないという法で、宇治郷に二ヶ所制札も立ててある。
 そのため、以前は近くの村々までもその法を皆守り、秩序を乱すこともなかったが、
 最近では宇治郷
 の外で茶を製造する者たちが、幕府御用達のお茶を詰める以前であることをも恐れつ
 つし、新茶を山城国の外まで
 も売り広めているそうである。これはどうしたことか。今後は御用達のお茶詰めが済
 むまでは挽き茶は言うに及ばず、
 煎茶であつても他の地域へ売り出すことは決してしてはならない。また、宇治で売り
 出す
 時期を承り、秩序を乱す行いがないようにしなければならない。
 このように前の戌年十二月にお触れを出したが、それを守らない不届き者があるとの
 ことなので、さらにまたお触れを出すのである。今後は必ずこの法を守り、法に背く
 ことがないようにしなければならない。
 このように山城国宇治郡・久世郡・綴喜郡・相楽郡の茶を製造している者がいる
 全ての村々へ、村役人たちから（村人へ）必ず注意するように命じるものである。
 別紙のお触れ書きを与えるので、茶の製造者がいる村々は、そのお触れ書きの内容を
 拝承しなさい。
 茶の製造者がいる全ての村々でお触れ書きを回覧し、村の庄屋・年寄は印を押して拝
 承しましたという旨の
 承諾書を作成しなさい。その承諾書は回覧最後の村から京都町奉行所へ持参すること。

卯三月十六日 伊勢印

肥後印

（貼継紙）

東・西の両京都町奉行所の印が押されたお触れ書きを一通下付されましたので、
 お送りします。宇治郡・久世郡・綴喜郡・相楽郡の村々へ全て順番に
 滞りなく回覧してください。別添の承諾書綴の包み紙に書いてあるように、一村ごと
 にお触れ書きの内容を拝承したという旨を間違いなく記入し、
 庄屋・年寄は印を押し、早急に回覧してください。

方内添状

三月十七日

松尾佐兵衛

乍恐奉願上口上書

一、宇治田原郷の村々は、山の斜面に作られた畑が多く、
猪・鹿も多いので、農作物を育てづらい土地でした。そこで
その多くを茶園として煎茶を製造し、販売することによつて
毎年御年貢を上納してまいりました。十年
前まではとりわけ茶の値段も安く、村々一同は
暮らし向きも悪く困つておりました。そこで色々と算段をし、
江戸へ参り煎茶問屋仲間へ交渉をして
巡り歩き、江戸で売り広めましたところ、
売れ行きは上々となりました。そして当宇治田原郷
は言うまでもなく、近郷の村々から売り出している
煎茶も私たちがよい値段で買い取るようになりましたので、
茶の製造者一同には大変助けになりました。私たちにもそれなりの
利潤もございますので、冥加金として毎年
銀壺枚ずつ上納して茶の営業をお認めいただくことをお願い申し上げます。とは
いいまでも、
この冥加金を上納することで、今年の春に出されたお触れ書きで禁止された
宇治郷で幕府御用達のお茶を詰めるよりも前に
新茶を販売することをお許しいただきたいと申し上げることはございません。お
触れ書き
の内容は必ず守ります。また、
宇治田原郷の、たとえ同じ村の者であつても、今後私たちと
同じように煎茶の商売をする者が出て参りまして、
その際には不都合があるなどということを申し立てるつもりも決して
ございません。冥加金を上納するのは、本当に国のご恩に対して
お礼として差し上げるものでございます。ですので、このことを
ご許容くださいますようお願い申し上げます。

綴喜郡宇治田原

文化十二亥五月 湯屋谷村

願人永谷屋三之丞

西野屋藤右衛門

永谷屋武右衛門

木屋茂兵衛

永谷屋伊八郎

藤田屋弥吉

庄屋 治右衛門

同郷

上町村
 萬屋兵左衛門
 多丸屋久右衛門
 庄屋 又右衛門

小堀中務様
 御役所

上記の煎茶を江戸へ送る販売者七名から
 お願い申し上げている内容は、まさに当宇治田原郷の百姓一同の助けに
 なっていることでございます。その上、当郷の村々では、荒地なども近いうち
 に開墾する
 予定でございます。茶の販売は、和東郷多賀村を始めとする近郷の
 小堀様の管轄地域の村々までも、この地域一帯の大きな助けと
 なっております。当宇治田原郷は言うまでもなく、小堀様の管轄地域の一同をお
 助けになりたいと
 お思いくださり、前書きのお願いの趣旨をどうか特段の
 お慈悲によつてご許容ください。そうであるならば、
 私たちもどれほど有難いことかと存じます。ですので、
 証明のために奥書に印を押してお願い申し上げます。

宇治田原郷

組頭

高谷平兵衛

小堀中務様
 御役所

(端裏書朱書)「十四日に命令を仰せ付けられました」

命令書

菱垣廻船積仲間

十組問屋共

- 一、お前たちはこれまで毎年一万二百両ずつ冥加金を上納してまいったが、問屋たちが不正を行つてゐることであるので、今後は上納とそれによる営業の保護を認めない。今後は菱垣廻船積仲間は言うに及ばず、それ以外も全て、問屋仲間・組合などと称して冥加金を上納し、それによる営業の保護を求めることは認めない。
- 以上により、これまで菱垣廻船へ積んでいた全ての品物は言うまでもなく、諸地域から産出する全ての品物までも、素人であつても直接売買するのは自由とする。また、諸大名の領国で産出する品物など、全て江戸へ出回る品物までも、問屋であるかどうかにかかわらず、それぞれの取引相手が引き受けて販売することも、これまた自由であるということを申し付ける。

天保十二丑年

十二月十四日

以上の通り、このほど北町奉行所へ組合の代表者たちがお呼び出しになり、命令を仰せ付けられましたので、書き写してご覧に入れます。また、経緯についても追々に申し上げるつもりです。しかしながら、お店の方々には以前からご懇意に預かつてまいりましたので、今後とも変わることなくこれまでの通りにお荷物を船にお積みくださいますよう、ひたすらにお願い申し上げます。まずは以上の内容をご案内までに申し上げます。

十二月十六日

為取替規定一札

このたび近江国で産出する茶は、京都の御用所で小嶋慈平が取り扱い、

ご領主様のお名前によって保証した公認の茶として御石場の御国産会所へ船に積んで送ることとします。茶の販売は、御国産会所で問屋・仲買・小売店まで全て入札により、高値の札を入れた者が落札することとします。もつとも、代金は銀六拾匁を上限とします。

ただし、総販売代銀のうち、冥加金として七分（七パーセント）を差し引きます。

七分の内訳

二分通 ご領主様のご利益として上納します。

二分五厘 坂口文兵衛が茶を引き受けて落札者へ販売するので、諸経費として受け取ります。

二分五厘 小嶋慈平がご領主様の代理兼荷主代表として出張する経費とします。

一、倉庫保管料として茶荷物一個につき銀二匁ずつ差し引きます。

もつとも、(壺詰めではなく)櫃詰め茶荷物でも同様に銀二匁ずつ差し引きます。

ただし、銀二匁は積み立てておき、予定外の出費に充当することとします。

一、近江国で茶を仕入れることや、運送中の海難事故などの対応は、

小嶋

慈平が担当します。御石場御国産会所は、茶荷物の取り扱いをいたします。

ただし、海難事故の損失補填は、坂口・小嶋の両方が負担すること。

一、茶荷物を積んだ船が江戸に集中し、荷物が混み合う場合には、坂口文兵衛も人を派遣して手伝うこと。

一、入札を行って茶が落札された日から六十日以内に、茶代金は坂口文兵衛が責任を持って徴収すること。しかし、落札者が支払えない場合には、落札者が誰であろうと小嶋慈平が証文に印を押し、指示する者へ遅れることなく代金を立て替えて渡すこと。

一、ご領主様の領国の特産品として交易をおこなうお茶であるので、小嶋慈平が確認印を押していない茶は御石場では一切取り扱ってはならない。

ただし、確認印のない茶は、非合法の茶荷物であるので差し押さえて

おき、御国産会所の者と小嶋慈平の両者が立ち会って小石川のお屋敷へ伺いを立てた上で

処理すること。

一、近江国で産出する茶は、江戸の商人へは小嶋慈平

からは一切直接販売してはならない。

一、万が一、上記の条々に違反した場合

には、小石川のご領様のお屋敷へお伺いを立て、どのようなご処罰を
受けたとしても、決して異議申し立てはいたしません。

以上の通り、お互いに茶を誠実に正当な方法で取り扱い、
長く協力し続けられるよう心を尽くします。御国産会所
で茶の販売の一部をお取り扱いになるので、冥加金を上納し、
入札その他の諸経費を私と小嶋慈平の二人が支出して負担
いたします。後日の証拠のため、このように一筆書いて交換いたします。

安政二卯年 江戸上鉤池之端仲町

九月 坂口文兵衛[㊦]

小嶋慈平殿

上記の規約の条々を承認します。また、
交換した証文の書面へ坂口・小嶋の両方が印を押し、私が
お預かりしておきます。ですので、証拠としてこのように奥書にこのように印を押し
ます。

御国産御会所[㊦]

松田嘉兵衛[㊦]

(表紙)

「嘉永七年

寅五月

三仲間規定書」

取り交わす証文一通

一、江戸へ積み送る茶について、近年では私たちと江戸の間屋との言い値が釣り合わなくなり、さらに

昨年からは江戸から送られてくる販売代金が特段に下落し、その上一割引きの収支計算となっているので、実に困っている。

そのため、今後は山方から仕入れる値段は自分の所持金と照合し、

一割引の収支計算によって決定すること。

一、金相場はとりわけ都合がよい具合であるので、これまで通りに取引すること。

一、引き続き取引条件が釣り合わない状態が続く上に、江戸が大不景気であるので、今年はとりわけ下値で仕入をするようにと江戸から言ってきている。私たちもそれぞれその言葉に従い、考え違いのないように下値で仕入れること。とりわけ今までの半値くらいで仕入れるつもりで万事取り仕切ること。

一、近年では、江戸には宇治の銘茶が沢山入荷しているのので、自然と茶の相場が下落し、この様子ではとてもそれぞれ商売を長く続けることができない。それは全く他の理由ではなく、ただ他地域の茶などを年増しに大量に仕入に出かけ、宇治の銘茶に混ぜて上等品に見せかけて船に積んで送るからである。そこで今後はそのような行いはしないように一同注意し、以前からの茶の本場であるという宇治の名を失うことのないようにしたいものである。であるので、他地域へ仕入にでかけた時、使用人であつても使いに出したりということは決して行わないということが非常に重要である。

補足 宇治の銘茶を製造している地域の中で、それぞれどうしても注文先で必要な品物がある時には、その近くの間屋へ出かけ、相談の上調達すること。

一、このたび江戸の二番組・仮組間屋を組織

したということなので、別紙に記した連名の通り、その組合の三十五軒のうち、今後私たち荷主に対して経営が逼迫しているなどといつて損失を与える者が出て来た場合には、私たち組合一同話し合つて取り決め、多少にかかわらず茶荷物をその者へ送ることは一切してはならない。

- 一、こちらの山方・仲買へ前金を渡すことは決してしてはならない。もし前金を渡してしまうと、自然と値段がつり上がり、互いに商売を続けることができなくなる原因となるので、決してしてはならない。万が一、手附金などといつて金を渡して組合に損失を与える者は、話し合いの上必ず取引しないこととする。

以上の条々をこのたび私たち組合一同で取り決めましたので、ますますしっかりと規約を守ります。もし万が一規約に背く者が出た場合には、組合から三仲間大行事へ報告し、その者が大阪へ出荷する茶の割り当て分は私たちの組合が取り上げ、さらに三仲間からもその者を除名いたします。その時になつて一言の弁明も決していたしません。後日の証拠のため、このように一筆書いて取り交わします。

住 榮組問屋

栗生喜三郎 (印)

島本徳次郎 (印)

放土茂七郎 (印)

川瀬善口 (五丸) 郎 (印)

大西政左衛門 (朱印)

岡田久次郎 (印)

岡田儀右衛門 (印)

永谷武右衛門殿

永谷太郎兵衛殿

木谷茂兵衛殿

山本民蔵殿

細谷清右衛門殿

奥田治兵衛殿

ぶしつけながら口上書

一、私は、

前々から京から大阪へ下る早登三十石船の運送問屋の稼業を続けてまいりましたが、そちら様から江戸へ送るお荷物のお茶壺が私の店の前の浜を大阪から伏見へ船に積まれて上り、伏見に着くとまた私の店の前の浜を大阪へ船に積まれて下っていくのを以前から見えておりました。それをただ見ているだけというのは非常に残念なことだと思っておりますので、

三年前から郷之口の魚屋忠兵衛殿に、そのお荷物を私の船でどうか運搬させてもらえるように斡旋して下さるようお願いしておりました。また、今年は大阪の炭屋五郎兵衛殿へ伺ってご相談してお頼みしたところ、そのお荷物運送の件は江戸の山本嘉兵衛様の大阪の支店へ頼むようにとのことでしたので、炭屋五郎兵衛殿と一所にその支店へ伺ってお願いしました。そうしたところ、なにしろそのお荷物の運送については、まず山方様のところへ参上してお願い申し上げるようにとのことでした。もともと、

こちらの組合の皆様には以前からお願い申し上げたいと思っておりましたが、余りにも恐れ多いことだと思っておりますので、遠慮しておりました。しかし、なにしろこのような次第ですので、このたび改めて恐れ多くはございますが、お願い申し上げます。何卒ご一緒様でご相談くださり、私の店へお茶荷物をお送りくださいますよう、ひたすらにお願い申し上げます。

運送をお申し付けくださるならば、淀から大阪までの運賃は、お荷物一個に付七分で引き受け、

滞りなくその夜のうちに船に積んで大阪に下ります。また、お荷物を損傷したり、濡らしたりということが万が一発生した場合には、船に積んで返送する船賃は皆様のご負担とはせず私に負担いたします。さらに、私の店には焔炉が四、五挺ほど、年間通して

使用できるようにしておりますので、お荷物がぬれた場合にはすぐにご案内いたします。その際には私の店までお出でになり、茶を乾燥させ直してお詰めになるならば、すぐにその夜のうちに大阪へ積んで下りますので、少しばかりではあつてもご便利かと

恐れながら思っております。このこともお考えになつて、私の店へお荷物をお送りくださるならば、お荷物を大切に取り扱い、少しも遅れることなく運送いたします。恐れながらこのことを書面にてひたすらにお願い申し上げます。

天保四巳年正月

淀連（運）送問屋

炭屋善兵衛（印）

湯谷

御茶司中様

一、このたび

田安様から、昨日二十三日に御役所へ
お呼び出しになり、挽き茶・煎茶のそれぞれについて、宇治
で製造しているのはどういう者かとお尋ねがあつたので、別紙の通りに
書面でお答え申し上げましたので、ご了解のうお心にとどめて
おいてください。そこで、今年の新茶の製造にあたっては、
ご精励くださるようお願い申し上げます。

天保三辰年

二月廿四日 山本嘉兵衛 (印)

永谷御氏様

別紙返答書の写し

恐れながら書面にて申し上げます

城州宇治田原郷

湯谷村

煎茶元祖

永谷三之丞

永谷伊八郎

永谷武右衛門

西野藤右衛門

木谷茂兵衛

江州愛知郡政「」

上口善四郎

上記の場所の私が所有している

茶園・茶畑でのお茶の製造法については、この名前の者たちが
清らかにけがれなく作り上げ、その者たちから船に積んで送っております。再三にわ
たつて吟味

した上、お茶の茶銘に応じて価格を定めて詰め上げております。このことを
お尋ねでしたので、お答え申し上げます。

日本橋通二丁目

辰二月

御茶師

「」

山本嘉兵衛印

田安様

御賄所

(裏書)

茄子について

- 朔日 花を切ることを忌む
 - 二日 火の用心大切
 - 三日 庭をほることを忌む
 - 四日 竹を切ることを忌む
 - 五日 升ではかつて物を買うことを忌む
 - 六日 水神を大切にす
 - 七日 始めて来る人に箸を持たせることを忌む
 - 八日 男女ともに身を慎むこと
 - 九日 茄子を一切れずつ食べる
 - 十日 せついんの掃除をすること
- このことは十一日から同じ順番で繰り返す

弘法大師	正月五日	五月十一日	九月八日
御茶湯 田安様	十六日	十五日	十一日
千日詣	二月七日	六月三日	十月十五日
	八日	十一日	十九日
	三月四日	七月十五日	霜月六日
東都	十五日	廿四日	九日
田印書	四月五日	八月十日	極月十二日
	廿五日	十八日	廿四日

一筆書いて差し上げます

お詫び状

一、昨年卯年に江戸へ向けて船に積んだお茶荷物と、翌年辰年の春に皆々様から
 ご出荷されたお荷物のうち五十四個分について、その際に樽廻船の出港がとりわ
 け多かったので船が足りず、
 自分の判断で仕方なく他の廻船へ積み入れました。そうしたところ、その船が思
 いがけず
 難破船となり、皆々様へはお茶の元手である銀十七貫目余のご損失と
 なったとのことで、さてもさてもご迷惑をおかけして申し訳なく思っております。
 私たちの不始末については、なんとも弁明のしようも
 ございません。そのため、それ以降私の店へご出荷もなく、取り扱いも
 お命じにならないため、私は商売をやめたのも同様となり、本当に稼業を続けが
 たいのも必然であると困っております。そこで色々とお願ひ申し上げたところ、
 このほど特段の
 お情けによつて、前年の通りお荷物の取り扱いをお命じになり、有難い
 ことだと思っております。このお礼として、お荷物一個につき銀五分の
 取扱料をお支払いくださるうち、銀二分を今年辰年九月から
 来々子年八月までの廿年間にわたつて、少しずつではありますが弁償のために
 お支払いすることに間違いはございません。また、差額の銀三分で
 お荷物をとりわけ大切に取り扱いいたします。さらに、その時々で
 江戸に向かう船のうちよい船を見定めて、順々に滞りなくきつちりと積入れいた
 します。船への積入報告書と
 江戸への入港報告書などは誤りなくご通達いたします。また、江戸から上方へ送
 る空の壺・櫃はともに、
 江戸へ送った際の送り状と数量を突き合わせて確認し、滞りなく上方へ運送いた
 します。後々の証拠のため、
 このように一筆書いて差し上げます。

大坂長堀板屋橋

天保三辰年九月

炭屋五郎右衛門

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 107 ~ 109

恐れながら書面にて申し上げます

城州宇治田原郷湯谷村

(途中欠)

永谷三之丞

同 武右衛門

同 伊八郎

西野藤右衛門

木屋茂兵衛

江州愛知郡政処

上式善四郎

上記の場所の私が所有している

茶園・茶畑でのお茶の製造法については、この名前の者たちが清らかにけがれなく作り上げ、その者たちから船に積んで送っております。再三にわたって吟味した上、お茶の茶銘に

応じて価格を定めて詰め上げております。このことをお尋ねでしたので、お答え申し上げます。

御茶師

巳年二月廿三日

山本嘉兵衛印

田安

御賄所

(前欠)

追伸。お茶の献上については、古くからのしきたりを山本様は以前からよくご承知でいらつしやいますが、今の組合の若輩者はなにも知らないのをごさいます。少し前は宇治の大鳳寺が、山本家へ銘茶を船に積んで送っている私たちの組合の者を憎んで拒んだこともしばしばあり、筆舌に尽くしがたいことをごさいました。山本様がご所有なさっている茶畑も、

その由来によって私たちの地域とはとりわけゆかりもごさいます。

そのためこのお茶献上が始まった時、私たちと合計三人で話し合い、お茶銘も

その時から書き連ねて、今も変わらず献上し、もう

三十四、五年にもなるかと思ひます。

これまでは毎年お茶代・雑費などの諸経費を

七軒の献上者の名前から山本様の分を除外して六人で分担して

まいりましたが、このたびは特別なことですので、この分担金の十二両を

ご出費くださるならば、六両は経費に充て、残りの六両に

六軒の者たちからさらに一両ずつ分担して出金し、都合を済ませてしまいます。

山本様がお出しになった十二両のうち、経費に充てる残りの六両は、積立金として引き継ぎ、私たち六軒の者もそれぞれ月々百疋(金壹分)ずつ集め、四十両ほどを積み立てておけば、今後長くその利息によってお茶を献上することができるようになるでしょう。そこで、永谷武右衛門をはじめとして内談をいたしましたので、この旨をどうかお聞き入れくださいますようお願い申し上げます。早々

七月廿八日

永谷

山本御氏

両人

(端裏書)

「嘉永七寅五月二日出

江戸仲間からの書状の写

同十六日着」

一筆啓上申し上げます。向暑の折では
ございますが、そちらでは
皆様ますますご安養でいらつしやるとのこと、
結構なこととお慶び申し上げます。そして、今年の
新茶については、しだいにお作りになり、
そろそろ仕入をなさる時期でございます。
さぞやお忙しいことと
存じます。さて、以前ご案内した通り、
昨年から引き続いて不景気であるのは変わりなく、
困っておりますところに、今年の春になって色々と
異変が起こり、そのためか今になっても全く
人々の活気も引き立ちません。ですので、昨年丑年に船に積んでお送りになった
茶荷物も、一般の売り先をはじめとして得意
先でさえも蔵に沢山残っており、売れ行きが
非常に不本意な有様でとても困っております。そのうち、銀三十匁
以上の上等品は多く売れ残り、
手元に残っているところへ、近々新茶が
江戸に入港するならば、どれほど相場が
下落することであろうかと心を痛めている
次第でございます。毎年仕入の頃に
なりますと、その時々の方場の様子を申し上げておりますが、
毎年の決まり文句とお考えになって
生産地で値段をつり上げて買い入れ、並外れた値段の品物を
ご丁寧に仕入れなさることのないようにと、
深く心配しております。そこへ前もって申し
上げておきましたように、このような不景気の様子となつては、上等品を
お積み送りになつても、奮発して心を
込めて販売しても、なんとか銀三十二、三匁位でなければ
売れないような成り行きでございます。
ですので、十合で銀四十匁を越える品物は
少しも売れることではございません。たとえ今年
そのような上等品をお積み送りにならなくても、現在

江戸に入港している上等品でいずれにしても
 用が足りるかと思うほどの見込みで
 ございます。そちらでも近年では生産地で
 高値の様子であるというは伺っており、お
 取引の条件を釣り合わせるのも難しいとのこと、問屋たち一同
 これも深く心配しております。どうか長く
 これまで同様に長く商売を続けたいと思っており
 ますので、前述の事情を申し上げた次第でございます。
 よくよくお考えになって、生産地での仕入れ値段を
 とりわけお引き下げになって、品質を改めて
 仕入れなさるように、くれぐれもお願い
 申し上げます。今更ながら景気の様子を申し上げるならば、ここで
 駆け引きのお役に立つようにと
 全てひつくるめて申し上げておりますので、よろしく
 ご理解ください。まずは前述の
 様子を申し上げるためにこのように書き記します。
 恐惶謹言

嘉永七寅年 茶問屋二番組
 五月二日 行事（印写）

山徳組
 御仲間衆中

追伸。解散させられていた私たちの問屋組合の再興を
 幕府から命じられましたので、組合規約を定め、
 このたび茶問屋二番組の者の名前を書き記し、
 別紙を添えて申し上げますので、皆様へご通達
 なさつてご了解ください。別紙に記した名前の者の
 他へは茶荷物をお送りにならないよう、このことは
 しつかりとご通告申し上げます。もし他の者へお送りになった
 場合には、契約違反の荷物となりますので、ご迷
 惑をおかけすることもあるかと思ひ申し上げますので、
 ご一同様にはご理解くださいますよう
 お願い申し上げます。

一、近年では商品の代金の受け

渡しの際には、火災などで焼けた貨幣が多く
 ありますが、金貨・銭貨ともに両替や

受け渡しの際に価値を割り引かれ、
 損失がかさんでとても迷惑しております。
 もちろん受け渡しの際に気付かなかったのは
 こちらの不始末であると思いいになるとは存じ
 ますが、貨幣の取り扱いについては素人
 のことですので、特に忙しい時にはなかなか
 行き届かないのです。このため、今年の新茶の
 代金をお送りする時から、目録の表記よりも金一両につき
 銀四分ずつ引いて、
 その引いた値段で代金の計算をしたいと思っておりますので、このことを
 ご承知なさってください。この事情をご理解の上で
 今年から新茶の仕入れ値段をお決めに
 なるようお願い申し上げます。また、幕府のご改革
 以降は、そちら以外の地域から
 茶荷物を受け取っていたのを暫く見合わせておりましたが、
 このたび諸地域全てから茶荷物を受け取るということを組合
 一同で決定いたしましたので、このこともそのようにご理解
 ください。まずは上記の件を申し上げるためにこのように
 書き記します。

五月二日

永谷武右衛門様
 永谷太郎兵衛様
 山本民蔵様
 木谷茂兵衛様
 細谷清右衛門様
 参人々御中

回覧状

向寒の折ではございますが、
皆様ますますご健健のことと
お慶び申し上げます。さて、このほど
ご一新の時ということで、全ての商売は
手広く行うようにという趣旨で近いうちに
諸組合をお取り決めになり、
商法会所からご認可の印鑑を下付
されるということを伺っております。ですので、私たちの
銘茶問屋組合もそのご認可印が押された文書を頂戴
したいと思っておりますので、このことについてご相談申し上げます。
ご賛成であれば、それぞれの組合様で
ご都合のよいお名前を決定なさり、
その名前を半紙帳にご記入の上、今度の十六日に
間違いなく私のところまで
三組合のうちから一人か二人ずつ私のところまで
お越しくださるようお願い申し上げます。詳しくは
ご対面の上で申し上げます。
十一月十三日 山徳組行事

永谷武右衛門

末廣組

萬屋重郎兵衛様

今西又右衛門様

住栄組

嶋屋徳二郎様

口中利三郎様

岡田久二郎様

辻浅右衛門様

栄徳組

木谷四郎兵衛様

嶋本徳治郎様

稲垣栄二郎様

岡田久三郎様

東利三郎様

順不同です

(包紙) 「廻草」

回覧状にて申し上げます。薄暑の折ではございますが、皆様にはいよいよご壮健のこととお慶び申し上げます。さて、今年は茶を製造する地域では凶作のところもあるとのこと、そのため産地では自然と強気になり、どれほどの値段をつけてくるかも予想できないかと推察いたします。しかし、昨年冬から江戸では近いうちに価格が下落し、茶代金も非常に取引条件には合わない有様なので、今年の新茶の仕入・注文値段も、去年と比較して六割程度値段で仕入れるのがよいのではないかとのこと、実に去年の茶が沢山売れ残り、この頃では売る相手もいないとのこと、どうしても下値でなければとても取引がうまくいかない、熟考の上たとえ半額での仕入れであっても差し支えないとのことをしばしば江戸から言ってきています。今年などは、新規の荷主も現れたので、産地で少しばかりの凶作を見込んでふさわしい高い値段で仕入れるように言ってきたとしても、江戸からの連名の書状の趣旨によると、産地の言い分を気にかけることなく、皆々思い違いのないようにと一心に待っているとのこと。また、毎回お話し合いになっている通り、それぞれの組合が以前から買い入れている場所にはお互いに遠慮し、競り買いをするなどの道理に外れた行いをしないように決まりを守りなさい。江戸からの書面の趣旨を、ご了承の方は押印なさり、順番に回覧してください。また、ご了承できない方は、その旨を江戸へ報告しようかと思しますので、それであれば、押印なさらずに、付箋をつけて順番に廻してください。今後はお互いに相談などもある時は、各組合からその時々状況をすぐに仰つてくださるようお願い申し上げます。まずは上記の旨を連名の書状で申し上げたいと思い、このように書き記します。恐惶謹言

四月十三日 大行事 (印)

山徳組

永谷三之丞様 (印)
永谷武右衛門様 (印)
西野藤右衛門様 (印)
永谷太郎兵衛様 (印)
永谷嘉兵衛様 (印)
汐美久右衛門様 (印)

住徳組

嶋本徳次郎様 (印)
栗生喜三郎様 (印)
森与右衛門様 (印)
大西政右衛門様 (印)
大西政左衛門様 (印)
岡田久次郎様 (印)

栄徳組

辻浅右衛門様 (印)
向井宇右衛門様 (印)
田中清左衛門様 (印)
北沢六左衛門様 (印)
東利右衛門様 (印)
岡本市左衛門様 (印)
筒井喜兵衛様 (印)

順不同です。

追伸

この書面を順に回覧し、最後の方は
山徳組代表へ人を派遣して
書面をお返しく下さい。

永谷伊八郎家文書 2-7-9

覚書

一、城州綴喜郡宇治田原郷

湯屋谷村

永谷与三右衛門

この者は、神事の際には
帯刀しなさい。他の場合には帯刀はしては
ならない。

元禄九年

十月日

城州綴喜郡宇治田原郷

湯屋谷村

庄屋
年寄中

上記のことは、前田安芸守様が京都町奉行をなぞっていた時に
命令書を下付なさったことです。

屋敷にある証文の写しで、
証文の正本は不明です。

安政四巳年九月十六日に二番組へ出した返書

九月十六日にお書きになつたご書状が今月四日に到着し、有難く拝見いたしました。最近では寒さも厳しくなっておりますが、そちらの皆様方はご勇健とのこと、お慶び申し上げます。次に私たちですが、平穩に過ごしておりますので、ぶしつけながらご安心ください。そして、いつもご親切に茶荷物の販売に励んでくださり、有難いことだと思っております。このことについて厚くお礼申し上げます。

一、このたび、そちらの茶相場についてお聞かせくださり、承知いたしました。

今年では上等品が不景気で、売れ行きもよくないとのこと、

その上、昨年の上等品が売れ残っているとのこと困っております。

このように近年上等品が多くなりましたのは、茶を製造する際の費用があちこちで年々高値になりましたので、私たちが値段の安い品物を作つて

いたのでは本当に再三が取れないからなのです。中等程度の山方

であつても、肥料を多く用い、茶が芽吹いた時にはできるだけ早く摘み取り、

焙炉の作業員や茶の選別員までも腕のよい者を雇い、

誰もが他に劣ることのないように精励して上等品に仕上げているからでしょうか、

上等品が多いのでございます。今年の新茶を摘み取る頃には雨天が多く、茶の若葉の割合が高かつたのですが、焙炉で乾燥させるのをとりわけ多く行いましたので、なおさら上等品が多くなり、下等品が大いに払底したのでしょうか。そのため、

こちらでも、下等品の景気が特に活気づき、元値で一貫目あたり銀八匁位以下の値段の品は

一切なく、選りすぐつた茶葉なども元値で一貫目辺り銀十五、六匁からの取引となり、その値段の品物は非常に数が多く、他の品物も同様に亥年の値段とくらべて五、六匁ほども高値になっております。ですので、私たちの組合が暫く仕入れ

を休みましても、近年では諸地域で上等の煎茶が大いに流行しているもので、

年を追うごとに他地域から買い手が多く入り込んで買い荒らしています。その上、今年凶作

だからでしょうか、最近では売物の茶も希少になってきておりますので、いつまでも仕入れを見合わせては、

品物を仕入れるにも数が足りなくなり、お店様に自然と差し支えなども

でるやもしれず、そうなつては古くからのご恩を忘れるようなことともなり、

申し訳ないことになって思っております。高値でも仕方のないことだと思ひながら仕入れております品物について、どのように製品を仕上げたものかと日々心配

しておりましたが、このたびご親切にご指示をいただき、仕上げ方法については有難く承りました。こちら初荷から抜け目なく

上品を一、二段ずつ程度を引下げ製造しております。

現在まで品物はそれぞれできるだけ程度を引き下げて製造
 するのがよいと思つてはおりますが、実に下等品は数が少なく、一同
 なんとも工夫のしようもございません。さらに当地はご存じの
 通り、上等品の生産地でございます、今年はなおさら上等品の
 割合が高めですので、このことについては悪しからずご了承ください。
 前述のこのような理由ですので、どうかお聞き入れの上、今年のところは
 特別にご許容いただき、何卒長く商売を続けられますように
 販売にお励みくださいますよう、ひたすらにお願い申し上げます。
 まずはご報告かたがたお願いのために、このように書状を差し上げます。
 恐惶謹言

十月十一日

山徳組

行事

二番組

御銘茶問屋

山本嘉兵衛様

大橋太郎次郎様

豊田甚右衛門様

萬屋万造様

山本市右衛門様

宇治屋万吉様

其外御問屋様

順不同です

追伸。今年の新茶の仕入れ時期には、そちらの山本家の
 ご主人様が上方にいらつしやり、ご逗留中に仕入れ値段についても
 よくご理解なさっていましたので、詳しい様子は山本様が御帰宅
 なさってから内々にお噂にもなっているかと推察いたします。
 なんとも本文で申し上げた通り、今年のところは特別なことでございますので、
 特段のお引き立てに預かつて、長く商売を続けられますように伏して
 お願い申し上げます。

別紙を添えてお願い申し上げます。

- 一、茶荷物を船で運送するのは、今年もやはり費用がかさみそうで、
 それについて何度も大阪へ下つて交渉したのですが、昨年と同様に
 三割余りも大阪で運賃を増銀するとのことでした。
 運送について交渉に苦心しておりますが、一向にはかばかしくありません。

永谷伊八郎家文書 2 - 10 - 3

(裏書) 「所不候とも 九刃七兵衛」

定

- 一、用事のないものは焙炉小屋・茶摘小屋へ
決して立ち入ってはならない。
- 一、火の元にはとりわけ念を入れて注意しなさい。
- 一、博打や諸々の賭け事はいうまでもなく、
喧嘩や言い争いもしてはならない。
- 一、茶園はほとろ野休み（蕨を摘むための休暇カ）までは刈り始めてはならない。

但

- 一、茶摘賃 錢百貳拾文
- 一、焙炉賃 銀貳匁
- 一、金貳朱二付 錢八百四拾五文
- 一、白米壹升二付 錢百三拾文

安政五年午年

村役人

永谷伊八郎家文書 2-7-3

湯屋谷で定めた山の掟

- 一、家の周囲は林の入り口から二十間あけること。
- 一、家の後ろに畑がある者は、その畑の間口から林の入り口まで二十間あけること。
もし二十間ない者は、盛り上がっているところを限度とすること。
- 一、家を買取るためであっても、家を持たない者は林を利用することはできない。
- 一、境界の目印にするために鍬で線を引くのは、家を建てるためであつたとしても、家が建たなければ「だつて」とする。
- 一、畑を持たない者も「だつて」とする。

岩本から問へ出ても

同様である。

もしこの掟に背いた者がいれば、この掟によつて、以上のように道理を申し付けて裁くものとする。

天正三年 城伊豆 判

二月朔日 高屋 判

永谷因幡判

端裏書「江戸から庄屋へ送った添状の写

亥年四月」

一筆啓上申し上げます。薄暑の折ではございますが、そちらではご家内の皆様もご安康で

いらつしやるとのこと、はなはだお慶び申し上げます。こちらは平穩に過ごしておりますので、恐れながらお心をお休めください。

- 一、あなた様がお指図なさっている永谷伊八郎殿の子息の民蔵殿へ、このほど茶の製造をさせるということを取り決めました。また、民蔵殿を江戸へ呼び、よくよく談判し、お名前については江戸で山本家からのれん分けをして自分の店を持っている者と同様に、山本嘉兵衛と同じ名字で山本民蔵といたします。諸々の茶類の仕入れをいたしますので、何卒これからも変わることなくご高配を賜りますようお願い申し上げます。
- 一、噂によりますと、伊八郎殿は借財が多いとのこと、万が一貸し手が道理に背けば、民蔵殿が茶の製造を始めたとしても揉め事も発生するかと推察いたします。ですので、揉め事などがありました場合には、全て江戸の山本嘉兵衛店で始末をつけますので、あなた様から民蔵殿に道理を言い聞かせていただきたく、ひたすらにお願い申し上げます。民蔵殿についても、精励させますので、何卒民蔵殿にお力添えください。まずは上記のことをお願いかたがた申し上げます。このように書状を差し上げます。なお、後日重ねてお便りを差し上げます。

山本嘉兵衛

亥四月十九日

七兵衛

利兵衛

市兵衛

浅田茂左衛門様

参人々御中

永谷伊八郎家文書 1 - 5 - 2 - 10

覚

十組問屋

一、営業証票 一枚

同じく

一、茶の朱札 一枚

これは江戸の堺屋友二郎殿からお預かりした分です。

三月に金子を貸した証書

堺屋殿 式通

今は内海小左衛門殿と改名しています。

他に

帳箱 一ツ

封箱 一ツ

印判 二ツ

書面 数々

帳面

以上、確かに受領いたしました。

文政八

酉年十二月大晦日

山徳組

次期代表

木屋茂兵衛 (印)

山徳組

前代表

永谷伊八郎殿

一筆書いて差し上げます

お詫び状

一、昨年卯年に江戸へ向けて船に積んだお茶荷物と、翌年辰年の春に皆々様から
 ご出荷されたお荷物のうち五十四個分について、その際に樽廻船の出港がとりわ
 け多かったので船が足りず、
 自分の判断で仕方なく他の廻船へ積み入れました。そうしたところ、その船が思
 いがけず
 難破船となり、皆々様へはお茶の元手である銀十七貫目余のご損失と
 なったとのことで、さてもさてもご迷惑をおかけして申し訳なく思っております。
 私たちの不始末については、なんとも弁明のしようも
 ございません。そのため、それ以降私の店へご出荷もなく、取り扱いも
 お命じにならないため、私は商売をやめたのも同様となり、本当に稼業を続けが
 たいのも必然であると困っております。そこで色々とお願ひ申し上げたところ、
 このほど特段の
 お情けによつて、前年の通りお荷物の取り扱いをお命じになり、有難い
 ことだと思っております。このお礼として、お荷物一個につき銀五分の
 取扱料をお支払いくださるうち、銀二分を今年辰年九月から
 来々子年八月までの廿年間にわたつて、少しずつではありますが弁償のために
 お支払いすることに間違いはございません。また、差額の銀三分で
 お荷物をとりわけ大切に取り扱いいたします。さらに、その時々で
 江戸に向かう船のうちよい船を見定めて、順々に滞りなくきつちりと積入れいた
 します。船への積入報告書と
 江戸への入港報告書などは誤りなくご通達いたします。また、江戸から上方へ送
 る空の壺・櫃はともに、
 江戸へ送った際の送り状と数量を突き合わせて確認し、滞りなく上方へ運送いた
 します。後々の証拠のため、
 このように一筆書いて差し上げます。

大坂長堀板屋橋

天保三辰年九月

炭屋五郎右衛門

永谷伊八郎家文書 1-5-1-4

(端裏書)

「木津屋源三郎殿

戊年十一月二十三日夜に儀定」

一筆書いて差し上げます

- 一、湯屋谷村の伊八郎家の借財を四人が保証人となり、
年賦で支払ってまいりましたが、残り二年分が滞納となっております。
滞納分合計金十五両と銀六匁について、来年亥年
六月二十日までに、永谷武右衛門・同三之丞の二人とも
相談し、間違いなく全て返済いたします。
そこで念のために証拠として、弥市郎・平二郎の二人から証文を
このように差し上げます。

田原郷湯屋谷村

嘉永二戌十一月 弥市郎

平次郎

これは先方様の下書の写しです。

利息については、支払うとのお申し出があつたけれども、年賦でも支払いが滞納して
いるので、利息の支払いについては断り、先方様もご了解になっています。

木津屋源三郎殿

戊年十一月二十三日夜五ツ半時

(袖裏)

城州宇治湯谷 式番組
永谷武右衛門様 行事

(朱書)

「追伸。あなた様をご覧になった上は、速やかにご回覧になり、
お返事ください。

一筆啓上申し上げます。秋になったとはいえ暑さも
残っておりますが、そちらの
皆々様はますますご安静で
いらつしやることとお慶び申し上げます。次に私たちですが、平穩に
過ごしておりますので、恐れながらご安心ください。
さて、今年の春から茶荷物が
不景気の様子であると何度も
申し上げておりましたが、書状も到着しご了解
くださり、そのような心づもりで仕入れも
なさっていることと存じます。そうしたところ、
盆前から新茶も日々
荷数が潤沢になり、この頃に至つては
目立って売れ行きが悪くなり、いまだに去年の茶も
売れ残っておりますので、茶問屋一同茶荷物の販売に
心を尽くしております。しかし、先月
下旬から奢侈禁止令が出され、
御武家様方はもちろん、江戸市中
その他の地域までも、身を慎んで
質素になさっております。前述の様子
では、上等品などは
特に売れ行きが悪いかと存じます。ただし、
宇治は銘茶の根元の場所ですので、
身分の高い方々がご賞翫になる高級品
が多くございますが、御武家様方に質素
儉約のご命令が出されたこともあり、
景気も勢いを失い、人々の買いたいという
気持ちも引き立たない状態でございます。ですので、
昨年よりも高級品は二割五分ほど、
上・中・下の品物は平均一割

五分ほども現在の状況から
 値段が下落する見込みでございます。これぐらいの
 値段を目安として仕入れをなさらなければ、
 臨機応変に商売することもできない
 状況だと考えておりますので、私たちは
 心配しております。このことについて宜しく
 ご理解ください。お互いに後々も
 失敗を招くことのないようにお祈り申し上げます。
 まずは上記の件について、あなた様のご意見を伺いたく、このように
 書状を差し上げます。恐々謹言

茶問屋

貳番組

丑八月八日

行事(印)

永谷武右衛門様

永谷太郎兵衛様

山本民造様

細谷清左衛門様

上辻定右衛門様

外御荷主衆中

追伸。高級品については、

昨年の出荷量の三分の一の量で

お願いいたします。それ以外の品物は、

銀三十匁程度の品質で製造なさるのがよいかと思います。

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 20

一筆啓上申し上げます。時節柄

残暑が厳しくはございますが、あなた様にはますます

ご壮健のこととお慶び

申し上げます。さて、昨年あなた様から

言上のありました、宇治田原のお茶師

永谷福重から新茶に銘を

つけてくださるようにとのことですが、ご主人様には私から申し上げたところご了解なさり、

「嘉年」とおつけになりました。そのお礼として、以前に

話し合ったとおり、「嘉年」の茶一壺を

ご主人様にお見せしたところ、たいそうお喜びになりました。

さて、今年の方も先日献上され、これも

お見せしたところ、同じくお喜びになりました。

このことを急ぎの書状で永谷に宜しく

お伝えください。また、永谷から願出のあつた際に、

取次の絵心として茶一袋を送られる

とのお話でしたが、確かに受け取り、

有難いことだと思っております。ご面倒をおかけしますが、永谷へ宜しく

お伝えくださるようお願いいたします。まずは

上記の二件について、永谷へ宜しく

取り急ぎ申し入れたいと思いますので、どちらもよいように

お取り計らいください。恐々謹言

物加波肥後守

七月四日 懐（花押）

柳田正元様

追伸。あなた様もあれこれと斡旋して下さったことだと存じます。

(端裏書) 「控」

一筆啓上申し上げます。薄暑の折では
ございますが、そちらの
お店の皆様方はますますご安静で
いらつしやることとお慶び
申し上げます。さて、大阪平野町
三木徳殿についてですが、先年から茶荷物を
そちらへ運送なさっており、最近では
山城国奈嶋へ出向いて諸地域から宇治製煎茶の
偽物をおおく買い集め、宇治田原
辺りの茶を買い取って偽物と調合した上で、
あなた様のお店へ沢山送っております。そのため、
産地では段々と高値になり、湯谷組は
いうまでもなく、銘茶を江戸へ送っている者一同が
非常に迷惑していることをご推察
ください。このままでは、今後湯谷組の
茶荷物は次第にまもなく衰退してしまうでしょう。とりわけ
山徳組については、あなた様のお店では
以前から深いご縁もあるようだと
承っております。ですので、和束組でも
皆々心を痛めております。何事についても
そちらの商況・景気など
ご書面でお知らせくださり、相場も正しく穏やかに
取引をしたいものだと思っておりますが、前述の事情ですので心配しております。
奈嶋・長池・新田・神明辺りは
これまで山徳組にとって第一の仕入れ場所でしたので、
支障が出るのは必至だと思われます。
茶相場について、この頃は他の商品と同様に
自然と下落している様子だと毎回
お心配りの行き届いた書状をくださっておりますが、
山方は高値で、その上山城国全体も
茶が不作であつたのか高値なのですが、ますます
値段をせり上げているのは全て前述の通り、
他地域の茶を奈嶋で仕上げて山城
茶としているのが原因なのです。自然と銘茶の偽物の
お取引の噂が聞こえてきますので、このままでは銘茶と他地域の茶との
区別がなくなってしまうと、山徳組は

もちろん、銘茶を江戸へ送っている者もそれぞれ
皆々嘆かわしいことだと思っております。銘茶を八、九部屋も
あなた様のお店へお送りしているとのことですので、
このことについてご深慮いただきたく、ご相談
申し上げます。どうか今後は、そちらの
相場と同様に当地の様子も
穏やかにしたいものと祈っております。まずは上記の件について
あなた様のご意見を伺いたく、このように書状を差し上げます。恐惶謹言

五月廿二日 和束組
行事

山本嘉兵衛様

(端裏書)

「未年

湯谷に残しておいた書面の写し書き」

話し合ったことについて一筆書いて差し上げます

一、茶荷物の積み降ろしについて、昨年冬以来様々な荷物が集中し、

船の用意が困難で、お荷物の積み降ろしや受け取りも計算が立たない状態でした。

仕方なくお荷物の運送にあたっては余内銀（援助金）を出荷される方へお願い申し上げておりましたが、こちらの山本

喜兵衛様が色々と斡旋してくださった結果、お荷物一個に付銀一匁ずつご出銀くださるとのことをお聞き入れくださり、ご厚志のほど有難いことだと思っております。今後は遅れることのないように

各船とも積み入れ・運送に励みます。また、このたびのご出銀の他には、どのようなことが起こりましても、余内銀を増銀するなどということは今年中は決していたしません。念のために証拠として

このように一筆書いて差し上げます。

菱垣廻船問屋

天保六未年七月

仲間印

(印写)

大文字屋三右衛門殿

取り交わす証文一通

- 一、江戸へ船に積んで送る茶について、近年では取引条件が合わなくなり、また、昨年からは特に送られてくる代金が下値になっている。その上、一割引で収支計算をされるので、実に困っている。そのため、今後は山方での仕入れ値段は、成立した取引条件から努めて一割引の収支計算で行うこと。
- 一、金相場はとりわけ都合がよい具合であるので、これまでの通りに取引すること。
- 一、引き続き取引条件が合わない状態が続いている上、江戸から大不景気で今年はとりわけ下値で仕入れをするのがよいと言ってきている。それぞれその意見に従い、思い違いのないように下値で仕入れるように。さらに、半額で仕入れるくらいの心づもりで万事取りしきること。
- 一、近年江戸では、銘茶類が沢山入港するようになったので、自然と相場が下落している。このままではとても皆々商売を長く続けることができないというのは、全く他の理由ではない。それは、ただ他地域の茶を年増しに大量に仕入れに出かけ、銘茶に混ぜて上等品に仕上げて江戸へ積み送るからである。今後はこのような取り扱いは行わないよう一同気をつけること。古くからの銘茶の本場であるという宇治の名を失わないようにしたいものである。そのため、他地域へ仕入れに出かけたり、使用人であってもつかいに出したりということは決してしないことが非常に重要である。
- 一、このたび江戸の二番組・仮組問屋を組織したとのことなので、別紙に記した連名の通り、その組合の三十五軒のうち、今後私たち荷主に対して経営が逼迫したなどと言つて損失を与える者が出てきた場合には、私たち組合一同話し合つて取り決め、多少にかかわらず茶荷物をその者へ送ることは一切してはならない。補足。こちらの山方・仲買が問屋から前金や手附金などを受け取ることによつて損失を与える場合には、同様に話し合いの上、必ず取引をしないこととする。

上記の各条をこのたび組合一同

取り決めた上は、ますますしっかりと守ります。
 もし万が一、規約に背く者が現れた場合には、
 組合から三仲間大行事へ報告し、
 その者が大阪へ出荷する茶の割り当て分は私たちの組合が
 取り上げ、その上三仲間から除名いたします。
 その時になつて一言の弁明も決していたしません。
 後日の証拠のため、このように一筆書いて取り交わします。

月日 | |
 | |

(附紙)

「補足。宇治の銘茶を製造している地域の中で、それぞれ
 どうしても注文先で必要な品物がある時には、
 その近くの間屋へ出かけ、相談の上
 調達すること。」

「一、私たち山方・仲買へ前金を渡す

ことは決してしてはならない。もし渡してしまうと、
 自然と値段がつり上がり、互いに商売を続けることができなくなる原因となる
 ので、

決してしてはならない。万が一、手附金を渡す

などのことで組合に損失を与える者は、

間屋店先に前もって札を下げ、

話し合いの上必ず取引を行わないこととする。」

永谷伊八郎家文書 3 - 51 - 51 - 1

(端裏書)「山徳組」

一筆啓上申し上げます。春暖の折から、

そちらの

皆々様はますますご壮健のことと

お慶び申し上げます。こちらは平穩に

過ごしておりますので、恐れながらご安心ください。

一、今年の新茶はしだいに摘み取りの時期となりますが、

新茶ができ次第変わりなく仕入れの指揮をとることを

お命じくださり、有難いことだと思っております。このことについて、

今年は昨年十二月から引き続き

船の入港がないため茶荷物が途切れており、地震後はたいそう

品物が希少になっております。おそらくそちらでも、すぐにそのことが

伝わり、新茶の仕入れでは皆々様色々

交渉なさっていること遠くから推察しております。

ですので、こちらの商況の見込みを今のうちに

申し上げておくと、仕入れをなさる際の判断材料の一つになると思い

申し上げます。今年は茶相場が活気づくのを

見込み、品切れだと思つて、そちらの

近くの地域や駿河・遠江など、例年

早く茶ができる土地の茶製人たちが、先を争つてそちらの

上等品と紛らわしい緑茶を製造し、一度に

船に積み込むかと思ひます。その頃になると、

そちらの船に積みきれないでいた古茶がしだいに江戸へ入港します。

そうすると、新茶と古茶が入り交じり、急に茶荷物が

潤沢になり、景気がよかつた時期とは

対照的に、目先の荷数が多いことでどれほど

相場が下落するかもわからず心配しております。

実は茶相場が上昇していたのも、全て船の入港が滞っていたからで、

荷物が少しばかり品切れになっていたというわけではありません。昨年冬から

今年の春まで、船積みのご連絡をいただいた荷数と

こちらに入港した荷数を調べたところ、まだ五割が

入港しただけで、五割は船積み前の倉庫か、或いは船の中に

あると思ひます。品物が希少であるのと同様に重要なことなので

詳しく申し上げます。このことについてよくよくお考えに

なつて、仕入れは去年卯年から一割ほど

下値になるように買い入れなさるのがよいかと思ひます。もし

交渉を間違つると、過大なご損失と

なりますので、一同心配しております。お互いに
商売を続けられることが第一の根元ですので、実情を申し上げました。
宜しくご了解ください。まずは
このことについてご意見をいただきたく、このように書状を差し上げます。
恐々謹言

茶問屋貳番組

辰

三月十九日 行事

(印)

山徳組

永谷武右衛門様

永谷太郎兵衛様

木谷茂兵衛様

山本民造様

田丸屋久右衛門様

外

御荷主衆中

書状が到着しましたら急ぎお返事をくださるようお願いしております。

(封筒表書)

「城州宇治湯谷

山本民藏殿 江戸から

要用 ）」

(封筒裏書)

「亥 日本橋

六月九日 山本嘉兵衛 (印)」

(端裏書)

「山民サマ 六月九日 〈やま嘉〉」

追伸。本文の事情をよくよくお考えになつて、使用人をなつかせて味方に引き入れ、
本当に有難いことだと考えながら働くようになればお手柄でございます。
そのようにお思いになつてください。

一筆啓上申し上げます。向暑の折では

ございませうが、そちらの

ご家内の皆様はますますご安康でいらつしやる

こととお慶び申し上げます。こちらは平穩に

過しておりますので、恐れながらご安心ください。

一、先日からしばしば金子をお送り

しておりますが、順々にお手元に着いているとのこと、それで油断することなく

今年の新茶を仕入れていらつしやることと

遠方より推察しております。また、このほど金二百両を

お送りしますので、お手元に着きましたらお受け取りの上、帳面に記入

ください。

一、このたび伊八郎様からそちらの茶相

場・商況について細々と書状で

仰つてこられたので拝見したところ、今年は

茶が大凶作でこちらの他店から

極上品の注文が二、三千個もあつたと

仰つていました。しかし、これは非常に疑わしい書状だと

思っております。その理由を申し上げますと失礼極まりないことでは

ございますが、山城で産出する茶は、山城全体で極上品の

総量は何個、上等品が何個、或いは中等品・

下等品と、等級に数量を配分するとおおよそ何万

個できるかを見積もることができ、この見積りから考えると、

伊八郎様のご書状の内容は余りに詐欺のような

仰りようでございます。この内容については、おそらくあなた様も
 恥ずかしくお思いになると推察いたしますので、
 このことは遠慮なく申し上げております。当店への書状は、
 あまり策略なども入れず、ただその時
 現在の商況や事実である
 ことだけで結構です。その他は、茶の仕入れを
 大切にし、茶を製造する者へよく心を配り、
 出費がかさまないようにすることを大切にするならば、
 それだけで十分なのです。筆に任せて
 文面を取りつくろい、弁舌巧みに人の気持ちをそそのかす
 ようなことは、あなた様は決してなさらない
 ことだとは思っておりますが、それでもやはり申し上げておきます。よくよく
 お心懸けになって、誠実に長く取引を続けることが
 できるようにしたいことだと思っておりますので、くれぐれも
 よくお考えになってください。余計な
 ことなどを手紙へお書き入れになるのはおやめください。
 ただし、こちらからお尋ねすることがあれば、
 そのことについては仰つてよこしてください。この内容は
 茶を製造する者へお伝えください。来年の春には
 江戸へご下向になるかと思いますが、いらつしやつた時にはゆつくりとお話し
 申し上げます。それまでは心を込めて家業に取り組んでください。
 まずは上記の通り、金子をお送りするというご案内かたがた
 あなた様のご意見を伺いたく、このように書状を差し上げます。また
 書状を差し上げるつもりでございます。恐々謹言

山本嘉兵衛

亥六月九日

山本民藏殿

永谷伊八郎家文書 2-7-1

追伸。三日には誰々、四日には誰々と
回覧状に紙を貼って記入し、ご返送ください。

来月三日・四日、木津川原に
山城国中の与力衆は軍勢を率いて参集
すること。その郷に住む一族を率いて参上
するのは当然である。その日の巳の上刻（午前九時三十分頃）までに
参集するよう、その用意をすることが重要で
ある。よつてこのように命令を伝える。

山城探題惣奉行

永禄九年

二月二十八日椿井加賀守

政勝（花押）

綴書

田原一族中口

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 147

飛脚を通して一筆啓上申し上げます。
そちらでは皆様様ご堅固で
いらつしやることとお慶び申し上げます。こちらは
平穩に過ごしております。さて、こちらの仲買
たちから言ってくるには、近年では
茶に揉み粉・茎・上下を
戻し入れるため困っています。今後は
粉の多い茶は一切買わず、
また、そのような茶は問屋へ預けて他へは
売らせませんと、厳しく言ってきています。
このことについて問屋たちで集まって相談
したところ、粉の多い茶が送られて
くることで、仲買衆が話し合つて
買い入れをやめてしまう事態となつては、
お客様も問屋たちも困り
(後欠)

永谷伊八郎家文書 2 - 7 - 118 (2-7-147 の続きカ)

(前欠)

ますので、今後は念を入れて

揉み粉・莖・上下が

ないようになさって出荷してください。

一、これまで揉み粉・莖・上下が

入っている茶なども断ってきましたが、

私たちが茶を売ってきた人々から、今後は

そのような茶は決して買わないということを

言ってきました。ですので、このたびこのようなことを

申し上げるのです。念を入れて茶をお作りになり

ご出荷なさってください。

お会いした際に改めて申し上げたいと思います。

恐惶謹言

大坂

茶問屋中 (印)

二月十八日

ゆやの谷村

御庄屋役人中様

御百姓衆中様

御商人衆中様

(端裏書)

「子年十一月 山本喜兵衛からの書状

三仲間株定」

追伸。昔お父上様のご存命中
から当代のご当主までの、古いことも新しいことも承っている私
ですので、古くから親しくしているということもあり、
そちらの組合内に品位の高い優れた方法がありますので、
後ほどよい手立てについて申し上げます。

先月十一月十七日にお書きになった
ご書状が同月二十六日に到着し、
有難く拝見しました。
そちらのご家族様皆様
ますますご機嫌よろしくいらつしやることと
お慶び申し上げます。とりわけこのほど
そちらの組合内であれこれと
お思いになつていらつしやる心づもりの
件については、委細承知いたしました。しかし、
そのことについては、あなた様のご高察の通り、
古くからの由緒があつて品位が高いことが重要ですので、
本当はないこともあるかのようにたとえて言うことが
第一です。ですから、可能であれば来年の春に
こちらへいらつしやる時にでも、よい
手立てについて申し上げます。できる限り書面に書き記し
申し上げるべきだとは思つていますが、今後長らく大切なことですので、
自然と特別に取り上げて申し上げますことも
ありますので、詳しいことは
ご対面の上で申し上げます。それまでは
中途半端に申し上げますのは宜しくありません。
そのようなことをして後々悪い結果となつては、将来の
支障となりますので、今少し
私の考えが定まるまでは、手立てをお聞きになるのをお待ち
なさるのが宜しいかと思つてます。
一、古くから十組問屋では規則を定めております。
その草案を私が持っている間に
そちらへ送つておきました。

しかし、山徳組の帳簿を入れた箱を差し上げた
 際の内情もあります。
 また、それに加えて他の組合が知らない
 こともありますので、組合の規則をお定めになるのは
 対面の上でそれらのことを申し上げるまではしばらくの
 間お待ちなさるのが宜しいかと
 思います。そちらの湯屋谷の地は特別な場所です
 ので、古くからの由緒があつて品位が高く、後世でも
 人々の心に通じるようになると、
 自然と規則の作り方も決まり、また、
 親組である人の知らない
 方法もありますので、
 どうかしばらくの間はお待ちください。
 春にはゆつくりと手立てを申し上げます。

一、今年の本家の娘が

嫁入りするので、その全ての用意に
 かかり切りになっております。年内に
 嫁入りますので、思っていたよりも
 用事が多く、ようやく私は
 長らく病気を患っていたのがこのほど
 全快しましたので、嫁入りの件で
 思っていたよりもごたごたしております。それもありますので、規則のことは春
 にお回しになるのが宜しいかと
 思います。なにぶんにも組合の規則を定めると
 いうことは、十組問屋の規則がありますので、
 それを心中に置き、山徳組の
 品位が高いことを明らかにする方法も
 ありますので、前述の通り
 よくお考えになるようお願い申し上げます。
 まずは申し上げたいことを取り急ぎ
 お答えかたがた、
 このように書状を差し上げます。他は改めて書状を差し上げて
 申し上げます。恐惶謹言

本材木丁四丁目

十二月二日 山本喜兵衛

永谷伊八郎様

参人御中

(端裏書)

「安政四巳年九月に江州信楽へ

三ツ持壺の寸法を改めるよう書いて送った書状の写し」

書状を差し上げ啓上申し上げます。秋冷の厳しくなりゆく折ではございますが、そちらでは皆々様ますますご安康のこととお慶び申し上げます。さて、近年では通壺の三ツ持壺が小型である上に、口幅が広く、底幅が狭くなってきています。この口幅が広くなると、ご存じの通り色合いが一番大切な品物を詰めて船に乗せ、はるばると海上を江戸へ送っておりますので、茶の保存が悪くなり、江戸での代金の価格も自然と下がり気味になります。また、底幅が狭いと、毎日何度も取り扱っているうちに多々破損しますので、荷造りなどをするにも丈夫にすることができません。ですので、非常に困っております。何度もそれでは困ると申し上げておりますが、ますます口が広くなり、底は狭くなって、現在の壺ではおおよそ口幅が九寸五、六分、底幅は六寸四、五分ほどだと思われます。それでは前述の通り、大いに損失が出ますので、今後はそのような壺をご出荷になるならば、値段は銀六匁以上では買取いたしません。このことをご了承ください。念のために都合のよい寸法を書き記して差し上げます。壺を焼き上げた状態で

大

高さ	貳尺六七寸
胴回り	五尺六七寸
口 ^外 差渡し	九寸
底 ^{同じく}	八寸

中

高さ	貳尺五寸
胴回り	五尺三寸

口^外差渡し 七寸五分

底同じく 六寸五分

今後は上記の通りにできるだけ重さが軽くなるように作らせる
ようになさるようお願い申し上げます。まずは
書状を差し上げてこのように申し上げます。恐惶謹言

九月十日

山徳組 (印)

三仲間 (印)

茶壺師

小川善右衛門様

奥田文右衛門様

貴下

永谷伊八郎家文書 3 - 1 - 53

あなた様からの書状が届きましたので、有難く拝見いたしました。春暖の折からあなた様においてはますます
 ご勇健のこととお慶び申し上げます。
 こちらは皆平穩に過ごしておりますので、
 恐れながらご安心ください。昨年冬から
 特にお尋ね申し上げたことについて、失礼の段
 お許しください。さて、江戸市中のご様子を
 詳しくお聞かせくださり、有難く存じます。本当に
 こちらの辺りも、やはり異国船の件で江戸が
 不景気だからでしょうか、全て流通が滞り、
 本当に困ったことでございます。しかしながら、異国船も
 帰国するようだという噂もございますので安心していたところ、
 このほど異国船の様子を少々お聞かせくださり、
 驚いております。しかし、將軍様が嚴重に
 防備なさっているためか、町中は普段通りで
 安心なさっているとのこと伺い、私も喜んでおります。どうか異国
 船がすぐに帰国するようにと祈っております。
 さて、ご本店様から先日の手紙で子年の最終の代金を
 お送りくださったので拝見いたしました。前々から上等品が
 不景気であるということは伺っておりましたが、今回の代金の
 ように下値であるとは思ってもよらず、本当に当惑しております。この代金は子年
 分の代金ですので、あなた様もご存じの通り元値がとりわけ高値
 でしたので、元値よりも下値であつた品物もありました。
 本当に損失とはいいながら、多大な見込み違いで
 嘆かわしいことでございます。丑年最初の代金に
 僅かばかりであつても埋め合わせをしてくださるようにとお願い申し上げましたが、
 書状が行き違いとなり、丑年の最初の代金が到着
 してしまいました。拝見したところ、やはり子年の代金と同様下値とは
 いいながら、さらに下等品が安値になっていたの、
 心を痛めております。しかし、あなた様のご書面の
 趣旨によると、埋め合わせをお願い申し上げても、なにしろ
 世間全体がそのような様子であると、ご本店様が仰つたとのことでした。
 これは全く私たちだけが下値だと言うつもりは
 少しもありませんし、世間全体がそのような様子だということには
 違いないのでしょうか。しかし、子年・丑年の
 ように困難な年柄は今までなかつたため、
 このように滅多にない年柄に、なじみのない新規の荷主の荷物と同様に

安値であつては、湯屋谷一同の商売を永続させる根本も廃り、
 嘆かわしいこととございます。このことは私などの書状では
 書き尽くすことができないので、江戸へ出てあなた様と一緒に本店様にお願ひ申し
 上げたいと思つております。しかし、
 おそらくお聞きになつてご承知のことかと思いますが、昨年冬、
 宇治田原郷上町村佐助・名村久右衛門殿へ永谷三之丞殿から
 茶代を支払うのが滞つた件で、一昨年十月に口方一同が集まつて話し合い、
 十年間の支払い猶予となりましたが、その約束も
 守れず、昨年十二月九日に佐助・久右衛門殿の二人がご領主様へ
 急ぎの訴えを願ひ出しました。同月二十一日にお呼び出しになつて話し合いとなりまし
 たが、その後
 紛糾して面倒なことになりました。また、伏見高井武右衛門殿からも
 同月二十一日に伏見奉行所へ訴訟を起こされ、是は
 今月正月二十一日にお呼び出しになつて話し合いとなり、本当に緊迫した状態なので、
 私も高井の店へ行つて色々とお願ひし、
 なんとか五十日間支払い期日を遅らせるようお願ひ申し上げました。これだけ
 お聞き入れになり、この三月九日とその五十日の期限と
 なります。そのため、三之丞様はまたまた先ごろから
 伏見へ行つておりますが、これは本当に非常に困難なことで、
 この先どのようなことになるのか判断がつきません。さらにまた、上町
 佐助・名村久右衛門殿が訴え出られた件のうち、佐助については
 今年正月中に話し合つて解決しました
 が、名村久右衛門については色々と言つて
 話し合いましたが、一切聞き入れてくれませんでした。
 そのため久右衛門殿は先ごろからまたまた上京して訴えを追加なさり、
 その件で由吉様・庄屋が三之丞殿に付き添い、私たちも
 先ごろから長らく親類代表として上京しておりました。
 私は一両日前に村へ帰つてきましたが、由吉様・
 庄屋は今も上京したままです。もう
 このたびは半月にもなりますが、この訴訟も本当に
 困難な訴訟で、この先どうなるかもわかり
 ません。このようにやむを得ない用事に毎日取りかかつており、本当に
 上京する費用を捻出するのも難しい時に、親類が
 集まつて相談しておりますが、何しろ多額の
 事ですので一回困つております。そのため、私も
 あなた様が昨年冬に江戸へ出られた後、この三之丞殿の訴訟の件が
 起こりましたので、その後は自分の用事も捨て置いて
 やむを得ず今も三之丞殿の件にかかり切りになつている状態とございます。

この後、四月頃にこの件が解決になるかも
 わからない状態です。また、ご存じの通り、口について
 調印している大道寺村為右衛門・勘右衛門についても、
 こちらも先ごろからしだいに厳しい状態になっており、
 もういつ訴訟を起こされるかわからない
 状態です。ですから、私が他の場所へ出かけてしまうと
 親たちだけになってしまいますので、親が訴訟のために上京してしまうと留主
 番もいなくなってしまう。そのため、仕方なくこの春の
 ところは江戸へ出ることができないのです。本当に
 三之丞殿の借財があちこちで起こる困難な年柄で、
 訴訟のような事が発生して心配しております。その上、
 江戸ではとりわけ大不景気の様子で、
 目録に書かれた茶代金は大いに下値になり、送られてくる代金も
 これまでは僅かなので困っております。そのためぜひ
 江戸へ出てご本店様をお願い申し上げたいと思っておりますが、
 何しろ前述の通りのいきさつですので、今年の春は
 とても江戸へ出ることはできません。
 あなた様が幸いにも江戸へ出ていることですので、
 一番目に送られてくる代金にはかなり時間もありません
 ので、それまでに異国船も帰国し、
 人々の気持ちも活気づくのであれば、ぜひぜひこれまでの
 埋め合わせもなさってくださいるのはと楽しみにしております。しかし、まもなく
 新茶を仕入れる時期に向かい、金子もそれなりに持つていな
 ければ大いに差し支えて困りますので、どうかどうか、
 一番目に送られてくる代金についても、抜かりはない
 でしょうが、前述の事情をご本店様をお願いくださりたく、
 また、金子についてもご本店様にお話しくださり、お願い
 くださるようお願い申し上げます。まずはこのことについて
 書状でお知らせかたがたお願い申し上げたく、
 このように書き記します。恐々謹言

三月八日 永谷武右衛門

山本民藏様

参人々御中

追伸。本文をご覧になった上、

あなた様のお考えにそぐわない部分は、よいように

お取り捨ててください。また、書状をご覧になりましたら、
火にくべて焼き捨ててください。末筆ながら
御旦那様をはじめ皆様へ
宜しくお伝えくださるようお願い申し上げます。

永谷伊八郎家文書 3 - 5 - 34

あなた様からの書状を拝見いたしました。寒冷の折では
 ございますが、そちらのご家内様
 皆様はますますご勇健のことと
 お慶び申し上げます。横浜へお出の際は、
 何のおもてなしもできず、失礼いたしました。恐縮しております
 お帰りの道中では、元太郎があなた様にお会いできたとのことで、大変喜ばしく
 思っております。このほどお買付になった茶を船に積み入れた
 とのご連絡をいただき、有難く存じます。
 そうしたところ、この頃は景気が非常に悪く、
 あなた様が横浜にお出での時には買い手が競って値段をつり上げておりましたが、そ
 の頃よりもおよそ
 七、八枚は相場が下落しております。しかし、
 上方から送られてくる茶の相場はますます景気が活気づき、現在は
 銀三十六匁五、六分位で取引しております。これは、
 品物全て値段が下落しているため売買が少ないので、自然と
 品物が払底しているということだと思えます。
 また、私の店の売り込み先に外国人が
 おり、町の相場よりも少しばかり高値で買い入れて
 くれますので、ご損失などを与えることもないと
 思います。このことを奈良源様にも書状で申し上げたところ、
 奈良源様は横浜へお出でになつてゐるとのことで、もはや旅の途中
 だと推察しましたので、奈良源様ご本人には申し上げておりません。また、船への積
 入書を持参すると金百五十両を
 調達するとのことを承りましたので、精一杯心づもりを
 しておりましたが、前述の通り不景気ですので、
 もし入港が延期になつた場合には私の店は非常に
 差し支えることとなります。ですから、極めて速力の早い船をお選びになつて
 積み入れくだされたたく存じます。しかしながら、もう
 このことは間に合わないでしょうが、荷物を
 ご出荷なさる際の注意として申し上げます。まずは
 上記の件を申し上げたく、また後ほど書状を差し上げます。

恐々謹言

十月廿三日 海屋久治郎

元太郎

勘吉

幸助

永谷伊八郎様
貴下

永谷伊八郎家文書

主要文書史料解説

永谷伊八郎家文書 主要文書史料解説

加島美和

はじめに

永谷宗圓は、現在の京都府綴喜郡宇治田原町湯屋谷村で緑茶の製法を発見した人物である。彼が緑茶の製法を発見した年は、元文3（1738）年だと言われているが、現在のところ原文書でそれを確認は出来ていない。永谷宗圓の子孫は、三之丞家、伊八郎家、武右衛門家の三家に分かれ、近代まで茶業を営み続けた。三之丞家は京都府宇治市六地藏で現在も茶業を営んでいる。武右衛門家は海外に移住し、その後絶家となったという。伊八郎家は現在も湯屋谷に居住している。永谷三家の内、三之丞家と伊八郎家が文書を伝来しており、三之丞家文書（永谷俊樹氏所蔵）は平成21年8月からの宇治田原町茶史編纂事業において、伊八郎家文書は宇治茶の価値を未来へ伝達する知の拠点づくりの事業でそれぞれ悉皆調査が実施された。

三之丞家文書には、「古今嘉木歴覧」（三之丞家文書No.4・1・1。以下「嘉木歴覧」と略称）という全128丁の文書が含まれていた。扉には「山徳組」（近世における湯屋谷茶業者組合）、裏表紙には「嘉永五子口（年カ）香雪園写」と書かれていた。このことから同文書は、

山徳組が作成した「嘉木歴覧」を、嘉永5（1852）年に香雪園すなわち永谷伊八郎が書き写したものと考えられる。

「嘉木歴覧」は湯屋谷の茶業史を語る上で多くの重要な内容を含んだ資料であるが、永谷宗圓の功績を顕彰するため湯屋谷茶業者達によって後世に作られた記録資料（二次資料）であるため、記述を裏付ける原文書（一次資料）を確認することが課題となる。「永谷三之丞家文書解説」（所収宇治田原町教育委員会『宇治田原町茶史調査報告書』、平成26年3月）は、永谷三之丞家文書の中からいくつかの史料を取り上げ、「嘉木歴覧」の記述の裏付けを試みたものである。今回調査された永谷伊八郎家文書は、複数の小箱を収納した大型木箱1箱と、反古にされた文書が巻き上げられた柳行李2杯の史料群からなっている。このロール状の史料群をほぐして個別の文書に戻した結果、総計2823点の近世・近代文書を確認できた。そして、その中には三之丞家文書と同様に「嘉木歴覧」の記事に関する史料が含まれていた。

本稿ではまず「嘉木歴覧」に記述のある事件と関係する史料を取り上げ、「嘉木歴覧」の記述と比較し、「嘉木歴覧」の裏付けが出来るかを検討する。次にそれ以外の史料の中から、いくつか注目すべき史料を取り上げて解説する。

一 「嘉木歴覽」の記述に関連する文書

(1) 炭屋五右衛門事件

まず事件を「嘉木歴覽」と三之丞家文書の炭屋関係文書から概説する。炭屋五右衛門とは元來樽廻船問屋（大坂から江戸へ酒などを運ぶ樽廻船業者を取りしきる問屋）であった。それが茶荷物も江戸へ送ることが出来る菱垣廻船問屋の株（商売権）を得て、湯屋谷茶業者達から江戸行き茶荷物を引き受けるようになった。ところが、炭屋は預かった茶荷物を江戸には送らず質に流していたことが発覚し、天保6（1835）年に湯屋谷茶業者達は炭屋を大坂町奉行所に訴えた。「嘉木歴覽」からは、炭屋が茶など江戸に送る荷物を運送できる菱垣廻船問屋の株を求めたので、大坂老松町の山本喜兵衛（山本嘉兵衛大坂支店の店主）に「証人」（保証人）となってもらい、菱垣廻船問屋の株を得たということしか分らない。

炭屋が、どのように菱垣廻船問屋の株を手に入れたかについては、伊八郎家文書によって分かった。伊八郎家文書No.1・5・2・26（以下家名を省略して示す）は炭屋から湯屋谷茶業者達に送った書状であるが、それには、天保4（1833）年正月、炭屋はまず郷之口村の魚屋忠兵衛に菱垣廻船問屋の株取得のための推薦を頼んだが、山本嘉兵衛の「大坂御出張店」にいる山本喜兵衛に頼むべきだと言われたので、山本喜兵衛に頼むと、「山方」（湯屋谷茶業者）

に頼むべきと言われたと書かれている。

天保期には、菱垣廻船問屋にとって湯屋谷茶業者達や山本嘉兵衛家は、茶を江戸に送る際に頻繁に菱垣廻船を利用してくれる常連客で、菱垣廻船問屋の株を獲得する際に、推薦人となり得るほど大口の客であったことを示唆するいきさつである。

(2) 頭屋と湯屋谷茶業者

17世紀末頃、大坂の綿買次問屋や油問屋などの問屋達は「二十四組問屋」を結成し、江戸の十組問屋の注文に応じて菱垣廻船で物資を送っていた。湯屋谷茶業者達も、大文字屋三右衛門ら「二十四組問屋」に手配された菱垣廻船に載せて江戸へ茶荷物を送っていた。「嘉木歴覽」の中には、湯屋谷茶業者達が、菱垣廻船問屋の高井武右衛門を通じて頭屋という菱垣廻船業者に茶荷物をすべて預けようという計画を立てたが、経費負担でもめ、頭屋は立腹し、危うく訴訟騒ぎになったという話がある。また、三之丞家文書には、天保10（1839）年に、いかに「二十四組問屋」や他の菱垣廻船業者達に気付かれないように頭屋へ茶荷物をすべて任せろかを話し合う文書類（三之丞家文書No.1・74等）が残っていた。「永谷三之丞家文書解説」ではこの頭屋のエピソードを取り上げ、頭屋は、運賃の値上げを請求する菱垣廻船業者らに対抗するため湯屋谷茶業

者達と山本嘉兵衛が新たに選んだ廻船業者ではないかと解説した。

伊八郎家文書からは、この頭屋の一件に関する新たな文書が確認できた。No. 3・9・45は、頭屋の菱垣廻船に乗せた荷物が漂流し紛失したことを、二十四組問屋の大文字屋がその荷主の山本民蔵（「嘉木歴覧」を書き写した永谷伊八郎の息子）に連絡している書状である。「嘉木歴覧」の記述では頭屋は高井武右衛門が取り仕切っていたはずなのだが、No. 3・9・45の段階では、「二十四組問屋」の一人が頭屋の起こした事故を荷主へ報告しているということになる。天保10年の後のどこかの段階で、頭屋は二十四組問屋に幹旋される廻船業者の一人となったことを示している。

(3) 堺屋友治郎の株・鑑札売り渡し事件

堺屋友治郎は江戸で茶を販売していた人物で、「嘉木歴覧」には、湯屋谷製の茶を独占販売するという契約を、山本嘉兵衛と連名で、湯屋谷茶業者達と結んでいる文書が掲載されている。事実とすれば、この契約書が書かれた文化7（1810）年段階では、湯屋谷の茶業者達にとって堺屋は、山本嘉兵衛と並ぶ大きな取引先だったことになる。

江戸の堺屋と山本嘉兵衛とが湯屋谷製の茶を独占販売することを誓約する文書は伊八郎家文書にも含まれていた。No. 1・1・2・

1は山本嘉兵衛らから湯屋谷茶業者に、No. 1・1・2・2は湯屋谷茶業者から山本嘉兵衛らに送った、文化3（1806）年6月作成の取り交し契約書である。「嘉木歴覧」が掲載していたのは、文化7（1810）年12月に山本嘉兵衛と堺屋が作成した契約書なので、No. 1・1・2・1は「嘉木歴覧」に掲載された契約書の原文書ではないが、山本と堺屋との独占販売契約は少なくとも文化3（1806）年には始まっており、その後毎年あるいは何年か毎に独占販売の契約書を取り交していたと考えられるのである。

永谷三之丞家文書には、湯屋谷茶業者達が所有していた堺屋の株と鑑札に関する史料（三之丞家文書No. 1・30等）が含まれていた。「永谷三之丞家文書解説」において「堺屋友治郎の鑑札株券売渡事件」として取り上げた。文政13（1830）年、山本嘉兵衛へ堺屋の株と鑑札を譲りたい湯屋谷茶業者達と、それを買い受けたい江戸の銘茶問屋大橋太郎次郎との間で意見が対立した事件である。

三之丞家文書では、堺屋が商売不振から決済金を払えなくなり、抵当として湯屋谷茶業者達に株と鑑札を渡していたということは分かったが、いつそれが譲渡されたかは不明であった。しかし伊八郎家文書から、その時期を推測できる文書が発見された。No. 1・5・2・10によれば、文政8（1825）年12月14日、堺屋の株と鑑札（商売免許証）が山徳組の行事交代の際に引き継がれてい

る。文化7（1810）年には山本嘉兵衛と二人で湯屋谷の茶の独占販売契約を結ぶほどの取引先であった堺屋が、文政8（1825）年には取引先の湯屋谷茶業者達に株と鑑札を譲渡していたことが分かる。

結局山本嘉兵衛と大橋太郎次郎のどちらが堺屋の株と鑑札を獲得したのか。それは今後更なる史料調査により判明するものと思われる。

（4）宇治茶の江戸出荷制限

No.1・5・2・8は、文化12（1815）年5月に湯屋谷茶業者達から出された、冥加金（上納金）を「小堀中務（小堀正徳）御役所」へ献上したいという願書であるが、その内容には「嘉木歴覧」の記述と矛盾する記述がある。それは、湯屋谷茶業者達が江戸へ茶を販売し始めた時期である。

同文書によると、「宇治田原郷村々」は山畑勝ちなので煎茶を仕立てて売りさばいて年貢を支払ってきたが、10年前までは茶価が低く年貢納入にも難渋していた。そのため江戸表へ行き、江戸の「煎茶問屋仲間」と掛け合って湯屋谷製の茶を売り弘め、好価格で売れるようになったとある。文化12年の10年前となると、文化2（1805）年となる。

一方「嘉木歴覧」に掲載している「上煎茶来由」は、山上宗把という大鳳寺村の平茶師が宝暦11（1761）年3月に書いたと言われている文書だが、それによると元文四（1739）年に、初めて緑茶を製造した永谷宗圓が、江戸へ緑茶を携えて行って江戸の「両三戸の茶店」に飲ませたところ、翌元文5年に彼らから、江戸での緑茶販売を乞い求められたとある。さらに「嘉木歴覧」は、永谷三家ら湯屋谷茶業者の6軒が自家製の茶はもちろん近隣近村の茶を買い集め、山本と堺屋に初めて茶を出荷し、江戸で評判となったのは、寛政9（1797）年夏と記している。ということは、「上煎茶来由」に記載された、緑茶販売を求めたという江戸の「両三家」の中に、山本嘉兵衛と堺屋は含まれないことになる。

江戸での販売開始時期について、伊八郎家文書の文化2（1805）年と、「上煎茶来由」の、江戸の「両三家」に緑茶販売を求められたという元文5（1740）年とでは65年誤差がある。一方「嘉木歴覧」の、山本と堺屋へ初めて積み下ろしたという寛政9（1797）年ならば8年の誤差となる。いずれの年にしても生じる誤差をどう考えるべきか。現時点では判断しがたく、今後、他の文書の調査を進め、比較検討する必要がある。

またNo.1・5・2・8は、「当春」に出された、宇治茶師が將軍家に茶を献上する前に「他国」へ茶を売り出してはいけないという触

書に触れ、今回の冥加金はその触書と無関係であり、御触は必ず守ると述べている。この記述によれば、触書はNo.1・5・2・8の作成年である文化12（1815）年の春に出されたことになる。この触書が出たということは、宇治茶師より先に新茶を販売することは禁止されていたことを意味し、煎茶販売にもまだ宇治茶師の特権が残っていたことを示している。

献上前に茶を出荷してはいけないという触書自体は、三之丞家文書No.3・112と伊八郎家文書No.1・5・2・76に写しが残っている。伊八郎家文書の方は、「四座雑色」（京都町奉行所配下の役人）の松尾佐兵衛が京都町奉行からの触書の内容を湯屋谷村など管轄下の村々へ伝達するために卯年3月16日に作成した廻書の写しである。内容は、「去ル戌十二月」に触書を出したが、守らない者がいるので改めて触書を出すというもので、これは再度出された触書を伝達する廻書の写しということになる。三之丞家文書にはこのような文章がないため、三之丞家文書の方の廻書で伝達された触書の方が先に出されたということが分かる。三之丞家文書No.3・112の作成年は文化12年で亥年なので、伊八郎家文書No.1・5・2・76の作成年月日、卯年3月16日は、4年後の文政2（1819）年3月16日と推測できる。よって同文書で言う所の、最初の触書が発行された「去ル戌年十二月」とは、文化11（1811

4）年12月となる。これを裏付けるように、「嘉木歴覧」には、文化11年12月の「御触書」が掲載されている。その触書の廻書を書き写したはずの三之丞家文書No.3・112は文化12年に作成された。年としては1年誤差があるが、これは文化11年12月に触書が出されてから、松尾佐兵衛が廻書を作成し、それを永谷武右衛門が書き写す間に年を越したためと考えられるので矛盾はない。

「嘉木歴覧」で掲載された触書が湯屋谷の茶業者であった永谷三之丞家、永谷伊八郎家にそれぞれ写しとして所蔵されていたということは、実際に触書が回覧されたことを裏付け、「嘉木歴覧」の記述を信頼できるものとする史料の一つといえよう。

（5）「大鳳寺」の妨害と山本嘉兵衛

「嘉木歴覧」によると、文化8（1811）年「大鳳寺」（宇治郡大鳳寺村の茶業者を中心とした人々か）は湯屋谷の茶の評判を妬み、出荷を妨害した。そこで山本嘉兵衛は湯屋谷茶業者達に対抗策を提案した。享和3（1803）年春、山本嘉兵衛の手代喜助は湯屋谷に茶園を買い、山本嘉兵衛はその茶畑から収穫した茶を、御三卿（徳川氏の支族である田安・一橋・清水家。御三家の次席）へ献上していた。この御三卿へ献上する茶を茶園主である山本嘉兵衛へ送るという理屈で、湯屋谷製の茶を出荷し続けようというのが山本嘉兵衛

の提案であった。

すると文化12（1815）年、「大鳳寺」は松尾佐兵衛に、山本嘉兵衛は湯屋谷村に居住していないのに湯屋谷茶業者として茶を御三卿に献上している。これは「公儀」を騙していることになる。訴えた。その訴えに対し永谷伊八郎は、今さら山本嘉兵衛が作った茶ではないと「公儀」に申し出る方が「御咎」があると松尾佐兵衛に言いたてた。この伊八郎による弁明のおかげで、山本嘉兵衛は罪責を免れた。

この事件の後日談が、「永谷両人」から「山本氏」に送った書状（No. 3・3・97）に見られる。「大鳳寺」による湯屋谷製の茶の出荷妨害があった時に山本嘉兵衛が助力してくれたので、「献上始り」（紀州藩への献上開始時か）の時から山本嘉兵衛を茶の献上者の一人として（献上の際の送状にか）名前を書き連ねて34、5年経ったという記述である。「永谷両人」にとって山本嘉兵衛は大変恩義ある人物だったことがうかがえる。

一方でこの時期山本嘉兵衛も湯屋谷茶業者達に大きな信頼を寄せていた。天保3（1832）年の山本嘉兵衛の書状（No. 1・3・7）には、我々に献上している茶を宇治で製造しているのは誰だと、御三卿のうちの一家である田安家に尋ねられたので、「煎茶元祖」として永谷三之丞、伊八郎、武右衛門などの名を挙げた書面を田安家

賄所に送ったと書かれている。そして実際に「田安様御賄所」へ送った書面の写しも記されている。また三之丞家文書No. 1・60においては、山本嘉兵衛は、朝夕西の方向を向いて神仏のように祈っていますと、湯屋谷茶業者達に伝えている。「大鳳寺」の妨害に協力して対抗した結果、湯屋谷茶業者達と山本嘉兵衛との絆が強くなったことが分かる。

また伊八郎家文書調査で「禁裏御所御茶献上日記」（No. 1・6・5）という約120丁の長文の史料が見つかった。「大鳳寺」との抗争の対抗策として禁裏（皇室）へ茶の献上を目論み、その願いが叶うまでのいきさつが書かれた冊子である。「嘉木歴覽」と同じく記録資料だが、原文書で裏付けができれば、近世の茶業史にとって貴重な文献となるだろう。

二 その他の史料

（1）偽茶と茶価の下落

No. 2・7・124は年未詳5月22日に和束組行事（相楽郡和束村茶業者組合の役員）から山本嘉兵衛へ出された書状で、偽茶を出回らせている業者がいることが書かれている。さらにこれも年未詳の書状だが、No. 3・5・5・1と2は、「茶問屋式番組行事」（二十四組問屋に所属し茶を大坂から江戸へ菱垣廻船で送る茶問屋組合の

役員）から山本嘉兵衛、湯屋谷茶業者のそれぞれに送った書状で、「御当地近国」や「駿遠其外共」で「貴地上製」に似た茶が作られて江戸に出回り、値が下がる予想なので、仕入れ量を調整するように促している。偽茶が出回るといふことは、江戸において宇治茶の人氣が高かったことの裏返しであろう。

「嘉木歴覧」によると、天保9（1838）年11月、和東郷栄徳組と城南住栄組（和東郷、城南地方の茶業者組合）が山徳組に加入を申し入れている。加入希望の理由は、現在茶を江戸表へ出荷しているが、近年「諸国」より「同製似寄」の煎茶が出てきて茶相場が引き下がり、他地域産の「似寄品」を混ぜる茶業者まで出てきた。それゆえさらに価格が下がり、経営が困難になったためだという。

このように宇治近隣の茶業者達が結束しようとしたのは、宇治の近隣地域、遠州や駿河など江戸近隣地域の製茶業者達の進出で茶の供給量が増えたことと、宇治茶の偽物が販売されるようになったことで宇治茶の価格が下落したためであった。湯屋谷茶業者達は近郊の茶業者達と結束することで自分達が生産する茶の価格と品質の維持を図ろうとしていた。No. 2・7・124等の記述は、天保9年の出来事とされる「嘉木歴覧」の内容を裏付けする史料ではないだろうか。

（2）株仲間解散と湯屋谷茶

偽茶の流通や茶の供給量が増えたことについては、天保12（1841）年12月に発布された株仲間解散令が大きく関わっている。この法令は、商品を自由に流通させようと、商品の販売を一挙独占していた株仲間を解散させるもので、天保の改革の施策の一つであった。伊八郎家文書においても、おそらく菱垣廻船問屋から茶業者達に宛てたと推測できる書状（No. 1・5・2・60）の中に株仲間解散令の条文を示すと思われる文章がある。

この株仲間解散令により江戸市場が混乱したと分る史料が伊八郎家文書No. 2・7・120である。これは芝田長平（江戸の湯屋谷茶販売業者か）が伊八郎に宛てた書状で、その中で芝田長平は、株仲間解散は「けしからぬ大変事」で江戸は「大混乱」と書いている。

こうした混乱を受けて嘉永4（1851）年3月には株仲間が再興されることになった。No. 1・1・2・6は株仲間再興に合わせて改めて仲間同士で話し合い、規約を作成し、その規約の遵守を誓約するという内容で、嘉永7（1854）年5月2日に作成されている。その規約の一つに、他地域産の茶を混入しない、という偽茶に対応した規約がある。

湯屋谷茶業者達にとって株仲間制度は、必要不可欠な組織と認識されていたことが分かる。自由な商取引を阻害していたと思われるが

ちな株仲間には、同業組合として商品の偽物や模造品を取り締まり、ブランド、品質ひいては商品の価格を守る側面もあったのである。

(3) 山本民蔵書状に見る幕末の江戸の商況

山本民蔵は、No.3・2・10・1と2に拠ると、伊八郎の息子で、山本嘉兵衛の店に勤務し、後に山本姓で店を開いた人物である。民蔵の書状には、黒船来航により不景気となり、店は半ば休止状態である（No.2・2・16・7）等、幕末期の江戸の市場の混乱を伝える記述が多い。

この混乱の影響は湯屋谷茶業者達にも及んだ。No.3・1・53は、永谷武右衛門が民蔵に宛てた手紙であるが、三之丞家では借金の返済が滞り、京都で訴訟を起こされたので、親族で相談したり、京都へ出向いたりして対応していると書いている。年不詳だが、書面に黒船が未だ帰帆していないという記述があるので、黒船をペリーだと仮定すれば嘉永7年3月頃となる。またこの書状では、名村や大道寺村など他の茶業者達の借金についても触れている。この時期に宇治の茶業者達が苦境に立たされていたかが分かる。

しかしその一方、年代は不明だが、海屋久治郎（湯屋谷茶を取り扱う江戸の商人か）が永谷伊八郎に送った書状（No.3・5・34）には、市場の混乱で茶の価格が下落しているが、異人町では高値で

買ってくれていると書かれている。積極的に異国と交流して利益を上げている商人もいたことが分かる。

(4) 永谷家の由来書

No.2・7・9は元禄9（1696）年10月、永谷与三右衛門に對し、神事の際の苗字帯刀を許可した文書である。この文書には「宿所証文」（宿所で示す身分証明書か）という証文の写しで、本紙は不明とも書かれていた。三之丞文書No.2・1もまたこの証文の写しである。原文書差出人の「前田安芸守」とは前田直勝のことである。寛文6（1666）年、直勝は淀川堤の普請奉行を勤めるために山城国へ赴き、寛文13（1673）年には京都町奉行となっている。永谷与三右衛門は直勝と何らかの所縁を得たことで、神事の際の苗字帯刀を許されたのかもしれない。

No.2・7・20は年未詳7月4日に物加波肥後守が柳田正覚に宛てた書状である。宇治田原茶師の永谷福重（香雪園）が柳田正覚、そして物加波肥後守を介して、ある人物に新茶の命名してもらった。永谷福重はその人物に御礼として茶を献上したと書かれている。

「親類書」（No.2・7・10）によると、柳田法眼という人物の次男は伊勢良郷で、その母の「本籍縁」（実家の縁戚？）が永谷三之丞である。永谷福重は姻戚関係にある柳田正覚を頼って、ある人物に茶

銘を付けてもらおうとしたのである。

ある人物とは誰かを考えてみよう。三之丞家文書No.2・8は、文政5（1822）年12月、物加波肥後守が「永谷殿」へ送った書状であるが、そこには徳大寺大納言実堅から茶銘を付けてもらったと書かれている。No.2・7・20においても、物加波肥後守を通じて徳大寺大納言実堅に茶銘を付けてもらったのではないだろうか。徳大寺家は、摂家（摂政関白に任ぜられる家柄）に次ぐ公家の家格、清華家の一つであり、「地下家伝」二十四卷（正宗敦夫編纂『地下家伝四 日本古典全集之内』日本古典全集刊行会 1938年）によると、物加波肥後守は徳大寺家の諸大夫（公卿に次ぐ家柄で、事務を司る官人）、物加波懐寿を指す。前出の「親類書」によると、柳田将監は「徳大寺殿御内」と書かれているので、柳田将監もまた徳大寺家に仕える家臣と思われる。柳田将監と柳田正覚の関係性は「親類書」では分らないが、同姓でもあり、No.2・7・20は物加波肥後守が柳田正覚に宛てた書状なので、柳田正覚も徳大寺家の家臣で物加波肥後守と縁故があった柳田姓の人物と考えられる。永谷福重はこのような縁故を駆使し、高貴な人物に茶銘を付けてもらい、自家製茶のブランド力を高めようとしたのだろう。

(5) 近代に作成された茶業関連の記録文書

永谷重賢（「嘉木歴覽」を書写した伊八郎の息子。第一章（3）の山本民蔵と同一人物）は「茶製論草稿」（No.6・1・3・1と2）という文書を作成し、茶の栽培法、蒸し方、開墾から施肥の方法などを詳しく記している。さらに重賢は明治13（1880）年、『梨蒸上煎茶教授播植表』（No.4・3・16・2）という「嘉木歴覽」の記事を基にした、煎茶の地方への伝播時期を記した表も作成している。

永谷重賢は、「申告書」（No.1・6・6・1）という、「輸出向宇治製煎茶豊ノ明」を「出品」（内国勸業博覧会にか）するための書類を、明治16（1883）年8月に作成している。その中で、「製茶手引」（「茶製論草稿」のことか）を書いた理由を述べている。そこでは、「帰農ノ茶園家」の中に、「習熟ノ浅薄」により不測の失敗をして「我名誉」を欠損する者が多いので、「培植製造ノ法」を理解させるために著したと書かれている。「帰農ノ茶園家」とは、版籍奉還で職を失った元士族の茶業者を指すのではないだろうか。有名なのは静岡県牧之原台地で茶を栽培した士族帰農者達だが、京都府南山城村童仙房にも士族帰農茶業者達はいた。重賢は、宇治に近い童仙房で茶を栽培し始めた帰農茶業者達によって「宇治茶」ブランドが毀損されることを危惧したと考えられる。

また、No.3・4・71と73は湯屋谷の地形的特質とそこを流れる川の水質、さらに茶の種類と煎茶の起りについて書かれた作者不

明のメモ書きである。茶に関する史料を使って調べ上げた「嘉木歴覽」や「茶製論草稿」にはこの記述はない。このメモは、「嘉木歴覽」や「茶製論草稿」とはまた違う視点から湯屋谷で作られる茶の特徴、特異性を提示したものであるということになる。

近代になって、「茶製論草稿」など茶の製法に関するまとまった文書を作成する動きがある背景には、製法の独自性と「宇治製煎茶」のブランドを守ろうとする強い意識があったのではないだろうか。

おわりに

湯屋谷茶業者達は製茶販売の経済活動だけでなく、献上という形で朝廷や幕府と縁故を通じて自分達の茶の格を高めようとする活動や茶の製法を書き残す活動も積極的に行っていた。三之丞家文書や伊八郎家文書は、一地域の茶製造業者達の記録史料だが、物流が活発で商品競争が激しかった当時の煎茶市場の様子を垣間見ることが出来る。

「嘉木歴覽」や今回発見された「禁裏御所御茶献上日記」は、湯屋谷茶業者達が旧来より所有していた文書を駆使して湯屋谷の茶業の発展を明らかにしようとした記録資料である。これらの記録資料が原資料で裏付けできれば、山城茶業史は大きく進展する。

また「茶製論草稿」には、茶の製法だけでなく、人件費、施肥費

用など、製茶に伴う出金状況が詳細に記されている。翻刻し、現在実際に茶を生産している地域の方々に、現在製造されている茶の製法や品質や収支などの比較にご協力してもらえれば、より具体的に当時の茶業の実態をとらえることができるだろう。

伊八郎家文書とは、もともと反古紙同然の状態で保管されていた史料群であった。しかし今回それを綿密に調査することにより、三之丞家文書や「嘉木歴覽」の内容を補完するだけでなく、「嘉木歴覽」の記事に記載されている年代などと多少ずれがある事実も新たに判明した。郷之口区有文書、旧町史保管文書などいまだ調査が進んでいない古文書群の中にも、このような史料が含まれているかもしれない。地域の個々の文書類を悉皆調査することではじめて、実証に基づいた山城茶の「歴史」が構築できる。その歴史は、現在世界的にも評価の高いブランド茶である宇治茶が、いかにしてその地位を確立していったかを実証的に示す資料となり得る。これは宇治茶全体にとっても大きな財産となるだろう。

永谷伊八郎家文書

「禁裏御所御茶献上日記 全」

解読文

「禁裏御所御茶献上日記 全」解説文 凡例

植村明子

1/62

- (1) フッターは、解説文の凡例も加えた全プリントの枚数を示す。 ○○／62
- (2) 原則として常用漢字・正字を用い、文字の大きさは原史料の大小を尊重する。
- (3) 固有名詞については、以下のとおりとする。
(例) 山(之)内・山ノ(之)内 亀二(次)郎 亀治(次)郎
西埜(野)・西の(野) 俣の(野) 長○(橋) 長の(野)
高埜(野)・高の(野)・高ノ(野) 虫か(鹿) 九條(条)
武嶋(島)・武島(島)・武しま(島)・武(島)
鷲峯(峰)山
- (4) 改行は、原史料どおりとする。字数が多い場合は、次行の一番上へまわす。
- (5) 年号にはルビで西暦をつける。
- (6) レ点は、あれば原史料どおりとし、解説者はつけ加えない。
- (7) 「に付」・「三付」は、原史料どおりとする。
- (8) 欠字は一字あきとする。
- (9) 原則として現代かなづかいを用いる。変体仮名は現用の平仮名にするが、「ろ」・「而」・「者」・「江」・「并」・「へ」(シメ)・「ニ而」はそのまま残す。「而」・「者」・「江」・「ニ」・「并」・「ニ而」・「而已」の文字は小さくして右寄せにする。
- (10) 原史料の文中に、誤字や文意不明の文字がある場合、その文字のすぐ後に続けて、推定できるものには()で補い、疑問の残るものには(○○カ)と記す。文意の通じないものは、(ママ)とする。
- (11) 脱字があった場合はその文字のすぐ後に続けて、(○○脱カ)と記す。
- (12) 虫損・欠損・抹消などで解説者が解説できない文字は■とする。
- (13) 抹消してある文字は、抹消文字が判読できる場合抹消文字に取り消し線を付し、その後続けて、書き改めた文字を「 」に入れて示す。
- (14) 挿入された言葉や文については「 」を付し、原史料がその言葉や文を挿入しようとしている位置に入れ込む。
- (15) 欄外の言葉や文については「 」を付し、本文中ではなく、欄外の位置に残す。

解説文

「禁裏御所御茶献上日記 全」 永谷伊八郎家文書 1 - 内箱 6 - 5

(表紙)

宇治田原町史編さん室 番号 491 年月日 53.4.1 所蔵者 湯屋谷 浅田二三男 件名 (内容) 禁裏御所 御茶献上日記 香雪園永谷伊八 所蔵書	(付箋)
禁裏 御所 御茶献上日記 全	

(和綴じ装丁)

(表紙裏)

御所分	仕立上 廿匁入	式寸式分	二重袋	毫分大キツ	十枚	入用	十枚
華頭分	同	元六毫寸七分	壺入	不都合故	十三枚	入用	十三枚
		式寸毫分		当時大形	致ス		
喜せん	四十匁入	仕立 三寸				入用高	十六枚
屑	百目入	同	長サ	仙過(貫)	有丈	同	六枚
同	二百目入	同	長サ	二寸つぐ		同	一枚

(中表紙)

禁裏御所献上御茶壺日記
 山徳組
 七軒之内
 香雪園
 永谷所藏
 他見不許

候ハ、郷中ハ勿論所々茶製之村々并ニ御一統も御差支ニ
 相成可申候乍併宇治大鳳寺ら湯谷を妬ミ計略致候事于今
 不始去ル文化年中ニも宇治大鳳寺ら右様之工有之候由
 其節当家之亡父摧肺肝被申候ニ付山徳組以今繁昌就
 中郷中を始所々茶製之村方繁続いたし候尤其時代ニハ
 上煎茶於諸国ハ未製法稀ニ而城江ニケ国之内ニも端々ハ
 製法行渡不申義ニ而纔之茶を湯谷江年増ニ買集候ニ付
 宇治大鳳寺江持参之輩年々無数相成依之申立ニ
 御公儀御用御茶詰之差支ニ相成と申立出願致候由なれとも
 願之通り参り不申
 関東御用御茶詰「不」相済以前煎茶たり共他所他国江売買
 難成宇治ニ而売出し候時節承合売買可致旨
 山城国 宇治郡 久世郡 之内茶作人有之村々
綴喜郡 相楽郡
 不洩様 御触書相廻り候右村々奉畏候得共茶ハしめり物

二而地方ニ困事得不致故湯谷へ日々預ケニ参候而宇治へへ
 預ケニ参者無之仍之同所方悲田院江頼候とミえて小頭
 僧坊之手先村々下役へ申附村々ニ製候茶之員数を
 家毎ニ書留ニ廻し候得共誰有而員数白地ニ答候輩も無之
 此事も埒明不申右御触書之廻候も宇治方之願尚また
 番人見廻も同所之仕業と申事地方一統推察致候ニ付
 人氣ハ湯谷へ片寄当所へ日々多分持参有之ニ付宇治方
 見廻之者差出 東ハ〔江州信樂口〕山田茶屋邑(村)江老入 西ハ〔南山城口〕下町池ノ首江
 老入
 南ハ〔和東口〕名村一之宮江老入 北ハ〔北江州■之池ニノヲ(尾)炭山笠取〕禅定寺味へ老入 〔和
 東口〕鷲峯(峰)山ニケ所江二人
 右五ヶ所ニ出張六人外ニ二人毎日昼前後山徳組へ見廻り候
 諸方方日々湯谷へ持込茶を差おさへ附戻させ旁々以
 不行跡之振舞言語道断之事毎度有之候中ニも石垣
 上井手 多賀 中村 観音堂 長池 製茶五六拾本程
 牛馬人歩等ニ而荷主六人附添郷ノ口池之首迄来候所

彼見廻りニ被差押其村方へ附戻すか無左へ宇治表へ
 差送ルかと厳敷申ニ付荷主兼而申合居候故歟是へ去冬
 此村々御年貢米大半及不納無抛於湯谷問屋新茶
 六拾本引当ニ書入金子借用いたし上納致候今日出来揃
 返済ニ罷越と申候ニ付御茶壺不済以前売買へ
 決而難成旨申候ニ付此儀へ承知致候得共茶へしめり物故
 御壺前預ヶ置御壺相済候而直組出来不申者又々
 宇治へも持参致時節も可有杯申答候ニ付見廻り之者両人
 彼是相手取候故荷主へ勿論馬士人足共大ニ立服（腹）致
 荷ひ棒を振廻候へへ恐入両人共早々逃歸り其後へ度々
 不参由
 一江戸山本嘉兵衛先祖義へ案を計前々年於湯谷ニ
 茶畑買附以自園製茶を日々御上り之達御用候
 是及後年宇治大鳳寺を妨有之節へ申立之方便ニ勘考

被致置候也

其後宇治大鳳寺ら御奉行所御役方へ願込候所触頭

松尾左兵衛殿へ被申付松尾ら差紙を以被申越候条於

其方村方上煎茶江戸積商売致者一兩人同道ニ而明日

可罷出旨村役人江被申越候永伊方へ一統打寄何敷

不相分候へ共上京之者誰彼と申候へ共永伊乍御大儀

惣代ニ上京致呉と一統御頼ニ付庄屋藤右衛門少々病氣差発

無抛若輩之俵栄藏召連られ候於松尾宅ニ被申候義へ

其方呼寄候義へ別之事ニ而無之於村方ニ山本嘉兵衛と

申者有敷無キ敷尋度由被申候永伊答而私共於村方へ

山本嘉兵衛と申者無之由申上候所無之へ其旨以書附を

庄屋年寄調印致可差出様被申候故永伊答於居村ニ

山本嘉兵衛と申者へ無之候得共前々年私共ら右方へ讓置候

茶畑ニ名前有之候得へ右山本嘉兵衛と申名前へ無之と之

書附ハ御断り申上候所然者譲り置候節御支配所江届置候哉
 永伊答而是迄田畑何方江譲替いたし候共村方ニ有之
 田畑名寄帳ニ張札いたし相記分ニ而御支配所へ届候事ハ
 無之と申上候何分右名前為消可申様之趣意ニ付此問答
 筆紙ニ難書尽文略いたし置
 山本嘉兵衛名前為消候上ハ山本嘉兵衛義ハ於山城国ニ茶畑
 買求其自園以製茶 御公儀様方御上り之御茶詰上候
 などハ偽り之由申上候得ハ山本嘉兵衛其咎不少左候へハ
 山徳組始向後〔銘茶〕江戸積商売難成様計略を以願込候
 故歟松尾ニも勘考被致若山本嘉兵衛御召之時ハいかゞ可仕と
 被申候ニ付永伊答三十日之御日延申請呼登し可申候万一
 急御召之節ハ答而乍恐私共いか様之御受も可仕 松尾
 尚又仮合（令）茶畑ニ名前有之而も其主村方ニ無之ハ其名前
 なきも同然なれハ無之旨書付差上可然候余り押強ク

申立候得ハ為方不宣と被申候得共永伊よくく案ずるに
 山本氏一大事と存御利解恐入可奉畏候へ共山本嘉兵衛義ハ
 譲り置候茶畑以製茶を忝も
 御本丸様西御丸様東叡山宮様御三卿様方江
 日々御上り之御茶蒙御用相詰罷在候ニ付右茶畑ニ
 正敷名前有之を乍存無之杯と書付差上候而ハ後日
 いか様之曲事可被仰付哉恐多候ニ付書付ハ得不仕と
 相断候所松尾も是ニハ恐怖被致其方ハ身共江棒を
 引様な事申と有之中々以対御上江左様之訳ニ無之
 私共江後難恐入候と相答候所手持不沙太(汰)ニ而左様有之ハ
 書附取間舗扱々其許ハ才智深き者也只今之抜句ハ
 能弁舌と被申候最早用事も無之勝手ニ引取可申様
 ニ付夫方小堀御役所江出斯々之御咄申上茶畑
 譲置候条以書付御届申上候所御手代室礮(礮)兵衛殿御出

是迄何方へ田畑讓替候而も届出候事無之候得とも

余り遠路故為念届出候由御聞済有之候由被仰候

其次手ニ右私共方讓置候畑之製茶を以

御用相達居候趣被申上候由此一条永伊首尾よく

返答有之候ニ付山徳組山本家繁昌相統被致候と

愚親存生之節伝聞候と被申候

一煎茶之製村高屋と兩人相考申候所宇治郡久世郡

禁裏御料ハ古御料増御料此二料ニハ聊より

製法無之新御料田原郷和東郷三室志津河

多賀此村々多分製法いたし候内田原郷ニかぎり

茶役御年貢有之候へハ当地より何国へ売買致候ても

差支申事難出来候上煎茶元祖ハ当家永谷氏之

大先祖元文中ニ初而此製工風仕出し所々江製教

有而今諸国所々ニ流布致万民家業之助力ニ相成候

殊ニ湯谷之煎茶ハ日本無双之銘茶ニ而高位高官方
 格別御賞味被為 遊候得ハ自然
 上聴ニ可達哉ケ程之銘産を 御料ニ年住居致し
 御所様江未献上不仕も其恐不本意献上有之ハ尚更
 名茶之増威可申候此義いかゞと被申候ニ付此事私永谷事
 其心底ニ而折々一統へも噂申入候所皆々一存ニ候へとも
 何れ之手筋より奉願上何れ之御取次迄可差上哉
 手筋を求兼過光陰候高屋被申候ハ御一統御同心
 ニ御座候ハ、御役所武嶋（島）ハ御蔵役故早々相談之上
 取扱被呉候ハ、近日罷越願面等御相談之上相認
 御役所江可差出候と而翌日上京有之而三日め（目）に又々
 入来有之願書相認申候

乍恐奉願上候口上

宇治田原郷

大年寄

高屋助八郎

〔初願書〕 一 当郷中村々共往古方番茶製法仕来候処

元録（禄）之砌方直（値）段下落仕茶園畑ハ大方荒畑と相成

郷中一統甚困窮弥増及難渋候所去ル元文之頃当郷

之内湯屋谷村永谷三之丞之先祖初而上煎茶本製を

工風仕出し村々一統江製教し夫方相弘り三都ハ勿論

諸国所々へ売捌漸々相続仕候所其後年曆去ッ而

又々下直（値）ニ及郷中一同難渋仕候而乍恐

御上納之手当ニ甚困窮仕候依之不得止事を（とカ）

湯屋谷村茶仲間之者共寛政之頃方始而江戸表江

引合舟積ニ而送り申候所右直（値）段〔等〕相応ニ引合能再

茶園畑相続と相成申候同所日本橋山本嘉兵衛方

江も引合銘茶差送申候処生合宜由ニ付於湯屋谷村ニ

茶畑六ヶ所致買附候則当時上茶を買集

江戸積仕候者を山徳組と准へ互ニ水魚之交

を以相続仕候右山本加（嘉）兵衛義ハ買附置候目園
 製茶を以乍恐
 御本丸様 西御丸様 東叡山 宮様并御三卿様方
 蒙御茶御用日々ニ奉詰上候例年新茶出来候節
 々ニハ右御方様方江為御初穂不相変献上仕候趣ニ
 御座候尚当山徳組之義も従先々年 紀州様御方方
 直々蒙御詰御用奉詰上候其度毎ニ茶料銀
 頂戴仕候義ニ而又右御方様江も新茶之節ハ為
 御試献上仕候義ニ御座候則当所ハ不残
 御所様之御料地ニ候ハ右之御方様方以前ニも
 献上仕度奉存候得共新規之事故 思召も恐入
 是迄差扣（控）居申候献上之義ハ為報国恩 従
 当年新茶奉献上度義ニ御座候右之謂を以外々
 之妨等可仕所存ハ極無御座候唯々報恩

而已之義ニ御座候間已来此義ニ付茶仲間ハ不
 申及郷中差支之愁ニ相成筋ハ毛頭無御座候
 此儀乍不及私共相糾置申候間何卒 御勘弁を以
 御所様江右之通被為 仰上被為下候而湯屋谷村方
 初穂御茶献上之筋 御赦免被 仰付可 (被脱カ) 下置
 候得者一統大慶可仕候乍恐願之通御聞届被
 成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候以上
 天保五年^(一八三四)午四月 高屋助八郎 判

〔今文久西迄〕

廿八ヶ年ニ成〕

小堀主税様
 御役所

右御聞済有之候ニ付当年六月中旬献上

小堀御役所江も為御試大福壺進呈仕候所金子

二百疋被下置候元々 (締) 衆江も同小壺迄ッ宛進上仕候

是等ハ当年限ニ而翌年ハ差上不申候辻和泉守殿

山(之)内弥五郎殿武嶋(島)保左衛門殿此三軒江ハ黒卅目(五十匁)壺十「老」品十
「老」壺ツ、

進上いたし候尾張殿江五「三」拾匁壺二品二壺進呈仕候

いづれも撰葉半斤入二袋添

献上 初穂御茶入日記

極上撰摘	廿目入	黒老斤形
大福	五袋	老壺
詰		
若緑		凡老斤程入也
ハ		
極上撰摘	廿目入	同
豊の明	五袋	老壺
詰		
若緑		凡老斤程入也
ハ		

以上

月日

御料宇治田原郷

湯屋谷村茶師

永谷三之丞

永谷武右衛門

永谷伊八郎

	西 整 (野)	藤右衛門	
	木 谷 (屋)	茂兵衛	近年不勤
	汐 美 (潮見)	久右衛門	同断
	山 本 加 (嘉)	兵衛	
	久右衛門代	永谷太郎兵衛代勤	
御 話	改 人		
	田 村 三 郎 助		近年世話不致
	西 山 正 平		同断
大 年 寄	高 屋 助 八 郎		
			近年幼年ニ付
			世話不被致
			酉年方世わ(話)被致不申候

右之通天保五年(一八三四)方安政二年(一八五五)迄不相變献上仕来候
 近年木谷 (屋) 茂兵衛相休候ニ付永谷太郎兵衛替りニ相詰申候汐美 (潮見)
 久右衛門も相休候田村三郎助西山正平世話計なれ共近年相休候
 右昨年迄相詰候分山之内亀治 (次) 郎迄歟又ハ御同人附添候而
 辻右衛門録 (掾カ) 方迄持参いたし預ケ候故実々 奥江上り候哉
 仲間内ニ而も疑念いたし近年高屋ハ相果可尋手筋も無之
 中ニハ相休度ものも有之八月頃迄も相延候所益前より
 懸り役人ハ御催促度々ニ而八月ニ献上仕候事も御座候
 逆もの事ニ表献上ニ不成共お阿茶殿方迄成共直々
 差上度との事ニ付何分香雪園永谷江相任せ可申候間可然

御頼申スと有之ニ付禪定寺岡兵庫と申仁ハ公辺之事共
 物馴之故相談致度と安政二卯霜月十日彼村方^(十八五五)
 神事ニ付前晚ニ立越よき手寄も有之ハ取計ひ
 相頼申度旨申談候所是ハ両局之内^{長橋殿か}此内江持込^{本助殿か}
 候様相成ハ其間ハ宜候何れ小堀家元ヱ^{北條殿}(締)江親可申候
 右方ニ而御取扱ニ不成候ハ御附武家築山家之元ヱ(締)ニも
 懇意之方候ハ相談可申と有之頼置翌日立歸り候
 其後極月下向岡兵庫和東湯舟方川筋木柴流之義ニ付
 右先達而取扱ニ被申附最早押詰候故早春迄日延
 ニ而今日立歸候と而立寄被具候右一条之次手ニ献上之事も
 咄し致置候来春ハ相分り可申候と有之翌辰二月上旬
 香雪園上京之次手ニ兵庫之旅宿三条亀藤方ハ罷越
 尚又得と頼歸候二月ニも相成候得共何之沙汰(汰)無之故承合
 申候处此頃同人在宿之由ニ付三月五日願書下書相認則

最初より委細高屋名前之願書等持参いたし相ミせ候所
 暫時貸呉様被申候ニ付此文面之内他見御無用之所御除置
 被下様申聞候其筋之願面下書

乍恐奉願上候口上

御料宇治田原郷湯屋谷村茶師

永谷三之丞
 其外共

一私共義従古来

御所様江手製初穂之御茶年々不相変

献上仕来寔以難有仕合奉存候右献上之義

最初武嶋(島)保左衛門殿并山(之)内弥五郎殿御取扱ニ而

勸使所■(長カ)頭辻和泉守殿迄私共持参仕御同人江

預置御同人方御末頭尾張殿当時へお阿茶殿迄

被差出御同所御取次ニ而献上ニ相成候由ニ御座候

然ル処内々承及候得へ右ハ内献上と申筋之由

(元々(緋)衆迄
内(龜)

一統力を落し左候ハ、乍恐御断可申上杯と
申者も有之候ニ付去ル丑年之献上差扣(控)居候所
御懸御役人江度々御催促有之候趣被仰越候ニ付
不奉得止事乍延引例之通納来候得ども
前段之次第ニ而ハ何共歎ケ敷義ニ奉存候乍去
何方様迄差出置候而も同し献上ニハ御座候へとも
丹情(精)を凝シ製法仕候品ニ付自今以後私共
御局様御玄閑迄持参仕表献上ニ相成候様
仕度奉存候ニ付此段御願奉申上候尤其謂を以道中
筋ハ勿論外々等之差支ニ相成義ハ曾以
不仕候間何卒格別之御仁恵を以
御所様江右之趣被為仰上被下置候而
当年方直献上ニ相成候様御許容被為
成下候ハ、一統冥加至極難有仕合ニ可奉存候い(以)上

(一八五六)
安政三年辰三月

小堀勝太郎様

御役所

右書付設置候得共差出し不申候所兵庫写取

此書附下書故尤印形も無之候得共兵庫持参ニ而此趣意

を以内々窺被呉候義と存候右返事仲間よりも相待折々

被尋候得共四月上旬ニ相成何之沙汰(汰)も無之故上京いたし

兵庫と同道ニ而可奉伺と存候所へ左之書状参候

薄暮相増候得共弥御安康之由奉賀候然ル所

兼而御咄之一条山口様方(御藏役)石井様へ段々御懸合

被下候处(御花島)山ノ(之)内亀次郎被申候儀へいか様ニ致候而も

御所之内江直々立入事不相成是迄之通りニ而

不足ニ候へ此頃と断申切候様被申候趣ニ付山口様方

被仰候ニ御役所表者いか様共取計遣し可申候

得共山ノ(之)内辻両人は迄取計(三付)見合からず候得べ

〔岡方書面〕 一旦断申切又二三ヶ年も相立候上へ手を替
 御所之内江も立入出来候様御申被下候乍去是迄
 貴殿衆内分納来被成思召ニ叶候へ先方へ断
 申切ニも不及様存候尚外方 御所表立入之
 役方江相尋後日御為方ニ相成候義ニ候へ取計ひ
 致遣申度存引合居申候間追而帰村萬々
 御咄し可申入候以上

四月十九日

在京
 岡兵庫

永谷伊八郎様

尚々御断申上候兼而御頼も有之義捨置候訳ニ而も
 無御座候処ふと山口様方御引合否哉分り
 兼候ニ付無拠等閑ニ相成一寸御断旁幸
 便を以申上置候

如斯書面到来ニ付尚又相頼遣置候所又々同様之

書面参候

前文略之御免御断申上候

御頼之一条山口様方石井様江使者を以山之内

亀次郎殿へ段々御掛合有之候所右之筋

ニ而者直々

御所様江罷出候義へ出来不申決而袴羽織

着用杯不被致趣ニ御座候付而へ小堀家ニ而

被仰候者是迄通ニ而宜候得へ止メ候ニも不及

小堀役所表へいか様共取計遣可申由乍併

御所表〔献上〕大造乍立是迄ニ而へ思わ敷無之候

得者今之内断申切候様尤山之内ニおいても是

迄通之事ニ而不承知ニ候へ断申切候様被申候

小堀ニ而被仰候義へ断申切一両年相止候積ニ候へ

表向御所様江差出候方取計遣候様被仰候

実ハ是迄ニ帰宅いたし右之訳申談積無扨
多用ニ取懸在京中故不束御断申上候何分
是迄之儀者断申切候上ならてハ表向之取贖
難出来趣小堀役所ニ而被申候弥御断申切
之積ニ候へハ早々御断被申尚又断無之候而ハ催
促有之可申候右者各可然御勘考尚面会
萬々可申候い（以）上

四月廿二日

在京
岡兵庫

永谷伊八郎様

右兵庫より二通之本紙別紙ニ有之候
御役所様方山ノ（之）内辻江御懸合有之候所
此筋ニ而ハ表献上難出来袴羽織着
御所之内へ立入事進も難成由之所
香雪園平安と両人愚慮をめぐらし

候事奥ニ相記す

右此四月廿二日出之手紙ハ永谷より差出候返書ニも
 無之先十九日出之文面も同様ニ而御役所より被仰候も
 一旦断申切而三年立手を替取計ニ奉預事誠
 難有奉存候得共先年永武此事ニ付武嶋（島）保左衛門殿へ
 御断申懸候所中々以相立不申由比度誰有而御断ニ
 参者一人も無之一統大ニ心配いたし此上へ香雪園ニ
 可然勘考いたし呉との事ニ付香雪園愚案致に一旦御断
 申上候得へ相立可申候へ共尚又手ヲ替出願致共話主姓名へ
 同様なれへ 御所之御内込も御取次之夫々江いづれ
 其聞へ可有之候得ハ是迄之懸江差支可申義者勿論殊ニ相休
 候事其恐不少奉存候又此上兵庫江押而頼候共同様ニ而埒
 明不申と存右一条御世話御差扣（控）被下様五月十六日ニ態々
 申置候

西塾（野）由加之助先達而方来合候ニ付岡より之書面も披見被致候故

右咄之次手前年承及候典侍（侍）殿〔大輔之局事〕之雜掌山岡主計事

相尋候所右禁裏御炎上之頃典侍（侍）殿ハ御遷化有之由

承及候主計殿當時御住所も不存候其義ハ大樹院之

庵主妙光と申仁存居候間承合可申由此方ニ而相分兼

候者、兩人共其手筋を求可申と而五月廿七日出立ニ而

伏見聚楽組〔竹田口〕菊屋丁仁王寺屋久右衛門方へ參此家ハ元庄屋と云

幸■■日妙光尼当家江罷越病氣養生被致居候ニ付

兩人対面いたし候

右妙光と申者元西本願寺之侍（侍）西川右内之娘ニ而

父右内故有而浪人と相成漂泊之折柄

典侍（侍）大輔殿江被召抱候所右仁王寺屋倅兵庫と

申者入家ニ參弟内記ニ西川家を相続為致本願

寺帰業罷在則典侍（侍）殿御遷化之後親里へ引取

相果候ニ付剃髮いたし荒塚寺を造立し是之

庵主と相成罷居候

右妙光尼江此度之一件相談ニ及候所山岡主計殿義も

先達而相果候ニ付可然手筋も無之段被申候ニ付

無詮方候へハ夫方兩人上京致五条御影堂之内

勇阿弥方へ罷越候

此家主人由阿弥義へ右仁王寺屋久右衛門倅ニ而
 典侍(侍)殿雜掌 兵庫之舎弟ニ而近頃勇阿弥
 宅ヲ買得いたし住居罷在候且又同居被致候阿弥
 貞教尼ハ宇治白川村先利右衛門妹ニ而伏見へ
 縁附被致候所其後剃髪いたし候由阿弥へ少之
 由縁を以当家ニ同居被致候 由阿弥義へ
 当時未俗体ニ付甲田新二郎と申候

今日ハ取分暑さニ而伏見より日を暮上京致所此ほど

加茂川筋川ざらへ被 仰出候ニ付砂持之戻り老若男女

多人数大郡(群)集いたし候ニ付漸々四ツ半頃ニ五条へ参着

主人ニ面会いたし候委細談合候所甲田被申候義へ

御表献上と申義者中々不容易由承及候当時御願

被成御取扱有之早々御聞濟有之候而も一兩年も相懸

可申哉と存候差懸候事なれハ当年へ是迄通ニ而納置

当秋方御願出し之事可然候哉と被申候ニ付香雪園段々の
 趣意荒々咄込候ニ付一存ニも不及候へハ明日ハ御両所と
 同伴仕富氏方へ罷越委細可談旨被申候ニ付
 翌廿八日早朝両三人同意ニ而参り候

富左近将曹殿と申仁ハ北面之待(侍)ニ而九條(条)殿附之
 隨身ニ御座候保野左近と申仁養子ニ罷成
 相続仕居候此保埜(野)義十郎ハ仁王寺屋姉娘之子ニ而
 勇阿弥之為ニハ甥(甥)ニ御座候此富氏義先年故有而
 南山城石垣村辺ニ暫時滞留被致候事承及候仁也

今朝富左近将曹殿江対面いたし候是迄献上之始末物語
 辻和泉守殿方へ願置同人方お阿茶殿迄被差出候御同所
 奥江献上ニ相成候由仍之被下物も御座候得共実々御上りニ
 相成候哉此義も承及度名々丹情(精)をこらし候品内献上と申筋
 承之力を落候何卒御局様御玄関迄成来直々持参仕
 献上仕度候此義可然筋合御聞合被下御取扱頼入候所
 承知いたし被呉候ニ付其日ハ四人連ニ而見物ニ行申候

翌廿九日又候両三人富氏江参候所去方ニ而聞合候所
 例年六月中旬ニハ茶壺献上有之其品ハいつも
 御上リニ相成候由得と承申候と有之安心いたし難有
 御事奉存候扱富氏被申候ニハ典待（侍）殿納ニ而ハ御局御一代
 限之事ニ相成典待（侍）御替り度毎ニ改不奉願候而ハ引綴（続）キ
 献上難成由承候由逆之事ニ表向ニ被成候而ハいかノ之由を
 被申候ニ付此義実以望所ニ御座候へ共其手筋も無之候故
 是迄内献上とハ乍存仕来候富氏被申候ハ当時伝奏
 （東）坊城殿之雑掌三上信濃輔殿義ハ同院之北面ニ而
 九條（条）殿隨身と申し拙者仲間内之義ニ付明日ハ早朝
 右方へ参り何敷聞合其上ニ而表献上取計呉候様頼入
 可申旨被申候ニ付夫方四人連ニ而今日も見物券瓢亭へ
 罷越一献いたし候
 六月朔日両三人富氏江参候所献上之御茶ハ例年

御上りニ相成候事無相違由仍而不相変被下物有之
 相届候哉と御尋候由外之添物へ阿茶殿方被遣候由
 お阿茶殿義ハニ上信濃介殿之姉之由始而承り候此度
 表献上願之義阿茶殿一存ニも不參故三大夫御取次中
 其ほか御役之評定有之所當時其例有之敷近年
 諸向差上物御~~奉~~「停止」被 仰出候ニ付三上氏へも其調
 可有之様ニ付調候所六ヶ年前ニ丹波方鮎之献上
 願出候事有之是ハ漸々昨年献上相成候由併し一ヶ年限
 とか申事之由尚又狛郷椿井村徳平筑前介より
 中風用心薬前々方献上有之所
 御年齢未不被為 経當時御若年ニ被為 有候故中風之
 病症不被為有之候間差上候ニ不及由御断被為 仰出候由
 仍之乍恐被下「下御」物 頂戴不仕共献上仕度何卒
 御許容被為 遊被下置様願居候得共未御沙太（汰）無之

右之次第ニ付御茶献上表向之願速（早）急ニハ難調候
 来年迄相延可申候様富氏ハ被申聞候ニ付富氏早々立帰
 いかノ可仕哉と有之ニ付同道いたし三上へ始而得ト対
 面候而香雪園方申入候ハ此一条旧冬方「外人を以内々」御支配役所
 元ヅ（締）衆へ願出同所方御蔵役江被申達山ノ（之）内并ニ辻へも
 引合有之候所是迄之手筋ヲ替不申候而ハ表向ニ不成
 而三年も相立候上御役所方取計遣可申候様被仰聞此儀
 御仁恵難有奉存候得共御断申立一年ニ而も相休可申義ハ不思寄候
 先々年献上一条ニ付仲間同士少々差支惑乱旁八月迄無抛及
 延引候事有之所御懸り御役人迄度々御催促被為有候事も御座候へハ
 御支配所ニ而被 仰聞候通一旦御断申切手筋かへ重而願上候とも
 姓名ハ同し事故若是迄之御手筋へ相聞へ差支可申儀ニ
 察申候且一ケ年たり共相休候義其恐不少左候進此儘
 是迄通いつ迄も同様ニ而ハ実以丹情（精）をこらし清浄ニ仕立候

御品何等之廉も無之候而ハ一統残念ニ存候可然も御賢慮
 ニ預り表献上ニ相成様御取計奉願由申入候所ニ上ニも
 委細神妙之由被申候只今承通御所之内進も掛りの
 役人互ニ遠慮も有之義ニ候得ハ仮令何れ之筋より
 差上物御取次いたし而も其懸り内証ハ大かた一ツ故
 手筋かわれハ差支も難計候乍併是ハ中々不容
 易義ニ付尊公〔富氏ノ事〕も北面之待（侍）ニ而九條（条）殿隨身之義ニ候ハ
 貴殿九（条脱カ）家江参伺有而此趣得と御物語之上奉願
 御取持ニ度と〔内々〕可然被仰上候ハ御前ニ御声懸りニ
 相成可申左候ハ取計致よく存候由被申候ニ付夫より
 富氏ハ早速九條（条）殿ハ参伺被致諸大夫宇郷
 大舎人頭殿江申談相頼被呉候ニ付直ニ御前ハ御伺被
 呉候所可然取計可申様ニ上江可申渡旨被
 仰付候ニ付急速其趣ニ上江被相違候依之ニ上と

富左近將曹を呼ニ參被申聞候義ハ尊公も御聞及通
 新規ニ献上物ハ一切不相成候得共内々たり共年来以来(ママ)
 筋之由承及候何分趣意書相認差上可申と被仰渡候
 よし富氏此趣被申越候ニ付兼而趣意願書之下書
 持參いたし候へハ西埜(野)由加之介へ申付明朝取綴候而
 可差上尚永武三條旅宿へも此義一応申達候様
 申置「備村之つもり」支度いたし候得ハ富氏被申候ニハ大ニ都合よく
 參り可申候 御絵府(符)御唐櫃をも拝借出来可申との
 御内意承り候由被申候六月四日永武義ハ外用有之
 下司六と岡兵と三條龜東ニ居候ニ付西埜(野)今日右方へ被越
 荒々此趣咄置富氏宅ニ而趣意書奉書又相認富ら
 三上江持參いたされ候永谷へ此趣為披露今朝歸村

口上書

御料宇治田原郷湯屋谷村

茶師 永谷伊八郎

〔趣意書〕

一 私共村方義者乍恐

禁裏御所御料之内ニ御座候処別紙ニ記し

有之候通上煎茶製作仕出し候ニ付大ニ土地之

潤色ニ相成俱々悦候余報御国恩として

初穂之御茶献上仕度存候而廿三ヶ年以前

私共郷中大年寄高屋助八郎を以御支配

小堀勝太郎殿江願出候処御手代武嶋（島）保左衛門

取計ニ而年々六月十七八両日之内不相変

納来候而難有仕合報存候

一 献上之次第ハ辻和泉守殿方迄持参仕

預ケ置罷帰候跡ニ而御同人より御末頭お阿茶殿

方へ被差出御同所御取次ニ而相納候由ニ

承及候

一 茶製之頃ハ諸人入込之時節ニ御座候へハ

不淨之輩制度且 献上之節道中ニ而
 妨等致候者も有之候而甚困入候ニ付為其
 乍恐 御絵府（符）等拝借奉願上度奉存候所
 四ヶ年以前高屋助八郎義相果候ニ付手次を
 失ひ当惑仕候折柄承候へハ右者内献上と
 申筋之由ニ而一統力を落し左候ハ、乍恐
 御断可申上杯と申者も有之旁以去ル
 丑年献上差扣（控）居候処度々御催促之趣
 御懸役人衆方被 仰越候ニ付乍延引如例年
 納来候得共一統丹情（精）をこらし製法仕候義
 ニ付右之次第ニ而ハ何共歎ケ敷義杯と又候
 申者も有之夫者何方様迄差出置候而も
 献上ニ相違無之旨申聞候得共免かく
 彼是惑乱仕候ニ付不得止事 此度

小堀勝太郎殿手代衆江内々相談仕候所
 当年方御断申上而三年も相立候ハ、取計
 可遣様被仰聞此義難有奉存候得共
 一円埒明不申而已ならず仮令暫時ニ而も
 御断可申上杯と申所存ハ毛頭無之所
 右之段被仰聞候ニ付為方を失ひ途法（方）ニ
 相暮候実以当惑仕罷居候
 一御絵府（符）等拝借之義著御威光を以
 権柄之振舞仕諸人之差支妨ニ相成候
 杯之儀仕度筋ニ而ハ無之茶製中不浄
 之輩不立入様且献上道中筋ニ而妨等致候者
 無之様仕度心得迄ニ御座候
 右之通之次第ニ付当年方表献上ニ可仕段
 被為 仰付被下候様御願申上度奉存候已上

安政三年辰六月 永谷伊八郎 判

上

右趣意書今五日富左近將曹殿方伝奏（東）坊城殿江
 被差出候所三上信濃介殿被及 披露候由扱又
 西埜（野）由加之介ハ旅宿万吉方へ初夜頃帰候所永武方之
 手紙ニて三条龜東方先刻参候とて

以手紙申上候今朝御越被下御苦勞ニ
 奉存候扱御咄之一条頓と心得不申事
 有之候ニ付永伊上京之節迄何分御見合
 可被下様御頼申上候以上

六月五日

三条龜卜（東カ）^{ニ而}

永武

西埜（野）先生江

右被申越候文面甚不審ニ存候若心得不申義も候ハシ
 今朝面上いたし御物語致候節ハ伝奏家江書附等も
 不差出前ニ而御座候得共差出し候跡ニ而ケ様之事被申越
 候而ハ致方無之明日ニ上ハ罷越書附申出度候得とも
 左様ニ致候而ハ後日之差支難計且又香雪園ハ帰村候ニ而
 留主（守）なれハ其儘捨置候
 同六日ニ上ハ模様変之趣只今御沙汰有之候ニ付
 被申越候由富氏急速旅宿ハ被罷越候所西埜（野）義ハ
 居合不申因茲書面認残し置被帰候跡ハ同夕方
 永伊上京いたし候所右書面有之故披見いたし候而
 大ニ驚人不取敢勇阿弥方江罷越候所是ニも西埜（野）ハ
 居不申彼是夜更ニ及候故立帰り又明早朝同家ハ
 参候所定而松浦先生方ニ居可申由ニ付呼ニ遣右之
 書面相見せ候所西埜（野）も打驚田阿弥も大ニ心配

いたし被呉候ニ付二人同道ニ而富氏江参候所誰か
 非蔵人を以御取次頭虫鹿浦内守「豊後守」殿へ此度一条
 願出候もの有之三上始お阿茶殿ニも我等所為と
 深ク御疑被思召候其儀へ此方へ願置若出来不申候
 ハ、彼方と提競へ可申様子は全役人を嘲哂（弄）
 致す了簡と大ニ御立服（腹）有之一（ママ）趣意書取出し願之
 一条へ取扱難成と被申聞誠ニ以之外之事ニ而
 富氏も大ニ仰天いたし候と被申候ニ付兩人共承之驚入頓と
 合点不行候西埜（野）答而申候ハ私先年四条殿ニ暫時なれ共
 雑掌御奉公相勤居申候得共非蔵人衆ニハ知昔之仁一人も
 無之候又虫鹿殿と云御姓名へ粗承及候得共対面致候事も
 無之候得へ御願申出候事一切無之候是へ仲間内に此
 永谷とも同姓ニ而武右衛門と申仁公用ニ付近村下司六左衛門
 井ニ岡兵庫両三人三条通西出口郷宿亀東方ニ

罷居候ニ付則昨日右方へ此一条咄合ニ参候ニ付下司〔岡〕方
 心添ニ非藏人江内々聞糾ヲいたし候事と存候被申候ニ付
 香雪園方申述候ニハ永武義ハ当時盛ニ仕故「同姓之者故」拙者
 氣質も承知ニ而万事乍任置今更外江願替杯致ス
 心底無之候是ハ岡兵庫へ旧冬熟談致候所小堀家へ
 内談致吳候得共前文ニ有之通ニ而埒明不申故ニ
 右兵庫方へ断申置候ニ付此事差出候訳ハ無之候得共
 先月方永谷〔香雪園〕西埜〔野〕兩人献上願ニ上京致候事兵庫も聞及
 被居候得共迎も彼兩人之力ニ而ハ成就難成と被存候所昨日
 西埜〔野〕方永武へ之物語ニ事ニ寄表献上ニ相成由被聞及候ニ付
 〔岡義〕旧冬より永谷ニ乍被頼成就不致事対仲間江無面目も
 被存候而如斯非藏人江手ヲ廻し候事と邪推いたし候
 此一条願者私へ被任候義ニ付外より願出候者決而無之候
 此旨今一応三上氏江申上被下様相頼候所引歸し申上

被呉候ニ付尤ニ被存漸々御納得有之候得共仲間内何か
 不和之様ニ被存候故敷富氏ニ乍御苦勞明日より宇治
 田原迄参り一統之氣質糾可申様被申聞候ニ付富氏
 暑中歩行厭不申候得共 御料之名々内々たり共
 献上仕来候義故身元氣質等糾ニも不及献上一条ハ
 願人永谷請込参候義ニ御座候得ハ何敷御推察有之
 差掛候事故此向ニ而御表献上ニ相成様御取扱
 御頼可申候無左候而ハ先日内意永谷へ申聞候
 御絵府（符）御唐櫃等も拝借ニ相成可申哉と大悦之余り
 為披露夫而已帰村いたし昨日上京致候所此趣ニ而ハ
 外聞面皮も無之実以氣之毒ニ存候非藏人一条ハ両人共
 一切不存義御賢慮被下願之通宜奉頼入候由歎願
 いたし被呉候所仲間同士不和之様子ニ而ハ表献上之
 御請も無覺束存候願人之永谷ハ異変有之間敷候

得着菅人ニ而引受可申様被申聞候ニ付富氏被申候ニハ
 右永谷ハ難有可奉承知候得共跡ニ而一同惑乱に
 相成候も氣之毒ニ存候ヘハ永谷今一応帰村為致為念
 名前知らべさせ可申旨被申上候所都合よく参候ハシ
 十三日頃御請ニ可参様御内意有之趣
 同九日香雪園永谷帰村いたし向後献上之名前
 相調へ度且又十三日御請ニ参候輩定申度と而
 暑中をも不厭帰宅致承候所永武方ニ而今日
 御話いたし候趣甚不審ニ存候ニ付何れ之話敷尋ニ
 遣し候所幸今日御帰宅なれハ乍御大儀行事方迄
 只今まいり呉と再度被申越ニ付出席いたし候所今日
 華頂山之話いたし度候ニ付最初ニ
 御所之分同し形之壺ニ被話置候ニ付右壺ハ余り
 小形故此度より表献上ニ相成候ハシ大形之壺ニ話度と

名々同意ニ付〔拙者へ〕為御任有之ニ付〔先日〕葺箱共調置候尤以
 乍不及先月方実々骨折願込居候末御沙太（汰）も碓（碓）と
 無之故御詰之事も是迄沙太（汰）不致候定而拙者之
 働不情（精）と被存自儘之御取計と存候先達而非臆人を以
 御取次頭江願出候者何事ニ而御座候永武主人ニハ
 左様之事被成間敷と存候併下司敷岡敷両人方
 尊公へ心添へニ被致候事敷御内意へ結構ニ被仰聞候
 御絵府（符）等拝借之義右ニ付此度御差扣（控）ニ相成既ニ願筋
 御取扱不成義被仰出当惑仕段々敷願申上候ニ付漸々
 御納得有之此度〔阿茶殿迄〕表献上被 仰付候様子ニ付同じくハ
 大形之壺詰仕度候詰替可被成旨申聞候 献上へ来ル
 十八日と申上置候ニ付十六日迄ニ引纏何れ成共上京
 被下度此十三日伝奏（東）坊城殿江兩人御御請ニ可参
 御内（意脱丸）被 申聞候ニ付其御用意可被成と申入候所永伊

毎度乍御苦勞永太召連御上京被下様ニ付十一日
 兩人相登り候 十二日辰ノ刻 お阿茶殿之詞を以
 明日申渡之義有之趣富氏江被 申越候ニ付
 同十三日早朝富左近將曹殿ニ附添永谷太郎兵衛
 永谷伊八郎同道ニ而上立壳室町西入三上信濃介殿
 御宅江參候所御出勤之跡ニ而夫方伝奏家西院參下
 (東)坊城殿江參候御玄関江申上候所暫時有而
 三上信濃輔殿被立出於御玄関ニ被
 申渡左之通

一御茶献上一件過日永谷伊八郎方
 趣意口上書差出候ニ付昨日山之内龜次郎
 召寄是迄献上之日記等引合相糾候所
 聊も相違無之候因茲
 奥江申上候処尤當時者新規ニ献上

〔被仰渡書〕

何ニ不寄不相成義ニ候得共旧来不相變

献上仕来候義ニ付殊ニ御料之事ニ付

格別

御親敷被為 思召御上りニ相成罷在候所

年来相納来候廉を以向後

表献上被 仰付候 御絵府（符）之義者

重而御願可申上候乍去高張挑（提）灯者

御赦免有之候間立置可申候右於

御所ニ者子細無之候得共小堀者支配

所之事故差支有之候而へいかゞニ存候得者

以次手を届置可申候

一此度懸り之役人江挨拶杯致候而へ

新規之様ニ相聞へ旧来之功空敷相

成候ニ付謝礼等決而致間敷旨阿茶殿

被申付候

乍去氣済も不致候ハゞ御茶少々ツゝ
 差遣可申旨被申渡候尤山之内龜次郎
 辻右衛門録（掾カ）義者是迄旧来取次之家ニ付
 此度方も差加へ置候へハ万端都合宜存候
 得者此旨申渡置候間其趣心得置可被
 申候
 一 献上之節袴羽織を着尤帯剣いたし
 山之内江立寄候得ハ同人辻氏迄案内可申
 辻氏ニ而献上之御品相改候而同人附添
 御台所御門より御末口御門内江立入可申
 同人阿茶殿迄附添相納置可申候暑中
 之砌暫時ニ而も窮屈ニ而迷惑ニ存候へハ
 御門番所脇之板敷江上り休息可仕右
 番所より茶田葉粉（煙草）盆出し候様申付置

候由懇に被申聞候

一 献上御茶壺并ニ試共銘札張邊

無之様可致候尤献上之節見習とも

二人ツノ参上いたし可然哉と被申渡候

^(一八五六)
安政三年辰ノ

六月十三日

永谷伊八郎

同 太郎兵衛

附添

富左近将曹

献上

初穂御茶入日記

極上撰縮

大福 廿夕入五袋也 一壺

極上撰縮

豊の明 " 一壺

⑧

若緑 合 卅斤茶「詰」

以上

御料

宇治田原郷

湯屋谷村茶師

永谷三之

永谷武右衛門丞

永谷伊八郎

辰六月

内袋 仕立上ケ長 七寸

同 幅 二寸一分

花袋 外
■(長) 二寸三分〇 八寸

廿目入仕立 二寸貳分

仕立七寸

十夕入 同 六寸五分
卅斤茶分

[献上日記]

永谷太郎兵衛
西桙(野)藤右衛門
木谷(屋)代り
西桙(野)宇兵衛
山本嘉兵衛

右者奉書壹枚ニ認

高サ四寸五分
極上撰摘

大福 五袋入

壺
表三張
奉書也
大鷹認

豊の明之銘札も同断

喜せん 四十目袋
三寸五分「八分」仕立て
十■十六「枚」

幅三寸■■ 下タよりハ少ひろし

高サ三寸五分

御料宇治田原郷湯屋谷村茶師

永谷三之丞
永谷武右衛門
永谷伊八郎兵衛
西桙(野)藤右衛門
西桙(野)宇兵衛
山本嘉兵衛

高二寸四分
〔こみせせみへ〕

壺ノ下程吉(良)
表三張
奉書也

撰は 百目入袋 六枚
仕立 はゞ五寸五分
長 紙有丈
○式百目入 俣野分二枚
はゞ五寸五分「七寸」
長 有丈 二寸長

台ノ下ゲ札

小奉書建紙

高五寸三分

御料字治田原郷

湯屋谷邑(村)茶師

永谷三之丞

永谷武右衛門

永谷伊八郎

永谷太郎兵衛

西埜(野)藤右衛門

西埜(野)宇兵衛

山本嘉兵衛

〔代家別〕

大福 百卅目ツ、
内■■(飛切刃)より半分
豊明 四十目
玉茶 七十目
み先 百卅目(目)
喜せん 百目
えりは 五十目

〔4回 割〕

入用之品

極上撰摘 廿目袋入五ツ
大福 ■■百目

本ごし
○茶葉形壹斤半入壺 二ツ
桐木ぶた附

同 覆物 同
豊の明 ■■百目

○廿目入袋 廿枚

詰上粉 凡
若緑 二斤余

○小半斤入壺
○卅目入壺 四ツ五ツ
用意共

右 献上之分

大福 凡 二百目

阿茶殿■■「卅目」入壺一ツ
辻山(之)内武蔵(島)大福計 御末口
小半斤入 黒壺一ツ宛 御門番連中江

豊の明 同 三十目入

阿茶殿計
右卅目入壺一

撰葉 二袋ツ、
八袋

同断二袋 上壹斤入袋二而
○半斤入位
右三軒(二袋ツ、 撰は袋八枚
阿茶殿 二袋

右 御取次懸御役人へ進上分

〔茶壺二つの絵〕

〔高サ 八寸
丸（廻）り二尺七寸
口 指渡二寸八分〕

老奴八分ツ、長の（野）壺善
茶葉 老斤半詰二
ふた 二分ツ、
小半ふた 三ツ
卅目、 四ツ

六番丁
十七夕 指六
六分板桐 壺はこ 一
四方ざんふた

〔桐箱の絵〕

〔内のり幅六寸九分
内のり高 九寸
長老尺三寸九分
角 ち
三寸八分め（目）
真田返り〕

中程ニ幅三寸位之
へだて板入

〔松台の絵〕

〔長老尺九寸
尺五分
五寸三分〕

本能寺前
五夕 井武
松台 一重操 足付 一
立足

西年々雲足俣埜（野）へ申遣候
一分五り（厘） 同
へぎ 七枚
べ 九分八り（厘）

幅六分萌黄色
絹真田老丈〇五寸
尺四分三り（厘）
べ 四夕三分

寺町四条南
伊せ安
御壺前ニも有

紺水繩 中 同所
小 廿間ツ、
代 二夕
同 染苧 小十は（把）
代 老奴

全赤
水引 廿は（把）
中のし 一 代 六分
小のし 一 同 老分二り（厘） 二条川原丁ニ有
紙折のし三ツ 同 六り（厘）ツ、
べ 老分八り（厘）

西の内 廿枚 四糸南にし角
代 二夕 紙半

代 老七分
大鷹 老一枚 壺口かさし銘札
二分八り（厘）
大奉書 四枚 入日記等
一分 代 老、一分四り（厘）
小奉書 四枚 下ヶ札等
三り（厘）代 四分八り（厘）
小杉原 廿枚 包紙 巻■■包
代 六分

壺 小半入 三ツ
同大 卅目入 二ツ 外ニ御扇様へ

〔万延元申年ハ〕

六月廿八日納

当辰六月献上之御壺引纏永谷武右衛門親父
十六日上京但し旅宿二条川（河）原町樋ノ口
伊勢屋正三郎也十七日永谷伊八郎西埜（野）と
着届ニ御花島（畑）山ノ（之）内 中立（壳脱カ）御門外室町東入
南側辻氏江も参り明十八日早朝
献上可仕旨相届候翌日釣台ニのせ
目出度献上相済候

〔黒壺〕

長橋 五十目入 二壺
尾張 卅目入 二壺
高ノ（野）五十夕 二壺
辻 同 老壺 撰は百夕
山（之）内 同 老壺 同
武嶋（島） 同 老壺 同
外ニ 二ツ
良正 黒
べ茶小半 ■■■二ツ
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
ふた付
大小 べ十式 八ツ大
四ツ小

新御料ハ三代將軍様御娘〔君〕和子姫君様〔奉〕東福門院と申

御入内被為 遊候節從關東被為 附候

田原 和東 三室 志津川 多賀

此外〔東寺之〕唐橋

〔外三〕古御料

増御料

平料

一 松田十郎右衛門義ハ例年内侍所江御茶相納候義元来之謂

岡兵庫御役所ニ而御尋被申候处彼ハ宇治茶師之内ニ

松田と云家有之古来方相詰来候所扨底ニ付其株式

入札ニ相成其時代ハ御所方御出入株之者御取次衆中江

多分附届いたし候由ニ付御上江納候品高直ニ書上候由

此事十郎右衛門承知いたし高札ニ入候ニ付落札いたし候

夫方下村と云家号ヲ改松田と名乗候由是 者

茶師ニ而ハ無之内侍所ハ御得意之由十郎右衛門義ハ未
 御役所へ届出不申小堀ヲ蔑ニいたし候ニ付知ツ而知らぬ
 ふり之事と被仰聞候由 此度表献上ニ相成候ハシ
 御支配所江届置可申様有之ニ付岡兵庫申上候義
 いづれ御届奉申上候事勿論ニ而御試ニ壺詰ニ致
 差上度申居候と被申上候

別記

禁裏御所様江郷中ら八朔之御礼惣代ニ永谷氏〔香雪園〕

被相次右献上 夫代廿夕也

上諸白	壺斗	御樽	壺荷
大■(霽カ) 鯛	五連	大昆布	五連

外ニ青鯛 五貫七「九」百卅「八」文

引受調進所

大宮通御池西側近兵方

〔八朔御礼節
拝領物
有之三付記〕

御所非常人用御台所御門番川辺への
祝儀并ニ小堀御代官江之御祝儀金包
台扇子一箱同手代衆門番茶番迄

〔御代官
百疋台
御門番包
五匁四分四り(匣)
非常人用
四十四匁八り(匣)〕

多少とも銀包祝儀凡廿二包程此一式
小堀家掛屋
二条通堀川西入南側
近甚三而
為包候

三分
銀一
五匁
壹匁
三匁
二匁

御料御礼之定宿
柳馬場蛸薬師西側
近善方

又
銀一
家中ト
壹匁三分
二匁
扇子
二本入
献上
二匁三分

古御料 増御料ハ 前日相濟候
新御料 田原郷永谷伊八郎 十兵衛
高屋助八郎 供壹人
和東郷原山村
宇右衛門
田村勘作 供壹人
多賀村
三室 源三郎 供壹人
檀川 兼

右相揃候ニ付前日川辺迄着届いたし候
若夜中ニ相成候ハゞ近兵方迄届置候様
麻上下紋附帷子帯剣
御門番川辺宅ニ而着用し而よし

御台（所脱カ）門番ハ川辺氏表ニ相詰候ハ百万遍
 屋鋪与力同心也今日田原和東多賀
 八朔之御礼ニ参候由申置川辺宅へ上ル
 川辺附添御台所へ上ル両人之刀ハ供持之
 御庭ニ而相待台所奥ノ角之畳敷之所ニ而
 休息案内ニ随大廊下之次之間ニ
 御取次土山左（右カ）近将監殿屏風之内江出席
 右之脇方酌人長柄土器持出ル左り脇方
 一り山之台一品ハ水菟蕪一品ハ鮭汐引
 土山氏土器取上高屋江指頂戴して
 土山江戻ス土山又吞而高屋江指同人載而
 又戻ス肴も二度ニ頂戴し元之坐ニ直ル
 次ニ田村も同断次ニ一人ツ、一刀ハ坐ニ拔
 置而老間半程進ミ出盃頂戴也右相済

元之台所江出ル同じく土器ニ而錫徳利
 温酒ニ而幾杯も頂戴致供人ニも同様
 台所ニ而酒肴出ル此土器ハ各々老枚ツ、
 載帰ル御台所ヲ出勤使御玄関江上り
 差扣（控）居勤使屏風之内へ出手づから
 熨斗昆布被下老人ツ、進ミ寄て請
 其次長橋之御局玄関江出同断
 右相済川辺宅江戻相休候勤使之
 御役所ニ而御礼済候ハゞ宇治田原一人
 是迄可参様ニ付永谷参候所例年通
 茶師江被下物頂戴可仕旨

本金ニ而菊の
 御紋附之御文庫ニ入 一
 大奥より被下物

割枯梗之
 紋附文庫ニ入 一
 阿茶殿方被下候

右御門番宅迄持帰候所田邑（村）勘作始
 惣代一統右頂戴物拝見し而湯屋谷
 茶師衆ハ格別之御事と祝し被申候
 小堀家之御礼ハ翌日之管なれ共
 今日相済し可申と而夫方神■（光カ）院下
 久下屋ニ而支度暫時休息之上廻礼済し
 申候

同七月廿一日富左近将曹殿南山城井手村辺へ用事
 ニ付鷲峰山江参詣旁参候处永谷伊八郎方ニ而
 御一宿有之明日へ参詣いたし夫方山越ニ有王より
 井手江越度由此山路不案内別而夏山茂り道筋
 難分候夫方ハ郷ノ口へ御出候而栗谷越御案内可申候
 鷲峰山ハ九月中旬茸山ニ御光来被下候ハ一統
 御案内可申候と申候ニ付翌日大道寺迄案内いたし候

〔関白〕 境町御門之内西側
九條(条)殿

諸大夫
宇郷大舎人頭殿

〔伝奏〕 西院参下
東坊城殿

雜掌上立亮室町西入北側
三上信濃介殿

御取次頭新島丸上ノ切通し南西角
虫鹿豊後守殿

御取次百万遍屋鋪
土山左(右丸)近将監殿

福本丁
富左近将曹殿

鴨川筋丸太丁上
俣埜(野)左近殿

献上懸り
中立(亮)御門外親ノ外記殿

同
辻右衛門録(掾丸)殿

御花島(畑)
山之内龜二(次)郎殿

■ (拵丸)

下立うり千本西入

香山右近番匠殿

辰六月ニ

侯野外記子息左近嫁御 被申候ニハ私御奉公

致居候御方何れ両三年之内ニハ東橋「典侍」殿ノ

御成被遊候左候ハシ各様方御茶献上之儀

御表ニ相成候様御取計御願可申旨御申ニ付

右相待候処午年ニ目出度御成被遊候由

夫方折々願込被下候趣

梨ノ木丁

高埜(野)殿ハ長橋様ノ御里

当時大介様典侍

雑掌小田金吾殿 俣埜(野)親類也

■梨ノ木丁

長橋勾当内侍様

若老女

乳人 中村守衛

スケ殿内也

新介様

右ハ末年ニ御祝義荒増積り書

右改

長橋殿 五百疋〇

右京大夫 二百疋〇

役人 二人 二百疋ツヽ

年寄 老人 二百疋〇

惣女中ハ 二百疋〇

使番

非常附 百疋〇

奏者所取次 式百疋〇

役人 百疋ツヽ〇

高埜(野)殿 式百疋 御肴料〇

俣外ニ
俣埜(野) 左近

同 奥方
三

〔霜月
廿七日
城太郎
宇兵衛御願請ニ
参
廿八日
城太郎
窺ニ参
近々御礼ニ参り
可申候〕

霜月廿三日
御唐櫃 御免許 代人
城太郎承之

五月十三日
御御絵符 小田金吾様
御挑(提)灯 ①宅迄
表献上 同 十九日右 ②宅へ被仰付
③へも御立入

前書岡兵庫方返書二通共〔御花鳥(畑)〕山之内亀次郎殿より

石井氏〔小堀内御所■(蔵カ)役〕へ御返事ニ 御所之内江袴羽織を着し

立入事進も難成趣ニ御坐候得共当夏より表献上

被 仰付永谷兩人 御台所御門へ勿論御末口之

御門内江袴羽織帯剣ニ而立入 奥江献上無滞相済し

難有仕合奉存候

一富左近将曹殿御越ニ付当夏之御礼申述扱其節

御絵府（符）拝借内々三上氏方被仰付有之処及延引候へ
 誰歟非藏人を以御取次迄願出候事差支御見合ニ相成候
 此段残念ニ存候此儀来春早々奉願度候と申入候処
 富氏被申候ハ当夏御願〔之〕趣意書ニ不相変献上仕度と
 是心底深ク相聞其上九（采脱カ）家御声懸ニ相成伝奏も難
 差置依之速急ニ成就いたし候別而 御親敷被
 思召由難有御事ニ候跡々御願筋ハ一両年御差扣（控）可然由被申候

（二八六）

文久西四月廿二日 保基（野）方 御内意之趣有之ニ付上京可仕様

廿三上京

廿六日一回呼帰り 俣の（野）方 御札之書付来

廿七日㊦登ル運印持参 是ハ表献上而巳願計ニ付帰也

朔日㊦帰ル

㊦方五日飛脚参る ㊦と俱ニ相談致様申入置候へ共

六日 〇上京 直ニ丹ばへ行

翌日 願書上ル 前覽御札之書付拜見先とハ大ニ違候

十三日御役人御入来 御免許被 仰渡候 尤御免許も数々有之云々

十五日宇治送送ル

㊦ 〇

廿日 西の（野）山本御召ニ付

名字御尋事也

廿三日迄御札ニ出候まつ（待つ丸） 廿四日㊦㊦と二通来候故

廿五日 二人共一応帰ル様申遣

右ニ付

少々日延致置可申様申遣ス

香雪園
永谷

六月

十三日

十六日頃迄

献上■例年通

長はし様へハ

半斤入 二ツ

二品 式袋之詰
外詰致カ

外ハ

高埜(野) へ
右京大夫殿 へ

廿め(目)
小壺 一
同 一

阿茶殿へも

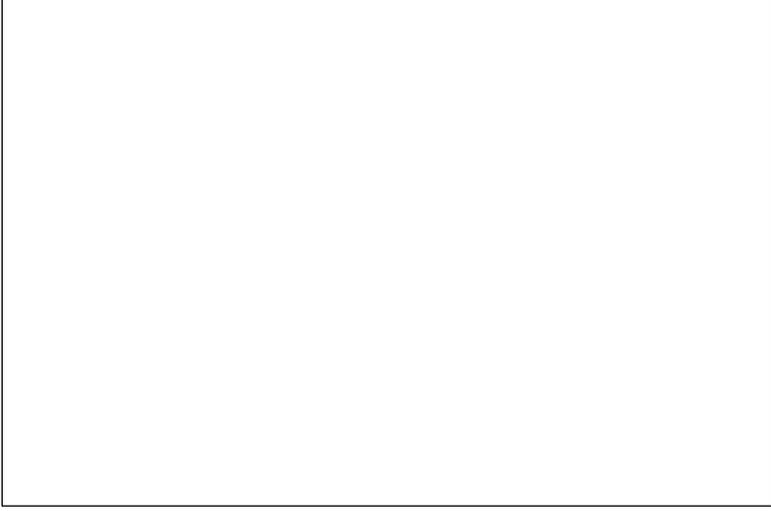
小半斤

二品 式袋之詰
外詰致ス歟

御附之御頭様へ献上前ニ
試ニ小壺二品送り可申様

同下役 袋入二 外 二 山田へ
十七日出之状

(裏表紙)



永谷伊八郎家文書

「禁裏御所御茶献上日記 全」

現代語訳・校注

「禁裏御所御茶献上日記 全」現代語訳・校注 凡例

植村明子

1/75

- (1) フッターは、現代語訳文に凡例、校注、文献リストの頁も加えた全プリント75頁中で何頁目かを示す。(例) ○○/75 原史料の丁数は、六〇丁。
- (2) この「禁裏御所御茶献上日記 全」現代語訳本文のフッターの頁数は、同書の解説文(京都府ホームページの、平成二九(二〇一七)年度「旧宇治田原町史収集保管文書「古今嘉木歴覧」及び「禁裏御所御茶献上日記 全」の分析調査」報告書に公開)本文のフッターの頁数に対応する。そのため現代語訳文では、頁の最終の文章が次頁の最初にまで続くことがある。
- (3) 原則として正字または常用漢字、現代かなづかいを用いる。
- (4) 人名については、以下のとおりに統一する。
 (例) 山内・山ノ内↓山之内 山之内亀二郎・山之内亀治郎↓山之内亀次郎
 辻・辻右衛門掾↓辻(和泉守)・辻右衛門掾(和泉守) 九條↓九条
 武嶋・武島・武しま・武↓武島 松尾佐兵衛↓松尾左兵衛 侯の↓侯野
 虫か↓虫鹿 木谷茂兵衛↓木屋茂兵衛 汐見久右衛門↓潮見久右衛門
 西埜・西の↓西野 永谷宗圓↓永谷宗円 永武↓永谷武右衛門
 永伊↓永谷伊八郎(ただし、永谷伊八郎≡重弘の場合と、永谷伊八郎≡福重≡香雪園の場合がある。現代語訳の文中で、適宜()内に示して区別する。) 永太↓永谷太郎兵衛
- (5) 原史料の虫損、欠損、抹消などで解読できなかつた文字については■とする。
- (6) 原史料で抹消して訂正してある文字については、訂正後の文字を採用する。
- (7) 挿入された言葉や文については、原史料がその言葉や文を挿入しようとしている位置に入れて訳す。
- (8) 欄外の言葉や文については、そのまま欄外の位置で現代語訳をし、「」を付す。本文中には入れこまない。
- (9) 殿・様・氏などの敬称や、敬称が省かれているものについては、現代語訳中でも原史料どおりとする。
- (10) 頁の中での字下げについても、原史料どおりとする。
- (11) 現代語訳では新たに校注(1、2)を付す。ただし、同一頁中に同じ校注番号を付ける箇所が複数ある場合、その頁で初出の一か所のみを付す。
- (12) 文章に直すことが不適当な箇所については解説文のままとし、その範囲を【以下解説文と同じ】と【以上】で示す。
- (13) ふりがなについては現代語訳文全体の初出のみに付す。原則として『日本国語大辞典』(小学館 二〇〇〇年二月～二〇〇二年二月)によるが、引用文献にふりがながある場合はそれに従う(確定できない場合は付さない)。送りがなについては、最新の用法が示されている『広辞苑』(岩波書店 二〇一八年一月)に従う。

「禁裏御所御茶献上日記 全」 永谷伊八郎家文書 1 - 内箱 6 - 5
現代語訳・校注

【以下解説文と同じ】

(表紙)

御所	禁裏	全
御茶献上日記 ¹		

(付箋)
宇治田原町史編さん室鑑

番号	491
年月日	53.4.1
所蔵者	湯屋谷 浅田二三男
件名(内容)	禁裏御所 御茶献上日記 香雪園永谷伊八 所蔵書

(和綴^と装丁)

(中表紙)

禁裏御所献上御茶壺日記

山徳組⁶

七軒之内

香雪園⁷

永谷所藏

他見不許

(表紙裏)

御所分	仕立上 廿 匁 入	貳寸貳分 ²	二重袋	壹分大キク	十枚	入用	十枚
華頭分 ³	同	元八 壹寸七分	壺入 ²	不都合故	十三枚	入用	十三枚
	十 匁 入	貳寸壹分		当時大形 ³	致ス		
喜せん	四十 匁 入	三寸				入用高	十六枚
屑	百 目 入	五寸壹分	長サ仙過(貫) ⁴	有丈 ⁵	六枚		
同	二百 目 入	七寸也	長サ二寸づく		二枚		

当田原郷(宇治田原町)だけではなく、茶を作っているすべての村村や永谷家一族にとって大変なことになると心配しました。

しかし、大鳳寺村(宇治市)がこのようなことを仕掛けてくるのは、今に始まったことではないのです。去る文化年中(一八〇四〜一八一七年)にも同様のことがあり、その時は亡き父(永谷伊八郎 重弘¹⁵)が心を砕き、精一杯の反論を試みてことなきを得たという顛末も聞いています。おかげで今もって、当田原郷(宇治田原町)の湯屋谷茶問屋組(山徳組⁶)だけではなく茶を作っているすべての村村の繁栄が続いているのです。

もともとそのころは上煎茶の製法(宇治製・青製)は、山城国(京都府)や近江国(滋賀県)でもまだまだ知れ渡っておらず、湯屋谷茶問屋組(山徳組)が年年上煎茶を買い集めていることを知った人人は、作ったわずかばかりの上煎茶を湯屋谷茶問屋組(山徳組)へ持参するようになりました。そのため大鳳寺村(宇治市)には年年上煎茶が集まらなくなり、これを大鳳寺村(宇治市)は、御公儀の御茶詰御用¹⁶の差支えになるといつてやめさせようとしたのですがうまくいきませんでした。そこで京都町奉行所¹⁷に働きかけて、御公儀の御茶詰御用が済むまで、たとえ煎茶であつても新茶の売買を禁ずるという御触れを、山城国(京都府)宇治郡・久世郡・綴喜郡・相楽郡の茶作人のいる村村へ出してもらったのですが、村村には茶を保存する囲い壺がないので、湿気に弱い茶を村に長く置いておくこともできず、

湯屋谷茶問屋組（山徳組⁶）へ作った茶を預けにくる人が跡を絶ちませんでした。これを見た宇治側は、悲田院（正保二一一六四五年に京都市東山区泉涌寺山内町に移転し、以後非人と分離された悲田院^カ）に頼み込んだので、悲田院僧坊配下の小頭^{こづみしら}が村役人に命令して、各村村における製茶の数量を家ごとに書かせようとしたのですが¹⁸、正直に答える者は誰一人としてなく、この方法もうまくいきませんでした。御触れを廻すように頼み込んだり、番人を見廻らせたりと、あれやこれや近隣で茶を作っている村人が困るような策を宇治側が打ってきていることを村村は知っているので、人人は湯屋谷茶問屋組（山徳組）の方に味方して、よけいに湯屋谷茶問屋組（山徳組）へ上煎茶が集まってくるというありさまでした。

すると宇治側は、東の江州信楽（甲賀市信楽町）口にあたる山田茶屋村（宇治原町奥山田）へ一人、西の南山城（城陽市）口にあたる下町池ノ首（宇治原町郷之口）へ一人、南の和東（和東町）口にあたる名村（宇治原町南）の一の宮（御栗栖神社）へ一人、北の北江州■之池・二ノ尾（宇治市）・炭山（宇治市）・笠取（宇治市）への通路にあたる禅定寺峠（宇治原町禅定寺）へ一人、鷲峰山（和東町）の二か所へ二人、合計五か所に番人六人を出張させ、さらに二人の番人には毎日昼前後に湯屋谷茶問屋組（山徳組）を見張らせました。番人は、周辺の村村から持ち込まれる茶を差し押えて元に戻させるなど、いろいろと言語道断のひどい仕打ちをたびたび仕掛けてきました。

ある時、石垣（井手町）・上井手（井手町）・多賀（井手町）・中村（城陽市^カ）・観音堂（城陽市）・長池（城陽市）の製茶五、六十本¹⁹ほどを牛馬や人夫などに持たせて、荷主六人が付き添って郷之口の池ノ首（宇治原町郷之口）までやって来たところ、

やはり番人たちに差し押えられて、それぞれの村へ戻るか宇治側へ送るかどちらかにしろと、厳しく言われました。荷主たちは、前もって申し合せていたので、「私どもの村では、昨年(文化二一〇一八二四年)の冬に年貢をほとんど払えなかったので、新茶六十本¹⁹を担保にして湯屋谷茶問屋組(山徳組⁶)から借金をしました。今日は抵当になっていた新茶ができたので、こうして持参したというわけです。御茶壺の詰め¹⁶が終るまで新茶の売買をしてはいけないことはわかっておりますが、せつかく作った茶が湿ってしまつては台なしなので、御茶壺の詰めが終るまで預かってもらおうと思つたのです。御茶壺の詰めが終つたら直段の交渉をしますが、もし交渉がうまくいかなかつたら、宇治側へ持つていくことになるかも知れませんがね。」と答えました。それでも二人の番人はあれこれ言つてきます。そのため荷主たちだけでなく馬士(馬方・馬子)や人足たちまでもが腹を立て、荷い棒(てんびん棒)を振り回して暴れましたので、二人の番人は恐れをなして早急に逃げ帰り、以後はそうたびたびは来なくなつたといひます。

一 江戸の山本嘉兵衛²⁰の先祖(江戸五代目 徳潤)は、湯屋谷村(宇治田原町湯屋谷)の茶園を購入し、その茶園の茶を公儀御用の御茶に用いましたが、それは、後に宇治(宇治市)や大鳳寺村(宇治市)からなんらかの障りを申し立てられた時には、御用の御茶であるといつて黙らせようという深謀遠慮があつてのことだつたのです。

後に宇治(宇治市)と大鳳寺村(宇治市)が京都町奉行所¹⁷の担当役人へ願い出て、触頭^{かぶづし}の松尾左兵衛殿²¹が役人から対応を命じられたとみえて、松尾(左兵衛)から湯屋谷茶問屋組(山徳組⁶)へ差紙(出頭命令書)が届きました。村役人あての書類には、上煎茶江戸積み商売をしている者を一、二人連れて明日出頭するようにと、書かれてありました²²。永谷伊八郎(重弘¹⁵)家に皆が集まり、何のための出頭かよくわかりませんが、上京(京都へ行くこと)して松尾(左兵衛)のところまで出頭するのを誰にするか相談したところ、皆から「ご苦労をおかけするが・・・」と言われ、永谷伊八郎(重弘)が庄屋藤右衛門(西野藤右衛門)の息子栄蔵とともに行くことになりました。庄屋藤右衛門(西野藤右衛門)はこの時病気になったとかで、代役の息子栄蔵は若輩者ですが、仕方ありません。

松尾(左兵衛)のところでは、山本嘉兵衛²⁰という人物が村にいるのかどうか、尋ねたかったので呼び寄せたのだと言われました。永谷伊八郎(重弘)が、「山本嘉兵衛という人物は、村に住んではおりません。」と答えますと、山本嘉兵衛という人物が村にはいないと書いた書類を、庄屋、年寄が押印した上で差し出すようにと命令されました。それで、永谷伊八郎(重弘)は、「山本嘉兵衛という人物は村に住んではおりませんが、おとし(一八一三年)には山本嘉兵衛へ湯屋谷村(宇治田原町湯屋谷)の茶園を譲りました²³。茶園の持主として山本嘉兵衛の名前があるのに、山本嘉兵衛という人物が村に住んでいないという書類を、

提出することなどできません。」と、断りました。すると、茶園を譲った時に御支配所(京都代官所)²⁴へ届け出たのかと聞いてくるのです。これに対して永谷伊八郎(重弘¹⁵)は、「これまでも田畑を譲ったことはありますが、どなたに譲ってもその時に村の名寄帳の該当箇所に貼り紙をするだけです。御支配所へ届け出たことはありません。」と反論しました。とにかく山本嘉兵衛²⁰という名前を村から消させようという腹積りです。このような問答がまだ続いたのですが、書き尽せないなのでここでは省略することにします。

山本嘉兵衛の名前さえ消させてしまえば、山本嘉兵衛が御公儀へ献上している御茶が山城国(京都府)の茶畑の茶ではないことになり、山本嘉兵衛が御公儀に対して嘘をついていることになります。その場合山本嘉兵衛の罪は重く、同時に湯屋谷茶問屋組(山徳組⁶)が銘茶を江戸へ積み送ることもできなくなります。そんな思惑を持って大鳳寺村(宇治市)が松尾(左兵衛)²¹に頼み込んだことは松尾(左兵衛)も心得ていて、「山本嘉兵衛が召し出された時はどうするのか。」と、聞いてきました。永谷伊八郎(重弘)は、「三十日の猶予をいただきましたなら、すぐはこちらへ呼び寄せます。もし急用の場合は、恐れながらどのような御用でも私どもが引き受けさせていただきます。」と答えました。それでも松尾(左兵衛)は、「たとえ村に茶園を持っていたとしても、実際に村に住んでいないのなら、村に名前がないということであり、山本嘉兵衛は村の住人とはいえない。だから、その旨を書いた書類を提出するのは当然ではないか。これ以上強く拒むようであれば、

そちらの為にならないぞ。」と言うのです。永谷伊八郎（重弘¹⁵）は、これは山本（嘉兵衛）²⁰氏にとっての一大事であると考え、必死で抵抗しようと思いましたが、それで、「仰せのとおりではございますが、山本嘉兵衛は私どもから譲り受けた茶園の茶葉で、江戸城の御本丸様（将軍家）や西の丸様（将軍の子供、引退後の将軍）、東叡山寛永寺（東京都台東区上野桜木にある徳川将軍家の菩提寺）の宮様（貫主の輪王寺宮）、御三卿（田安、一橋、清水の三家）様方が毎日お飲みになっている御茶をお作りし、御茶壺に詰めて納めさせていただいております。まさしくその山本嘉兵衛の茶園が私どもの村にあることを知りながら、村に山本嘉兵衛の名前はないなどと記した書類を差し出したら、後日御公儀からどんなお咎めを蒙ることになるか。恐ろしくてそんな書類は出せません。」と言いました。さすがに松尾（左兵衛）²¹は顔に恐怖の色を浮かべ、「その方は、私に逆らうのか。」と立腹の様子です。永谷伊八郎（重弘）が「そんな、お役人様に対して逆らうなどとんでもないことでございます。私どもは、ただただ後難を恐れているだけでございます。」と答えると、松尾（左兵衛）は策が尽きた様子で「それなら書類は出さなくてよろしい。それにしてもそなたは知恵者である。うまく言い逃れたものだ。もはやこれ以上用事はないので勝手に帰ったらよかろう。」と言い放ちました。やつと尋問が終り、帰村が許されたのです。その後御役所（京都代官所）²⁴へ出向いて、これこれしかじかと松尾（左兵衛）とのやり取りを報告し、村の茶園を山本嘉兵衛に譲ったという書類を提出しました。ちょうど勤務中だったお手代²⁵の室磯兵衛殿が出てきましたので、室磯兵衛殿に

「これまで田畑をどなたにお譲りしたとしても、お届けに来ることはなかったので、今回は譲った相手が遠方であるため、念のためお届けに参りました。」と申し上げて、ついでに「私どもが譲った畑の茶は、江戸城その他の御用に供されております。」ともお知らせしておきました。室機兵衛殿は了解してくれたようです。こうしてこの一件を永谷伊八郎（重弘¹⁵）が首尾長く乗り切ったおかげで、今の湯屋谷茶問屋組（山徳組⁶）や山本家²⁰の繁栄があるのだと伝え聞いたと、我が親は存命中によく申しておりました。

一 上煎茶を作っている村を大年寄（大庄屋と類似の役々、代官と村役人の中間にあり、数か村から数十か村に亘って、代官からの通達などを村役人に伝達したりする）の高屋（助八郎）と二人で教えてみたところ、宇治郡・久世郡には古御料²⁶や増御料²⁷が存在しますが、上煎茶はともに作っておらず、新御料²⁸の田原郷（宇治田原町）・和東郷（和東町）・三室（宇治市）・志津川（宇治市）・多賀（井手町）の村村で多く作られています。そして田原郷（宇治田原町）に限って茶役という税がかけられていますが、その代わり田原郷（宇治田原町）からどこの国へ茶を売買してもよいことになっています。上煎茶の製法を創出したのは我我永谷氏の先祖（永谷宗円）で、それは元文年間（一七三六～一七四〇年）のことでした。その後先祖（永谷宗円）は各地に製法（宇治製・青製）を教え広めていったので、上煎茶は今や人人の生活を助ける手立てとなっています。

特に湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）の煎茶は日本に二つとない銘茶であり、身分の高い方々が格別に好んでお飲みになるので、自然と天皇の耳にも達していると思われる。ずっと皇室領に暮らしてこれほどの名産品を作っているのに、まだそれを献上していないというのはいかがなものか、また我々の茶が禁裏御所への献上品ということになれば、名声もよりいつそう上がるのではないかと、私永谷伊八郎（福重 香雪園）は仲間の皆々に折に触れて申しておりました。皆皆も同じ思いではありましたが、どのような手段でまたどのような方に取次を頼んで献上を実現させれば良いのかわかりかねて、ただいたずらに時を過ごしてきたのです。この時大年寄（大庄屋と類似の役々 代官と村役人の中間にあり、数か村から数十か村に関わって、代官からの通達などを村役人に伝達したりする）の高屋（助八郎）は、「皆様が同じお気持ちなら、御役所（京都代官所）²⁴におられる武島が御蔵役なので早急に相談してみます。うまくいきそうなら近日中に献上をお願いする願書を一緒に作成し、提出してみましよう。」と申しました。そして高屋（助八郎）は次の日に上京（京都へ行くこと）し、二、三日後には永谷伊八郎（福重 香雪園）家を再訪して、永谷伊八郎（福重 香雪園）と二人で次のような口上書を記しました。

謹んで次のように申し述べます（口上書の題名）。

宇治田原郷（宇治田原町）

大年寄

高屋助八郎

「初めて
出した献上
願ひです。」

一 当田原郷（宇治田原町）の村村は、昔から番茶を作つてきましたが、元禄（一六八八〜一七〇三年）のころからしだいに茶の値段が下落してきたために茶業では採算がとれなくなり、茶畑は大部分が荒れ果て、郷中一同困窮に陥り甚だ難儀するようになりました。ところが元文（一七三六〜一七四〇年）のころ、この田原郷湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）に住む永谷三之丞の先祖（永谷宗円⁶）が上煎茶の製法（宇治製・膏製）を初めて編み出し、村村へその製法を教え伝えたことから、上煎茶が田原郷（宇治田原町）の各地で作られるようになりました。そして上煎茶を三都（京、大阪、江戸）はもとより諸国へ売りさばくことで村村はようやく立ち直ることができました。しかしその後時が経ち、またまた茶の値段が下落しますと、郷中一同はまた困窮に陥り、年貢の納入にも困るありさまとなりました。

そこで、湯屋谷茶問屋組（山徳組）は、こうなつては他にどうすることもできないと、寛政年間（一七八九〜一八〇〇年）に茶を船積みにして江戸へ送り、江戸での大規模な取引を始めました。するとこれが成功して茶は相応の良い値段で売れ、郷中の茶畑も荒れることなく順調に茶業は相続されていきました。江戸日本橋の山本嘉兵衛²⁰とも取引したところ、山本嘉兵衛は送った茶の品質が良いからと、湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）に茶畑を六か所も購入しました²³。そして茶を送った湯屋谷茶問屋組は山徳組と命名され、湯屋谷茶問屋組（山徳組）と山本嘉兵衛とは今日まで互いに水魚の交わりを続けてまいりました。

そして山本嘉兵衛²⁰は、この買い受けた茶畑の茶で、江戸城の御本丸様（将軍家）や西の丸様（将軍の子供、引退後の将軍）、東叡山寛永寺（東京都台東区上野桜木にある徳川将軍家の菩提寺）の宮様（貫主の輪王寺宮）、御三卿（田安、一橋、清水の三家）様方が毎日お飲みになっている御茶をお作りし、御茶壺に詰めて納めさせていただいております。新茶の季節には初穂（その年の初めに作った作物）として、毎年変わらず右の方方には新茶を献上いたしております。なお、湯屋谷茶問屋組（山徳組⁶）もおととし（天保三＝一八三二年）より紀州様（紀州藩主）がお飲みの御茶を直接納入させていただいております。そのたびに代銀を頂戴いたしております（永谷三之丞家文書調査分2-5や永谷伊八郎家文書1-6-6-1によると、初めて紀州藩へ御茶を献上したのは、文政八＝一八二五年）。同時に新茶の季節には、お試しとしてやはり紀州様（紀州藩主）には新茶を献上いたしております。ここ湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）はすべて皇室領であり、紀州様（紀州藩主）よりも先に皇室に献上いたしたいとの思いはありましたものの、新規のことであり恐れ多いことでもありましたので、これまで差し控えておりました。しかし今年（天保五＝一八三四年）こそ、御恩に報いるため新茶を献上いたしたく存じます。献上はひたすら御恩に報いたいとの思いからするのであつて、それ以外に邪^{よこしま}な動機は少しもございません。

「禁裏御所への献上は、この時から現在文久元（一八六二）酉年まで、二八年間続いています。」

またこの件について、我我茶問屋組の仲間をはじめ郷中の皆皆に後後問題になるような異論はまったくございません。なにとぞ我我の思いをお汲みいただいて関係各位へお話しいただき、湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）が初穂（その年の初めに作った作物）の新茶を献上することをお許しいただけますようお願い申し上げます。願いが叶いましたら我我一同の大いなる喜びと存じます。これ以上の幸せはございません。どうかよろしく願い申し上げます。

天保五（一八三四）午年四月

高屋助八郎 判

小堀主税様

御役所²⁴

右の件は願いが叶い、この年（天保五＝一八三四年）の六月中旬に献上が実現しました。小堀御役所（京都代官所）へもお試しとして大福^{おおぶく}（湯屋谷茶の銘柄）を一壺進呈したところ、金二百疋（金二分）が下されました。また元締衆²⁹へも同じく大福の小壺を一つずつ進呈しました。

これらはこの年（天保五＝一八三四年）限りで、翌年からは差し上げていません。辻和泉守殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）と山之内弥五郎殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）と武島保左衛門殿（京都代官所²⁴御所御蔵役）の三軒へは、五十匁⁹入りの黒壺（不詳）一品を一壺ずつ進上しました。尾張殿¹³へは三十匁入りの壺二品を一壺進呈いたしました。また、いずれの方へも撰葉半斤入二袋を添えています。

（茶壺を入れた箱の裏に貼る紙 解読文と同じ）

献上	初穂御茶入日記 ³⁰		
	極上撰摘	廿目入	黒壺斤形
	大福	五袋	壺壺
	詰 ⁸		
	若緑		凡壺斤程入也
	べ		
	極上撰摘	廿目入	同
	豊の明	五袋	壺壺
	詰		
	若緑		凡壺斤程入也
	べ		
	以上		
月日	御料宇治田原郷		
	湯屋谷村茶師		
	永谷三之丞		
	永谷武右衛門		
	永谷伊八郎 ⁷		

	西埜(野) 藤右衛門	
	木谷(屋) 茂兵衛門	近年不勤
	汐美(潮見) 久右衛門	同断
	山本加(嘉) 兵衛 ²⁰	
	久右衛門代 永谷太郎兵衛代勤	
御話改人		
	田村三郎助	近年世話不致
	西山正平	同断
大年寄	高屋助八郎	
		近年幼年 ^二 付
		世話不被致
		酉年と世わ(話) 被致不申候

右のとおり天保五(一八三四)年から安政二(一八五五)年まで毎年献上を続けてきました。近年は木屋茂兵衛が辞めており、その代りを永谷太郎兵衛が務めています。潮見久右衛門も辞めております。田村三郎助と西山正平も務めは世話役のみでしたが、近年辞めております。右のように御詰め⁸した御茶は、山之内亀次郎(五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)のところか、同人付添いで辻右衛門掾(和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)のところまで持参してお預けすることになっています。そのため、本当のところ奥まできちんと届いているのか、仲間たちも疑念を持っていましたが、大年寄(大庄屋と類似の役か、代官と村役人の中間にあり、数か村から数十か村に回って、代官からの通達などを村役人に伝達したりする)の高屋(助八郎)が亡くなってしまいましたので確かめることもできずにおりました。仲間たちの中には、献上を辞めたいという者も出てきて、最近は一ヶ月ごろまで献上が滞っていましたが、盆前ごろに献上係りのお役人へたびたび催促があつたということで、あわてて献上したということもありました。

たとえ表献上が無理だとしても、せめてお阿茶殿¹³まででも直接お持ちできるようにしたいと、永谷伊八郎(福重 香雪園⁷)が仲間たちからこの件を一手に託されました。

禅定寺（宇治田原町禅定寺）の岡兵庫（人物不詳）は、宮中の事情をよく心得ている人物であるため相談しようと思い、安政二（一八五五）卯年の十一月十日には村の神事があるとのことなので、その前の晩に禅定寺（宇治田原町禅定寺）に立ち寄って、良い手立てがないものかとか、取り次いでくれる人がいないかなどを聞いてみました。岡兵庫（人物不詳）は、「これは長橋殿¹¹か、大助殿³¹のところへ持ち込んだらうまくいきそうな案件です。小堀家²⁴の元締²⁹に伺ってみましょう。もしそれでだめなら、御附武家³²である築山家³³の元締（実務責任者）にも親しくしている方がいるので、その方に相談してみましょう。」と言ってくれましたので頼んでおいて、その翌日には帰ってきました。

それから十二月になつて、岡兵庫（人物不詳）がやってきました。岡兵庫（人物不詳）は、和東の湯船（和東町湯船）から川筋（木津川）を通つて柴木が流れることについての処理を申し付けられていたのですが、もう暮れも押し迫っており、その仕事が早春まで延期になつたとかで、禅定寺（宇治田原町禅定寺）へ帰る前に立ち寄ってくれたようです。その時には、「この仕事のついでに献上の件もお話ししておきました。来春には、結果がわかるでしょう。」ということでしたので、永谷伊八郎（禰重 香雪園⁷）は翌辰年（安政三＝一八五六年）一月上旬に上京（京都へ行くこと）した時、岡兵庫（人物不詳）の旅宿である京都三条の『亀藤』を訪ね、よろしく願ひしますと、さらに念を入れて頼んでおきました。

ところが三月になつても何の返事もありません。確かめたら岡兵庫（人物不詳）は在宅中だということで、願書の下書きを書いて、その下書きと、

天保五（一八三四）年に提出した、大年寄（大庄屋と類似の役カ 代官と村役人の中間にあり、数か村から数十か村に關わつて、代官からの通達などを村役人に伝達したりする）の高屋助八郎が差出し人になっている願書も持つて、三月五日に岡兵庫（人物不詳）に会いに行きました。するとしばらく貸して欲しいと言われましたので、文面中の他見無用の箇所は除いて下さるようお願いした上で預けてきました。その時の願書の下書きは、以下のとおりです。

謹んで次のように申し述べます（願書の題名）。

皇室領宇治田原郷湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）茶師

永谷三之丞

その他の者ども

- 一 私たちは、以前から禁裏御所へ手作りの初穂（その年の初めに作った作物）の御茶を毎年欠かさず献上させていただいていることを、まことに栄誉なことと存しております。献上の時は、まず武島保左衛門殿（京都代官所²⁴ 御所御蔵役）と山之内弥五郎殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）の取計らいで、勘使³⁴所■（長カ）頭の辻和泉守殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）のところまで私たちが持参し、同人に預かつていただきます。その後は辻和泉守殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）が、御末頭の尾張殿¹³つまりお阿茶殿まで差し出し、同人の取次で献上の運びとなります。しかし内内承りますと、これは内献上（裏献上）というそうです。

内献上（裏献上）と聞いて私たち一同は落胆いたし、それなら献上はお断りしたいなどと言う者も現れましたので、去る丑の年（一八五三）には献上を差し控えておりましたところ、係りのお役人へたびたび催促があったと聞かされました。そこで申し訳ないことながら、例年より大幅遅れで納めさせていただきましたが、先ほど申しましたとおり内献上では何とも嘆かわしく存じます。どなたへ差し出そうとも献上に違いはございませんが、真心を込めて手塩に掛けて作り出した製品でございますので、今後は内献上ではなく、せめて御局様のお玄関まで、私たちが直接持参できる表献上にさせていただきたいと存じます。そして是非とも表献上が実現いたしますように、よろしく願い申し上げます。もつとも表献上だからといって、献上に上がる道中はもちろん、その他でもご迷惑をおかけするようなことをいたす意図などはまったくございません。どうか格別のお情けを以て関係各位にこの思いをお伝えいただき、今年（安政三＝一八五六年）から直献上（表献上）をお許しただけでしたなら、私たち一同これほどの幸せはございません。以上です。

安政三(一八五六)年辰三月

小堀勝太郎様

御役所²⁴

右の書付は書きましたが、御役所(京都代官所)へ差し出してはいません。(岡)兵庫(人物不詳)が写し取ったものです。

この書付は下書きですから印鑑も押していませんが、(岡)兵庫(人物不詳)はこの書付の趣旨に沿って内内伺いを立ててくれるものと思っておりました。仲間たちもその返事を期待して待っており、折に触れて永谷伊八郎(福重 香雪園)に尋ねるのですが、四月上旬になっても何の知らせもありません。永谷伊八郎(福重 香雪園)は、上京(京都へ行くこと)して(岡)兵庫(人物不詳)と一緒にお願いに行こうと思っていたところ、次のような書状が届きました。

暑さも少しずつ増してまいりましたが、無事にお暮らしのこととお慶び申し上げます。以前より頼まれておりました件ですが、山口様(人物不詳)から京都代官所の御所御蔵役である石井様へ掛け合っていたところ、御花畑(京都市上京区京都御苑建礼門前)の山之内亀次郎(五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)から「どのようなことをされても、御所の内へじかに立ち入ることを許すことはできない。今までのとおりでは不満だと申すのであれば、献上そのものを中止するように。」と言われたそうです。山口様は「御役所に対してどうにかして取り計らってあげたいのですが、これまで担当してきた山之内(亀次郎 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)と辻(和泉寺 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)二人の対応がはかばかしくないので、

〔岡(兵庫)人
物不詳)から
の文面〕

ここは一度打ち切つて二、三年後に、取次をお願いする係りのお役人を替えてみれば、御所の内へ立ち入れるように取り次いで下さるのではないでしようか。」とおっしゃっています。しかし、これまで永谷衆は内献上(裏献上)を続けてきており、その御茶を皇室はお気に召されていますので、打ち切るには及ばないように思われます。ほかのお役人へも御所内への立入りが何とかならないのかと尋ねてみて、良い返事があつたら取り計らいたいと思っています。引き続き交渉してみますので、詳しくは後日帰村してお話いたします。以上です。

四月十九日

在京

岡兵庫(人物不詳)

永谷伊八郎(福重 香雪園)様

なお、一言申し上げておきますが、かねてからの皆様からの依頼を放置していたわけではございません。山口様(人物不詳)のご意向が容易にはわかりかねましたので、やむを得ずそのままになってしまいましたことを、ここにお断りさせていただき、これまでの経過をお知らせいたしました。

このような書面が届きましたので、永谷伊八郎(福重 香雪園)がよろしくお頼みしたいと返したところ、また同じような

文書が来ました。

前略。ご依頼の件ですが、山口様(人物不詳)が石井様(京都代官所²⁴御所御蔵役)へ使者を送って、山之内亀次郎殿(五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)へ問い合せて下さいました。その結果、「献上を理由にしてじかに御所へ立ち入ることはできない。まして羽織袴を着用してなどとんでもない。」と言われました。小堀家(京都代官所)で聞かされた返事も、「これまでどおりで良いなら献上を中止するには及ばないので、小堀役所(京都代官所)の方でしかるべく取り計らおう。しかしこれまでどおりが嫌で、表献上にしたいなどと大それたことを言うなら、今のうちに献上を中止しなさい。」というものでした。山之内(亀次郎 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)も「これまでどおりで納得できないなら献上を中止しなさい。」と言っておりました。その一方で、小堀(京都代官所)からは「今一、二年献上を中止する積りなら、その後で、表立って禁裏御所へ献上(義献上カ)できるように取り計らってやろう。」とも聞かされました。

実は帰宅してここまでのことを相談する積りでございましたが、忙しきにかまけて、また在京中でもありましたので、お話しできなかったことを申し訳なく思います。小堀役所(京都代官所)²⁴でのこれまでの交渉をまとめると、とにかく一度お断りした上でないと表向きの取扱い(表献上カ)ができな
いということです。もし献上を中止する積りなら早くお断りしないと、返事が遅れたら催促されるでしょう。献上を中止するかどうするか、皆様方でよくお考えになって下さい。またお会いした時にゆっくりお話し申し上げます。以上です。

四月廿二日

在京

岡兵庫(人物不詳)

永谷伊八郎(福重 香雪園⁷)様

右は、岡(兵庫)(人物不詳)からの二通の手紙の内容です。こちらからも御役所(京都代官所)を通して山之内(亀次郎 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)や辻(和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳)へ問い合わせたのですが、やはり今は表献上が実現する見込みもなく、袴羽織を着用して御所の中へ立ち入ることなどとても許されないという返答でした。そこで、永谷伊八郎(福重 香雪園)と平安(人物不詳 所属不詳の西野由加之助カ)は思案し、悩みました。知恵を絞って出した答を

次に記します。

右の四月二十二日付の手紙は、永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）の願書への返書というものでもなく、その前の四月十九日付の手紙も同様です。御役所（京都代官所）²⁴は「一度中断した上で取次人を替えて、二、三年後にまた取り計らおう。」とおっしゃっており、誠にありがたいことではあります。先年永谷武右衛門が武島保左衛門殿（京都代官所御所御蔵役）に（献上をカ）お断り申し上げようとしたのですが、なかなかうまく断れなかつたらしいです。今回も断りに行こうとする者は誰もいません。

湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）の仲間（山徳組⁶）一同は大いに心配し、「永谷伊八郎（福重 香雪園）に任すので、よく考えて決断してもらいたい。」と言います。私、永谷伊八郎（福重 香雪園）としては、一度断れば、今度は取次人を替えるにしても、また献上を願ひ出なければなりません。その時願人は同じ姓名ですから、狭い御所の中でのこと、取次人の方方にいずれ知れ渡るでしょう。今まで私たちの取次をして下さっていた方方にとって都合の悪いことになるのはもちろんでしょうし、献上を中止すればご迷惑をかけるおそれがあります。そこで、これ以上（画）兵庫（人物不詳）に頼んでも埒が明かないと思ったので、（画）兵庫（人物不詳）にはこの件について手を引いていただけますよう、五月十六日に申入れをしておきました。

西野由加之助（所属不詳）がこの間から来ていましたので、岡（兵庫 人物不詳）からの書面を見てもらいました。ついでに、前年（安政二＝一八五五年）に聞いていた典侍の大輔³¹の局の雑掌³⁵山岡主計のことを尋ねると、御所が火事になった（嘉永七＝一八五四年の通称「毛虫焼け」、「御所焼け」といわれるもの）折に典侍の大輔の局は死亡されたということでした。（山岡）主計殿については、御局の死後は住所もわからなかったのですが、大樹院（不詳）の庵主で妙光という人が知っているのとわかり、聞いてみようということになりました。西野由加之助（所属不詳）も永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）も聞いたことのない人でしたが、とにかく何か手づるが欲しいので、五月二十七日出立して竹田口にある伏見聚楽組菊屋町（京都市伏見区菊屋町）の仁王寺屋久右衛門家へ行きました。この家は元元庄屋だったらしいです。幸いにも妙光尼はこの家に病氣療養のため滞在しており、西野由加之助（所属不詳）と永谷伊八郎（福重 香雪園）の両名は会うことができました。

この妙光（尼）という人は西本願寺の侍である西川右内の娘で、父の（西川）右内が訳あつて浪人していた時に、たまたま典侍の大輔の局に召し抱えられました。一方、仁王寺屋（久右衛門）の息子だという兵庫は、養子縁組して仁王寺屋を継いだ者らしいです。そして兵庫の弟の内記が、西川家を相続して西本願寺に帰参しています。典侍の大輔の局が死亡した後、妙光（尼）は親の里へ引き取られましたが、親が死んでしまったため髪を下ろして荒塚寺を再建して、今は庵主となっています。

妙光尼にこの一件を相談したところ、山岡主計殿は

この間亡くなったので手立てがないと言われました。仕方がないので西野由加之助（所属不詳）と永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）の両名は、上京（京都へ行くこと）して五条御影堂（京都市下京区御影堂町）の勇阿弥（甲田新二郎）を訪ねました。

この家の主人は、仁王寺屋久右衛門の息子で、兵庫の弟です。典侍殿³¹の雑掌³⁵だったようで、最近勇阿弥宅を購入して住んでいるのです。また同居している貞教尼は、宇治白川村（宇治市白川）の先代の利右衛門の妹です。伏見の方へ嫁ぎましたがその後髪を下ろし、由（勇）阿弥とは少少縁があったため、当家で一緒に暮らすようになったそうです。由（勇）阿弥は、訪ねた時はまだ僧侶ではなく、甲田新二郎と名乗っていました。

この日はとりわけ暑さ厳しく、伏見を日暮れに出て上京すると、ちょうど加茂川筋の川ざらえ³⁶を命じられていた時期にあたり、砂持の男女が戻ってくるころと重なり、道中は大群衆でごった返していました。五条に着くのが四つ半（二十三時）ころになり、やつと主人の甲田新二郎（勇阿弥）に会うことができました。詳しく相談したところ甲田（新二郎 勇阿弥）には、「表献上は、中中難しいと聞いております。まず願い出て受け付けてもらって許可されても、実際に献上するには一、二年かかるのが通常です。新茶なら献上の時期も差し迫っているので、今年（安政三＝一八五六年）は取りあえずこれまでどおりに納めておいて、

この秋に願書を出したらどうでしょうか。」と言われました。しかし、永谷伊八郎（福重 香書園⁷）が順を追って御茶献上への思いを話していくと、「私の一存で決められることではないので、明日お二人と一緒に富氏（左近将曹）³⁷のところへ行つて相談してみましよう。」ということになり、翌日の二十八日早朝に三人で富氏（左近将曹）のところへ出かけました。

富左近将曹殿は北面の侍³⁸で九条殿³⁹の隨身^{ずいじんずいしん}⁴⁰です。侯野左近という人物が養子になって跡を継いでいますが、その侯野（左近）は仁王寺屋（久右衛門）の姉娘の子で、勇阿弥（甲田新二郎）にとつては甥になります。またこの富氏（左近将曹）は先年訳あつて、南山城の石垣村（京都府井手町）の辺りへしばらく逗留したと聞き及んでおります。

今朝富左近将曹殿にお会いして、これまでの献上についてお話をしました。「まず辻和泉守殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）のところへ御茶を持つていきお願いしておくと、同人からお阿茶殿¹³まで差し出され、お阿茶殿から奥へ献上されるという手順になっているようです。それで下賜の品もいただいています、実際に皇室がお召し上がりになっているのかどうか気がかりです。それもお聞きしたいのです。我我各人が丹精を凝らして作り上げた御茶ですので、内献上（裏献上）と聞いて力を落としております。何とか御局様のお玄関まででもじかに持参し、献上できるようにいたしたいと存じております。この件についてしかるべき筋にお問合せをいただき、我々の願いが叶うよう取り扱っていただけないでしょうか。」と、お頼みしてみますと承知いただけただけなのです。それでその日はすっかり安心して四人で連れ立って京見物に出かけました。

翌二十九日、また三人で富氏（左近将曹）³⁷のところへ参りますと、「ある方に問い合せたところ、例年六月中旬に御茶壺の献上があつて、皇室はそれをいつも召し上がっておられるという確かな返事をもらいました。」と聞かされ、安心すると同時にありがたく思いました。そして富氏（左近将曹）は「典侍殿³¹納めでは、その典侍殿一代限りで終つてしまいます。典侍が替わるたびに改めてまた献上の願いをしなければならぬと聞きました。表献上になさつてはいかがですか。」と申されたのです。それを聞いて永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）は「それこそ私ども一同が望んでいることなのですが、その手立てがないため、内献上（裏献上）とはわかつていながらこれまで続けるしかなくつたのです。」と答えました。すると富氏（左近将曹）は「今の伝奏⁴¹である（東）坊城殿⁴²の雑掌³⁵に二上信濃輔殿⁴³という方がいて、彼は北面³⁸で九条殿³⁹の隨身⁴⁰でもあり、私の仲間です。明日早朝に彼のところへ行つてなんとかならないかと聞いてみて、表献上についての取計らいも頼んでみましょう。」と申されました。これで一安心です。今日も四人で連れ立つて、京見物がてら瓢亭^{ひまじい}（左京区南禅寺草川町にある京料理の料亭）へも行つて一献傾けました。

また六月一日にも富氏（左近将曹）のところへ参りますと、「献上された御茶を例年

召し上がっておられることは間違いないとのこと。下賜の品は毎年きちんと届いているかどうかとお尋ねになったそうです。またそれ以外に遣わされている添え物は、阿茶殿¹³からのいただき物でした。」と申されました。この時、お阿茶殿が三上信濃介(輔)殿⁴³の姉だと、初めて知りました。今回の表献上実現願いは阿茶殿の一存でどうなるものでもなく、三大夫⁴⁴や取次役、その他の関係するお役人たちの評議が必要だそうです。現在同じような例があるかどうかとも検討されます。

近年いろいろなところからの献上をやめるようにという命が下っていますので、三上氏(信濃輔)へも調査の指示があつたようです。調べたところ、六年前(嘉永三＝一八五〇年)の丹波からの鮎献上願いについては、やつと昨年(安政二＝一八五五年)になつて許されましたが、一年限りだつたということです。また狛郷樺井村(木津川市山城町樺井)の徳平筑前介は前前から中風の予防薬を献上していましたが、天皇はまだ若年のため、中風の心配は不要だから献上しなくてよいと断られたということです。しかしそのような例があつたとしても、また下賜される品がなかつたとしても、なんとか表献上をお許しいただきたいと伏してお願いしておきました。しかし、連絡は中中ありません。

このような事情なので表献上はすぐには実現しそうもありません。富氏（左近将曹）³⁷ は（三上信濃輔殿⁴³ からカ）来年（安政四＝一八五七年）まで待つように言われて帰宅し、どうしたら良いものかとおつしやったので、富氏（左近将曹）に同道いただいて三上（信濃輔）に初めてお会いし、永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）が直接話をして改めて次のようにお願いしました。「この一件については昨年（安政二＝一八五五年）冬より、人づてに御支配役所（京都代官所）²⁴の元締衆²⁹に対して願い出ており、そこから御蔵役へ伝えられ、山之内（亀次郎 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）や辻（和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）へも聞いていただいておりますが、取次人を替えなければ表献上は許されないと聞かされました。いったん献上を中止するなら、（中止してから）一、二年後に御役所（京都代官所）が取り計らつてあげましようとも言われました。ご配慮いただきありがたいことなのですが、一年でも献上を中止してそのままにしておくなど、思いもよらないことです。おとし（安政元＝一八五四年）は献上の件で仲間同士に少々行き違いがあり、八月まで献上が遅れてしまいましたが、その時は献上係りのお役人（山之内亀次郎と辻和泉守^カ二人は、五七頁に献上係りとあるが、所属不詳）に対して（皇室からカ）たびたび催促があつたと聞いております。御支配所（京都代官所）がおつしやるとおり一度中止して、再度取次人を替えてお願いするとしても、永谷という姓名は変わりませんから、これまでお世話いただいた方方に申し訳が立ちません。またたとえ一年であつても、中止するのは恐ろしいことでございます。そうはいつでもこのまま内（裏）献上を続けていては、丹精を凝らし清浄に仕上げた

御茶に何の名誉や名声も付きません。我我一同誠に残念に思います。どうかご高配に預かり表献上になりますよう、お取計らいをお願いいたします。」と申し述べたのです。三上(信濃輔⁴³)は殊勝なことであると申されました。そして、「おつしやるとおり御所の中の係りの役人たちは同僚として互いに遠慮もあり、どなたの献上品を取り次いだとしても勝手向きは一つなので、係りが変わればどのような都合の悪い事情が生じるか想像もつきません。簡単なことではないですね。ただ、富氏(左近将曹)³⁷は北面の侍³⁸であり九条殿³⁹の隨身⁴⁰でもあるので、富氏(左近将曹)が九条家に出向いてこの趣旨をじっくりお話して、表献上の願いが成功するように仲介を引き受けたいとおつしやったらいかがでしょうか。九条殿からのお声がかりであれば付度も働き、ことがうまく運ぶのではないのでしょうか。」と申されました。

そこで早速富氏(左近将曹)は九条殿のところへ行き、九条家諸大夫⁴⁵である宇郷大舎人頭殿⁴⁶に相談し、頼んでみて下さいました。そして宇郷大舎人頭殿がすぐに九条殿にお伺いを立てると、嬉しいことにしかるべく取り計らうよう三上(信濃輔)に申し渡せという命が下りました。この命はすぐに三上(信濃輔)に伝えられ、

富左近将曹³⁷が呼ばれました。

そして「あなたもご存じのように新規の献上は一切できませんが、今回の献上品は、内内にはありますが長年献上されてきた品だと聞いております。とにかく趣意書を書き上げて提出しなさい。」と言い渡されたそうです。富氏(左近将曹)からこのことを伝えられたので、あらかじめ用意しておいた趣意願書の下書きを持参しましたら、「それを作成して明朝差し出しなさい。」と、西野由加之介(所属不詳)が言われました。この後永谷伊八郎(福重 香雪園⁷)は、永谷武右衛門が泊っている三条の旅宿『亀東』⁸へこの次第を伝えるよう西野由加之介(所属不詳)に頼んで、帰村することにしました。富氏(左近将曹)からは「大変うまくことが運びました。まだ内内のご意向ですが、御絵符(荷札)や御唐櫃(四本または六本の脚がついた箱)も拝借できるということです。」とも聞かされました。

六月四日、永谷武右衛門は用事があつて留守でしたが、下司六(下司六左衛門)と岡兵(岡兵庫 人物不詳)が京都三条の旅宿『亀東』に居合せていたので、西野(由加之介 所属不詳)は『亀東』へ行つてこの経緯をあらまし話した後に、富氏(左近将曹)のところで、用意していた趣意願書を奉書紙に書き改めました。そしてこの趣意願書は富(左近将曹)が三上(信濃輔)⁴³のところへ持参してくれました。一方永谷伊八郎(福重 香雪園)は、この待ち望んでいた成果を湯屋谷村(宇治田原町湯屋谷)の仲間(山徳組⁶)一同に報告するたために、帰村しました。

次のように申し述べます(趣意願書の題名)。

皇室領宇治田原郷湯屋谷村(宇治田原町湯屋谷)

茶師 永谷伊八郎(福重 香雪園)

〔以下は趣意願書です〕

一 私どもの村は、恐れ多くも皇室領でございますが、別紙に記しておりますように上煎茶を作り出しているおかげでたいそう繁栄いたしており、大いに感謝いたしております。そこでこの御恩に報いるため初穂（その年の初めに作った作物）の御茶を献上しようと、二十三年前（天保五＝一八三四年）に私どもの郷（田原郷 宇治田原町）の大年寄（大庄屋と類似の役々 代官と村役人の中間にあり、数か村から数十か村に関わって、代官からの通達などを村役人に伝達したりする）である高屋助八郎を通して御支配役所（京都代官所）の小堀勝太郎殿²⁴へ願い出たところ、お手代²⁵の武島保左衛門（京都代官所御所御蔵役）が担当になり、毎年六月十七日か十八日に必ず納めて参りました。誠にありがたいことと思っております。

一 献上の手順を申し述べますと、まず品物は辻和泉守殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）まで持参して預けて帰ります。その後で辻和泉守殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）が御末頭のお阿茶殿¹³のところまで差し出し、お阿茶殿の取次で奥へ納められるということです。

一 製茶の時期は忙しく、いろいろな人がたくさん村に入り込んでくる時期ですから

不潔な人は入れたくないし、献上の道中で妨害されてたいそう困ったこともありましたので、その防止のため恐れながら御絵符（荷札）などの拝借をお願いしたかったのですが、四年前（嘉永五＝一八五三年カ）に大年寄（大庄屋と類似の役カ）代官と村役人の中間にあり、数か村から数十か村に關わつて、代官からの通達などを村役人に伝達したりするの高屋助八郎が亡くなり、願ひ出る手立てを失ひ、どうしたものかと思案に暮れておりました。

そんな時、今までの献上が内献上（裏献上）といわれるものだったと知り、我我一同はすっかり落胆してしまい、恐れながら献上を中止してはどうかなどという者も出てくるありさまでした。そんなこんなで去る丑（嘉永六＝一八五三年カ）年は献上を躊躇しておりましたが、係りのお役人衆へ（皇室からカ）たびたび催促があつたとか聞かされ、遅ればせながら例年どおりこの年も納めさせていただきました。しかしながらこの御茶は我我一同が丹精を凝らし心を込めて作り上げたものです。内献上では何とも嘆かわしいと、また言い出す者もおりました。

内献上でも表献上でも、献上に違ひはないことは理解いたしておりましたが、内献上だったと知らされてからはとにかく冷静になれず、心が乱れる余りやむを得ず、このたび

京都代官小堀勝太郎殿²⁴の手代²⁵衆へ内内相談に伺ったというわけでございます。手代衆には、今年(安政三＝一八五六年)からいったん中止にして、二、三年後にまた献上について取り計らうことにしようと言われました。この仰せはありがたいのですが、それでは根本的な解決にはなりませんし、たとえ一年でも献上を中止するなど、まったく考えてもおりませんでした。しかし、このように申し聞かされては、なすべき手立てをすっかり失い、途方に暮れ当惑するばかりです。

一 御絵符(荷札)などを拝借するのは、ご威光を盾にして権勢を振り、諸人を困らせてやろうなどという魂胆があつてのことではまったくございません。御茶作りの時期に不潔な人が立ち入つてこないようにしたい、それと献上の道中で妨害する者が出ないようにしたいという、ただそれだけのためです。

そのような事情でございますので、ぜひとも今年から表献上をお許しいただけますようお願い申し上げます。以上です。

安政三(一八五六)年辰六月 永谷伊八郎(福重 香雪園⁷) 判

上

右の趣意願書は、五日に富左近将曹殿³⁷から伝奏⁴¹の(東)坊城殿⁴²まで差し出され、三上信濃介殿⁴³から全体(不詳)へ報告されたということです。

一方西野由加之介(所属不詳)は、初夜(十九時から二十一時)に宿の『万吉』に帰りますと、先ほど来たという、三条『亀東』の永谷武右衛門からの手紙を渡されました。

手紙で失礼いたします。今朝お越しいただいたとのこと、ご足労をおかけいたしました。しかし、お話しの内容に合点がいかないところがございます。永谷伊八郎(福重 香雪園)が上京(京都へ行くこと)するまでお待ち下さるようお願い申し上げます。以上です。

六月五日 三条亀ト(東カ)にて

永谷武右衛門

西野先生(所属不詳の西野由加之助)へ

その文面を読んで西野由加之介(所属不詳)は甚だ不審に思いました。合点がいかないとと言われても、今朝会って説明した時点なら、伝奏⁴¹家に趣意願書を差し出す前だから何とかありますが、もう提出してしまった後でそんなことをと言われても、どうしようもありません。明日三上(信濃介)⁴³のところへ行つて話をして、待つて欲しいと申し出ようかとも思いましたが、そんなことをすれば後後どれほど大変なことになるか、見当もつきません。永谷伊八郎(福重 香雪園⁷)は帰村していて留守ですし、西野由加之介(所属不詳)は仕方なくそのままにしておきました。

同じく六日、三上(信濃介)から「状況が変わりました。お指図があるのですぐに来て下さい。」と、富氏(左近将曹)³⁷へ連絡があつたようで、富氏(左近将曹)が急いで西野由加之介(所属不詳)の宿へ来たのですが、西野(由加之介 所属不詳)は外出していて会えませんでした。富氏(左近将曹)は用件を書面に書いて宿に置いて帰りましたが、その後夕方になってから永谷伊八郎(福重 香雪園)が上京(京都へ行くこと)してきたのです。永谷伊八郎(福重 香雪園)は、宿に置いてあつた富氏(左近将曹)の書面を読んでもう驚くばかりです。取りあえず勇阿弥(甲田新二郎)のところへ行つてはみましたが、そこにも西野(由加之介 所属不詳)はおりません。そうこうするうちに深夜になってしまったのでひとまず宿へ帰り、次の朝早く再び勇阿弥(甲田新二郎)を訪ねると、松浦先生(人物不詳)のところだろうということ。すぐに西野(由加之介 所属不詳)を呼び戻し、富氏(左近将曹)の書面を見せたところたいそう驚いて、由(勇)阿弥(甲田新二郎)も大いに心配してくれました。

そこで三人揃って富氏（左近将曹）³⁷のところへ行きますと「誰かが非蔵人⁴⁷を通して御取次⁴⁸頭の虫鹿豊後守殿⁴⁹へこの件を願ひ出たというではないか。三上（信濃介）⁴³をはじめお阿茶殿¹³はこれを我我がしたことと深くお疑いで、取りあえずこちらの方（三上信濃介やお阿茶）に願ひ出しておいて、もし願ひが叶いそうになかったらあちらの方（虫鹿豊後守）に頼もうと、両者を天秤にかける魂胆が丸見えで、これはまったく役人を愚弄するものであると、たいそうご立腹なのです。それから趣意願書を突き返されて、この件は聞き届けられないと申し渡されてしまいました。」と聞かされました。

富氏（左近将曹）は「もう仰天しました。」と言うし、二人（永谷伊八郎＝福重＝香雪園⁷と所属不詳の西野由加之介）もこれを聞いて驚いたのはもちろんですが、どうにも合点がいきません。西野（由加之介 所属不詳）は、「私は、先年四条殿にしばらく雑掌³⁵としてお仕えしましたが、非蔵人衆の方方に一人も知人はおりません。まして虫鹿（豊後守）殿については、お名前はお聞きしたことがあるというだけでお会いしたことなどまったくありませんし、願ひ事を申し出るなどとんでもないです。一切身に覚えのないことです。

実は、我々の仲間に永谷伊八郎（福重 香雪園）と同じ永谷という姓で永谷武右衛門という人物がおりまして、彼は今公用で近村の下司六左衛門や岡兵庫（人物不詳）と一緒に三条通り西出口の郷宿（村の世話役や農民が公用で城下町または陣屋などへ行った際の定宿）『亀東』

止宿しております。昨日『亀東』に参りこの件について話をしましたので、下司（六左衛門）や岡（兵庫 人物不詳）が手助けしようと、非藏人⁴⁷の方へ手を回したのではないかと思います。」と弁明しました。永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）も「永谷武右衛門は一族の者で気質はよく存じております。万事任せると言っておきながら、今さら私がお頼みしている人以外の人に頼みに行くようなことはないと思います。岡兵庫（人物不詳）へは昨年（安政二＝一八五五年）の冬に相談に行っておりますが、その時岡兵庫（人物不詳）が小堀家（京都代官所）²⁴に行つて交渉してくれた結果は、前にお話ししたとおりです。望むような返事がもらえなかつたため、（岡）兵庫（人物不詳）には断りを入れておいたので、（岡）兵庫（人物不詳）が口を出してくることはない筈なのです。しかし、先月に二人（永谷伊八郎＝福重＝香雪園と所属不詳の西野由加之介）が表献上実現のために上京（京都へ行くこと）したと聞き及び、二人（永谷伊八郎＝福重＝香雪園と所属不詳の西野由加之介）の力では無理だと思つていたのに、昨日西野（由加之介 所属不詳）から表献上が実現しそうだと聞かされて、岡（兵庫 人物不詳）がこれは自分も何かしなければ面目が立たないと思い、非藏人の方へ手を回したものと推測されます。」と申しました。この件に関しては永谷伊八郎（福重 香雪園）が一手に任されているので、ほかに願ひ出る者がいる筈はないというのを、もう一度三上氏（信濃介）⁴³に申し上げて下さるように富氏（左近将曹）³⁷にお願ひしました。ありがたいことに富氏（左近将曹）はすぐに引き返して三上氏（信濃介）に説明し、弁護してくれたのです。

こうして三上氏（信濃介）⁴³はようやく納得されましたが、我々の仲間内で何か不和が生じていると判断されたようで、富氏（左近将曹）³⁷に対して「ご苦勞なことではあるが、明日宇治田原村（宇治田原町）まで行き、永谷伊八郎（福重 香雪園）の仲間一統の気質や考えを確認してきてもらえないか。」とおっしゃったそうです。しかし富氏（左近将曹）は、「暑中訪ねていくのは別にかまいませんが、宇治田原村（宇治田原町）は皇室領であり、永谷伊八郎（福重 香雪園）の仲間一統は、内（裏）献上だつたとはいえ長年献上を続けてきた者たちですから、身元や意図などを詮議するには及ばないと思われまます。この件は願人である永谷伊八郎（福重 香雪園）が、仲間から頼まれ引き受けた事柄です。何か事情があつてのこととご推察いただき、新茶の時期にもなつてきておりますので、ここで表献上になるように取り計らつて下さるようお願いいたします。先日表献上実現の内意や、御絵符（荷札）と御唐櫃（四本または六本の脚がついた箱）拝借のことを永谷伊八郎（福重 香雪園）に申し聞かせると大喜びして、その報告のために勇んで村へ歸つていきました。そして昨日上京（京都へ行くこと）したら一転してこんなことになつていたとは、仲間一統への顔向けもできず面目も失い、誠に気の毒この上もありません。非蔵人⁴⁷を通して願い出るなど、永谷伊八郎（福重 香雪園）も西野田加之介（所屬不詳）もまったく知らなかつたことなのです。どうか公正に判断していただき、表献上をお許しいただけますようお願い申し上げます。」と嘆願してくれました。そして「仲間同士が不和では表献上に差し障るが、永谷伊八郎（福重 香雪園）は確かな人物でその真意に間違いないようだから、

永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）一人からの願いとして受け付けるように。」と、富氏（左近将曹）³⁷は三上氏（信濃介）⁴³から言われました。しかしこの時富氏（左近将曹）は、「永谷伊八郎（福重 香雪園）はありがたく承知しそのとおりにするでしょうが、後で仲間一統ともめることも考えられます。そうすると気の毒ですので、今一度永谷伊八郎（福重 香雪園）に帰村させて、献上に加わる仲間一統の名前をしつかり調べさせましょう。」と答えてくれました。また、都合良くことが運ぶと十三日ごろに表献上決定の申渡しを受けることになるという、内内の知らせがあつたようです。そこで、永谷伊八郎（福重 香雪園）は献上する仲間一統の名前を正確に調べるためと、十二日に表献上決定の申渡しをお受けする者を誰にするかを決めるために、暑中で大変ではありましたが九日に帰村しました。

すると永谷武右衛門が今日御話め⁸をしているというので甚だ不審に思い、どなたへ献上する御茶壺ですかと永谷武右衛門に人を行かせて尋ねたところ「今日ご帰宅なら、ご面倒をおかけしますが行事（責任者として諸事を担当し世話をする役職）のところまですぐに来ていただけますか。」との連絡を受けました。出かけて行きますと、その場で「今日華頂山（知恩院）³への御話めをするのですが、その前に最初に禁裏御所への御話めをしようと思いました。ただ、今までの壺はあまりにも小さいので、今度から表献上になるのなら、もっと大きな壺に話めたいのですがどうでしょうか。」と聞かれました。

その場の皆皆も同意し、これは永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）に一任するということになりました。そこで永谷伊八郎（福重 香雪園）は「壺と箱は先日調達しておきました。非力ながらも先月から苦勞して表献上の願いをしてきましたが、なかなか許可も下りずどうなるかもわからないので、御話め⁸に関してこれまで何の指示もできなかったのです。さぞ私の働きを不満に思われたのでしょうか。それにしても我儘^{わがまま}で余計な取計らいをされたものです。先日非蔵人⁴⁷に頼み込んで御取次⁴⁸頭まで表献上について願ひ出たのは、どういうお積りだったのでしょうか。ご主人の永谷武右衛門はよもやそんなことはなさらないでしょうが、下司（六左衛門）か岡（兵庫 人物不詳）が永谷武右衛門に加勢する積りでやったのでしょうか。表献上は快く許可いただいたのに、御絵符（荷札）などを拝借する件はこれで差し止められてしまいました。表献上についても、一時は許さないとおつしやられて困り果てました。いろいろ嘆願し、申し開きをしてようやくご納得いただいたのですよ。今回は阿茶殿¹³のところまで参りますので、もっと大きな壺に詰めたいと思います。詰め替えて下さい。」と答えました。

さらに「献上は六月十八日と決まりましたので、十六日までにすべて準備し御茶壺をきちんと整えた上で、御茶壺を持って上京（京都へ行くこと）して下さい。十三日には伝奏⁴¹の（更）坊城殿⁴²のところへ二人で行き、表献上決定の申渡しをお受けするようにと言われておりますので、その用意もして下さい。」と永谷伊八郎（福重 香雪園）は申しました。

そして永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）は、「毎度、苦勞なことではあるが、永谷太郎兵衛を連れて上京（京都へ行くこと）して下さるようお願いいたします。」と一同に頼まれて、十一日に一緒に上京することになりました。十二日の八時ごろに富氏（左近将曹³⁷）のところへ、申渡しを明日行うというお阿茶殿¹³からのお言葉が届き、十三日早朝に永谷伊八郎（福重 香雪園）と永谷太郎兵衛が富左近将曹殿（左近将曹）に付き添われ、上立売室町西入る（京都市上京区）にある三上信濃介殿⁴³のお宅へ参りました。三上信濃介殿は出勤された後でしたので、西院参丁（京都市上京区京都御苑）にある伝奏⁴¹の（東）坊城殿⁴²宅にお伺いして玄関で参上した旨を伝えますと、しばらくして三上信濃介殿が出てこられました。そして三上信濃介殿から次のように申し渡されました。

- 一 御茶献上一件について、過日永谷伊八郎（福重 香雪園）から趣意口上書が差し出されたため、昨日山之内亀次郎（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）を呼び寄せ、これまでの献上日記³⁰などを持ってこさせて調べてみたところ、少しの間違ひもないことが判明したので、奥へ取り次ぐことを決定した。もつとも現在新規の献上については

「仰せ渡し書
の内容です。」

何によらずしてはならないことになっているが、以前から献上され続けてきた御茶であり、また特に皇室領の御茶でもあるので天皇家は格別に親しくお思いで、ずっとお飲みになっておられる。以前から長年献上を続けていることを考慮して、今後は表献上を仰せ付けられることになった。御絵符（荷札）拝借の件は、引き続きお願いするようにしなさい。また高張提灯（長い竿の先に付けて高くあげるようにこしらえた提灯）はお許しが出たので立ててよろしい。ただし高張提灯の使用について、御所においては差支えはないが、小堀の支配所（京都代官所）²⁴の方ではどう思うか察しがつきかねるので、ついでの折にでも届け出るように申し添えておく。

一 今回係りの役人たちへ挨拶などしては新規のように受け取られ、そうなる与此れまでの献上の事実が無になってしまいかねないので、謝礼などは決してしないようにと、阿茶殿¹³から申し付けられている。

とはいっても気が済まないのであれば、御茶を少しずつなら贈ってもよいとおっしゃっておられる。もつとも山之内亀次郎（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）や辻右衛門掾（和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）は、内（裏）献上の時から取次の家柄であったので、今回も取次人に加えておいた。その方が万事都合良く運ぶのではないかと思う。以上のように申し渡しおくのでそのように心得ておくようにしなさい。

- 一 献上の時には羽織袴を着用し、帯刀の上山之内（亀次郎 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）のところへ行けば、山之内（亀次郎 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）が辻氏（和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）まで案内するであろう。辻氏（和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）のところで献上の品を検査してから、辻氏（和泉守 五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）の付添いで御台所門⁵⁰から御末口御門⁵¹の中へ立ち入りなさい。その後は辻氏（和泉守（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳））が付き添って阿茶殿¹³のところまで御茶を納めることになる。暑中のことでもあるから窮屈で難儀な思いをするようであれば、ご門番の番所脇の板敷に上がって休息してもよろしい。ご門番には茶とたばこ盆を出すように指示しておくという、

たいそう行き届いた親切なお言葉をいただきました。

- 一 献上の御茶壺や試供用の御茶に貼る札について、貼り間違えるなどという事は決してないようにしなさい。また献上の際、見習いの従者を二人ずつ付けて、参上することができるとも申し渡されました。

安政三(一八五六)年辰

六月十三日 永谷伊八郎(福重 香雪園了)

同 太郎兵衛

付添い

富左近将曹³⁷

【以下解説文と同じ】

献上	初穂御茶入日記 ³⁰	内袋	仕立上ケ長 七寸 ²
	極上標摘	同	幅 二寸一分
	大福		
	廿九 ⁹ 入五袋也 一壺		
	極上標摘		
	豊の明		一壺
	若緑		
	合		井茶「詰」 ⁸
	以上		
	御料		
	宇治田原郷		
	湯屋谷村茶師		
	永谷三之		
	永谷武右衛門		
	永谷伊八郎		
辰六月			

花袋⁵² 廿目入仕立 仕立七寸

壺寸入^分 同 六寸五分

十匁入^分 二寸五分

外^{長カ} 二寸三分

〇 八寸

〔献上入日記³⁰〕

永谷太郎兵衛
西桙(野)藤右衛門
木谷(屋)代り
西桙(野)宇兵衛
山本嘉兵衛²⁰

右者中奉書⁵³壹枚ニ認

高サ四寸五分

極上撰摘

大福 五袋入

壺
表ニ張
奉書也
大鷹⁵⁴認

豊の明之銘札も同断

高サ三寸^{奉書}

御料宇治田原郷湯屋谷村茶師

永谷三之丞
永谷武右衛門
永谷伊八郎⁷
永谷太郎兵衛
西桙(野)藤右衛門
西桙(野)宇兵衛
山本嘉兵衛

〔一〇九分少ナシ上〕
〔一〇九分少ナシ上〕

壺ノ下程吉(良)

表ニ張
奉書也

〕幅三寸²

喜せん 四十目⁹ 十
三寸五分「八分」仕立にて 袋 十
〔

〕幅三寸² 下タよりハ少ひろし

撰は 百目入袋 六枚 ○式百目入 俣野分二枚
仕立 はミ五寸五分 長 有丈 二寸長
長 紙有丈⁵

台ノ下ゲ札

小奉書⁵⁵ 建紙⁵⁶

高五寸三分²

御料宇治田原郷

湯屋谷邑(村) 茶師

永谷三之丞

永谷武右衛門

永谷伊八郎⁷

永谷太郎兵衛

西椋(野) 藤右衛門

西椋(野) 宇兵衛

山本嘉兵衛²⁰

〔代 家 別〕

大福 百卅目ツ、
内■■(飛切カ)より半分

豊明 四十匁

玉茶 七十匁

み先⁵⁷ 百卅め(目)

喜せん 百目

えりは 五十匁)

〔十四 番〕

入用之品

極上撰摘 廿匁袋入五ツ

大福 ■百目

本ごし

○茶葉形壹斤半⁹ 入壺 二ツ

桐木ぶた附

同 覆物 同

豊の明 ■百目

○廿匁入袋 廿枚

詰上⁸粉 凡

若緑 二斤余

○小半斤入壺

○卅目入壺 四^三五^三

用意共

右 献上之分

大福 凡 二百目

阿茶殿¹³ ■■■「卅目」入壺一ツ

辻山(之)内武寫(島)大福計

小半斤入 黒壺一ツ宛

御末口

御門⁵¹

番連中江

豊の明 同 三十目入

阿茶殿計

右卅目入壺一

撰葉 二袋ツ、
八袋

同断二袋

右三軒へ二袋ツ、

阿茶殿 二袋

上壹斤入袋^三而

○半斤入位

撰は袋八枚

右 御取次懸御役人へ進上分

〔茶壺二つの絵〕

〔高サ 八寸² 丸(廻)り二尺七寸 口 指渡二寸八分〕

〔桐箱の絵〕

〔内のり幅六寸九分 内のり高 九寸 長七尺三寸九分 角 五 三寸八分め(目) 真田返り〕

〔松台の絵〕

〔長七尺九寸 尺五分 五寸三分〕

老奴八分ツ、長の(野)壺善
茶葉 七斤半⁹ 詰二
ふた 二分ツ、
小半ふた 三ツ
卅目、 四ツ

六番下
十七夕 指六
六分板桐 壺はこ 一
四方ざんふた

中程三幅三寸位之
へだて板入

本能寺前
五夕 井武
松台 一重操 足付一
立足

西年々雲足俣(野)へ申遣候
一分五り(匣) 同
へぎ⁶³ 七枚
べ九分八り(匣)

幅六分萌黄色
絹真田⁵⁸ 七丈〇五寸
尺四分三り(匣)
べ四尺三分

寺町四条南
伊せ安
御臺前にも有

紺水繩 中
代小 廿間ツ、
代二尺

同 染芋⁵⁹ 小十は(把)
代老奴

全赤
水引 廿は(把)
中のし 一 代六分
小のし 一 同老分二り(匣) 二条川原丁三有
紙折のし三ツ 同六り(匣)ツ、
べ老分八り(匣)

西の内⁶⁰ 七枚 四糸南にし角
代二尺 紙半

大鷹⁵⁴ 七枚 壺口かさし銘札
二分八り(匣)

大奉書⁶¹ 四枚 入日記³⁰等
一分 代老、一分四り(匣)

小奉書⁵⁵ 四枚 下ケ札等
三り(匣) 代四分八り(匣)

小杉原⁶² 廿枚 包紙 巻■■包
代六分

壺 小半入 三ツ

同大 卅目入 二ツ 外三御扇様へ

【以上】

〔万延元(二八六〇)申年は
六月二十八日に納めました。〕

〔黒壺
長橋¹¹ 五十目入 一壺
尾張¹³ 卅目入 二壺
高ノ(野) 五十夕 一壺
辻 同 老壺 撰は百夕
山(之)内 同 老壺 同
武嶋(島) 同 老壺 同
外 二ツ
良正¹⁴ 黒
茶小半 ■ 二ツ
ふた付
大小 べ十式 八ツ大
四ツ小〕

今年(安政三三一一八五六年)六月には、美しく整えた献上の御茶壺を
持つて永谷武右衛門の父が十六日に上京(京都へ行くこと)し、旅宿で
ある二条河原町樋ノ口(京都市中京区樋ノ口町)にある伊勢屋正三郎宅に
到着しました。十七日には永谷伊八郎(福重 香雪園⁷)と西野(藤右
衛門カ 宇兵衛カ 由加之介カ)も到着し、上京の報告に、御花畑(京都市上
京区京都御苑建礼門前)にある山之内(亀次郎 五七真には献上係りとあるが、所
属不詳)と中立売御門外室町東入南側(京都市上京区東町カ)にある辻氏(和
泉守 五七真には献上係りとあるが、所属不詳)のお宅へ行き、明日十八日の
朝早くに献上するのでよろしくお願ひしたいと、挨拶しておきました。
そして翌日、釣台(つりだい 諸道具や荷物を、前後二人で棒かついで運ぶもの)
に御茶壺を乗せて運び、めでたく献上を終えることができました。

新御料⁸とは、三代将軍様の御娘である和子姫君様（東福門院）が御入内^{じゅだい}なされた時、将軍から献じられた皇室領のことです。内訳は田原（宇治田原町）、和束（和束町）、三室（宇治市）、志津川（宇治市）、多賀（井手町）、このほかに東寺領のある唐橋⁶⁴です。新御料以外には、古御料²⁶増御料²⁷平料（不詳）が皇室領です。

一 松田十郎右衛門という人物が例年内侍所（賢所^{むねしろ}の別名）へ御茶を納めているというので、その来歴を岡兵庫（人物不詳）が御役所（京都代官所）²⁴へ問い合わせたところ「宇治茶師の中に松田という家がありました。昔から御茶の御詰め⁸を担当してきたのですが、その後できなくなりその株式（権利）が入札されました。そのころは御所に出入りできる株（権利）を持っていた者は取次衆⁴⁸へ多額の付け届け（賄賂）をしていた時代で、御用達の株（権利）に高値が付けられていました。そしてこのことを知っていた（松田）十郎右衛門が高値で落札したのです。それから下村という家号を改め、松田と名乗るようになりました。

松田十郎右衛門は茶師ではなく、内侍所(賢所の別名は得意先の一つということで、御役所(京都代官所)²⁴への届けもいまだにしています。小堀(京都代官所)をないがしろにしており、御役所(京都代官所)も知らないふりをしているのです。」と聞かされました。今回表献上になるなら、御支配所(京都代官所)へも届けておくようにと言われたので、岡兵庫(人物不詳)は「もちろんお届け申し上げます。お試しのための御茶も壺話めにして御役所(京都代官所)に差し上げたいと、一統は申しております。」と答えてくれました。

【以下解説文と同じ】

別記

禁裏御所様江郷中ら八朔⁶⁵之御礼惣代ニ永谷氏〔香雪園了〕

被相次右献上 夫代廿夕也

上諸白⁶⁶ 壺斗 御樽 壺荷

大■(霧カ) 鯛 五連 大昆布 五連

ㄨ

外ニ青鯛 五貫上「九」百卅「八」文

ㄨ

引受調進所

大宮通御池西側⁶⁷近兵方

【以上】

〔八朔⁶⁵お札の節
拜領物があつたの
で、記します。〕

禁裏御所での非常入用と、御台所御門(清所門)⁵⁰のご門番川辺への祝儀
や、小堀御代官(小堀勝太郎)²⁴への祝儀金の包みを載せる台と扇子一箱を準
備し、小堀御代官所(京都代官所)の手代²⁵衆やご門番や茶番へ祝儀としての
多少の銀を包むと、包みの数は約三二ほどになりました。これらの包みは
二条通堀川西入る南側(京都市中京区)にある小堀家(京都代官所)^{かけや}掛屋(金融業
者)の『近甚』で包ませました。御料お札の定宿は、柳馬場蛸薬師西側(京
都市中京区十文字町カ)の『近善』です。

〔御代官
百疋台
御門番包
五匁四分四り(厘)
非常入用
四十四八り(厘)
三分
■ ■ ■ ■ 二分
銀一 四ツ
五匁 二ツ
老匁 一ツ
三匁 十四
二匁 十二
又
銀一 老
家中ト
老匁三分
二匁 扇子
二本入
献上
二匁三分〕

皇室領に暮らす村人たちは八朔の挨拶に伺うことになっていますが、古
御料²⁶と増御料²⁷は前日に済んだようです。新御料²⁸の場合、各地の惣代
として次の者たちが、八朔の挨拶のために集まりました。田原郷(宇治田原町)
は、永谷伊八郎⁷と十兵衛(人物不詳)と高屋助八郎(天年尊高屋助八郎の後を継い
だ次代の高屋助八郎カ)です。これにお供が一人付きます。和束郷原山村(和束町
原山)は、宇右衛門(人物不詳)と田村勘作(人物不詳)です。やはりお供が一人
付きます。多賀村(井手町)は源三郎(人物不詳)ですが、三室(宇治市)と櫃川(宇
治市志津川カ)の惣代も兼ねており、これにもやはりお供が一人付きます。

右の面々が揃ったので、八朔の前日に川辺(ご門番)まで到着の報告をし
ておきました。もし夜中になったなら、大宮通御池西側の『近兵』⁶⁷宅ま
で届け出るようにということでした。麻袴^{かみしも}、紋付帷子^{かたびら}の着用と帯刀は、
ご門番川辺宅でしてよいと言われていました。

御台所御門（清所門）⁵⁰のご門番は川辺氏で、表の勤番は百万遍屋敷（京都市上京区寺町荒神口上がる東側）の与力、同心です。田原（宇治田原町）、和束（和束町）、多賀（井手町）の者たちが今日八朔⁶⁵のお礼に参りましたと申し伝え、川辺（ご門番）宅に上がらせてもらいました。それから川辺（ご門番）に付き添われてお台所へ上がりました。兩人（永谷伊八郎＝福重＝香雪園⁷と、大年寄高屋助八郎の後を継いだ次代の高屋助八郎^カ）は刀を供の者に持たせてお庭で待った後に、お台所奥の隅にある畳敷きのところで休憩しました。それから案内にしたがって大廊下の次の間に入ると、取次⁴⁸役の土山左（右^カ）近将監殿⁶⁸が屏風の内側に座っておられました。そして屏風の右脇から酌人（酒の酌をする人）が長柄（長柄銚子）と土器（盃^カ）を持って、屏風の左脇からは一■（り^カ、ツカ）山の台を持った人が出てきました。台の上には水コンニャク（不詳）と塩引き鮭が載せられています。土山氏（左（右^カ）近将監）は土器を手に取り高屋（助八郎）に渡しました。高屋（助八郎）は、その土器で一献頂戴してから土山（左（右^カ）近将監）へ土器を戻しますと、土山（左（右^カ）近将監）はまた飲んでから高屋（助八郎）へ渡しました。高屋（助八郎）は再び一献頂戴してから土山（左（右^カ）近将監）へ土器を戻しました。肴も同様にして二回に分けて頂戴してから、元の座に座りなおしました。次に田村（勘作）も同じようにこの礼式を行い、その後は一人ずつ一間半（約二五七十三^四）ほど進み出て盃を頂戴しました。刀は鞘^{さや}ごと抜いて座っていた場所に置いておきました。この一連の儀式が終つてからは

もといたお台所へ出て、また鋤徳利から温かい酒を土器（孟カ）で幾杯も頂戴し、供の者たちもお台所で同様に酒肴をいただきました。この土器はそれぞれが一枚ずつ持ち帰ってよいとのこと。お台所を出て勘使³⁴のお玄関へ上がり控えていますと、勘使が屏風の前へ出てこられてご自身の手から熨斗^{のし}あわびと昆布を下さいましたので、一人ずつ前へ進み出て受け取りました。それから長橋の御局¹¹のお玄関まで行き、同様の挨拶を済ませて川辺（ご門番）宅へ戻り休憩しました。最後に勘使の御役所でお礼を述べていると「宇治田原村（宇治田原町）の者は一人これへ参るように。」と言われましたので、永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）が参りますと、例年どおりに茶師へ下され物があるので受け取るようにということでした。その品物は以下のとおりです。

一つの文庫には純金の糸で菊の紋を縫い付けた紋付が入れられていました。これは、大奥からの下され物です。もう一つの文庫には、割栝^{わりきぎょう}梗の紋を縫い付けた紋付が入っていました。これは、阿茶殿¹³からの下され物です。

右の品物を御台所御門（清所門）⁵⁰ご門番（川辺）宅まで持ち帰ると、田村勘作（人物不詳）をはじめこの場に来ていた新御料²⁸の惣代一同は頂戴した品を見て「湯屋谷村（宇治田原町湯屋谷）の茶師衆は特別で、他の衆とは違いますなあ。」と祝い喜んでくれました。小堀家（京都代官所）²⁴へのお礼は翌日の予定でしたが、今日済ませましようということで神■院丁（京都市北区西賀茂神光院カ）の『久下屋』で支度して、少し休憩してから行ってきました。

同じ安政三（一八五六）年七月二十一日、富左近将曹殿³⁷は南山城の井手村（井手町）に所用があり、鷲峰山への参詣もしたいのどと、永谷伊八郎（福重 香雪園）家に一泊されました。富左近将曹殿は次の日鷲峰山へ参詣し、その後山越えして有王（井手町田村新田有王）から井手村（井手町）へ向かいたいとおつしやつたのですが、「その山道は勝手がわからない上に夏草が生い茂っていて通行できません。郷之口（宇治田原町郷之口）へ出て栗谷（城陽市市辺栗谷）を越えて井手村（井手町）へ行く道筋をご案内いたしますよう。今度はぜひ九月中旬にお越し下さい。我我一統がご案内しますので、その時には鷲峰山に生えるたくさんの茸（松茸）をご堪能下さい。」ということで、大道寺（宇治田原町大字立川）まで付き添いました。

【以下解説文と同じ】

- 〔関白〕 境町御門之内西側 69
九條(条)殿 39
- 〔伝奏〕 41 西院参下
東坊城殿 42
- 諸大夫 45
宇郷大舎人頭殿 46
- 雑掌 35 上立亮室町西入北側
三上信濃介殿 43
- 御取次 48 頭新島丸上ノ切通し南西角 70
虫鹿豊後守殿 49
- 御取次 百万遍屋鋪
土山左近将監殿 68
- 福本丁 71
富左近将曹殿 37
- 鴨川筋丸太丁上 72
俣埜(野)左近殿
- 献上懸り 中立(亮)御門外親へ外記殿
- 同 御花島(畑)
山之内龜二(次)郎殿
- (拵丸)
下立うり千本西入 73
香山右近番匠殿
- 辻右衛門録(掾)殿

【以上】

安政三(一八五六)辰年六月に、俣野外記の子息左近の嫁が「私にご奉公申し上げている御方は、いずれ二、三年の内に典侍³¹になられる予定です。そうなれば、皆様方が献上なさっている御茶が表献上になるように、取計らいをお願いしてみましよう。」とおっしゃって下さっていたので、心待ちにしていたところ、安政五(一八五八)午年にめでたく典侍になりました。そして表献上実現後も機会あるごとにお口添えをして下さっています。

【以下解説文と同じ】

梨ノ木丁⁷⁵

高埜(野)殿ハ長橋様¹¹ノ御里

当時大介様³¹典侍殿
雑掌³⁵小田金吾殿 俣埜(野)親類也

■梨ノ木丁

長橋勾当内侍様

乳人⁷⁶ 中村守衛
若老女
スケ殿内也

新介様

右ハ未年ニ御祝義荒増積り書

右改

長橋殿 五百疋〇
 右京大夫¹² 三百疋〇
 役人 二人 二百疋ツ、
 年寄 壹人 二百疋〇
 惣女中へ 二百疋〇
 使番
 非常附 百疋〇
 奏者所取次 式百疋〇
 役人 百疋ツ、〇
 高埜(野)殿 式百疋 御肴料〇

俣外ニ
 俣埜(野) 左近
 同 奥方
 三

霜月
 廿七日
 城太郎
 先日 兵衛御願請ニ
 廿八日 参
 城太郎
 近々御礼ニ参り
 可申候)

【以上】

一 一月二三日（何年かは不詳）には、御唐櫃（四本または六本の脚がついた箱）の使用が許可されることになり、代表して永谷城太郎⁷⁴が免許状を受け取りました。五月二三日（何年かは不詳）には、表献上で高張提灯（長い竿^{おぼ}の先に付けて高くあげるようにこしらえた提灯）とともに御絵符（荷札）を使用する許可が下り、小田金吾様（大助様³¹の雑掌³⁵）が永谷伊八郎（福重 香雪園⁷）のところまでそのことを伝えに来られました。小田金吾様（大助様の雑掌）は、一九日には永谷武右衛門や西野藤右衛門（由加之助^カ）のところへもお越しになっています。

前頁に記した岡兵庫（人物不詳）からの返書二通には、ともに御花畑（京都市上京区京都御苑建礼門前）の山之内亀次郎殿（五七頁には献上係りとあるが、所属不詳）から小堀（京都代官所）²⁴内御所御蔵役の石井氏への返答が記されていました。それは、御所内に羽織袴を着用して立ち入ることなどとてもできないというものでした。ところが永谷両人（永谷伊八郎 福重 香雪園と永谷太郎兵衛）は今年（安政三 一八五六年）の夏から表献上を仰せ付けられて、御台所門（清所御門）⁵⁰はもちろん御末口の御門⁵¹内までも、羽織袴を着用し帯刀して立ち入り、滞りなく献上を終えることができたのです。誠に恐れ多くありがたいことでした。

一 富左近将曹殿³⁷がおいでになったので、当夏お世話になったお礼を申し述べました。そしてその時

御絵符（荷札）拝借の件で「内内には三上氏（信濃介）⁴³よりお許しをいただきながら延期になったのは、誰かが非蔵人⁴⁷に願い出て御取次⁴⁸へこの件を依頼したからです。たいそう残念です。来春早早再び御絵符拝借などについてお願いしたいと思っております。」と申しましたら、富氏（左近将曹）³⁷は「趣意願書には毎年何があつても献上したいと書かれており、これは深く心に響きました。また九条家³⁹のお声掛けとあつては伝奏⁴¹もそのままにしておくことができず、すばやくことが成就したのです。皇室も親しくお飲みになっており、ご満足いただいています。ありがたいことです。これ以上お願いするのは、あと一、二年控えられた方がよろしいかと思ひます。」と返答されました。

【以下解読文と同じ】

(二六六)

文久西四月廿一日 侯 壁（野） 方 御内意之趣有之^二付上京可仕様

廿三上京

廿六日一回呼帰り 侯の（野） 方 御札之書付来

廿七日 ㊦の登ル連印持参 是ハ奉献上^二願計^二付帰也

朔日の帰ル

㊦方五日飛脚参る ㊦と俱^二相談致様申入置候へ共

六日 ㊦上京 直^二丹ばへ行

翌日 願書上ル 前覽御札之書付拜見先とハ大^二違候

十三日御役人御入来 御免許被 仰渡候 尤御免許も数々有之云々

十五日宇治迄送ル

㊦ 尊

廿日 西の（野） 山本御召^二付

名字御尋事也

廿三日迄御札^二出候まつ（待つカ） 廿四日の㊦と二通来候故

廿五日 二人共一応帰ル様申遣

右^二付

少々日延致置可申様申遣ス

香雪園⁷

永谷

六月
十三日
十六日頃迄
献上[■]例年通
長はし様¹¹へハ
半斤⁹入 二ツ 二品 式袋之詰
外詰致か

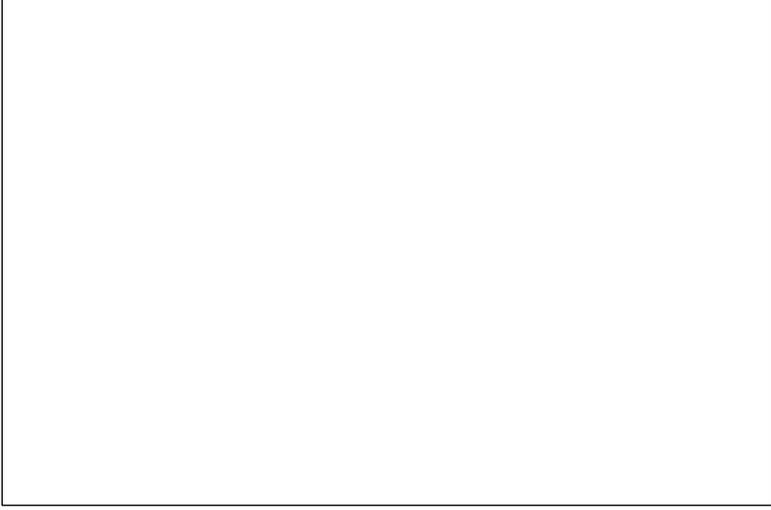
外ハ
高埜(野)へ 卅め(目)
右京大夫殿¹²へ 同 小壺 一

阿茶殿¹³へも
小半斤 二品 式袋之詰
外詰致ス敷

御附之御賄頭⁷⁷様へ献上前^ニ
試^ニ小壺二品送り可申様 同下役 袋入二 外 二 山田へ
十七日出之状

【以上】

(裏表紙)



校注

- 1 原史料である「禁裏御所御茶献上日記 全」の本文の所所に文久元（一八六二）年の書込みがあることから、原史料は禁裏御所への御茶の表献上が実現した年である安政三（一八五六）年から、文久元（一八六二）年の間に書かれたものと推定できる。
- 2 「表紙裏」に記されている寸法は、茶袋の寸法の記録カ。一尺 \parallel 三〇・三^{cm}、一寸 \parallel 約三・〇三^{cm}、一分 \parallel 〇・三〇三^{cm}（それぞれの箇所での換算後の数字表記は省略した）。
- 3 「華頭」とは華頂のことカ。知恩院（浄土宗総本山 京都市東山区林下町）の山号は華頂山である。湯屋谷茶問屋組（山徳組）は知恩院へ御茶を献上していた（永谷三之丞家文書調査済分 2・12他）。
- 4 「仙過」（せんか）とは泉貨紙または仙花紙のこと。天正年間（一五七三〜一五九二年）伊予国（愛媛県）の兵頭太郎左衛門（法名を泉貨または仙貨という）が創製したコウゾを原料とした厚紙。極めて強く、帳簿、袋紙、合羽^{かっぱ}や傘などの地紙に用いられた（『日本国語大辞典』）。
- 5 「有丈」（ありたけ ありつたけ）は、あるだけ全部の意味。
- 6 「山徳組」（さんとくぐみカ）という名は、その製造する茶の色・香・味には特に三つの徳があるという意味から、文化八（一八一二）年に命名された（『古今嘉木歴覧』 嘉永五 \parallel 一八五二年 四二丁）。現在の京都府宇治田原町湯屋谷に永谷宗円（天和元 \parallel 一六八一年?〜安永七 \parallel 一七七八年）の子孫たちが中心になって作った茶問屋組。
- 7 「香雪園」は、永谷福重である。別名草治ともいい、永谷宗円⁶の曾孫で永谷伊八郎家の二代目。永谷宗円の上煎茶製法（宇治製・青製）創出や山徳組の活動を記した「古今嘉木歴覧」の著者である。伊八郎家の過去帳によると、文久三（一八六三）年に六二歳で死亡した。永谷家は、宗円の後、三之丞家と武右衛門家と伊八郎家の三家に分かれる（その後分家は増える）（永谷三之丞家文書新規調査分 2・4・1他）。
- 8 「詰」とは、茶壺に茶を詰めることをいうが、ここでは詰める茶葉（詰茶）のこと。茶壺には袋に入れた最上級の碾茶^{てん}（濃茶になる）が入れられるが、詰茶（薄茶になる）はその周囲に袋なしで入れられる（林屋辰三郎・藤岡謙一郎編『宇治市史』3 宇治市役所 一九七六年三月 一六九頁 文献リスト⑩）。
- 9 普通は、一斤 \parallel 一六〇^匁（一匁 \parallel 三・七五^g 一六〇^匁 \parallel 六〇〇^g）であるが、ここでは一斤 \parallel 二〇〇^匁（七五〇^g）で、「半」は一〇〇^匁（三七五^g）。当時葉茶については、

- 一斤は二〇〇匁だった（林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史』3 一七四頁 文献リスト⑩）。
- 10 「通壺」（かよいつぼ）は、「高さ五〇センチほどのもので」、「生産者と近隣の間屋など茶業者間を往復した」（宇治市歴史資料館編『緑茶の時代』 宇治歴史資料館 一九九九年二月 八頁）。ここでは、店と顧客との間を商品を入れて行き来した壺のこと。
- 11 「長橋」とは、女官の上位（天皇と顔を合渡させる機会がある女房）である尚侍・典侍・掌（内）侍・命婦・女藏人・御差の身分のうち、掌（内）侍（四人カ）の首位（呼称は勾当内侍）の者のこと。御所の「長橋局」に住んでいたので、長橋局または長橋殿と呼ばれる。勾当内侍は、諸方からの献上物の受取り、奥向の財政管理、口向諸役人（天皇の料理や御所の営繕など勝手向きの仕事を専門とする役人たち）の任免の決済、女房奉書など多彩で多数の日常業務を持っているため、「外に対して最も睨みがきく位置」にあり「禁裏女官全体の要」であった。掌（内）侍の日常業務は、典侍の御用（天皇の身の世話）以外の天皇や皇后の御用である（高橋博『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館 二〇〇九年七月 三〇五、一四三、二八四頁他 文献リスト⑨）。
- 12 「右京」（右京大夫）とは、女官の下位（天皇と顔を合わせない女中）である御末・女孀・御服所・表使・東豎子・茶汲・供御所・仲居・茶之間・刀自・針女の身分のうち、御服所（八人カ）の首位の呼称である。御服所は天皇の衣服の裁縫などを日常業務としている（高橋博『近世の朝廷と女官制度』 五頁他 文献リスト⑧）。
- 13 女官の下位（天皇と顔を合わせない女中）である御末・女孀・御服所¹²・表使・東豎子・茶汲・供御所・仲居・茶之間・刀自・針女の身分のうち、御末（八人カ）の首位の呼称を阿茶という。阿茶を十年勤続すれば、その功勞により特に「尾張」と称することができた。御末は、板元（調理場または料理人で調理された御膳の受取りを日常業務とするが、自らも調理する。女孀の首位の呼称は茶阿。御末・女孀・御服所を称して三仲間と称する（高橋博『近世の朝廷と女官制度』 五、一九五頁他 文献リスト⑧）。下橋敬長『幕末の宮廷』は、「御末の頭を尾張、女孀の頭を阿茶」としている。下橋の誤りカ（下橋敬長述『幕末の宮廷』東洋文庫353 平凡社 一九七九年四月 三一九頁他 文献リスト②）。
- 14 「良正院」は、知恩院³の塔頭の一つ（京都市東山区林下町）である。
- 15 永谷重弘は「香雪園」⁷の父である。永谷伊八郎家の初代で、永谷宗円⁶（天和元＝一六八一年？～安永七＝一七七八年）の孫。伊八郎家の過去帳によると、文政一三（一八

- 三〇)年に七一歳で死亡した。
- 16 「御茶詰御用」とは、宇治の茶師たちが幕府へ納入する御茶を壺に詰めること(林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史』3 一七四頁 文献リスト⑩)。
- 17 「京都町奉行所」の東町奉行所は二条城の南、京都市中京区押小路通神泉苑西入る南側、西町奉行所は二条城の西、京都市中京区押小路通千本北東角にあった。
- 18 文化二二(一八二五)年正月、宇治茶師は近在の茶作人などの調査と取締りを上林代官に願い出て、それが実施されている(宇治市歴史資料館編『緑茶の時代』宇治歴史資料館 一九九九年二月 九〇頁)。
- 19 「古今嘉木歴覧」⁷の天保一一(一八四〇)年の記載によると、一本の重さは五貫匁(約十八・七五匁)。(古今嘉木歴覧 嘉永五^一一八五二年 八四丁)。五〇本で二五〇貫(約九三七・五匁)、六〇本なら三〇〇貫(約一二二五匁)。一駄(馬一頭に負わせる重量)は、四〇貫(約一五〇匁)または三六貫(約一二三五匁)。
- 20 「江戸の山本嘉兵衛」は、湯屋谷茶問屋組(山徳組⁶)の江戸での取引先の当主である。江戸の山本家が「古今嘉木歴覧」に初出するのは寛政九(一七九七)年で、この年から湯屋谷茶問屋組(山徳組)と江戸の茶問屋山本家との本格的な取引が始まったと考えられる(古今嘉木歴覧 嘉永五^一一八五二年 三二丁)。このころの当主は山本家中興の祖とされている江戸五代目徳潤(安永七^一一七七八、文政二^一一八一九年)である(横田幸哉『山本山の歴史』株式会社山本山 一九七六年三月 四七、一三三頁)。
- 21 「触頭」とは、京都町奉行所配下の^{ぞうしき}上雑色のこと。「松尾左兵衛」は四座雑色の一人で、四条室町を中心点として南東(宇治も含まれる)の村触れと寺社触れを支配した。居宅は、京都市下京区諏訪町通松原下るにあつた(竹内理蔵『京都市姓氏歴史人物大辞典』角川書店 一九九七年九月)。
- 22 「古今嘉木歴覧」によると、差紙が届いたのは文化二二(一八二五)年で、この後の顛末が詳しく記載されている(古今嘉木歴覧 嘉永五^一一八五二年 四九、五八丁)。
- 23 「古今嘉木歴覧」によると、湯屋谷茶問屋組(山徳組)の構成員のそれぞれが、享和三(一八〇三)年に、合計六か所の茶園を山本氏²⁰に譲っている(古今嘉木歴覧 嘉永五^一一八五二年 三二丁)。また、文化六(一八〇九)年付の、山本嘉兵衛から永谷三之丞への茶園の代金支払い済証書がある(永谷三之丞家文書調査済分 2-2)。
- 24 「御支配所」とは、京都代官所(京都市中京区西ノ京小堀町)のこと。田原郷(宇治田原

町)は、元和九(一六三三)年から皇室領となっている(宇治田原町教育委員会『宇治田原町史』第一巻 宇治田原町 一九八〇年一〇月 二七四〜二七八頁 文献リスト⑩)。京都代官所は、「皇室領の支配、貢租徴収・管理、諸作事など」の「皇室関係の御用」を勤めた。そして代官所の役人の数も、「禁中御用の職務をもつためか」、二〇名を越えた(『国史大辞典』第四巻 吉川弘文館 一九八三年二月)。この時の代官は、小堀勝太郎正明(天保一四一八四三年〜慶応三一一八六七年まで在任 文久一三一八六一年数馬と改名)だった。

25 「手代」とは、代官に雇用されて雑務に従事した下級役人のこと。郡代や代官によつて百姓の中から雇用され陣屋諸経費から給与を受けたが、この手代とは別に幕臣の手代もいた。また、寛政期(一七八九〜一八〇〇年)から手代と同じ業務をする幕府御家人身分の「手付」が新設された(『国史大辞典』第九巻 吉川弘文館 一九八八年九月)。「手付は幕臣としての身分・生活を保障されているという点で、「正規雇用」の武士であった。手付と手代は同じ仕事をこなしたが、代官所役人の多くは「非正規雇用」の手代が占めていた(岩城卓二「非正規雇用」武士の叫び 『人文』第六三号 京都大学人文科学研究所 三三〜三五頁)。

26 「古御料」とは、本御料のことで、慶長六(一六〇二)年に徳川家康が皇室領として献じた一万石余の地をいう(『日本歴史大辞典』第四巻 河出書房新社 一九七九年一月)。

27 「増御料」とは、宝永二(一七〇五)年に徳川綱吉から皇室領として献じられた一万石余の地のこと(『日本歴史大辞典』第四巻 河出書房新社 一九七九年一月)。

28 「新御料」とは、元和九(一六三三)年に徳川秀忠が皇女降誕の御祝いに皇室領として献じた一万石余の地のこと(『日本歴史大辞典』第四巻 河出書房新社 一九七九年一月)。

29 「元締衆」とは、手付元締(手付の首位)と手代元締(手代²⁵の首位)のこと。代官を補佐し、代官所の事務を統括する責任者である。京都代官所の「属僚には、元締方・御金方・御所御蔵方・御修理方・川方・地頭^{どかしら}など三〇名前後がいた(宇治田原町教育委員会『宇治田原町史』第一巻 二七八頁 文献リスト⑩)」という。

30 「御茶入日記」とは、茶壺を入れた箱の蓋裏に貼られる一枚の紙のこと。「茶壺の中の茶の種別銘柄・量目・茶詰の月日・詰主(精製した茶師)の名前など」が書かれている(林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史』3 一七八頁 文献リスト⑩)。

31 「大助」とは、女官の上位(天皇と顔を合わせる機会がある女房)である尚侍・典侍^い・掌(内)侍・命婦・女蔵人・御差の身分のうち、典侍(四人カ)の首位の者のこと。

- 典侍は、日常業務が天皇の食事の配膳、身支度・入浴の御用などであるため、掌（内）侍に比べ皇子や皇女を出産する機会が多い（高橋博『近世の朝廷と女官制度』五、一三頁他 文献リスト⑧）。
- 32 「御附武家」は旗本身分で、幕府から任命されて派遣（定員は二名）された。京都所司代に属しながら、月番交代で「毎日御所で勤務」した。「職務の中心となるのは、御所の門の警備と禁裏でかかる諸経費の監査」であつた。また公家衆の監察なども行い朝廷を監視した。禁裏付武家ともいう。寛永二〇（一六四三）年に設置された（石川和外「禁裏付武家」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館 二〇〇七年七月 一四二頁他 文献リスト⑤）。
- 33 「築山家」は、都築家の間違いか。なぜなら、安政二（一八五五）年と三（一八五六）年の「雲上明覧大全」によると「徳川殿旗本 御附武家衆」³²は、「大久保大隅守 相国寺門前」と「都築駿河守 寺町荒神口角」の二人である。大久保大隅守は「安政元年ヨリ」、都築駿河守は「安政二年ヨリ」と記載されている（深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 終風舎 二〇一一年一月 二〇九八頁 文献リスト①）。
- 34 「勘使」は、口向の諸役人（天皇の料理や御所の営繕など勝手向きの仕事を専門とする役人たち）の職名の一つで、食料をはじめ購人物の勘定会計事務を担当する（高埜利彦「公家鑑にみる朝廷の人びと」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館 二〇〇七年七月 九頁 文献リスト③）。「朝廷の三万二一石六斗」は、実際には「^{まかないがしろ}賄頭と勘使とで預かつており（賄頭は労務仕事で、勘使は勘定会計事務）、すべての物品食料を炭や薪に至るまで買い集めるのが勘使であつた（下橋敬長述『幕末の宮廷』一五六頁他 文献リスト②）。安政三（一八五六）年の「雲上明覧大全」には、「御勘使兼御買物」として、「徳川殿御附人 中村雅太郎 荒神口」、「同 篠原友太郎 同」、「召使 三宅刑部大丞 烏丸上長者町」、「内舎人 座田図書助 上賀茂」の四人が記載されている（深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 二〇九八頁 文献リスト①）。
- 35 「雑掌」は、公家の家臣である。「摂家・^{せいが}清華家・大臣家などの上層公家には諸大夫と侍という上級家臣が置かれたが、その他の^{ひらどうしやう}平堂上などにはそれが許されず、雑掌が家臣の筆頭とされた」（松澤克行「近世の公家社会」『岩波講座 日本歴史』第12巻近世3 岩波書店 二〇一四年一月 五七頁 文献リスト⑦）。「米三石程度の俸禄で堂上公家に出

仕」し、「公家の経営に関与」した（西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』 吉川弘文館 二〇〇八年一〇月 二五七頁 文献リスト⑨）。

36 「川ざらえ」とは、川の底にたまった土砂や汚物を取り除くこと。京都市上京区の御霊神社（上御霊神社）が安政三（一八五六）年の川ざらえの様子を描いた絵馬「鴨川浚砂持図」を所蔵している。「砂持」とは、社寺の地固めなどのために砂を持ち運ぶ（寄進する）ものである。鈴木栄樹「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画」によると、「安政三年五月半ばから七月はじめにかけて、洛中洛外から毎日数千の人びとが出動して、鴨川に溜まった中州十当時は「附洲」と称した十の土砂を浚渫し、祇園北林や安井門跡内（現在の安井金比羅宮の地）に運んだ」という。また絵馬には、「吹き流しや幟を押し立て、山車のように飾り立てた土砂運搬車を繰り出し、裸体に近い人びとや仮装して腰に鈴や鳴子をつけた人びとが乱舞する様子が躍動的に描かれて」いる（鈴木栄樹「幕末の鴨川水害と鴨川浚計画」京都市市政史編さん委員会『京都市政史編さん通信』第四一号 二〇一二年七月 一頁）。

37 「左近将曹」は、近衛府（行幸・行啓に供奉し、院御所の四方拜、御即位式、諸節会に勤め、行列の際は主君の前後に配置される）の地下官人の職名の一つである。将曹は四等官の主典に相当する。「多くの近衛府官人は上流公家家（摂関家・大臣家）に所属」し、朝廷での諸行事で脇役と下働きを務めた（スウェン・ホルスト「近世近衛府番長の発展」『福岡女子大学国際文理学部紀要』国際社会研究第二号 二〇一三年 一一四頁）。地下の家譜集成である『地下家伝』一五には、富敦邦という名で「文政三年 生」、天保八（一八三七）年に「兼補下北面」、天保一一（一八四一）年に「為女院北面」、天保一五（一八四四）年に「任左近衛将曹」と記載されている。安政三（一八五六）年には三七才（三上景文著 正宗敦夫編纂校訂『地下家伝』一五『覆刻 日本古典全集』地下家伝三 現代思潮社 一九七八年八月 七七二頁 文献リスト⑩）。地下官人とは、朝廷に仕えているが昇殿は許されない下級官人で、「近世においては主に朝廷儀式の参仕および儀式の調度品の調進を行つた集団」のことである（西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』 一頁 文献リスト⑨）。近世地下官人は、「外記方・官方・蔵人方・その他」の四つの組織に分類できるが、近衛府はその他に分類される（西村慎太郎「地下官人」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』 吉川弘文館 二〇〇七年七月 一九、二〇頁他 文献リスト④）。

38 「北面の侍」は、十一世紀の創設であるが、江戸時代には上北面と下北面とい

- う名目のみ残った。近世地下官人³⁷は、「外記方・官方・藏人方・その他」の四つの組織に分類できるが、北面はその他に分類され、院御所の支配を受けた（西村慎太郎「地下官人」高壱利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく人びと』一九、二〇頁他 文献リスト④）。上北面は「行幸の節御輿脇こしわきに供奉」するぐらいで「格別の御用」もなく、下北面は「取次やら堂上方の御世話など」をする（下橋敬長述『幕末の宮廷』二九二頁他 文献リスト②）。
- 39 「九条殿」について、安政三（一八五六）年の「雲上明覧大全」には、「従一位九条左大臣尚忠公 五九 堺町御門内西側 同 正二位大納言幸経卿 三四 同 従三位左中将道孝卿 一七」と記載されている（深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 二〇九八頁 文献リスト①）。九条尚忠（寛政一〇＝一七九八、明治四＝一八七一年）のことか。
- 40 「隨身」とは、高官の護衛として随従した近衛府（行幸・行啓に供奉し、院御所の四方拜、御即位式、諸節会に勤め、行列の際は主君の前後に配置される）の従者のこと（下橋敬長述『幕末の宮廷』一〇〇頁他 文献リスト②）。
- 41 「伝奏」は、朝廷と幕府の間の取次役である。「堂上公家どうじょうくけの中から選ばれ、禁裏御所（天皇）の側の役職者として、天皇の意思を伝えたり、その逆に奏上したり、また関白（摂政）、三大臣などの表の議政官と天皇とをつなぐ仲立ちとしての機能を果たした」（高壱利彦「公家鑑にみる朝廷の人びと」高壱利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく人びと』八、九頁 文献リスト③）。
- 42 「坊城殿」は、東坊城とうまきなが聡長（寛政一＝一七九九、文久元＝一八六二年）である。安政三（一八五六）年の「雲上明覧大全」には、二人の「武家伝奏」の二番目に「東坊城前大納言聡長卿 西院参町西角」と記載されている（深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 二〇九八頁 文献リスト①）。『東坊城聡長卿公武御用日記』を書き残している。
- 43 「三上信濃輔」は、安政三（一八五六）年の「雲上明覧大全」に、東坊城とうまきの前大納言聡長卿⁴²の二人の雑掌³⁵の一番目に「近衛府 三上信濃介」と記載されている（深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 二〇九八頁 文献リスト①）。地下の家譜集成である『地下家伝』一五には、三上武応という名で「文政四年 生」、嘉永四（一八五二）年に「兼信濃介」と記載されている。安政三（一八五六）年には三六才（三上

- 景文著 正宗敦夫編纂校訂『地下家伝』十五『覆刻 日本古典全集』地下家伝三 七七九頁 文献リスト⑬)。
- 44 「三大夫」とは、御服所(八人カ)の内右京大夫¹²以下三名の呼称で、勾当内侍¹¹に専属し、勾当内侍の命により書記として諸方への手紙などの文書や目録を作成する(高橋博『近世の朝廷と女官制度』 五、一九六頁他 文献リスト⑭)。
- 45 「諸大夫」とは、「撰家・清華・宮家・門跡など高位の家の専任の家令^{かれい}として家臣団の中心的な地位」にあり、家老または執事といった上級家臣になった地下官人³⁷のこと。撰家諸大夫の成立は、中世の中小公家が「権門」である撰闈家に所領を寄進し、「撰家の公式活動や日常生活など幅広い奉仕を勤める代わりに官位昇進についての推挙を求め」、室町時代には家来として位置づけられたことによる(中村佳史「撰家の家司たち」高榎利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』 吉川弘文館 二〇〇七年七月 七七頁 文献リスト⑯)。
- 46 「宇郷大舎人頭」は、宇郷重国(文政六¹¹一八二三¹²文久二¹¹一八六二¹²年)である。九条家³⁹の家士島田左近とともに佐幕派のために画策、特に和宮隆嫁の実現に奔走した。このために攘夷派志士に憎まれ、九条家下屋敷内の住居で暗殺され、松原河原に首をさらされた(安岡昭男編『幕末維新大人名事典』 新人物往来社 二〇一〇年五月 二〇九頁)。安政三(一八五六)年の「雲上明覧大全」には、九条家の一人の諸大夫⁴⁵の五番目に「四 宇郷大舎人頭」と記載されている(深井雅海、藤実久美子編『近世公家名鑑 編年集成』 20 卷 二¹¹九八頁 文献リスト⑰)。
- 47 「非蔵人」職は、慶長一一(一六〇六)年に再興され、賀茂・松尾・稻荷などの近畿社家や家筋の良い家から選ばれ、禁中や院中の雑事を勤めた。江戸後期には六四家、文久三(一八六三)年には八二家になり、宮中の掃除、公家の布団の上げ下げ、公家の膳の片付けなどを行つた(下橋敬長述『幕末の宮廷』 一三三¹¹一四二頁他 文献リスト⑱)。
- 48 「御取次」(御執次)は、御附武家³²の「すぐ下で禁裏御所の生活の実務」をこなす。旗本である御附武家が交代するのは異なり、「家筋が決まっており、代々禁裏の内向きの役務を最上位でこなす」地下官人である(高榎利彦「公家鑑にみる朝廷の人びと」高榎利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』 九頁 文献リスト⑲)。長橋局¹¹の配下で大勢の口向諸役人(天皇の料理や御所の営繕など勝手向きの仕事を専門とする

- 役人たち)を統括した(石川和外「葵裏付武家」高楚利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』一四三頁他 文献リスト⑤)。
- 49 「虫鹿豊後守」は、安政三(一八五六)年の「雲上明覧大全」に、七人の「御取次衆」の四番目に「右大夫 虫鹿豊後守 新烏丸切通下ル」と記載されている(深井雅海・藤美久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 二〇九八頁 文献リスト①)。地下の家譜集成である『地下家伝』五には、虫鹿秀興という名で文化八(一八二二)年「生」、天保一〇(一八三九)年に「兼豊後守」と記載されている。安政三(一八五六)年には四五才(三上景文著 正宗敦夫編纂校訂『地下家伝』五『覆刻 日本古典全集』地下家伝一 二二三頁 文献リスト②)。
- 50 「御台所門」とは清所御門のことで、築地塀で囲まれた御所の、西側に三つある門の真ん中に位置する(「安政造営内裏図」京都市編『京都市史』地図編 京都市役所 一九四七年五月 七三、七八頁 文献リスト⑩)。御所の一般参観の際はこの門が出入口となる。
- 51 「御末口御門」とは、御台所門⁵⁰を入って右(南)にある「御末口番所」の横の門のことカ(「安政造営内裏図」京都市編『京都市史』地図編 七三、七八頁 文献リスト⑩)。
- 52 「花袋」(はなぶくろ)とは、匂い袋(香料を入れた小さな袋)の一種カ。衣服に薫物をたきしめるためのより簡易な方法の一つとして、懐中に入れたり衣服の間に入れたりされた(神保博行『香道の歴史事典』柏書房 二〇〇三年六月 三九九頁)。
- 53 「中奉書」とは、中判の奉書紙(コウゾを原料とする純白で皺のない上質の和紙で、奉書に用いられた)のこと。一九五八年八月に紙パルプ連合会が規格化を試みて決定した原紙寸法は、約一尺二寸(約三六〣)×約一尺六寸五分(約五〇〣)(久米康生『和紙文化研究事典』法政大学出版会 二〇二二年一〇月 四七頁)。
- 54 「大鷹」は、大高とも書く。厚手で白く縮緬のような皺のある紙。マユミの繊維を原料にしたといわれるが、コウゾで漉かれている。大きさによって大高・中高・小高の別がある(『広辞苑』)。
- 55 「小奉書」とは、小判の奉書紙のこと。一九五八年八月に紙パルプ連合会が規格化を試みて決定した原紙寸法は、約一尺九分(約三三〣)×約一尺五寸五分(約四七〣)(久米康生『和紙文化研究事典』法政大学出版会 二〇二二年一〇月 四七頁)。
- 56 「建紙」とは、堅紙または立紙のことカ。折紙や切紙に対して、全紙をそのまま横長に用いたものをいう(高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』角川書店 一九六六年二月)。

- 57 「み先」^{みえ}とは、茶の選別過程において、茶を箕でふるった時箕の外へ飛び出す軽い浮葉や粉のこと（高野實『緑茶の事典』柴田書店 二〇〇五年一〇月 二五〇頁）。
- 58 「絹真田」^{きぬさなだ}とは絹製の真田紐のこと。真田紐は織って作るのので、組んで作る組紐のような伸縮性はない。刀の武具、荷紐、帯締めなどの呉服関係、茶道具を入れた桐箱の掛紐などに使われる（「京の真田紐屋はん」のホームページ www13.plala.or.jp/enami/）。
- 59 「染苧」^{からむし}とは、苧（イラクサ科の多年草で、茎の皮から繊維を採り、糸にして布を織る 木綿以前の代表的繊維）の繊維を染めたもの（高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』角川書店 一九六六年二月）。
- 60 「西の内」^{にしのみ}とは、常陸国（茨城県）久慈郡西野内村産の生漉コウゾ紙のこと。質はやや粗いが強いので、油紙の地紙、傘紙、大福帳などに用いられた（『日本国語大辞典』。水戸藩の保護奨励により発展した）。
- 61 「大奉書」^{おほほうしょ}とは、大判の奉書紙（コウゾを原料とする純白で皺のない上質の和紙で、奉書に用いられた）のこと。一九五八年八月に紙パルプ連合会が規格化を試みて決定した原紙寸法は、約一尺三寸（約三九[㍉]）×約一尺七十五分（約五三[㍉]）（久米康生『和紙文化研究事典』法政大学出版会 二〇二二年一〇月 四七頁）。
- 62 「小杉原」^{こすぎはら}とは、小判の杉原紙のこと。杉原紙は播磨国（兵庫県）の杉原谷で漉かれた薄くて柔らかな紙。すぎはら・すぎわら・すいばらともいう。小杉原は、縦七寸（約二一・二[㍉]）×横九寸（約二七・二[㍉]）で、鼻紙に用いられた（春名好重『和紙百話』淡交社 一九八四年五月 四三頁）。
- 63 「へぎ」^{へぎ}とはへぎ板（杉または槽の材を薄く剥いだ板）のことか、へぎ折敷^{へぎおしき}（へぎ板で作った折敷、縁のついた角盆または隅切盆^{すみぎり}）のことか（『日本国語大辞典』）。
- 64 「唐橋」^{からばし}は、京都市南区唐橋（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 65 「八朔」^{はつさく}とは、旧暦の八月一日のこと。農村で「田の実」の初収を祝う行事であつたが、「田の実」が「頼み」に通じることから、各地でこの日にさまざまな贈答を行う風習が生まれた（高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』角川書店 一九六六年二月）。
- 66 「諸白」^{もろはく}は、上質の酒の総称である。
- 67 「大宮通御池西側」^{おほみやとおみい池にしがわ}は、京都市中京区（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。

- 68 「左近将監」は、近衛府（行幸・行啓に供奉し、院御所の四方拜、御即位式、諸節会に勤め、行列の際は主君の前後に配置される）の地下官人³⁷の職名の一つである。将監は、四等官の判官に相当する。土山の本家は左右近衛府の右方の触頭であり、左方の触頭は調子の本家で、ともに将曹から将監まで進み、土山家は清華の久我家に付属した（下橋敬長述『幕末の宮廷』二九〇頁他 文献リスト②）。安政三（一八五六）年の「雲上明覧大全」には、七人の「御取次衆⁴⁸」の五番目に「近衛府 土山右近将監 百万遍屋敷」と記載されている。左近将監は誤りで、正しくは右近将監カ（深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻 二九八頁 文献リスト①）。地下の家譜集成である『地下家伝』一六には、土山武宗という名で「文政五年ママ 生」、天保七（一八三六）年に「転右将監」と記載されている。安政三（一八五六）年には四七才（三上景文著 正宗敦夫編纂校訂『地下家伝』十六『覆刻 日本古典全集』地下家伝三 八二二頁 文献リスト⑩）。土山家は御附武家³²の設置以前は、口向（天皇の料理や御所の置繕など勝手向きの仕事）に関することについて、幕府側の窓口である京都所司代と直接交渉したり、連絡したりしていた（石川和外「禁裏付武家」高壱利彦編『身分的周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』一四四頁 文献リスト⑤）。
- 69 「境町御門之内西側」は、京都市上京区京都御苑（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 70 「新鳥丸上ノ切通し南西角」は、京都市上京区仙洞御所南東の方（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 71 「福本丁」は、京都市左京区福本町（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 72 「鴨川筋丸太丁上」は、京都市左京区丸太町橋付近カ（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 73 「下立うり千本西入」は、京都市上京区（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 74 「城太郎」とは、永谷城太郎のことで、伊八郎（福重 香雪園⁷）の息子（次男）である。伊八郎家の過去帳によると、明治三〇一（一八九七年）に六六歳で死亡した。
- 75 「梨ノ木丁」は、京都市上京区京都御苑（『京都府都市地図』昭文社 二〇〇三年九月）。
- 76 「乳人」とは、御乳人^{おちのひと}のことカ。親王以下の乳母のことをいい、天皇の乳母は「大御乳^{おち}」という（下橋敬長述『幕末の宮廷』二五頁他 文献リスト②）。貴人の幼児の保育全般に携わる。

77 「御賄頭」(おまかないがしら)は、口向諸役人(天皇の料理や御所の営繕など勝手向きの仕事を専門とする役人たち)の職名の一つである。口向の管理を十分なものにするために、幕府は御附武家以外にも寛永二〇(一六四三)年に江戸から武士を派遣した。勘使³⁴と同じ職掌だが、御賄頭は「御所で働く人々の労務管理」を役務とした(高埜利彦「公家鑑にみる朝廷の人びと」、石川和外「禁裏付武家」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく人びと』九、一四四頁 文献リスト③、⑤)。安政三(一八五六)年の「雲上明覽大全」には、「御賄頭」として「徳川殿御附人 鈴木権十郎 荒神口 同 松野三平二 浄華院内」と記載されている(深井雅海・藤妻久美子編『近世公家名鑑編年集成』20巻二二九八頁 文献リスト①)。

参考文献リスト

- ① 「雲上名覧大全」安政三年 深井雅海・藤実久美子編『近世公家名鑑編年集成』20
巻 柊風舎 二〇二一年一月
- ② 下橋敬長述『幕末の宮廷』東洋文庫353 平凡社 一九七九年四月
- ③ 高埜利彦「公家鑑にみる朝廷の人びと」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝
廷をとりまく人々』吉川弘文館 二〇〇七年七月
- ④ 西村慎太郎「地下官人」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく
人びと』吉川弘文館 二〇〇七年七月
- ⑤ 石川和外「禁裏付武家」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとりまく
人びと』吉川弘文館 二〇〇七年七月
- ⑥ 中村佳史「摂家の家司たち」高埜利彦編『身分的周縁と近世社会8 朝廷をとり
まく人びと』吉川弘文館 二〇〇七年七月
- ⑦ 松澤克行「近世の公家社会」『岩波講座 日本歴史』第12巻近世3 岩波書店 二
〇一四年一月
- ⑧ 高橋博『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館 二〇〇九年七月
- ⑨ 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館 二〇〇八年一〇月
- ⑩ 「安政造管内裏図」京都市編『京都市史』地図編 京都市役所 一九四七年五月
- ⑪ 林屋辰三郎・藤岡謙二郎編『宇治市史』3 宇治市 一九七六年三月
- ⑫ 宇治田原町教育委員会編『宇治田原町史』第一巻 宇治田原町 一九八〇年一〇
月
- ⑬ 三上景文著 正宗敦夫編纂校訂『地下家伝』一〜三十三『覆刻 日本古典全集地
下家伝』一〜五 現代思潮社 一九七八年八月

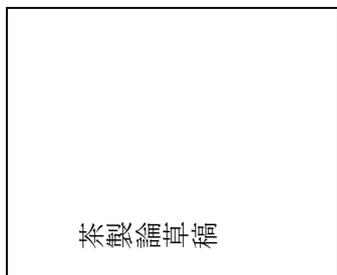
永谷伊八郎家文書
「茶製論草稿」 解読文

解説にあたっては、可能な限り原文書の記述を忠実に表現することに留意した。主な留意点は以下のとおりである。

- (1) 一行の字数は原則として原文書どおりとした。
- (2) 解説文中の□1や□2などの頁数の記載は、解説者が付したもので、原文書には存在しない。表紙を除き、表紙の次の見開きを1頁目とし、順次頁数を数えた。
- (3) 用字は原則として新字体により、旧字・略字・異体字は常用漢字に改めた。ただし、合字の「ろ(より)」は、そのまま用いた。
- (4) 助詞の「ニ(に)」、「者(は)」、「而(て)」、および「并(ならびに)」はそのまま用いた。
- (5) 判読できない文字は□とし、推定できる文字は(○)、疑問の残る場合は(○カ)と、それぞれ右傍らに小活字で表記した(ただし、二行割りの箇所では、文中に入れ込んだ)。
- (6) 誤字についても、推定できる文字は(○)、疑問の残る場合は(○カ)と、それぞれ右傍らに小活字で表記した(ただし、二行割りの箇所では、文中に入れ込んだ)。
- (7) □6以降、原文書の計算が間違っており数字が合わないと思われる箇所は、訂正せず(ママ)と、小活字で表記した。
- (8) 原文書の抹消箇所には二重取消し線を用い、訂正されていた語句については、右にポイントを落して表記した。抹消された文字を判読できない場合には、■で示した。
- (9) 挿入は、原文書の位置に、ポイントを落として表記した。
- (10) 原文書にあったルビは、そのままルビとして表記した。

解読文

(表紙)



1

茶論 南山茶夫藤原重賢

夫茶の性の清たるや春夏秋の三季に芽を生し冬に至
つて花咲き翌年春分より漸次に実を結び秋白露
の時節に熟す常磐の嘉木なれば勝土佳水の靈地に
あらされは色香味の三絶兼備の良品産出する能はず故に
其効能又多し第一服するに業を勸めて倦さらしめ暑を
凌ぎ寒を禦き痰を去り渴を止め気を下し食を化し目
を明らかにし睡を少し都て身神(しん)をして保全なら
しむ余ハ茶経に譲つて枚挙する能はず宇内広しといへ
とも古来より山城近江の産最も良品なり然りいへとも
新園古園の差別あり中昔書体飲食喫茶の三礼

2

とて式さえ定められ専ら日用の品とす依つて何れの国
にても五穀不熟の田甫及ひ山間險阻の地を開墾し播
種培養すれば良品に至らずとも国に利あり民に益あ
り中にも地味養肥の善悪選はずんへあるへからず○土は
黒には石ませりを上々とし真土石交りを其次とし
黒すくも赤すくも又その次なり真砂土赤砂土及ひね
はつち灰土等は下なり肥ハ人糞油滓を上とし羽
鯀干鱒を其次とし鳥糞焼酎粕を又其次とし水藻

及ひ牛馬の糞等は下なり方今諸国の産有多中仮令
 新開の地たりとも争か茶に適ふ地所なきにしもあ
 らす頗製法至要なりその時節の大概ハ春分八十八
 夜前後土地の寒暖に応し生芽光沢輝々たるを程
 とし摘採水を弁し薪炭を撰ひ蒸焙に心を尽し
 精製の法を研究し且収貯久蔵の術を施こさは宇
 内の産年を歴すして一も良品ならざるはなし豈獨
 山城近江に限らんや恨むらくは湖江育子の思をなし、
 精製純良の一品と諸国製産疎漏の雜品と価格相応
 せざることを附てハ良品も下品に流れやすし糞くは四方の
 諸君價位品格深く鑑定し改正の時至らは宇内奉て
 精製の良品繁殖せんこと疑なし此の交際の秋に当り各国
 冀望の數品を以て盛大の貿易せハ終に皇国茶の美名
 を万邦に轟ろかさんこと鏡を懸てみるべしと爾いふ

3

(付紙)

「アルヘカラス」○

○畑地は南受の湿気なきを善とす若湿気等ある地は

湿気祓を処々になすべし」 〔2〕の4行目「○」の後ろへ挿入

「ホトトシ」○

○茶園の真中を路にしひんすらより摘始へし摘様は」 〔3〕の4行目「○」の後ろへ挿入

茶製論

第一条摘採の事

茶は土地の寒暖により産出の遲速ありといへとも凡春分
 八十八夜前後葉の艶きらきらするを程とし○三葉かけに
 こきあけ 但シ三葉かけとて眞葉より下た三葉のこし
 下葉の方葉計採り茎を園に残し置也 一人毎に持
 ちし摘籠へ摘採り小一盃になりたらは別の運ひ籠
 へ移し日蔭の方或は日覆等いたし置へし 但シ茶摘女
 一人毎に
 摘採芽目方二貫五百目前後なり尤も葉の
 こほれぬやう尚古葉の (は脱カ) いらぬやう注意すべし

第二条運ひの事

摘採の茶葉を運び籠に日覆等入念いたし持帰り

生葉冷まし籠へ移しかき廻し置へし 但し雨芽等は
日に干し

度々かきまへし露とれよ直ちに日蔭へ入置へし雨中ならば家の内
又へ土蔵の庭へ蓆を敷き生葉を明け度々かき廻すべし露とる者な
り亦も籠やけ庭やけ等の出来ぬ
やうに注意すべし

第三条蒸の事

釜に清き水を汲入上枯の松割木にて焚き釜の真中へ湯玉

のあかるを程とし蒸籠へ生葉の目方六拾 (ぬのこ) 錢 前後を入れ

こしきに懸け蓋を仕葉のしんなりとする時蓋をとり

竹箸にて能くかき廻し蓋を仕暫時して蓋をとり蒸

台へあけ明くべし 但し蒸し過れば色を損ず若蒸へかゝり
とて葉赤く斑たらになるなり能々注意すべし

蒸籠の内に葉の引付きあるものなり手箒にて能々払

ひ取り直くに生芽を入れ先の如くに甑きかけ蓋をすべし

尤蒸籠は二つにて交換するなり台の上へに明けたるむし芽

団扇にて手早くあをき冷まし籠へ入れ置へし 但し蒸芽
あをき

の小者一人雇ひ置吉業

芽あらは拾ひ取らすべし 毎日泊り芽目方拾四五貫目用意すべし

4

但し泊り芽へ冷し籠に目方壹貫五百目前後を外面へ出し夜露をとり置くべし

尤も少し水をぬきかき廻し置もよし此の泊り芽目方は持炬拾挺の積り

なり其余に泊り芽出来てへあしく
よりかぬるものなり

第四条焙炉の事

朝早く炉中へ上炭目方式貫五百目前後をつき壘式把半

計きせ焚付火の能く移る時を伺ひ鉄橋を架し銅製敷

鉄製の網みを敷きしよたんをかけ蒸芽炉一挺に目方五

百目前後を入れ露とりとて能々かき廻し仮りにも葉にぬ

くミの入ぬやうに用心し葉のしなひれるに随ひ柔々揉み

かけ少し黒ミ附きかける頃より力らを入れ揉ミ込ミ茶葉の

紙よりのやうによりていよゝゝ黒ミ附かは手早く手合せして

手合トハ両手を合し

をかむやうにすること しな上げとて一度炉より上げ藤箕等に

入冷まし置へし 但焙炉仕(師)の者足下とへ葉のこぼれぬやう注
意すべし尤焙炉はぼうの木くぬ木等

の上焼炭よし焼け過ぎは火氣弱くなまやけは煙りて茶味を損ず炭は朝に

つぎ一日の間持ちこたゆるやうに用心しやり火こぬやうに注意すべし○焙炉

の上たん紙は美濃の国産厚つ紙か若狭の国産仙過紙等よし張紙は
大和の国宇田(陀)紙か国柄(柄カ)紙等よし其土地の便利に任せともむへし 右しな

あけの茶壺棹半ふり凡目方七百目前後を二番焙炉へ入れ柔ワ

揉かけ乾くに随ひ力を入れ揉ミ込ミ次第に葉の揃ふやうに

炉中にて拾ひ取り力らに任せ十分に揉ミ茶葉さら々として

色艶よく細く丸よりに伸んへりなりたる時煉焙炉へ移し手

合せして干置へし 但し煉焙炉は持焙炉式棹に壺棹ツ、別に用意すへし
煉焙炉の炭は壺棹に凡目方壺貫目前後をつ

壺貫把半計きせ焚付置火よく移らは壺灰を少しかけ葉の
こけぬやうに注意すべし焙炉粉は葉の干上り度毎に壺分目位の簾にて設置へし

此の二番焙炉仕は茶の形容を上品に拵らへ上ることなれば至て大事

のものなり太切に心得へし煉り炉に干置し茶の炉肌を乾く時を

伺ひ丁度葉の裏返るやうに返すべし 茶葉の焦けぬやうに度々
見廻りかきまひすべし 煉り上りの茶

は張り子等に入れ棚に上げ置き焙炉仕舞の時炉中の火を取捨て上たん

5

の上に煉紙壺枚敷き揚げ煉り致し焦けぬやう度々かき廻し煉り上り

たれば仮に洪張の大袋へ入れ能き罍壺へ移し入疋と封して貯へ

置へし 但し煉紙とて美濃の厚紙か若狭の仙過にて張置へし
焙炉仕(師)壺人二付生孝目方日に四重五百目前後焙り上へし 尤も焙

焙炉仕の者上手計り揃ひたる節は銘々上げに致すべく其時は焙壺棹に生芽

目方六百五拾目前後を入れ前文の通り製法し別にしな上げするに及ハす

煉り上げ迄追通ふしに手祓等いたさぬやうに能々注意いたすべし

第五条 撰方箕箒并簾方総て製法の事

罍壺より茶を取出し蔓るきりとて四歩目前後の簾にて一度とを

し箕にて箒 尤も葉の飛ぬやうに注意す
へし則荒箕なり 罍壺等へ入置シツカリト封スへし 箒出し先を別にいたし

箕の元を骨黄にて撰るへし 但し骨黄撰とへ荒骨と黄なる葉を拾ひ
とるなり則荒撰又へ一撰とも言なり

撰上げの茶を炉にかけ煉上りの上へ二歩目前後の簾にて二度計り

通し返し張子箕にて箒出すへし 薄葉雜りの粉出るなり此薄葉
雜りの粉を五厘目位の簾にて

篩ひ上へハ薄緑と名付る品 箕の元の上茶は流し撰とて中味切先等を
下たは上粉なり

拾ひ取へし 但し中味は色變りの葉切先は細き骨なり
則流し撰又は二撰りとも言なり 撰上りの茶を又々

炉にかけ煉り上りの上へ壺分五厘目位の簾より壺分三厘又は壺分壺式厘

尚壺分目位の簾迄壺棹の簾毎に式三度ツ、通し返し段々下りに

とをしおろし又々張子箕にて箒出すへし 此度も又薄葉雜りの
粉出るなり前条のごとく

五厘目位の簾にて篩ひ上へは上葉先とて若緑と名付る茶 前件の如く製
 下たは上々粉なり尤先の分とハ一段上品出るものなり
 法仕立上りの茶は壺及ひ櫃又は洪張り大袋に入れ売買なすへし
 生ま焙炉の時に祓き置し焙炉粉は五厘目位の簾にて篩ひ分け
 二段となし簾の上へ下たとも別々に簸出し上への方へ荒甚粉下の方へ
 細き真粉箕の元にとまるなり此の両の真粉別々に撰り上げ両品
 とも上茶へ調合すへし又上へ下た二段の箕先ハ則焙炉粉なり
 荒箕の時簸出し置し箕先は壺分五厘目位の簾にて篩ひ祓
開壺ヲ取出シ (抜カ)

6

(抜カ)
 き又其下たを五厘目位の簾にて篩ひ祓き上中下三段となし
 壺段毎別々に簸出し上へ中か二段の簸出し元は撰り上げ
甲
 壺分五厘位の簾にて二三度通し返し中味とす下た一段の簸
 出し元は撰り上げ中味調合の真粉とす右上中二段の簸出し先は
 荒撰の骨屑へ調合し撰葉又ハ川柳又ハ青柳と名付る茶
 なり下た一段の簸出し先ハ焙炉粉へ調合なし則焙炉粉と
 名付る茶なり

晩茶之事

生芽摘株仕舞の後一日も早く台刈とて古き葉を鎌にて
押付
 刈取り一貫目籠ニ入持帰晩茶蒸籠ニ入釜にかけ尚又蒸桶
押付
 に晩茶一盃入れ蒸籠の上へうつふせ置焚置むし上り次第筵ノ上へ
 上ケ能モみ骨を拾ひ取葉を日に干乾し八歩目位の簾ニ而
 通し骨を取別ニ有合の籠等へ入置蒸の時ニ口ひ取し○ 11ア行目○の前へ続く

茶畑開拓表

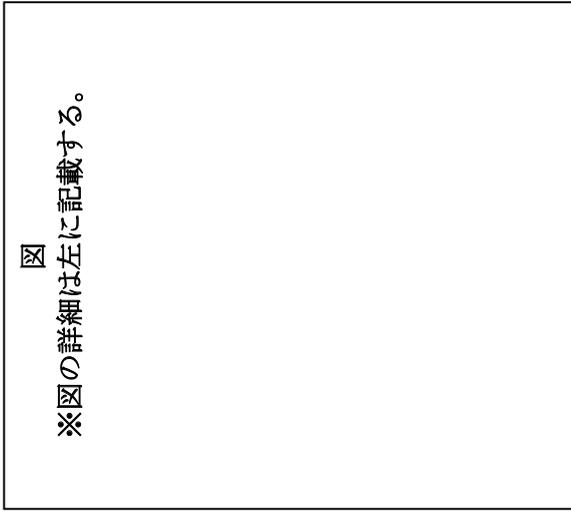
上場	壺段歩二付	開拓手間百人	此代金拾八円七十五銭 <small>壺人付拾八銭七厘五毛也</small>
中場	同断	同 百五十人	同 廿八円十貳銭五厘
下場	同断	同 三百人	同 五拾六円廿五銭
	茶実六斗 <small>壺升二付貳十銭也</small>	根肥油粕 六玉 <small>壺ツ四十銭也</small>	実蒔付手間 四人 <small>壺人二付拾八銭七厘五毛</small>
	代金拾貳円	代二円四十銭	代七拾五銭

初年	五十荷入石匠并手間共 肥ワカシ壺 壹箇 代金貳円	同断 水肥油粕 六玉 代二円四十銭	同断 根肥入手間 貳人 五月頃 代三十七銭五厘 ワカシ水肥持手間 壹人半 九月頃 代廿八銭壹厘三毛 同断 草引手間 貳人 代三十七銭五厘
上場入費惣計三十九円三十三銭壹厘三毛 中場入費惣計四十八円七十銭六厘三毛 下場入費惣計七拾六円八十三銭壹厘三毛			
7	春高度 同断 水肥油滓 十式玉 代四円八十銭	凡十五分 壹荷二付六銭貳厘五毛 株巻ホトロ 十五荷 代九十三銭七厘五毛	春高度 同断 水肥持手間 四人 草引とも 代七十五銭
二年	六月頃 同断 水肥油粕 六玉 代貳円四十銭 九月頃 同断 水肥油粕 拾式玉 代四円八十銭		六月頃 同断 水肥持手間 貳人半 草引とも 代四十六銭八厘八毛 同断 株巻ホトロサカシ手間 貳人 代三十七銭五厘 九月頃 同断 水肥持手間 四人 草引とも 代七十五銭
上場入費惣計五拾四円六拾壹銭貳厘六毛 中場入費惣計六十二円九十八銭七厘六毛 下場入費惣計九十円拾壹銭貳厘六毛			
三年	春 同断 水肥油滓 六玉 代貳円四十銭 六月頃 同断 水肥油粕 六玉 代貳円四十銭 冬 同断 振肥油粕 貳十五 代八円	六月頃 同断 間敷ホトロ 五十荷 代三円拾貳銭五厘	春 同断 水肥持手間 二人半 草引とも 代四拾六銭八厘八毛 六月頃 同断 中堀手間 三人 代五十六銭貳厘五毛 同断 間敷ホトロサカシ手間 三人 代五十六銭貳厘五毛 六月頃 同断 水肥持手間 貳人半 草引とも 代四十六銭八厘八毛 冬 堀返し手間 五人

目 年 五

振^冬肥油粕 三十五

代十式円



八十八夜頃
土掛手間 三人

代五十六銭貳厘五毛

夏
中堀手間 五人

代九十三銭七厘五毛

夏
間敷ホトロサカシ手間 三人

代五十六銭貳厘五毛

秋
水肥持手間 壹人半

代廿八銭壹厘三毛

冬 (入肥^カ)
振肥手間 四人

代七十五銭

同
掘返し手間 五人

代九十三銭七厘五毛

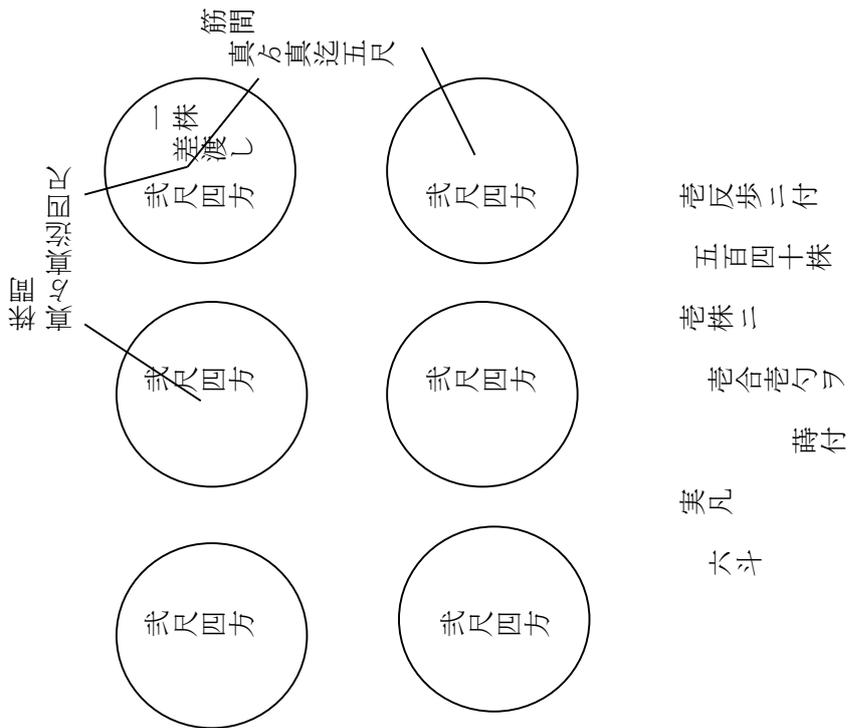
入費

上場惣計百拾九円三十銭五厘五毛 中場入費惣計百二十八円七十銭五毛 下場入費惣計百五十六円八十二銭五厘五毛

六ヶ年目々茶ノ生芽出方ニ応し間敷ホトロ并油粕ノ振肥等年々多分ニ入足ス事
前書之通りニ手入等致候ハ、中場下場共ニ上場同様之收穫ニ相成候事

※図の詳細

法 付 時 実 茶



茶生芽収獲表

植	茶畑一反歩二付	一番摘生葉	二番摘生葉	合計
付	上場	三拾貫目	不摘採	
ヨ	中場	貳拾貫目	同断	
リ	下場	十貫目	同断	
五		上場壹貫匁二付貳十錢		
年	惣計六拾貫匁	中場壹貫匁二付十八錢	平均金十七錢六厘六毛□	(百九)
目	干上茶凡十貳貫匁	下場壹貫匁二付十五錢	但明治八年の相場	
同	茶畑一反歩二付	一番摘生葉	二番摘生葉	合計
六	上場	四拾五貫匁	不摘採	
ヶ	中場	三拾貫匁	同断	
年	下場	十五貫匁	同断	
目		上一貫匁二付 貳十錢	平均金十七錢六厘六毛□	(百九)
	惣計九拾貫匁	中 同 十八錢	同断	
	干茶凡十八貫匁	下 同 十五錢		
9	茶畑一反歩二付	一番摘生葉	二番摘生葉	合計
同	上場	六十貫匁	十八貫匁	七十八貫匁
七	中場	四十貫匁	五貫匁	四十五貫匁
ヶ	下場	貳十貫匁	不摘採	
年		上壹貫匁二付 貳十錢	平均十九錢六厘六毛□	(百九)
目	惣計百四十三貫匁	中同 貳十錢	但同断	
	干上茶凡廿八貫六百匁	下同 十七錢		
同	茶畑一反歩二付	一番摘生葉	二番摘生葉	合計
八	上場	七十五貫匁	廿五貫匁	百貫匁
ヶ	中場	五十貫匁	十貫匁	六十貫匁
年	下場	三十貫匁	五貫匁	三十五貫匁
目		上壹貫匁二付 廿五錢	平均廿貳錢六厘六毛□	(百九)
	惣計百九十五貫匁	中同 廿三錢		

	干上茶三十九貫匁	下同	貳十錢	但同斷
	茶畑老反歩二付	一番摘生葉	一番摘生葉	合計
古	上場	百八十貫匁	三十五貫匁	貳百十五貫匁
園	中場	百廿貫匁	三十貫匁	百五十貫匁
ノ	下場	七十貫匁	貳十貫匁	九十貫匁
部	惣計四百五十五貫匁	上巻貫匁二付四十錢		
	干上茶九十巻貫匁	中	三十錢	平均三十一錢六厘六毛口 ^(ヨカ)
		下	廿五錢	但同斷

培養見積

- 上場四段歩 但し初葉五百貫目摘 干茶老貫目二付入費見積り
 一玉二付四十錢替 二番芽百五十貫目摘 老荷二付六錢二厘五毛
- 一 振肥 合油滓貳百玉代金八拾円 一 間敷ホトロ三百荷代金八円七十五錢
水肥 一ヶ年 老人二付拾八錢七厘五毛也
- 一 税金 凡六円 一 培養手間百三十五人代金二十五円卅一錢貳厘五毛
小入用共
- 合金百三拾円六錢貳厘五毛

同製法見積

- 一 初摘百六十五人代金二十六円(ママ) 老人二付廿錢也 一 初焙師百拾人代金二十八円六十錢 老人二付二十六錢
- 一 初蒸十老人代金二円七十五錢 老人二付廿五錢也 一 追廻し十一人代金三円三十錢 老人二付三十錢也
- 一 茶運ひ 老人二付十錢 一 初飯焚女十一人代金老円三十貳錢 老人二付十二錢也
- 一 茶あふり 合廿貳人代金二円二十錢 老人二付廿錢也 一 二番茶摘七十五人代金十五円 老人二付三十老錢貳厘五毛
- 一 二番茶蒸七人代金老円七十五錢 老人二付廿五錢也 一 二番茶師三十五人代金十円九十三錢七厘五毛 老人二付十錢也
- 一 二番飯焚女七人代金八十四錢 老人二付十錢也 一 二番あふり兼七人代金七拾錢
- 一 藁初二番共代金老円五拾錢 老人二付十錢也 一 紙代初二番共金五円五十錢 老円二付七本也
- 一 割木初二番共廿五駄代金六円廿五錢 老圓二付廿五錢也 一 上炭初二番共百三拾本代金十八円五十七錢 老東二付三錢五厘也
- 一 柴初二番共四十五束代金老円五十七錢五厘

10

- 一 初二番とも老石二付六円五十錢 一 初二番とも 老升二付十貳錢也
- 一 白米貳石老斗代金十三円六十五錢 一 酒三斗七升代金六円拾錢(ママ) 老本二付三錢五厘也
- 一 初二番共 金八円 一 手箒十二本代金四十貳錢 老ッ二付五錢也
- 一 肴代 金八円 老ッ七錢貳厘五毛也 一 竹の笠十五代金七十五錢 老本二付老錢五厘
- 一 みの十五代金老円八錢七厘五毛 一 団扇貳本代金三錢
- 一 手拭二十三筋代金老円三十八錢 一 籠屋手間三人代金八十六錢七厘五毛(ママ) 老人二付十八錢七厘五毛
- 一 糊刷毛三本代金三十錢
- 一 桶屋手間其外諸品損し分見積金三円五十錢

金百七拾貳円八十七錢七厘五毛 又煙草二十斤 代金二円

合金三百四円九十四錢

右初五百貫生芽此干上ケ百貫目

二番百五十貫生芽此干上ケ二十貫目 總計百三十貫目也
但し五貫目立 此立敷 貳拾六本也

五貫目壹本二付元付金壹円拾五錢五厘五毛也
十七十二錢八厘五毛 (ヨカ)

茶製入用の諸器類 但し生芽焙炉十挺煉焙炉五挺都合
十五挺の見積り

- 一。釜 壹ツ 口蓋渡し 壹尺六寸
- 十二。焙炉 拾五挺
- 十五。上たん 十五挺振り
- 十三。鉄橋 七十五本
- 。二又火箸 一本
- 十四。網 十五枚 鉄か銅にて造る
- 六。茶摘籠 十六
- 七。運ひ籠 大ニツ八百目籠 小ニツ六百目籠
- 八。生芽冷し籠 大小入りにて十六枚
- 九。蒸冷し籠 二十枚
- 廿六茶簾九枚 四分目壹枚 五厘目壹枚 二分目口枚 一分五厘目壹枚 老分迄取合六枚
- 三。蒸籠 二ツ
- 四。蒸籠蓋 二枚
- 五。竹箸 一膳
- 五。甌き 壹ツ
- 廿七戸板 一枚
- 廿八戸板足 四ツ
- 廿九撰張子 十
- 三十骨見張子 十
- 三十一。台張子 十
- 三十二請張子 貳枚
- 十六。大鍔出し箕 はり 二枚
- 十七。小張箕 五枚
- 十九。藤の七箕 八枚
- 十。蒸明け台 一ツ
- 十九。手帚 十二本
- 十一。小手帚 二本
- 四十棕欄帚 一本
- 廿六開壺三本入 十本
- 三十七開壺三ツ持 十本
- 廿九茶櫃 六ツ
- 廿五張大袋 二十五本
- 廿八開壺口紙 貳十枚

11

- 廿一灰割 鉄にて造る 三丁
- 廿三置火かき 木か鉄にて造る 三挺
- 十八。団扇 二本
- 廿四火消壺 大三本
- 二十糊桶 三ツ
- 廿一糊刷毛 三本
- 廿五煉り紙 十五枚
- 四十一上筵 四拾枚
- 廿三六貫目秤 壹丁
- 廿四三貫五百目秤 壹丁
- 四十二コマ筵 五十枚
- 四十三壹貫目籠 三荷
- 四四晚蒸 一ツ
- 四五晚蒸桶 壹ツ
- 四六晚簾 八歩目 壹丁
- 四七繩 十貫目
- 。火吹竹 一ツ

{6}の13行目○の後へ続く

○骨と簾の上の骨と一所二目二千能々乾かしから竿か横さし
のつち二而能々打簾二而篩ひ細かくなし先に取置し葉と

調合しユマメ筵ニ正三五貫目入売買スへし

一番茶之事

一番茶へ台刈後三十日位の日数を経て芽生ちらく出る

ものなり初茶のやう出揃迄見合せ居ては先暑の節ゆへ早本出の葉こわるもの

なり芽出次第■少しつゝ二ても摘取製方スへし製法仕

様は初茶ニかわることなし依而略之

京都府宇治茶に関する古文書調査 分析調査報告書（年度別一覧）

平成 27（2015）年度調査報告書

- ・永谷伊八郎家文書 目録凡例・全目録
- ・永谷伊八郎家文書 主要文書解読文
- ・永谷伊八郎家文書 主要文書現代語訳
- ・永谷伊八郎家文書 主要文書史料解説

平成 28（2016）年度調査報告書

- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」解読文
- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」校注・参考文献
- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」現代語訳

平成 29（2017）年度調査報告書

- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」史料解説
- ・永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」解読文

平成 30（2018）年度調査報告書

- ・永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」現代語訳
- ・永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」校注
- ・郷之口区有文書 主要文書目録・主要文書解読文
- ・郷之口区有文書 主要文書現代語訳
- ・郷之口区有文書 主要文書史料解説
(付表：「茶役記載分免状・皆済目録一覧（上町村）」
「茶役記載分免状・皆済目録一覧（下町村）」)

令和元（2019）年度調査報告書

- ・永谷伊八郎家文書 「茶製論草稿」解読文
- ・奥田熊次郎関係文書 主要文書解読文
- ・奥田熊次郎関係文書 主要文書史料解説

京都府宇治茶に関する古文書調査 ②

『永谷伊八郎家文書』 分析調査報告書

責任編集 島津良子
(京都文教大学地域協働研究教育センター客員研究員、奈良女子大学講師)

発行日 2021年3月

発行者 京都府農林水産部農産課

※本報告書は、京都府から京都文教大学に委託し、平成27年度から令和元年度にかけて実施した調査に基づき作成した。

